第1回 相模原市·城山町合併協議会

日時:平成18年4月24日(月)午後1時30分から

場所:けやき会館 5階 大樹の間

<相模原市・城山町合併協議会事務局> 〒229-0036 相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階

TEL (042)769-8206(直通) FAX(042)768-4066

E-mail:kouiki@city.sagamihara.kanagawa.jp

目 次

議事

<報告事項1>

相模原市・城山町合併協議会規約について・・・・・・・・・・1
相模原市・城山町合併協議会幹事会規程について・・・・・ 7
相模原市・城山町合併協議会専門部会規程について・・・・・・・9
相模原市・城山町合併協議会事務局規程について・・・・・・・11
相模原市・城山町合併協議会財務規程について・・・・・・・・13
相模原市・城山町合併協議会会議運営規程について・・・・・・・17
相模原市・城山町合併協議会会議傍聴規程について・・・・・・19
•
平成18年度相模原市・城山町合併協議会事業計画について・・・・・・21
平成18年度相模原市・城山町合併協議会予算について・・・・・22
合併協定項目について・・・・・・23
合併の方式について・・・・・・・・・・30
事務事業一元化の基本方針について・・・・・・・・・・・33
合併の期日について・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
新市の名称について・・・・・・・・・・・38
新市の事務所の位置について・・・・・・・・・・・・・・・・・40
議会議員の定数及び任期の取扱いについて 42
農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
特別職の身分の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・48
一般職の職員の身分の取扱いについて・・・・・・・・・・・ 52
財産の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
条例、規則等の取扱いについて・・・・・・ 72
事務組織及び機構の取扱いについて
行政連絡機構の取扱いについて・・・・・・・・・・・92
慣行の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・100
公共的団体等の取扱いについて・・・・・・・・・・104
町名・字名の取扱いについて・・・・・・・・114
土地利用の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・120
上下水道事業の取扱いについて・・・・・・・・・・123
地方税の取扱いについて・・・・・・・・・・・130
国民健康保険事業の取扱いについて・・・・・・・・・・134
介護保険事業の取扱いについて・・・・・・・143

協議第25号	保健衛生事業の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
協議第26号	使用料、手数料の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	166
協議第27号	補助金、交付金等の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
協議第28号	一部事務組合等の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	292
協議第29号	消防団の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	295
協議第30号	防災事業の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
協議第31号	地域自治区等の設置及び都市内分権について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	307
協議第32号	相模原市・城山町合併市町村基本計画(素案)について・・・・・・・	315
<報告事項2	2>	
報告第8号	各種事務事業の取扱いについて (B・Cランク) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	316
報告第9号	合併まちづくり計画(案)について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	395
その他		
/ - \		
	県から移管される事務について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	京市・城山町合併市町村基本計画(素案)の公表及び意見募集要領	(案)
について		397
(3)相模原	京市・城山町合併協議会協議スケジュール(案)について ・・・・・・・	399
(4) 今後の)協議会開催日程(案)について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	400

[※] この協議会資料の協議議案に添付している参考資料の現況比較表のうち、藤野町の欄については、参考として、主に相模原市・藤野町合併協議会の資料の内容を記載しております。

報告第1号

相模原市・城山町合併協議会規約について

平成18年4月12日施行の相模原市・城山町合併協議会規約について、次のとおり報告する。

平成18年4月24日提出

相模原市 · 城山町合併協議会会長 小川 勇夫

相模原市 · 城山町合併協議会規約

(設置)

第1条 相模原市及び城山町(以下「関係市町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

(協議会の名称)

第2条 合併協議会の名称は、相模原市・城山町合併協議会(以下「協議会」という。)とする。

(協議会の事務)

- 第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。
- (1) 合併の是非を含めた関係市町の合併に関する協議
- (2) 法第6条の規定に基づく合併市町村基本計画の作成
- (3)前2号に掲げるもののほか、関係市町の合併に関し必要な事項に関する協議 (事務所の位置)
- 第4条 協議会の事務所は、相模原市に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

- 第6条 会長及び副会長は、関係市町の長の協議により、次条第1項本文の規定に基づき委員となるべき者のうちから、これを選任する。
- 2 会長は、非常勤とし、その任期は協議会の解散の日までとする。

(委員)

- 第7条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。ただし、前条第1項の規定により会長に選任された者を除く。
- (1) 関係市町の長
- (2) 関係市町の議会の議長
- (3) 関係市町の議会が選出した議員 各3人
- (4) 関係市町の長が協議して定めた学識経験を有する者 21人以内

- 2 委員は、非常勤とし、その任期は協議会の解散の日までとする。 (会長及び副会長の職務)
- 第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。
- 2 会長は、会議の開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事項について、あらかじめ 副会長及び委員に通知するとともに、関係市町の掲示場へ掲示し、並びに協議会の広報紙 及びホームページへ掲載しなければならない。

(会議の運営)

- 第10条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、公開を原則とする。
- 4 会議の運営に当たっては、関係市町の住民意見が反映されるよう公平で公正な協議の推進に努めるものとする。
- 5 前各項に掲げるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。 (アドバイザー)
- 第11条 会長は、必要があると認めたときは、協議会にアドバイザーを置くことができる。
- 2 アドバイザーは、会長の求めに応じ、会議に出席し、意見を述べ、又は説明を行うことができる。

(委員会)

- 第12条 会長は、第3条に規定する事務の一部について調査又は審議させるため、 協議会に委員会を置くことができる。
- 2 委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。 (幹事会)
- 第13条 会長の指示する事項について協議又は調整をするため、協議会に幹事会を置く。
- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。 (事務局)
- 第14条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局の職員は、関係市町の長が指定した者をもって充てる。
- 3 前2項に定めるもののほか、事務局について必要な事項は、会長が別に定める。 (経費の支弁)
- 第15条 協議会の運営に要する費用は、関係市町の長が協議の上、関係市町が負担する。 (監査)
- 第16条 協議会の出納の監査は、関係市町の長が協議して定めた者2人に会長が委嘱して 行う。
- 2 前項の規定により委嘱を受けた者は、監査の結果を会長に報告しなければならない。 (財務に関する事項)
- 第17条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務について必要な事項は、会長が別に 定める。

(協議会解散の場合の措置)

- 第18条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、 会長であった者がこれを決算する。
- 2 前項の場合において、財産処分を必要とするときは、関係市町の協議により行うものとする。

(委任)

- 第19条 この規約に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、会長が別に定める。 附 則
 - この規約は、次に掲げる日のいずれか遅い日の翌日から施行する。
 - (1)相模原市・城山町合併協議会の設置について相模原市議会の議決を経た日
 - (2)相模原市・城山町合併協議会の設置について城山町議会の議決を経た日

相模原市・城山町合併協議会規約に基づく協議書

相模原市長及び城山町長(以下「関係市町の長」という。)は、相模原市・城山町合併協議会規約(以下「規約」という。)第6条第1項、第15条及び第16条第1項に規定する関係市町の長が協議して定める事項について、次のとおり協議したので、協議書を締結する。

- 1 会長及び副会長(規約第6条第1項関係)
- (1)会長は、相模原市長とする。
- (2) 副会長は、城山町長とする。
- 2 経費の支弁(規約第15条関係)

相模原市・城山町合併協議会の運営に要する経費は、相模原市及び城山町それぞれ2,000 万円とする。

- 3 監査(規約第16条第1項関係) 監査は、次の者に委嘱して行う。
- (1) 有山 正則(城山町代表監査委員)
- (2) 菊地原 一朗(城山町監査委員)
- 4 この協議書に定める内容を変更する場合は、別に協議書を取り交わすものとする。
- 5 この協議書に定めのない事項又はこの協議書に疑義を生じたときは、関係市町の長が協議して 定めるものとする。
- 6 この協議書は、相模原市・城山町合併協議会が解散した時にその効力を失うものとする。

この協議書の成立を証するため、本書2通を作成し、関係市町の長が署名押印の上、それぞれ1 通を所持する。

平成18年4月12日

相模原市長 小川 勇夫

城山町長 八木大二郎

相模原市・城山町合併協議会規約に基づく協議書

相模原市長及び城山町長(以下「関係市町の長」という。)は、相模原市・城山町合併協議会規約 (以下「規約」という。)第7条第1項第4号に規定する関係市町の長が協議して定める事項について、次のとおり協議したので、協議書を締結する。

- 1 委員(規約第7条第1項第4号関係) 学識経験を有する者は、次の者とする。
- (1) 荒井 正次(相模湖町地域協議会会長)
- (2) 一戸 法子(特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら理事)
- (3) 内田 昭和(城山町社会福祉協議会会長)
- (4) 加藤 奉文(津久井郡農業協同組合地区理事)
- (5) 河本 洋次(相模原商工会議所会頭)
- (6) 神藤 幸和(津久井青年会議所副理事長)
- (7) 串田 茂美 (元城山町自治会連合会会長)
- (8)窪田 雅詞(元城山町PTA連絡協議会副会長)
- (9) 熊谷 達男 (城山町自治会連合会会長)
- (10) 小嶋 省二(津久井町地域協議会会長)
- (11) 齋藤 久雄(城山町観光協会会長)
- (12) 鈴木 高広 (相模原青年会議所理事長)
- (13) 中里 州克 (元相模原・津久井地域合併協議会(任意協議会)まちづくりの将来ビジョン検討委員会副委員長)
- (14) 根岸 清(相模原市農業協同組合専務理事)
- (15) 萩原 克彦 (神奈川県県北地域県政総合センター所長)
- (16) 三橋 豊(相模原市自治会連合会会長)
- (17) 森 繁之(相模原津久井地域連合事務局長)
- (18) 矢越 孝裕 (元相模原・津久井地域合併協議会(任意協議会)まちづくりの将来ビジョン検討委員会委員長)
- (19) 柳川 静德(城山町商工会会長)
- (20) 山口 英樹(神奈川県広域行政担当部長)
- (21) 吉本 一夫(相模原市社会福祉協議会会長)
- 2 この協議書に定める内容を変更する場合は、別に協議書を取り交わすものとする。
- 3 この協議書に定めのない事項又はこの協議書に疑義を生じたときは、関係市町の長が協議して

定めるものとする。

4 この協議書は、相模原市・城山町合併協議会が解散した時にその効力を失うものとする。

この協議書の成立を証するため、本書2通を作成し、関係市町の長が署名押印の上、それぞれ1 通を所持する。

平成18年4月18日

相模原市長 小川 勇夫

城山町長 八木大二郎

報告第2号

相模原市・城山町合併協議会幹事会規程について

平成18年4月12日施行の相模原市・城山町合併協議会幹事会規程について、次のとおり報告する。

平成18年4月24日提出

相模原市・城山町合併協議会会長 小川 勇夫

相模原市·城山町合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、相模原市・城山町合併協議会規約(以下「規約」という。)第13条 第2項の規定に基づき、相模原市・城山町合併協議会(以下「協議会」という。)の幹事 会の組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

- 第2条 幹事会は、協議会の会長(以下「会長」という。)の指示を受け、次に掲げる事項 について協議又は調整をする。
 - (1) 協議会の会議に提案すべき事項
 - (2) その他協議会の運営について必要な事項

(組織)

- 第3条 幹事会は、幹事4人をもって組織する。
- 2 幹事は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 相模原市助役
 - (2) 城山町助役
 - (3) 城山町長が指定する職にある者

(幹事長及び副幹事長)

- 第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長1人を置く。
- 2 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により定める。
- 3 幹事長は、幹事会を主宰し、幹事会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 会議は、幹事長が必要に応じて開催する。
- 2 幹事長は、会議の運営上必要があると認めたときは、関係市町の職員その他の者の出席 を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

- 第6条 規約第3条に規定する事務について、専門的に協議又は調整をするため、幹事会に 関係市町の職員によって構成する専門部会を置く。
- 2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。 (報告)
- 第7条 幹事長は、幹事会の協議又は調整の経過及び結果について、会長に報告しなければ ならない。

(庶務)

- 第8条 幹事会の庶務は、規約第14条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。 (委任)
- 第9条 この規程に定めるもののほか、幹事会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成18年4月12日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に行われる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、会長が指定した幹事が開催する。

相模原市・城山町合併協議会専門部会規程について

平成18年4月12日施行の相模原市・城山町合併協議会専門部会規程について、次のとおり報告する。

平成18年4月24日提出

相模原市・城山町合併協議会会長 小川 勇夫

相模原市。城山町合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、相模原市・城山町合併協議会幹事会規程第6条第2項の規定に基づき、相模原市・城山町合併協議会(以下「協議会」という。)の専門部会の組織及び 運営について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 専門部会の委員(以下「部会員」という。)は、別表に掲げる専門部会ごとに、協議会を構成する市町(以下「関係市町」という。)の部長相当職又は課長相当職を もって組織する。

(部会長及び副部会長)

- 第3条 専門部会に部会長及び副部会長1人を置く。
- 2 部会長及び副部会長は、部会員の互選により定める。
- 3 部会長は、専門部会を主宰し、専門部会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 会議は、部会長が必要に応じて開催する。
- 2 部会長は、会議の運営上必要があると認めたときは、関係市町の職員その他の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 部会長は、必要に応じて関係する専門部会の部会長と協議の上、合同の会議を開催することができる。

(分科会)

- 第5条 部会長は、必要に応じ、専門部会に分科会を置くことができる。 (根生)
- 第6条 部会長は、専門部会の協議又は調整の経過及び結果について、幹事長に報告しなければならない。

(庶務)

- 第7条 各専門部会の庶務は、部会長の属する市町において処理する。 (委任)
- 第8条 この規程に定めるもののほか、専門部会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月12日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に行われる会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、幹事会の幹事長が指定した部会員が開催する。

別表(第2条関係)

専 門 部 会
企画部会
総務部会
財務部会
保健福祉部会
保健所部会
市民部会
経済部会
環境保全部会
環境事業部会
都市部会
建築部会
土木部会
教育総務部会
学校教育部会
生涯学習部会
議会部会
選挙管理委員会部会
監査委員部会
農業委員会部会
消防部会
会計部会

報告第4号

相模原市・城山町合併協議会事務局規程について

平成18年4月12日施行の相模原市・城山町合併協議会事務局規程について、次のと おり報告する。

平成18年4月24日提出

相模原市・城山町合併協議会会長 小川 勇夫

相模原市 · 城山町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、相模原市・城山町合併協議会規約第14条第3項の規定に基づき、 相模原市・城山町合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局について必要な事項 を定める。

(所掌事務)

- 第2条 協議会の事務局(以下「事務局」という。)は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 協議会及び委員会の会議に関すること。
 - (2)協議会の広聴及び広報に関すること。
 - (3) 協議会の幹事会及び専門部会に関すること。
 - (4) 協議会の庶務に関すること。
 - (5) その他協議会の運営について必要な事項

(職員等)

- 第3条 事務局に事務局長、事務局次長2人その他必要な職員を置く。
- 2 事務局長には、相模原市企画部広域行政担当部長の職にある者をもって充てる。 (職員の職務)
- 第4条 事務局長は、協議会の会長(以下「会長」という。)の命を受け、事務局の事務 を統括する。
- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠け たときは、事務局長があらかじめ指定した事務局次長がその職務を代理する。
- 3 前2項に掲げる職員以外の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。 (会長の決裁事項)
- 第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 協議会の会議に付すべき事項に関すること。
 - (2) 協議会の予算及び決算の調製に関すること。
 - (3) 規程等の制定改廃に関すること。
 - (4) その他協議会の運営に係る重要事項に関すること。

(専決事項)

第6条 事務の専決については、相模原市事務専決規程(昭和61年相模原市訓令第2号)の規定を準用する。この場合において、同規程中「市長」とあるのは「会長」と、「助役」、「部長」又は「次長」とあるのは「事務局長」と、「課長」とあるのは「事務局失」と読み替えるものとする。

(公印)

第7条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体、用途、管理者及び個数は、別表のと おりとする。

(職員の勤務条件等)

第8条 職員の勤務条件及び服務については、それぞれの職員が属する市町の例によるものとする。ただし、職員の勤務時間については、相模原市の例による。

(職員の給与等)

- 第9条 職員の給与については、それぞれの職員が属する市町の負担とする。
- 2 職員の旅費については、相模原市の一般職の職員の例により算出し、協議会が支給する。

(事務の処理方法)

第10条 この規程に定めるもの及び別に定めのあるもののほか、事務局の事務の処理方法については、相模原市の例による。

附則

この規程は、平成18年4月12日から施行する。

別表 (第7条関係)

名		称	相模原市・城山町合併協議会会長之印		
ひ	な	形	相模原市・城 山町合併協議 会会長之印		
寸		法	方21ミリメートル		
書		体	てん書		
用		途	会長名をもってする文書用		
管	理	者	事務局長が指定する事務局次長		
個	•	数	1		

報告第5号

相模原市・城山町合併協議会財務規程について

平成18年4月12日施行の相模原市・城山町合併協議会財務規程について、次のとおり報告する。

平成18年4月24日提出

相模原市・城山町合併協議会会長 小川 勇夫

相模原市・城山町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、相模原市・城山町合併協議会規約(以下「規約」という。)第17条の 規定に基づき、相模原市・城山町合併協議会(以下「協議会」という。)の財務について必 要な事項を定める。

(協議会の予算)

- 第2条 協議会の予算は、規約第15条の規定による負担金その他の収入をもって歳入とし、協議会の事務の執行に要する経費(協議会事務局の職員の給与等協議会が負担しないものを除く。)をもって歳出とする。
- 2 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。
- 3 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、協議会の承認を得なければならない。

(予算の款及び項の区分)

- 第3条 歳入予算の款及び項の区分は、別表第1のとおりとする。
- 2 歳出予算の款及び項の区分は、別表第2のとおりとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定めるもの以外の款及び項の区分を定めることができる。

(予算の補正)

第4条 会長は、協議会に係る既定の予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、協議 会の承認を得なければならない。

(出納及び現金の保管)

- 第5条 協議会の出納は、会長が行う。
- 2 協議会に属する現金は、会長が指定する金融機関に預けて保管するものとする。 (協議会出納員)
- 第6条 会長は、協議会の事務局の職員のうちから協議会の出納員を命ずる。
- 2 協議会の出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。 (決算)
- 第7条 会長は、毎会計年度終了後2月以内に決算を調製し、規約第16条第1項に規定する

協議会の出納を監査する者の監査を受け、協議会の認定に付さなければならない。

2 会長は、前項の規定により協議会の認定を受けたときは、当該決算書の写しを協議会を構成する市町の長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

- 第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、相模原市の例によるものとする。
- 2 協議会の出納員は、次に掲げる帳簿等を備え、出納の管理を行うものとする。
 - (1) 予算経理簿
 - (2) 前号に掲げるもののほか、会長が必要があると認める書類(委任)
- 第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成18年4月12日から施行する。

別表第1(第3条関係)

	款		項
1	負担金	1	負担金
2	諸収入	1	諸収入

別表第2(第3条関係)

	款		項
1	事業費	1	事業推進費
2	総務費	1	事務局費
3	予備費	1	予備費

(趣旨)

第1条 この要項は、相模原市・城山町合併協議会財務規程(以下「規程」という。)に定めるものの ほか、相模原市・城山町合併協議会(以下「協議会」という。)の財務について必要な事項を定める ものとする。

(協議会承認前の予算の執行)

第2条 協議会の会長は、規程第2条第3項の規定による承認を得る前に、第1回の協議会の開催 に係る経費その他緊急やむを得ない経費の支出について執行することができるものとする。この 場合において、協議会の会長は、第1回の協議会の会議において、当該経費の支出について報告 をし、その承認を求めなければならない。

附則

この要項は、平成18年4月12日から施行する。

相模原市・城山町合併協議会謝礼基準

(趣旨)

第1条 この基準は、相模原市・城山町合併協議会(以下「協議会」という。)の委員(城山町長及び神奈川県職員を除く。)、アドバイザー及び監事(以下「委員等」という。)に対する謝礼について必要な事項を定める。

(謝礼)

- 第2条 協議会の会長(以下「会長」という。)は、委員等が協議会の会議に出席したときは、1回 につき次に掲げる額の謝礼を支払うものとする。
- (1)委員 2,000円
- (2) アドバイザー 15,000円
- (3) 監事 2,000円
- 2 会長は、会長の依頼により市町村の合併に関する講演等を行った者に対し、謝礼として、1時間につき15,000円を支払うものとする。

(支払方法)

第3条 謝礼は、原則として四半期毎に口座振替により支払うものとする。

附則

この基準は、平成18年4月12日から施行する。

報告第6号

相模原市・城山町合併協議会会議運営規程について

平成18年4月12日施行の相模原市・城山町合併協議会会議運営規程について、次のとおり報告する。

平成18年4月24日提出

相模原市・城山町合併協議会会長 小川 勇夫

相模原市・城山町合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、相模原市・城山町合併協議会規約第10条第5項の規定に基づき、相模原市・城山町合併協議会(以下「協議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の議事その他会議の運営について必要な事項を定める。

(議長等の責務)

- 第2条 会議の議長(以下「議長」という。)は、迅速かつ能率的な会議運営に努めなければならない。
- 2 協議会の委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開会及び閉会)

第3条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

(議事の進行)

- 第4条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が一致しない場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって決するものとする。
- 2 前項ただし書の規定による表決を行った場合は、その旨を会議録に記載しなければならない。
- 3 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(関係者の出席)

第5条 議長は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明 又は意見を聴くことができる。

(傍聴)

- 第6条 会議は、傍聴することができる。ただし、出席委員の3分の2以上の賛同があるとき は、会議の一部又は全部を傍聴させないことができる。
- 2 会議の傍聴について必要な事項は、会長が別に定める。

(規律)

第7条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他会議の妨害となる言動をしてはならない。

2 前項の規定に違反する者がいるときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議録)

- 第8条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。
 - (1) 開催日時及び場所
 - (2) 出席者の氏名
 - (3) 議題及び議事の要旨
 - (4) その他議長が必要があると認めた事項
- 2 会議録には、会議資料を添付するものとする。
- 3 会議録は、議長が指名する2人の委員の署名をもって確定するものとする。 (会議録等の公開)
- 第9条 会議録及び会議に提出された資料は、公開を原則とする。
- 2 前項の公開は、閲覧、写しの交付その他会長の定める方法により行う。 (委任)
- 第10条 この規程に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成18年4月12日から施行する。

報告第7号

相模原市・城山町合併協議会会議傍聴規程について

平成18年4月12日施行の相模原市・城山町合併協議会会議傍聴規程について、次のとおり報告する。

平成18年4月24日提出

相模原市・城山町合併協議会会長 小川 勇夫

相模原市・城山町合併協議会会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、相模原市・城山町合併協議会会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、 相模原市・城山町合併協議会(以下「協議会」という。)の会議(以下「会議」という。) の傍聴について必要な事項を定める。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(定員)

第3条 一般席の定員は、50人とする。ただし、会場の都合により、定員を増減することができる。

(傍聴の手続)

第4条 一般席において、会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿に氏名及び住所を記入 しなければならない。この場合において、傍聴しようとする者の数が傍聴席数を超えるとき は、抽選で受付を行う。

(会場に入場することができない者)

- 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。
 - (1) 銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
 - (2) 旗、のぼり、垂れ幕、プラカード等気勢を示すおそれのある物を携帯している者
 - (3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
 - (4) ラジオ、拡声器、無線機(携帯電話機等を除く。)、録音機、ビデオカメラ、写真機の 類を携帯している者。ただし、報道関係者席において、会議を傍聴しようとする者を除 く。
 - (5) 酒気を帯びていると認められる者
 - (6) その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者 (傍聴人の守るべき事項)
- 第6条 傍聴人は、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしてはならない。 (会議非公開時の傍聴人の退場)
- 第7条 傍聴人は、会議を公開しない旨の決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(職員の指示)

- 第8条 傍聴人は、すべて協議会事務局の職員の指示に従わなければならない。 (違反に対する措置)
- 第9条 傍聴人が第6条の規定に違反したときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、傍聴人に退場を命ずることができる。 (委任)
- 第10条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成18年4月12日から施行する。

協議第1号

平成18年度相模原市・城山町合併協議会事業計画について

平成18年度相模原市・城山町合併協議会事業計画について、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出

相模原市・城山町合併協議会会長 小川 勇夫

平成18年度相模原市 · 城山町合併協議会事業計画

1 会議の開催

相模原市及び城山町の合併に関する協議等を行うため、合併協議会の会議を開催する。

2 合併市町村基本計画の作成

合併後の新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針及び事業に関する事項並びに財政計画等を作成する。

3 行政制度等の調整方針の協議

主要な行政制度等について、合併協定項目として調整方針を協議する。

4 合併協定書の調印

合併市町村基本計画の作成及び行政制度等の調整方針の協議に基づいて、合併協定書の 調印を行う。

5 広報の実施

合併協議会だよりの発行及びホームページの開設等による情報提供、意見の募集を行う。

協議第2号

平成18年度相模原市・城山町合併協議会予算について

平成18年度相模原市・城山町合併協議会予算について、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出

相模原市・城山町合併協議会会長 小川 勇夫

平成18年度相模原市·城山町合併協議会予算

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40,00千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。 (歳出予算の流用)
- 第2条 歳出予算の款相互の金額は、必要に応じて流用することができる。

別表 歳入歳出予算

歳入 (単位:千円)

		款			項	金	額	
1	負担金			1 負担	旦金		40,	0 0 0
		歳	入	合	計		40,	0 0 0

歳出 (単位:千円)

款	項	金額
1 事業費		36,030
	1 事業推進費	36,030
2 総務費		3, 530
	1 事務局費	3, 530
3 予備費		4 4 0
	1 予備費	4 4 0
歳	计 合 計	40,000

協議第3号

合併協定項目について

相模原市・城山町合併協議会における合併協定項目について、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出

相模原市・城山町合併協議会会長 小川 勇夫

合併協定項目

- 1 合併の方式
- 2 合併の期日
- 3 新市の名称
- 4 新市の事務所の位置
- 5 議会議員の定数及び任期の取扱い
- 6 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
- 7 特別職の身分の取扱い
- 8 一般職の職員の身分の取扱い
- 9 財産の取扱い
- 10 条例、規則等の取扱い
- 11 事務組織及び機構の取扱い
- 12 行政連絡機構の取扱い
- 13 慣行の取扱い
- 14 公共的団体等の取扱い
- 15 町名・字名の取扱い
- 16 土地利用の取扱い
- 17 上下水道事業の取扱い
- 18 地方税の取扱い
- 19 国民健康保険事業の取扱い
- 20 介護保険事業の取扱い
- 21 保健衛生事業の取扱い
- 22 使用料、手数料の取扱い
- 23 補助金、交付金等の取扱い
- 24 一部事務組合等の取扱い
- 25 消防団の取扱い
- 26 防災事業の取扱い
- 27 地域自治区等の設置及び都市内分権

- 28 各種事務事業の取扱い
- 29 合併市町村基本計画

協定項目の内容

	協定項目	内 容
1	合併の方式	・ 「新設合併」又は「編入合併」のどちらの形態とするか協
		議する。
		・ 合併の方式により、新市の名称、首長、議会議員、農業委
		員会委員、条例規則等の取扱いが異なる。
2	合併の期日	・ 住民への周知期間を考慮する必要がある。
		・ 住民サービスに影響が出ないよう準備期間を考慮する必要
		がある。
		・ 電算システムの統合に要する期間を考慮する必要がある。
3	新市の名称	・ 合併の方式によりその取扱いが異なる。新設合併の場合は、
		すべての市町村が廃されるため、新しい名称を決定しなけ
		ればならない。
4	新市の事務所の位置	・ 新設合併の場合には新たに事務所の位置を決定しなければ
		ならない。
		・ 新市の事務所の位置を決定するにあたっては、地方自治法
		第4条第2項に基づき、住民の利用に最も便利であるよう
		に、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考
		慮を払わなければならない。
5	議会議員の定数及び	・ 合併新法により、合併後の一定期間に限り、議会議員の定
	任期の取扱い	数や在任に関する特例措置が認められているため、この措
		置を適用するか否かについて協議する。
	世界でログでロット	・特例措置の内容は、合併の方式により異なる。
6	農業委員会委員の定	・ 合併新法により、合併関係市町村(市町村の合併により区
	数及び任期の取扱い	域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となる市町
		村)の農業委員会の選挙による委員の数及び任期について
		は、特例措置が認められているため、この措置を適用する
		か否かについて協議する。
		・ 農業委員会等に関する法律により、市町村面積が 24,000ha
		以上、又は農地面積が 7,000ha 以上のいずれかの要件を満
		たしたときは、市町村の区域を分けて、2以上の農業委員 会を置くことができ、この場合における市町村合併の場合
		会を直くことができ、この場合におりる中町村合併の場合 の農業委員会の存続並びに委員及び職員の身分については
		特例措置が認められているため、この措置を適用するか否
		特別相
		・特例措置は、合併の方式により異なる。
		1977年世は、ロリツルグにより共なる。

協定項目	内 容
7 特別職の身分の取扱	・ 新設合併をする市町村又は編入合併で編入される市町村に
V	おいては、首長、助役、収入役、各種審議会委員等の特別
	職の委員は失職する。
8 一般職の職員の身分	・ 合併新法により、合併関係市町村は、その協議により、合
の取扱い	併の際、現にその職にある一般職の職員が引き続き新市町
	村の職員としてその身分を保有するように措置しなければ
	ならないと定められているため、合併関係市町村の一般職
	の職員を新市の職員として引き継ぐ旨の協議を行う。
9 財産の取扱い	・ 関係市町が保有している財産(公有財産、物品及び債権並
	びに基金)の取扱いを協議する。
10 条例、規則等の取	・ 新設合併の場合においては、関係市町の条例、規則等は全
扱い	て失効し、新市の条例、規則等が施行されることになる。
	・ 新市の条例、規則等が制定施行されるまでの間、従来その
	地域に施行されていた条例、規則等を新市の条例、規則等
	として当該地域に引き続き施行することができるほか、必
	要に応じて、首長の職務執行者が専決処分によって条例を
	制定することもできるため、新市の発足の日に事務処理に
	不都合のないようにしておく必要がある。
	・ 編入合併の場合、編入される市町村の条例、規則等は失効
	し、編入する市町村の条例、規則等が施行されることにな
	る。なお、編入する市町村は、協議によって定めた各種特
	例のうち、条例で定める必要のあるものの処理、新たに編
	入する市町村の施設として設置するための条例、規則等の
	整備を行う必要がある。
11 事務組織及び機構 の取扱い	・ 新設合併の場合は、条例や規則等に基づいて、組織や機構
り取扱い	を新たに設置する必要がある。
	・ 編入合併の場合は、編入する市町村の組織や機構が編入さ
	れる市町村の事務に対応できるように、必要に応じて機構
	改正を行い、円滑に事務引継ぎができるように措置する必
	要がある。
	・ 本庁組織のほか、出先機関、附属機関等の取扱いについて
	も協議する。
12 行政連絡機構の取	・町内会、自治会等住民自治組織への広報紙の配布委託等、
扱い	行政連絡事務の機構の取扱いについて協議する。

協定項目	内 容
13 慣行の取扱い ・ 市章 ・ 市の花、木、鳥、歌等 ・ 市の憲章、宣言 ・ 市の行事 ・ 名誉市民及び市政功	・ 各種慣行については、地域の伝統文化との結びつきが強い ものがあるため、地域の特性や住民生活に十分配慮しなが ら、その取扱いについて協議する。
労者等 1 4 公共的団体等の取扱い	 ・ 公共的団体等とは、地方自治法第157条の公共的団体等と同義で、農業協同組合、森林組合その他の協同組合、商工会、商工会議所等の産業経済団体、青年団、婦人会等の文化事業団体等の公共的活動を営む全ての団体を含み、法人格を持つかどうかは問わない。 ・ 合併新法では、合併関係市町の区域内の公共的団体等は、市町村合併に際し、新市の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならないとしている。 ・ できるだけ公共的団体等の統合がなされるよう検討し、公共的団体等の理解を求める必要がある。
15 町名・字名の取扱 い 16 土地利用の取扱い	 町名、字名の取扱いについて協議する。 合併の際に、町、字の名称を変更しようとする場合は、地方自治法第260条の規定に基づき、市町村長が議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出ることが必要である。 合併後の新市における一体性の確保に資するため、都市計画区域の統合及び線引きの実施など、土地利用の取扱いについて協議する。
17 上下水道事業の取 扱い	 使用料、加入金、分担金、助成制度、給水(処理)区域、 事業会計、基金、基盤整備、維持補修等の調整について協 議する。

	協定項目	内 容
1 8	地方税の取扱い	・ 地方税制法上、市町村が課することのできる税のうち、税 率が法で定められ、変更の余地のない税率により全ての市 町村が課している税目以外に、関係市町村間で税率が異な
		る場合や課税する税目が異なる場合がある。合併新法によ
		り、合併年度と引き続く5年間は、地域の実情に併せた不
		均一課税や課税免除が認められるため、その取扱いについ
		て協議する。
		・ 不均一課税及び課税免除を行う場合は、税条例改正等の手
		続きを行う必要がある。
		・ 合併関係市町において、すでに、不均一課税及び課税免除
		が行われていた場合、その取扱いについても協議する必要
		がある。
1 9	国民健康保険事業	・ 国民健康保険事業は、市町村が保険者になり運営している
	の取扱い	が、賦課方式(税方式か保険料か)、保険料(税)率、納期、
		給付内容等が各市町村によって異なり、一元化を図る必要
		があるため、その取扱いについて協議する。 ・ 一元化を図る場合、住民の負担と給付内容について、新市
		の住民間で不均衡が生じないように、かつ急激な負担の変
		化がないように、その経理内容の実情把握を行い、制度の
		効率化と円滑な統一に向けて十分な調整が必要である。
		・保険料(税)の不均一賦課についても協議する必要がある。
2 0	介護保険事業の取	・ 保険料や納期、給付、提供サービス内容等が各市町によっ
	扱い	て異なり、一元化を図る必要があるため、その取扱いにつ
		いて協議する。
		・ 保険料の不均一賦課についても協議する必要がある。
2 1	保健衛生事業の取	・ 各種保健事業、予防対策事業、保健所業務等の実施内容、
	扱い	実施体制等について協議する。
2 2	使用料、手数料の	・ 関係市町の各種行政サービスや使用料等の調整について協
	取扱い	議する。これらは、住民生活に大きな影響を及ぼすもので
		あるため、急激な変化を生じさせないよう十分に留意しな
		がら、他の使用料とのバランスや合併後の健全経営の観点
	I November 1	から総合的に調整する必要がある。
2 3	補助金、交付金等	・ 過去の経緯や実情等に配慮しつつ、新市における必要性や
	の取扱い	効果、財政状況等の観点から内容を検討し、調整を図る。

協定項目		内 容		
2 4	一部事務組合等の	・ 新設合併の場合又は一部事務組合を構成する市町村が編入		
	取扱い	される場合は、一部事務組合の脱退の手続きが必要になる。		
•	一部事務組合	この場合、引き続き元の一部事務組合で事務を処理する場		
•	事務の委託	合には、改めて新市の加入の手続きが必要になる。なお、		
•	公社、事業団等	引き続き一部事務組合で事務を処理する場合には、当該事		
•	第三セクター	務処理をどの範囲で行うかについて関係市町村間の協議が		
•	その他協議会等	必要である。場合によっては、従前の構成市町村のみの区		
		域で従来と同様の共同処理を行うことも考えられる。		
		・ 一部事務組合の構成市町村の増減、規約の変更等には県知		
		事の許可を要するとともに、これらに係る構成市町村の協		
		議には、当該構成市町村の議会の議決を要する。		
		・ 事務の委託又は事務の委託の廃止について協議する。		
		・ 関係市町村において、同種の公社、事業団、第三セクター		
		等がある場合、その統合整備について協議する。		
		・ 地方自治法による協議会については、一部事務組合と同様		
		の取扱いとなる。		
2 5	消防団の取扱い	・ 消防団の組織構成、待遇等は各市町において異なるため、		
		その取扱いについても協議する。		
2 6	防災事業の取扱い	・ 防災対策、防災計画等の取扱いについて協議する。		
		・ 災害時における指揮命令系統に支障が生じないよう早期に		
		調整しておく必要がある。		
		・ 防災計画は、新市において速やかに策定する必要がある。		
		・ 防災無線の統合も協議しておく必要がある。		
2 7	地域自治区等の設	・ 新市における一体的なまちづくりを円滑に進めるため、地		
	置及び都市内分権	域自治区等の設置の可否及び内容について協議する。		
		・ 関係市町の歴史、文化、生活様式など各地域の伝統や特性		
		を尊重し、個性豊かな地域が共存する都市内分権の具体的		
		な方法等について協議する。		
2 8	各種事務事業の取	・ 教育、福祉、産業、建設などあらゆる分野の行政サービス		
	扱い	や住民負担、独自の事務事業、制度等の取扱いについて協		
		議する。		
2 9	合併市町村基本計	・ 合併後の新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図る		
	画	ための基本方針及び事業に関する事項並びに財政計画等を		
		作成する。		

協議第4号

合併の方式について

合併の方式について、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出

相模原市・城山町合併協議会会長 小川 勇夫

合併の方式は、城山町を廃し、その区域を相模原市に編入する編入合併とする。 なお、各市町の文化や伝統を尊重し、地域の個性と特色を活かしたまちづくりを進める。

編入合併と新設合併の比較

		編入合併	新設合併
		市町村の区域の全部若しくは一	2以上の市町村の区域の全部若
上 我 ————————————————————————————————————		部を他の市町村に編入すること	とめ上の印刷内の区域の主部石 しくは一部をもって市町村を置
		で市町村の数の減少を伴うもの。	しては、部をもって川町村を直 くことで市町村の数の減少を伴
		と川町州の数の減少を仕りもの。	
:+ 1 +⁄2		編入する市町村の法人格が継続	うもの。
法人格		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	新たに法人格が発生する。
<u> </u>	1 /-	する。	ボル) z 出げっトフ
合併市町村の名称 		編入する市町村の名称とすることが多いが新たな地域である。	新たに制定する。
		とが多いが新たに制定すること	
+m++ o F		ができる。	WALLY A AKERS TIMELED EDI
市町村の長		編入する市町村の長は変わらず、	消滅する合併関係市町村の長は
		編入される市町村の長は失職す	失職する。
=# A A =# P		る。	>>(と) トラック A 日 F ト ト ト ト ト ト ト ト ト
議会の議員	原	編入する市町村の議会の議員は	消滅する合併関係市町村の議会
		在任し、編入される市町村の議会	の議員は失職する。
	則	の議員は失職する。	合併市町村において設置選挙を
		W. a. 181. 2) = 1. 7 = 1. 28 = 4	行う。
		次のいずれかによることができ	次のいずれかによることができ
		る。 (************************************	5.
		① 増員選挙及びこれに続く最	① 設置選挙において、新設合併
		初の一般選挙において編入合	の特例定数(法定数の2倍ま
		併の特例定数とする。	で)とする。
		(増加分は編入された区域に	② 合併関係市町村の議会の議
		配分)	員で合併市町村の議会の議員
特		②編入される市町村の議会の	の被選挙権を有することとな
		議員で合併市町村の議会の議	る者は最長2年間在任する。
		員の被選挙権を有することと	
	例	なる者は編入する市町村の議	
		会の議員の残任期間だけ在任	
		する。この場合、更に最初の一	
		般選挙において編入合併の特別会権を持ている。	
		例定数を採ることができる。	

		編入合併	新設合併
農業委員会の		編入する市町村の委員はそのま	消滅する合併関係市町村の委員
委員(合併市町	原	ま在任し、編入される市町村の委	(選挙による委員、選任による委
村に1つの委員	則	員は全て失職する。	員)は全て失職する。
会を置くこと			
とする場合)		編入される市町村の委員(選挙に	合併関係市町村の委員(選挙によ
	特	よる委員) のうち、合併市町村の	る委員) のうち、合併市町村の農
		農業委員会の委員の被選挙権を	業委員会の委員の被選挙権を有
		有することとなる者は、40人ま	することとなる者は80人まで
	例	での範囲で、編入する市町村の委	の範囲で、1年以内の間、在任で
		員の残任期間在任できる。	きる。
特別職の職員		編入する市町村の特別職の職員	消滅する合併関係市町村の特別
		は在任し、編入される市町村の特	職の職員は全員失職する。(新た
		別職の職員は全員失職する。	に選任する。)
条例・規則		編入する市町村の条例・規則を適	消滅する合併関係市町村の条
		用する。(合併に伴い必要な改正	例・規則は全て失効する。(新た
		を行う。)	に制定する。)

⁽注) 農業委員会の委員については、この他合併市町村の区域を分けて2以上の農業委員会 を置くことができる。

協議第5号

事務事業一元化の基本方針について

事務事業一元化の基本方針について、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出

相模原市 • 城山町合併協議会会長 小川 勇夫

事務事業一元化の基本方針

1 基本原則

(1) 一体性の確保

新市に移行する際、住民の生活に支障をきたさないようできるだけ早く一体性を確保できるよう調整する。ただし、従来の経緯や財政への影響を勘案し、早期に統一できないものについては、段階的に調整する。

(2) 住民福祉の向上

現在、各市町で行っている各種行政サービスについては、住民とのパートナーシップの観点からサービス水準や内容を十分検討し、より効果的な方法で住民福祉の向上が図られるよう調整に努める。

(3) 負担の公平

使用料・手数料や地方税など住民が直接負担するものについては、その料金や税率 について負担公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないよう十分配慮し、調整に 努める。

(4) 健全な財政運営

新市の財源確保に努めるとともに、効率的な財政運営を目指し、地方分権の時代に対応した健全財政に努める。

(5) 行政改革の推進

事務事業の調整を図る際には、社会情勢の動向も踏まえ、事業の妥当性・必要性についても十分検討を行い、行政改革を推進する観点から、事務事業の見直しに努める。

(6) 地域特性の尊重

各市町が実施してきた事業のうち、それぞれの地域性やこれまでの経緯の中で行われてきた事業等については、それぞれの地域が有する特性を活かした魅力あるまちづくりの実現に向け、地域特性の尊重に努める。

2 調整方針

- (1) 新市における住民福祉の向上に向け、基本原則に基づき、相模原市の制度を基準に 統一・調整を図る。
- (2) 関係市町の制度のうち、地域特性を有するもの、合併後ただちに統一・実施することで、住民生活等に大きな影響を与えるものについては、経過措置の設定等、円滑な移行に向けた調整を図る。

3 調整方針の区分

事務事業一元化の調整方針の決定にあたっては、次表に掲げる区分を基準として、定める。

調整方針の区分		調整方針の具体例
現行	①現行のまま存続	・ 現行のまま新市に引き継ぐ。
	②合併時に統合	・ 合併時に相模原市の制度に統合する。
		・ 合併時に相模原市の制度を適用する。
		・ 合併後速やかに相模原市の制度に統合する。
	③速やかに統合	・ 合併後速やかに相模原市の制度を適用する。
統合		・ 合併後速やかに新市において検討する。
אויר דו		・ 合併後3年(5年)以内に相模原市の制度に統合する。
	④段階的に統合	・ 合併後3年間(5年間)で相模原市の制度を適用する。
		・ 合併後3年間(5年間)で段階的に相模原市の制度に統
		合する。
		・ 合併後3年(5年)を目途に、新市において検討する。
		・ 合併時に廃止する。
		・ 合併後速やかに廃止する。
廃止	⑤廃止の方向で調整	・ 合併後3年(5年)以内に廃止する。
		・ 合併後3年間(5年間)で廃止する。
		・ 合併後3年間(5年間)で段階的に廃止する。

※ 経過措置の期間の設定については、原則として3年間とする。ただし、3年間で統合することが極めて困難な場合は、5年間とする。

4 事務事業の協議ランクと調整方針の決定区分

事務事業の調整方針の決定にあたっては、次表に掲げる協議ランク設定基準により定めた協議ランクに応じた決定組織において行う。

ランク A | 合併協議会で協議すべきもの (1) 合併の基本4項目とされているもの 「合併の方式」「合併の期日」「新市の名称」「新市の事務所の位置」 (2) 市町村の合併の特例等に関する法律等に規定されているもの 「議会議員の定数及び任期の取扱い」「農業委員会委員の定数及び任期 の取扱い」「特別職の身分の取扱い」「一般職の職員の身分の取扱い」「地 方税の取扱い」など (3) 住民生活に関わり合いの深い給付と負担に直結するもの 「国民健康保険事業の取扱い」「介護保険事業の取扱い」「保健衛生事業 の取扱い」「使用料、手数料の取扱い」「補助金、交付金等の取扱い」など (4) 各市町の地域の実情、特性などから協議が必要なもの 「土地利用の取扱い」「上下水道事業の取扱い」「消防団の取扱い」など (5) 各種事務事業のうち、一元化するための調整が特に困難であるもの ランク B | 専門部会、幹事会で協議し、合併協議会に報告するもの 各市町で実施している事務事業の一元化にあたって、財政的な影響が大きい もの ランクC 専門部会で協議し、幹事会、合併協議会に報告するもの 各市町で実施している事務事業の一元化にあたって、各市町の事務事業の内

容が同様なもの又は相違の比較的軽微なもの

協議第6号

合併の期日について

合併の期日について、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出

相模原市・城山町合併協議会会長 小川 勇夫

合併の期日は、平成19年3月11日とする。

合併の期日に関する考え方

1 基本的な考え方

- (1) 期日決定にあたっては、住民への周知に要する期間、住民生活への影響、合併時の事務処理・引継ぎの利便性、電算システム統合に要する期間等を総合的に判断する必要がある。
- (2) 合併するためには、市町の議会において合併関係議案の議決をしてから県知事への 合併申請、県議会での議決、県知事の合併の決定、総務大臣への届出、総務大臣の告 示など、様々な手続が定められており、相当の期間を要することとなることから、こ の点を十分に考慮して合併の期日を定める必要がある。
- (3) 円滑に合併を進めるために、「市町村の合併の特例等に関する法律」(平成16年法律第59号)の各種特例制度を受けることが適当である。
- (4) 相模原市においては、合併の期日を平成19年3月11日とする藤野町との廃置分合を県知事に申請しており、相模原市と藤野町との合併の期日と同日に合併することが、住民への周知及び合併にかかる経費の観点から効果的であり望ましい。

2 平成19年3月11日を合併の期日とした理由

- (1) 住民周知、事務事業の引継ぎ・電算システムの統合等の合併準備作業や、諸手続きに相当な期間が必要である。
- (2) 相模原市議会及び城山町議会の日程や4月に予定されている統一地方選挙への影響を考慮する必要がある。
- (3) 合併日直前には、電算システムの移行に伴う様々な作業が必要になるが、住民異動によるデータ量が多くなる3月の最終週は、移行作業に負荷がかかるので作業の時期としては適当ではない。

また、移行作業は2日間程度かかるため、閉庁日である土曜日・日曜日に作業を行う必要がある。

したがって合併日は月曜日又は窓口業務に支障がない日曜日とするのが適当である。

(4) 平成18年3月20日に設置された2つの農業委員会委員の特例による任期満了が 平成19年3月19日となることから、その前日までに行う一般選挙の告示日を考慮 する必要がある

協議第7号

新市の名称について

新市の名称について、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出

相模原市・城山町合併協議会会長 小川 勇夫

新市の名称は、相模原市とする。

編入合併の場合は、編入する市町村の法人格が継続することから、編入する市町村の名称とすることが通常であるが、編入する市町村の名称を変更することにより新たに制定することもできる。

なお、編入合併に伴って市町村の名称を変更する場合は、地方自治法の規定により、あらかじめ都道府県知事に協議し、条例で定める必要がある。

協議第8号

新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置について、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出

相模原市・城山町合併協議会会長 小川 勇夫

新市の事務所の位置は、相模原市中央2丁目11番15号(現在の相模原市役所の位置) とする。 編入合併の場合には、通常は編入する合併市町村の事務所の位置となる。

なお、事務所の位置を変更する場合には、地方自治法の規定により住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について考慮を払うことが必要である。

協議第9号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出

相模原市・城山町合併協議会会長 小川 勇夫

議会議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第8条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を適用し、相模原市の議会議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間に限り、編入される城山町に設けられる選挙区の議会議員の定数は、2人とする。

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

1 1市2町の議会議員の定数と任期

【単位:人】

	相模原市	城山町	藤野町
人口(H17.10.1 国勢調査)	667,683	23,060	10,825
法 定 上 限 数	56	26	22
現行議員定数	49	16	14
現 在 議 員 数	48	16	14
任期	H19.4.29	H19.5.7	H19.9.19
議員1人あたりの人口	13,626	1,441	773

※ 相模原市の現行議員定数 (49人) は編入合併特例定数であり、条例定数は46人。

2 合併新法による定数特例の算定式

編入する市の議員の定数 (相模原市の現行議員定数) × -----編入される町の人口(城山町の人口) 編入する市の人口(相模原市の人口)

- = 議員定数加算数
- ※ 人口は平成17年10月1日の国勢調査の人口(速報値に基づく推計人口)

上記の計算式により、城山町の議員定数加算数は次のとおりとなる。

 算定結果
 1.692

 議員定数加算数
 2

※ 算定結果に0.5人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、0.5人以上1人未満の端数があるときはその端数を1人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村において算定結果が0.5人未満のときも1人となる。

3 定数特例による選挙について

公職選挙法第34条第2項では、「増員選挙は、当該議員の任期が終わる前6月以内にこれを行うべき事由が生じた場合は行わない」と規定されている。

このことから相模原市議会議員の任期が終わる前6月以内(平成18年10月30日から平成19年4月29日までの間)に合併した場合は、相模原市議会議員の残任期間に対応した増員選挙は行うことができない。従って、合併後最初に行われる一般選挙においてのみ、定数特例による選挙を行うことができ、その任期は、当該一般選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間となる。

4 議会の議員の定数及び在任に関する特例等について

一般原則及び特例措置の内容

区	分	編入合併					
		○編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員は失					
		職する。					
地方自	治法	○法定上限数の範囲内で、議員定数を増加させ、合併後50日以内に増員選挙					
による		を実施することができる。					
原	則	○増員選挙に際しては、条例で選挙区を設けることができる。選挙区別の定数					
///	兴 "	は、原則として人口に比例して条例で定める。ただし、合併時においては、					
		関係区域を区域とする選挙区については、人口に比例しないで定めることが					
		できる。					
		○合併する市町村の協議により、編入する市町村と編入される市町村の人口比					
	÷	に、編入する市町村の合併前の議員定数を乗じて得た数を編入される市町村					
<u>A</u>	定数	ごとの定数加算数とし、合併後50日以内にそれぞれの編入される市町村を					
併	特例	選挙区として加算分の増員選挙を行う。					
合併新法	νı	○編入する市町村の議会の議員は在任する。					
に		○この特例は、合併後の最初の一般選挙においても採用することができる。					
よる		○合併する市町村の協議により、編入される市町村の議員が、編入する市町村					
特例	在	の議員の残任期間に限り、引き続き在任できる。					
ויקו	任特	○在任特例を採用した場合、合併後の最初の一般選挙において、定数特例を採					
	例	用して、編入された市町村の区域ごとに選挙区を設けて、選挙をすることが					
		できる。					

協議第10号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出

相模原市・城山町合併協議会会長 小川 勇夫

- 1 城山町の農業委員会は、相模原市西農業委員会に統合する。
- 2 城山町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例等に関する法 律(平成16年法律第59号)第11条第1項の規定を適用し、相模原市西農業委員会の 委員の残任期間、同農業委員会委員として在任する。
- 3 市町村の合併の特例等に関する法律の適用期間経過後の選挙による委員の数については、 次のとおりとする。

区 域	委員数
相模原市東農業委員会	20人
相模原市西農業委員会	15人

農業委員会委員の定数及び任期の考え方について

1 農業委員会の数

農業委員会等に関する法律第3条第2項の政令では、市域の面積が24,000へクタールを超える市町村又は農地面積が7,000へクタールを超える市町村の場合には、市町村の区域を2以上に分けて各区域に農業委員会を置くことができるとされている。

2 農業委員会委員の任期について

市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項の規定では、編入される合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員は、40人を超えない範囲で定めた数の者に限り、編入する合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間引き続き在任することができる。なお、編入される合併関係市町村の選任による委員については全員失職することとなる。

3 農業委員会の選挙による委員の数について

市町村の合併の特例等に関する法律の適用期間経過後の農業委員会の選挙による委員の 数については、相模原市の農家世帯数を基準に算出している。

※ 相模原市の農業委員会について

相模原市と旧津久井町及び旧相模湖町の合併により、平成18年3月20日から2つの 農業委員会が設置されており、相模原市の選挙による委員は、合併特例法による1年間の 在任特例の適用を受けるため、平成19年3月19日までの任期となっており、相模原市 東農業委員会で20人、相模原市西農業委員会で26人の定数になっている。

また、合併特例法適用期間経過後の選挙による委員の定数は、条例により相模原市東 農業委員会で20人、相模原市西農業委員会で12人となっている。

* 相模原市・藤野町合併協議会では、藤野町の農業委員会は相模原市西農業委員会に統合し、合併新法適用期間経過後の相模原市西農業委員会の選挙による委員の定数は、16人とすることで協議が調っている。

農業委員会の現況比較

j	相模 東農業	原市 委員会	相模原市 西農業委員会					城山	山町	藤野町						
〇 定数			〇 定数				〇 定数	t		〇定	数					
区	分	定数	区 分		定 数		区分	分	定 数	区	分	定	数			
選挙に	はる委員	20人	選挙による委員		26人		選挙には	5委員	11人(8人)	選挙に		11,	人			
選任に	は委員	4人	選任による委員		1人		選出による	5委員	3人	選出こ	る委員	2,	人			
	内	農協 推薦 1人	内	農協 推薦	1人			内 訳	農協 推薦 1人		内訳一	農協 推薦	1人			
	訳	議会 推薦 3人	訳	議会 推薦	0人 (今後推薦)		ŀ	/ J p/\	議会 推薦 2人		P 1 p/C	議会 推薦	1人			
合	計	24人	合 計		27人		合	計	14人(11人)	合	計	13,	人 <u> </u>			
	-	3.20~H19.3.19	○ 任 期 H18.3.20~H19.3.19			※()内は実人員 ○ 任 期 H15.5.1~H18.4.30			○ 任 期 H15.9.20~H18.9.19							
	酬		○報酬				○報酬			○報Ⅰ	H					
区分	報酬	酬(年額・円)	区 分		報酬(年額・円)		区分	報	酬(年額・円)	区分	報酬	(年額•	円)			
会長		1, 032,000	会 長		1, 032,000	1	会長		186,000	会長		175,4	.00			
会長 職務 代理		678,000	会長 職務 代理		678,000			678,000		会長 職務 代理		157,000	会長 職務 代理		145,8	300
般		570,000	- 旧相相	旧津久井町選挙による委員215,000旧相模湖町選挙による委員138,000選任による委員570,000			一般		150,000	一般		137,7	00			
○農	家世帯	数 2,068		○農家†		·	○農家	家世帯	数 274	○農	家世帯数	坟	141			

協議第11号

特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出

相模原市・城山町合併協議会会長 小川 勇夫

城山町の常勤の特別職(教育長を含む。)及び執行機関の委員(農業委員会委員を除く。)については、合併の期日の前日をもって失職する。

編入合併の場合における特別職の身分の取扱いについて

編入合併の場合における特別職の身分について、編入する市町村については、法人格がそのまま存続するため、特別職の身分に変動はなく、当該特別職の身分をそのまま保有する。 また、編入される市町村については、法人格が消滅するため、特別職は失職することとなる。

- ※ 一般に、特別職とは、地方公務員法第3条第3項各号に規定する職をいい、具体的には、市町村長、助役、収入役、議会の議員、消防団員、執行機関の委員として農業委員、教育委員、選挙管理委員、附属機関の委員として総合計画審議会委員、環境審議会委員などがある。
- ※ 調整方針における「常勤の特別職(教育長を含む。)」とは、特別職のうち、市町村長、 助役、収入役及び教育長をいう。
- ※ また、調整方針における「執行機関の委員(農業委員会委員を除く。)」とは、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、監査委員、公平委員会委員をいう。

特別職の職員の現況比較

	相模原市				城山町				藤野町					
**	h A MERIT		124461-1-	<u>**</u> *	100 7 2									
	か特別				常勤の特別職				常勤の特別職					
	数 任:		le Hr		〇人数・任期					O人数 · 任期				
	役職	人数	任期	_	役職 -	人数		任期		と職	人数		任期	
市長	:	1人	H17. 1. 31 ~ H21. 1. 3		ξ	1人	H18. 3. 19	∼ H22.3.18	町長		1人	H17. 7. 29	∼ H21.7.28	
助役	ž.	2人	$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	一助役	L Z	1人	H17. 1. 4	\sim H21.1.3	助役		1人	Н18. 3. 27	\sim H22.3.26	
収入	、役	1人	H16. 11. 25 ~ H20. 11.	_		1人	H14. 11. 1	~ H18. 10. 31	収入征	安	_	_		
教育		1人	H16.10.1 ~ H20.9.3	- 1	-	1人	H14. 10. 1	∼ H18.9.30	教育		1人	H14. 10. 1	∼ H18. 9. 30	
常勤盟	監査委員	1人	H17. 4. 1 ∼ H21. 3. 3											
〇給	> ₩3[ON	Ç #4				〇 給 :	ka.				
	1 111 役職	給	料 (円)		141 役職	給	料 (円)			r T br職	給	料 (円)		
市長		月額	1, 142, 000	町長		月額	816, 0	000	町長		月額	747,	000	
助役	7.	月額	935, 000	助衫	L Ž	月額	653, (000	助役		月額	602,	300	
収入	、役	月額	804,000	収力	、役	月額	603, 0	000	収入	役	月額	558,	000	
教育	長	月額	804, 000	教育	長	月額	603, 0	000	教育:	Ę	月額	558,	000	
常勤盟	監査委員	月額	653,000											
執行	機関の	委員		執行	執行機関の委員				執行機関の委員					
ᇱ	数・任	期		ره	数・任	期			〇人数・任期					
_	職名	人数	任期		職名	人数	1			找名	人数	,	任期	
			H17. 10. 1 ∼ H21. 9. 3)			H16. 10. 1	∼ H20.9.30				Н17. 1. 20	∼ H21.1.19	
±4-	*		H14.10.1 ∼ H18.9.3		3 年 人		H16. 11. 20	\sim H20.11.19	***	₹ ₽∧		H17. 1. 20	\sim H21.1.19	
教育委員	ř委員会 └	5人	H15. 10. 1 ∼ H19. 9. 3	教育 委員	育委員会 }	5人	H17. 10. 1	∼ H21.9.30	教育:	委員会			∼ H21.9.30	
	`						1111. 10. 1		女只		5人	H17. 10. 1		
			H16. 10. 1 ∼ H20. 9. 3)	`			\sim H19.9.30	安貝		5人		\sim H19.11.14	
			H16.10.1 ~ H20.9.3 教育長)				∼ H19.9.30	安貝		5人		∼ H19.11.14	
			教育長 H16.12.15 ~ H20.12.	.4			H15. 10. 1 教育長 H18. 3. 28	~ H19. 9. 30 ∼ H22. 3. 27	安 只		5人	H15. 11. 15	~ H19.11.14 ∼ H21.5.7	
	管理委	4/	教育長 H16.12.15 ~ H20.12. H16.12.15 ~ H20.12.	.4 .4 .4 .4 .4	*管理委	4人	H15. 10. 1 教育長 H18. 3. 28 H18. 3. 28	~ H22. 3. 27 ~ H22. 3. 27	選挙	管理委	4人	H15. 11. 15 教育長 H17. 5. 8 H17. 5. 8	∼ H21.5.7∼ H21.5.7	
	管理委	4/	教育長 H16.12.15 ~ H20.12. H16.12.15 ~ H20.12. H16.12.15 ~ H20.12.	4 4 選挙 4 月 <i>仝</i>		4人	H15. 10. 1 教育長 H18. 3. 28 H18. 3. 28 H18. 3. 28	∼ H22. 3. 27∼ H22. 3. 27∼ H22. 3. 27			4人	H15. 11. 15 教育長 H17. 5. 8 H17. 5. 8 H17. 5. 8	∼ H21. 5. 7∼ H21. 5. 7∼ H21. 5. 7	
		4/	教育長 H16.12.15 ~ H20.12. H16.12.15 ~ H20.12. H16.12.15 ~ H20.12. H16.12.15 ~ H20.12.	4 4 選挙 4 員 <i>会</i>	*管理委	4人	H15. 10. 1 教育長 H18. 3. 28 H18. 3. 28	~ H22. 3. 27 ~ H22. 3. 27	選挙		4人	H15. 11. 15 教育長 H17. 5. 8 H17. 5. 8	∼ H21.5.7∼ H21.5.7	
員会		4八	教育長 H16. 12. 15 ~ H20. 12. H16. 8. 1 ~ H20. 7. 3	4 4 選挙 4 員 <i>全</i> 4	丝管理委 会委員		H15. 10. 1 教育長 H18. 3. 28 H18. 3. 28 H18. 3. 28 H18. 3. 28	∼ H22. 3. 27∼ H22. 3. 27∼ H22. 3. 27	選挙	委員	4人	附15. 11. 15 教育長 H17. 5. 8 H17. 5. 8 H17. 5. 8 H17. 5. 8	∼ H21. 5. 7∼ H21. 5. 7∼ H21. 5. 7	
員会	委員会	4八	教育長 H16.12.15 ~ H20.12. H16.12.15 ~ H20.12. H16.12.15 ~ H20.12. H16.12.15 ~ H20.12. H16.8.1 ~ H20.7.3 H14.10.1 ~ H18.9.3	4 4 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	举管理委 《委員 ^工 委員会	4人	H15. 10. 1 教育長 H18. 3. 28 H18. 3. 28 H18. 3. 28 H18. 3. 28	∼ H22. 3. 27∼ H22. 3. 27∼ H22. 3. 27	選挙		4人	附15. 11. 15 教育長 H17. 5. 8 H17. 5. 8 H17. 5. 8 H17. 5. 8	∼ H21. 5. 7∼ H21. 5. 7∼ H21. 5. 7	
員会 公平 委員	委員会	4八	教育長 H16.12.15 ~ H20.12. H16.12.15 ~ H20.12. H16.12.15 ~ H20.12. H16.12.15 ~ H20.12. H16.8.1 ~ H20.7.3 H14.10.1 ~ H18.9.3 H15.8.1 ~ H19.7.3	4 4 選 4 4 4 4 4 4 5 4 6 7 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	举管理委 《委員 ^工 委員会		H15. 10. 1 教育長 H18. 3. 28 H18. 3. 28 H18. 3. 28 H18. 3. 28	∼ H22. 3. 27∼ H22. 3. 27∼ H22. 3. 27	選挙	委員	4人	附15. 11. 15 教育長 H17. 5. 8 H17. 5. 8 H17. 5. 8 H17. 5. 8	∼ H21. 5. 7∼ H21. 5. 7∼ H21. 5. 7	
員会 公平 委員	委員会	4八	教育長 H16. 12. 15 ~ H20. 12. H16. 8. 1 ~ H20. 7. 3 H14. 10. 1 ~ H18. 9. 3 常勤監査委員	4 選挙 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	举管理委 《委員 ^工 委員会	県へ	H15. 10. 1 教育長 H18. 3. 28 H18. 3. 28 H18. 3. 28 H18. 3. 28	∼ H22. 3. 27∼ H22. 3. 27∼ H22. 3. 27	選挙	委員	4人 県へ	附15. 11. 15 教育長 H17. 5. 8 H17. 5. 8 H17. 5. 8 H17. 5. 8	∼ H21. 5. 7∼ H21. 5. 7∼ H21. 5. 7	
員公委監查	委員会職見者	3人	教育長 H16.12.15 ~ H20.12. H16.12.15 ~ H20.12. H16.12.15 ~ H20.12. H16.12.15 ~ H20.12. H16.8.1 ~ H20.7.3 H14.10.1 ~ H18.9.3 H15.8.1 ~ H19.7.3 常勤監査委員 H15.7.1 ~ H19.6.3	4 選員 公委 監査系	全管理委 李委員 会委員 会 議見	県へ	H15. 10. 1 教育長 H18. 3. 28 H18. 3. 28 H18. 3. 28 H18. 3. 28 H3. 3. 28	 ∼ H22. 3. 27 ∼ H22. 3. 27 ∼ H22. 3. 27 ∼ H22. 3. 27 	選挙会公委監査	委員会	4人 県へ	H15. 11. 15 教育長 H17. 5. 8	\sim H21.5.7 \sim H21.5.7 \sim H21.5.7 \sim H21.5.7	
員会 公平 委員	委員会	3人	教育長 H16. 12. 15 ~ H20. 12. H16. 8. 1 ~ H20. 7. 3 H14. 10. 1 ~ H18. 9. 3 常勤監査委員	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	经管理委 会委員 之委員	県へ着1人	H15. 10. 1 教育長 H18. 3. 28 H18. 3. 28 H18. 3. 28 H18. 3. 28 H3. 3. 28	 ∼ H22. 3. 27 ∼ H22. 3. 27 ∼ H22. 3. 27 ∼ H22. 3. 27 	選挙	委員 委員会	4人 県へ到 1人	H15. 11. 15 教育長 H17. 5. 8	\sim H21.5.7 \sim H21.5.7 \sim H21.5.7 \sim H21.5.7	
員 公委 監査委員	委員 会	3人 2人	教育長 H16.12.15 ~ H20.12. H16.12.15 ~ H20.12. H16.12.15 ~ H20.12. H16.12.15 ~ H20.12. H16.8.1 ~ H20.7.3 H14.10.1 ~ H18.9.3 H15.8.1 ~ H19.7.3 常勤監査委員 H15.7.1 ~ H19.6.3 H17.5.19 ~ H19.4.2	4 選員 公委 監査委員	全管理員 要理員 員 最 議選 議選	県へ着1人	村15.10.1 教育長 村18.3.28 村18.3.28 村18.3.28 村18.3.28 村18.3.28	~ H22. 3. 27 ~ H22. 3. 27 ~ H22. 3. 27 ~ H22. 3. 27 ~ H22. 3. 27	選員公委監查委員	委員 委員 議員 議員任	4人 県へ到 1人	村15.11.15 教育長 H17.5.8 H17.5.8 H17.5.8 H17.5.8 H17.5.8	\sim H21. 5. 7 \sim H21. 5. 7 \sim H21. 5. 7 \sim H21. 5. 7	
員 公委 監査委員 固価会 平員 定審	委 議選 資查 查 養 議選 資查 查 查 查 查	3人 2人 2人	教育長 H16.12.15 ~ H20.12. H16.12.15 ~ H20.12. H16.12.15 ~ H20.12. H16.12.15 ~ H20.12. H16.8.1 ~ H20.7.3 H14.10.1 ~ H18.9.3 H15.8.1 ~ H19.7.3 常勤監査委員 H15.7.1 ~ H19.6.3 H17.5.19 ~ H19.4.2	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	全管委	県へ着1人	新育長 H18.3.28 H18.3.28 H18.3.28 H18.3.28 H18.3.28 H18.3.48 H18.3.48 H18.3.28	 ∼ H22. 3. 27 	選員 公委 監査委員 固価審	委 識 議選 資查 委 職 責任 評員	4人 県へ 1人 1人	村15.11.15 教育長 H17.5.8 H17.5.8 H17.5.8 H17.5.8 H17.5.8 H17.9.16	\sim H21. 5. 7 \sim H21. 5. 7 \sim H21. 5. 7 \sim H21. 5. 7 \sim H21. 9. 25 \sim H19. 9. 19	
員 公委 監査委員 固定	委 議選 資查 查 養 議選 資查 查 查 查 查	3人 2人 2人	教育長 H16.12.15 ~ H20.12. H16.12.15 ~ H20.12. H16.12.15 ~ H20.12. H16.12.15 ~ H20.12. H16.8.1 ~ H20.7.3 H14.10.1 ~ H18.9.3 H15.8.1 ~ H19.7.3 常勤監査委員 H15.7.1 ~ H19.6.3 H17.5.19 ~ H19.4.2 H17.5.19 ~ H19.4.2 H16.4.1 ~ H19.3.3	4 4 4 4 4 4 A E M E M E M E M E M E M E M E M E M E	全管委	県へ ⁵ 1人 1人	村15. 10. 1 教育長 H18. 3. 28 H18. 3. 28	 ∼ H22. 3. 27 ∼ H22. 3. 27 ∼ H22. 3. 27 ∼ H22. 3. 27 ∼ H23. 3. 27 ∼ H25. 3. 27 ∼ H19. 5. 7 ∼ H19. 9. 30 	選員公委監査委員 固定	委 識 議選 資查 委 職 責任 評員	4人 県へ 1人 1人	村15.11.15 教育長 H17.5.8 H17.5.8 H17.5.8 H17.5.8 H17.5.8 H17.9.16 H17.9.16 H15.6.14 H17.10.1	 ∼ H21. 5. 7 ∼ H21. 5. 7 ∼ H21. 5. 7 ∼ H21. 5. 7 ∼ H21. 9. 25 ∼ H19. 9. 19 ∼ H18. 6. 13 	
員 公委 監査委員 固価会 平員 定審	委 議選 資查 查 養 議選 資查 查 查 查 查	3人 2人 2人	教育長 H16.12.15 ~ H20.12. H16.12.15 ~ H20.12. H16.12.15 ~ H20.12. H16.12.15 ~ H20.12. H16.8.1 ~ H20.7.3 H14.10.1 ~ H18.9.3 H15.8.1 ~ H19.7.3 常勤監査委員 H15.7.1 ~ H19.6.3 H17.5.19 ~ H19.4.2 H17.5.19 ~ H19.4.2 H17.4.1 ~ H20.3.3	4 4 4 4 4 4 A E M E M E M E M E M E M E M E M E M E	全管委	県へ ⁵ 1人 1人	H15. 10. 1 教育長 H18. 3. 28 H18. 3. 28 H18. 3. 28 H18. 3. 28 H18. 3. 12 H18. 3. 28 H19. 3. 28 H14. 8. 14 H15. 5. 8 H16. 10. 1 H17. 12. 4	 ∼ H22. 3. 27 ∼ H22. 3. 27 ∼ H22. 3. 27 ∼ H22. 3. 27 ∼ H22. 3. 7 ∼ H18. 8. 13 ∼ H19. 5. 7 ∼ H19. 9. 30 ∼ H20. 12. 3 	選員 公委 監査委員 固価審	委 識 議選 資查 委 職 責任 評員	4人 県へ 1人 1人	村15.11.15 教育長 H17.5.8 H17.5.8 H17.5.8 H17.5.8 H17.5.8 H17.9.16 H17.9.16 H15.6.14 H17.10.1	~ H21. 5. 7 ~ H21. 9. 25 ~ H19. 9. 19 ~ H18. 6. 13 ~ H20. 9. 30	
員 公委 監査委員 固価会 平員 定審	委 議選 資查 查 養 議選 資查 查 查 查 查	3人 2人 2人	教育長 H16.12.15 ~ H20.12. H16.12.15 ~ H20.12. H16.12.15 ~ H20.12. H16.12.15 ~ H20.12. H16.8.1 ~ H20.7.3 H14.10.1 ~ H18.9.3 H15.8.1 ~ H19.7.3 常勤監査委員 H15.7.1 ~ H19.6.3 H17.5.19 ~ H19.4.2 H17.5.19 ~ H19.4.2 H17.4.1 ~ H20.3.3	4 4 4 4 4 4 A E M E M E M E M E M E M E M E M E M E	全管委	県へ ⁵ 1人 1人	H15. 10. 1 教育長 H18. 3. 28 H18. 3. 28 H18. 3. 28 H18. 3. 28 H18. 3. 12 H18. 3. 28 H19. 3. 28 H14. 8. 14 H15. 5. 8 H16. 10. 1 H17. 12. 4	 ∼ H22. 3. 27 ∼ H22. 3. 27 ∼ H22. 3. 27 ∼ H22. 3. 27 ∼ H22. 3. 7 ∼ H18. 8. 13 ∼ H19. 5. 7 ∼ H19. 9. 30 ∼ H20. 12. 3 	選員 公委 監査委員 固価審	委 識 議選 資查 委 職 責任 評員	4人 県へ 1人 1人	村15.11.15 教育長 H17.5.8 H17.5.8 H17.5.8 H17.5.8 H17.5.8 H17.9.16 H17.9.16 H15.6.14 H17.10.1	~ H21. 5. 7 ~ H21. 9. 25 ~ H19. 9. 19 ~ H18. 6. 13 ~ H20. 9. 30	
員 公委 監查委員 固価会 平員 定審	委 議選 資查 查 養 議選 資查 查 查 查 查	3人 2人 2人	教育長 H16.12.15 ~ H20.12. H16.12.15 ~ H20.12. H16.12.15 ~ H20.12. H16.12.15 ~ H20.12. H16.8.1 ~ H20.7.3 H14.10.1 ~ H18.9.3 H15.8.1 ~ H19.7.3 常勤監査委員 H15.7.1 ~ H19.6.3 H17.5.19 ~ H19.4.2 H17.5.19 ~ H19.4.2 H17.4.1 ~ H20.3.3	4 4 4 4 4 4 A E M E M E M E M E M E M E M E M E M E	全管委	県へ ⁵ 1人 1人	H15. 10. 1 教育長 H18. 3. 28 H18. 3. 28 H18. 3. 28 H18. 3. 28 H18. 3. 12 H18. 3. 28 H19. 3. 28 H14. 8. 14 H15. 5. 8 H16. 10. 1 H17. 12. 4	 ∼ H22. 3. 27 ∼ H22. 3. 27 ∼ H22. 3. 27 ∼ H22. 3. 27 ∼ H22. 3. 7 ∼ H18. 8. 13 ∼ H19. 5. 7 ∼ H19. 9. 30 ∼ H20. 12. 3 	選員 公委 監査委員 固価審	委 識 議選 資查 委 職 責任 評員	4人 県へ 1人 1人	村15.11.15 教育長 H17.5.8 H17.5.8 H17.5.8 H17.5.8 H17.5.8 H17.9.16 H17.9.16 H15.6.14 H17.10.1	~ H21. 5. 7 ~ H21. 9. 25 ~ H19. 9. 19 ~ H18. 6. 13 ~ H20. 9. 30	

特別職の職員の現況比較

	相模原市			城山町				藤野町				
Oቑ	酬			〇報酬				Οŧ	〇報酬			
職名 報酬(円)			職名	ž	報酬(円)		職名	報酬	駲(円)			
教育	委員会			教育	委員会			教育	季員会			
	委員長	月額	168, 000		委員長	年額	177, 000)	委員長	年額	172, 300	
	委員	月額	144, 500		委員長職務代理	年額	150, 000)	職務代理	年額	142, 800	
					委員	年額	144, 000)	委員	年額	135, 600	
選挙	管理委員会			選挙	管理委員会			選挙	*管理委員会			
	委員長	月額	86, 000		委員長	年額	96, 000)	委員長	年額	91, 800	
	委員	月額	66, 500		委員	年額	75, 000)	委員	年額	68, 300	
	補充員	日額	12, 500		補充員	日額	10, 000)	補充員	日額	9, 100	
公平	委員会			公平	委員会			公平	^Z 委員会			
	委員長	月額	54, 000		県へ委託				県へ委託			
	委員	月額	49, 500		州 安 加				乔、安 庇			
監査	委員			監査	委員			監査	£委員			
	代表監査委員	月額	168, 000									
	委員(識見者)	月額	155, 000		委員(識見者)	年額	280, 900)	委員(識見者)	年額	173, 400	
	委員(議員選任)	月額	64, 500		委員(議員選任)	年額	237, 700		委員(議員選任)	年額	138, 700	
	資産評価審 員会委員	日額	15, 000	固定 查委	資産評価審 員会委員	日額	8, 500	固定查	E資産評価審 委員会委員	日額	8, 100	

協議第12号

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出

相模原市・城山町合併協議会会長 小川 勇夫

- 1 城山町の一般職の職員は、すべて相模原市の職員として引き継ぐ。
- 2 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、公正に取り扱う。

編入合併の場合における一般職の職員の身分の取扱いについて

1 職員の身分

市町村の合併の特例等に関する法律第12条第1項において、「合併関係市町村は、その協議により、市町村合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。」と定められている。

2 給与・勤務条件等

合併関係市町村の職員の任用制度、給与及びその他の勤務条件について、その現況を比較検討し、十分事前に協議を重ねて、新市の発足後の任用制度、給与及びその他の勤務条件に関して、合併前後で不均衡を生じないよう取り決めを行う必要がある。

・般職の職員の現況比較 城山町

職員の定数 (平成18年4月1日現在)

相模原市

区分	定数(人)
議会事務局職員	22
市長事務部局職員	3, 114
選挙管理委員会事務局職員	13
監査委員事務局職員	14
消防職員	716
農業委員会事務局職員	14
教育委員会事務局及び学校 その他の教育機関の職員	577
合計	4, 470

職員の定数(平成18年4月1日現在)

10.04 (
区分	定数(人)
議会事務局職員	3
町長事務部局職員	168
選挙管理委員会事務局職員	3(3)
監査委員事務局職員	3(2)
消防職員	
農業委員会事務局職員	3(3)
教育委員会事務局及び学校 その他の教育機関の職員	51
合計	223

※()内は、兼務分

藤野町

職員の定数(平成18年4月1日現在)

1903C037C3X (179010 17311	- つU 上/
区分	定数(人)
議会事務局職員	2
町長事務部局職員	99
選挙管理委員会事務局職員	1
監査委員事務局職員	1
消防職員	
農業委員会事務局職員	1
教育委員会事務局及び学校 その他の教育機関の職員	23
合計	127

給料表

行政職給料表(1)	8級制
行政職給料表(2)	4級制
消防職給料表	8級制
医療職給料表	3級制

※行政職給料表(1)

他の給料表の適用を受けない職員に適用 ※行政職給料表(2)

技能職員及び労務職員に適用

※消防職給料表

消防職に適用

※医療職給料表

保健所又は診療所に勤務する医師及び 歯科医師に適用

職階制(行政職給料表(1))

区分	人数(人)
部長級	31
次長級	84
課長級	484
課長補佐級	635
係長級	766
その他の職員	1, 151
計	3, 151

給料表

行政職給料表	(1)	8級制
行政職給料表	(2)	5級制

※行政職給料表(1)

技能職員及び労務職員に適用

※行政職給料表(2)

他の給料表の適用を受けない職員に適用

職階制(行政職給料表(1))

人数(人)
5
11
30
44
42
43
175

給料表

行政職給料表(1)	8級制
行政職給料表(2)	5級制
医療職給料表(1)	3級制
医療職給料表(2)	4級制

※行政職給料表(1)

他の給料表の適用を受けない職員に適用

※行政職給料表(2)

技能職員及び労務職員に適用

※医療職給料表(1)

診療所に勤務する医師に適用

※医療職給料表(2)

看護師及び准看護師に適用する。

職階制(行政職給料表(1))

区分	人数(人)
部長級	3
課長級	11
課長代理級	12
主幹級	37
主査級	14
その他の職員	27
計	104

協議第13号

財産の取扱いについて

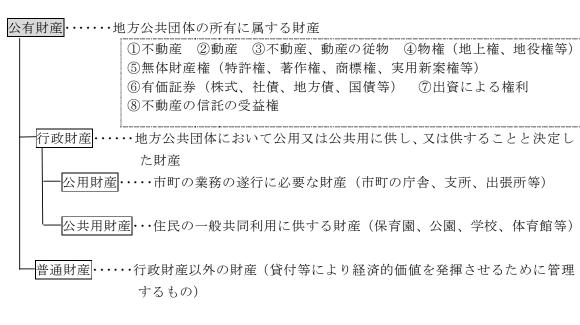
財産の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出

相模原市・城山町合併協議会会長 小川 勇夫

- 1 城山町の財産は、すべて相模原市に引き継ぐ。なお、基金の取扱いについては、その設立の趣旨に配慮し調整する。
- 2 城山町の各財産区が所有する財産は、財産区有財産として相模原市に引き継ぐ。

地方公共団体の財産について



物品・・・・・・現金、公有財産及び基金を除く普通地方公共団体が所有又は使用のために保管 する動産(庁用自動車、事務機器等)

債権・・・・・・・金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利

基金・・・・・・特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てる基金と、特定の目的のために定額の資金を運用する基金とがある。

地方債・・・・・・・・地方公共団体が資金調達のために負担する債務で、その返済が会計年度を 超えて行われるもの。

債務負担行為・・・・地方公共団体が債務を負担するその行為、内容を定めておくもの。

財産の現況比較 (平成17年3月31日現在)

〔総括〕

				相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町	合 計
1.	公有則	財産							
	土	地	m ^²	4,457,973.09	1,304,987.58	5,028,840.94	844,101.00	696,267.00	12,332,169.61
	建	物	m ^²	1,313,390.90	86,347.91	42,680.80	53,050.00	39,715.86	1,535,185.47
	物	権	m ^²	6,364.06	0.00	0.00	0.00	0.00	6,364.06
	無体	財産権	件	10	0	0	0	0	10
	有価	証券	千円	42,470	810	550	550	550	44,930
	出資	による権利	千円	2,302,265	271,123	10,450	9,085	5,907	2,598,830
2.	物	品(車両類)	台	598	80	30	53	60	821
3.	債	 権	千円	1,453,833	0	5,000	1,743	0	1,460,576
4.	基	金							
	資金	積立基金	千円	12,402,915	1,724,056	185,055	1,814,352	1,189,035	17,315,413
	定額	資金運用基金	千円	8,030,959	629,042	154,515	287,950	10,000	9,112,466
5.	地方值	責現在高	千円	289,125,761	9,480,088	6,644,713	8,665,307	5,486,580	319,402,449
6.	債務負	負担行為	千円	41,000,574	1,666,197	303,353	40,000	40,646	43,050,770

^{*}旧津久井町、旧相模湖町、城山町、藤野町の土地・建物には、津久井郡4町で共有していた財産(各町持分4分の1)が含まれる。(H18.3.20現在の持分は相模原市が3分の2、藤野町が3分の1)

【建物】 ①津久井郡郷土資料館 325.38㎡、②旧相模湖モーターボート競走組合事務所・同倉庫 413.26㎡

(平成16年度決算書「財産に関する調書」、地方財政状況調査ほか)

[【]土地】①津久井郡郷土資料館 608.40㎡、②津久井郡急病診療所 1,286.24㎡、③旧相模湖モーターボート競走 組合事務所 177.34㎡、④現況道路 44.10㎡ 計(実測)2,116.08㎡

【土 地】

平成17年3月31日現在 単位: m²

区 分	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤 野 町	合 計
行政財産	4,387,756.61	453,468.17	214,216.99	428,079.00	278,691.00	5,762,211.77
公用財産	342,404.50	6,471.29	5,865.97	14,122.00	4,303.00	373,166.76
本庁舎(出張所・清掃工場など)	298,338.79	3,932.71	5,018.10	12,863.00	3,363.00	323,515.60
消 防(本部・分署・消防団など)	44,065.71	2,538.58	847.87	1,259.00	940.00	49,651.16
公共用財産	4,045,352.11	446,996.88	208,351.02	413,957.00	274,388.00	5,389,045.01
市民会館・文化会館	6,122.90	*	0.00	0.00	0.00	6,122.90
公営住宅	176,243.37	32,396.41	297.51	13,898.00	2,909.00	225,744.29
児童福祉施設(保育園・児童館など)	56,886.29	*	3,768.42	2,784.00	*	63,438.71
衛生施設(墓地・斎場など)	58,868.80	*	0.00	0.00	0.00	58,868.80
公園・広場	1,521,297.54	*	98,174.99	111,133.00	1,949.00	1,732,554.53
小·中学校	1,582,640.32	164,978.50	72,871.32	114,312.00	53,229.00	1,988,031.14
体育施設(体育館・水泳場など)	41,708.01	*	15,530.51	25,708.00	*	82,946.52
社会教育施設(公民館・図書館など)	68,226.19	*	4,042.64	*	*	72,268.83
その他の施設	533,358.69	249,621.97	13,665.63	146,122.00	216,301.00	1,159,069.29
普通財産	70,216.48	851,519.41	4,814,623.95	416,022.00	417,576.00	6,569,957.84
普通財産一般	63,730.80	167,657.39	3,849.76	8,243.00	22,728.00	266,208.95
廃道路敷	6,485.68	0.00	0.00	2,028.00	0.00	8,513.68
山 林	0.00	683,862.02	4,810,774.19	405,751.00	394,848.00	6,295,235.21
合 計	4,457,973.09	1,304,987.58	5,028,840.94	844,101.00	696,267.00	12,332,169.61
備考		※はその他の施設に含む		※は本庁舎に含む	※はその他の施設に含む	

^{*}旧津久井町、旧相模湖町、城山町、藤野町の土地には、津久井郡4町で共有していた財産(各町持分4分の1)が含まれる。(H18.3.20現在の持分は相模原市が3分の2、藤野町が3分の1)

【山林】

土地の権利の区分	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町	合 計
所 有		683,862.02	4,810,774.19	405,751.00	394,848.00	6,295,235.21
(うち分収)		(90,007.00)	(3,781,597.00)	(292,527.00)	0.00	(4,164,131.00)

○分収…町所有の山林に植えてある立木について、分収林契約に基づき、県企業庁や森林づくり公社、自治会等が権利 (地上権)を持ち、立木の販売で得た収益を町と権利者との間で分け合うもの (平成16年度決算書「財産に関する調書」ほか)

①津久井郡郷土資料館 608.40㎡、②津久井郡急病診療所 1,286.24㎡、③旧相模湖モーターボート競走組合事務所 177.34㎡、④現況道路 44.10㎡ 計(実測)2,116.08㎡

【建物】

平成17年3月31日現在 単位: m

	区 分	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町	合 計
行政	財産	1,299,636.96	84,809.71	42,081.33	53,001.00	39,038.86	1,518,567.86
1	\$用財産 *	153,306.13	5,843.03	3,770.70	8,416.00	4,375.93	175,711.79
	本庁舎(出張所・清掃工場など)	128,062.31	4,115.11	3,441.30	7,829.00	3,148.36	146,596.08
	消 防(本部・分署・消防団など)	25,243.82	1,727.92	329.40	587.00	1,227.57	29,115.71
1	\$共用財産	1,146,330.83	78,966.68	38,310.63	44,585.00	34,662.93	1,342,856.07
	市民会館・文化会館	23,120.99	*	0.00	0.00	0.00	23,120.99
	公営住宅	140,464.60	5,424.90	1,095.87	2,370.00	792.53	150,147.90
	児童福祉施設(保育園・児童館など)	30,245.19	*	1,072.02	917.00	*	32,234.21
	衛生施設(墓地・斎場など)	4,327.31	*	0.00	0.00	0.00	4,327.31
	公園•広場	6,583.26	*	1,401.55	0.00	0.00	7,984.81
	小·中学校	653,373.98	54,553.59	28,134.11	37,094.00	21,871.97	795,027.65
	体育施設(体育館・水泳場など)	45,576.48	*	59.59	779.00	0.00	46,415.07
	社会教育施設(公民館・図書館など)	51,315.14	*	2,341.13	2,205.00	*	55,861.27
	その他の施設	191,323.88	18,988.19	4,206.36	1,220.00	11,998.43	227,736.86
普通	財産	13,753.94	1,538.20	599.47	49.00	677.00	16,617.61
	合 計	1,313,390.90	86,347.91	42,680.80	53,050.00	39,715.86	1,535,185.47
	備考		※はその他の施設に含む			※はその他の施設に含む	

^{*}旧津久井町、旧相模湖町、城山町、藤野町の土地には、津久井郡4町で共有していた財産(各町持分4分の1)が含まれる。

(平成16年度決算書「財産に関する調書」ほか)

⁽H18.3.20現在の持分は相模原市が3分の2、藤野町が3分の1) ①津久井郡郷土資料館 325.38㎡、②旧相模湖モーターボート競走組合事務所・同倉庫 413.26㎡

【物 権】

平成17年3月31日現在 単位: m³

区分	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤 野 町	合 計
地 上 権	6,270.27					6,270.27
地 役 権	93.79					93.79
合 計	6,364.06	0.00	0.00	0.00	•	6,364.06

(平成16年度決算書「財産に関する調書」ほか)

【無体財産権】

平成17年3月31日現在 単位:件

区分	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤 野 町	合 計
特 許 権	5				/	5
実用新案権	0					0
意 匠 権	3					3
商標権	2					2
著 作 権	0					0
合 計	10	0	0	0	0	10
	〔特許権〕				(平成16年度決算	草書「財産に関する調書」ほか)

- ①標識建柱L型側溝用ブロック
- ②重車両L型側溝用ブロック
- ③マンホール用臨時トイレ装置
- ④調整池の排水流量制御システム
- 5洋式簡易便器装置
- 〔意匠権〕
- ①マンホール載置用便器
- ②折畳み便器1
- ③折畳み便器2
- 〔商標権〕
- ①リサイクルしましょう相模原
- ②SSDF(市道路情報管理システム・ ファイルフォーマット形式の名称)

【有価証券】

平成17年3月31日現在 単位:千円

区 分	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤 野 町	合 計
株券	42,470	810	550	550	550	44,930

(平成16年度決算書「財産に関する調書」ほか)

〈内 訳〉

名 称	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城 山 町	藤野町	合 計
株式会社テレビ神奈川	32,470	660	550	550	550	34,780
株式会社神奈川食肉センター	10,000					10,000
津久井湖観光株式会社		150				150
合 計	42,470	810	550	550	550	44,930

【出資による権利】

平成17年3月31日現在 単位:千円

区分	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤 野 町	合 計
出資・出捐	2,302,265	271,123	10,450	9,085	5,907	2,598,830

(平成16年度決算書「財産に関する調書」ほか)

〈内 訳〉

名 称	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城 山 町	藤 野 町	合 計
神奈川県信用保証協会出捐金	155,201	7,379	3,884	5,846	3,721	176,031
(社)神奈川県畜産会出資金	7,150	3,411	1,664	545	630	13,400
(財)神奈川県労働者信用基金協会出捐金	5,320	322	125	199	129	6,095
(財)かながわ健康財団出捐金	3,510	234	167	175	117	4,203
神奈川県農業信用基金協会出資金	1,830	1,110	460	520	710	4,630
(社)神奈川県農業公社出資金	1,500	200	200	200	200	2,300
土地開発公社出資金	10,000	1,000	1,000	1,000		13,000
(財)神奈川県暴力追放推進センター(設立)出捐金	13,000	700		500	300	14,500
(社)神奈川県造林公社(現・(社)かながわ森林公社)出資金		100	100	100	100	400
(財)ふるさと情報センター出捐金			500			500
津久井郡森林組合出資金		2,500	2,350			4,850
(株)さがみはら産業創造センター出資金	1,135,000					1,135,000
(財)相模原市みちの協会出捐金	300,000					300,000
(財)相模原市みどりの協会設立出捐金	200,000					200,000
(財)宮ヶ瀬ダム周辺振興財団出捐金		166,667				166,667
(財)相模原市市民文化財団出捐金	100,000					100,000
(財)神奈川県市町村職員研修センター出捐金		87,500				87,500
(財)相模原市産業振興財団出捐金	80,000					80,000
(財)相模原市中小企業勤労者福祉サービスセンター出捐金	80,000					80,000
(社)相模原市畜産振興協会出資金	60,000					60,000
橋本駅北口第一再開発ビル(株)出資金	60,000					60,000
(財)相模原市体育協会出捐金	49,000					49,000
(財)神奈川県下水道公社出資金	12,540					12,540
(財)宇宙科学振興会出捐金	10,000					10,000
(財)リバーフロント整備センター設立出捐金	5,000					5,000
(財)神奈川県国民年金福祉協会出捐金	4,500					4,500
(社福)相模原市社会福祉事業団設立出捐金	3,000					3,000
(財)神奈川県国際交流協会出捐金	2,714					2,714
(財)相模原市都市整備公社出資金	2,000					2,000
(財)国有財産管理調査センター出捐金	1,000					1,000
合 計	2,302,265	271,123	10,450	9,085	5,907	2,598,830

2. 物 品

平成17年3月31日現在 単位:台

区 分	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤 野 町	合 計
車 両 類	598	80	30	53	60	821
乗用自動車	25	6	16	6	8	61
貨物自動車	130	32	3	18	7	190
軽自動車	173	4	3	9	11	200
乗合自動車	9	1	1	2	8	21
特殊自動車	261	37	7	17	24	346
原動機付自転車	0	0	0	1	2	3

(平成16年度決算書「財産に関する調書」ほか)

3. 債 権

平成17年3月31日現在 単位:千円

区分	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤 野 町	合 計
貸付金	1,453,833	0	5,000	1,743	0	1,460,576

(平成16年度決算書「財産に関する調書」ほか)

〈内 訳〉

(F) D/(/			
	名 称	金 額(千円)	備考
相模原市	土地開発公社貸付金	867,458	
	看護師等修学資金貸付金	142,599	
	保育所施設整備等資金貸付金	72,590	
	奨学金貸付金	12,488	
	母子寡婦福祉資金貸付金	358,698	
(旧相模湖町)	(財)相模湖周辺環境整備公社貸付金	5,000	
城山町	奨学貸付金	382	
	厚生貸付金	1,361	
	合 計	1,460,576	

4. 基 金

【資金積立基金】

平成17年3月31日現在 単位:千円

【貝並慎业基立】	相模原で	ħ	(旧津久井	H T)	(旧相模湖	IET)	城 山 町		藤野町	1日現在 単位: 十円	
目的•使途	名称	金額	名称	m」/ 金額	名 称	金額	名称	金額	名称	金額	合 計
大規模な建設事業、災害復旧、 地方債の繰上償還その他財源の 不足を生じたときの財源とするた め設置	財政調整基金		財政調整基金		財政調整基金		財政調整基金		財政調整基金	452,156	10,119,600
社会福祉の増進を図る事業の財源とするため設置	社会福祉基金	1,054,653	地域福祉基金	784	地域福祉基金	10,401	地域福祉基金	178,121	地域福祉基金	170,903	1,414,862
身体障害者福祉向上の事業資 金に充てるため設置			身体障害者福祉基 金	31,718							31,718
介護保険の保険給付費に不足を 生じたときの財源とするため設置	介護保険給付費支 払準備基金	491,341	介護保険保険給付 費支払準備基金	138,085	介護保険給付費支 払基金	51,342	介護保険給付費支 払基金	417	介護保険給付費支 払基金	64,341	745,526
市町債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる財政の健全な 運営に資するため設置	減債基金	50,150	減債基金	89,500	減債基金	283	減債基金	83,936	町債償還基金	42,799	266,668
緑化の推進を図る事業の財源とするため設置	みどりのまちづくり 基金	678,610	コミュニティと緑の 環境づくり基金	95,280			みどりのまちづくり 基金	60,345			834,235
国民健康保険の診療報酬、療養費およびその他費用の支払準 備金として設置			国民健康保険診療 報酬等支払準備基 金	52,820	国民健康保険給付 費支払準備基金	27,459	国民健康保険診療 報酬等支払準備基 金	31,679	国民健康保険給付 費支払準備基金	26,459	138,417
ふるさと創生事業に充当するため、または活力と魅力ある地域文 化の振興を図るため設置			ふるさと文化振興 基金	416,119	ふるさと創生事業 基金	854	ふるさと創生事業 基金	134,438			551,411
奨学金の資金に充てるため設置	奨学基金	24,940									24,940
青年の海外派遣の資金に充てる ため設置	青年海外派遣基金	16,218									16,218
国際交流の推進を図る事業の財源とするため設置	国際交流基金	249,421									249,421
市街地整備事業の財源とするため設置	市街地整備基金	1,114,412									1,114,412
青年起業家の育成を図る事業の 財源とするため設置	青年起業家育成基 金	22,452									22,452
都市計画法第32条の規定による開発行為の協議により受けた 寄付金を適切に運用するため設置							開発行為に伴う公 共施設整備基金	7,820			7,820

平成17年3月31日現在 単位:千円

		相模原	市	(1	津久井	· H T)	(IA*	1模湖町)		is is	或山 町		藤野町	<u>成 I / 年3月31</u> T	
目的•使途	名	<u> </u>	金額	名	<u>- (</u>	金額			額		<u> </u>	額	名称	金額	合 計
文教、福祉施設等建設資金に 充当するため設置										文教、福祉 建設基金	施設等	92,689	文化福祉施設建設 基金	201,191	293,880
文化センター等建設事業に充当 するため設置										文化センター 設事業基金		48,991			448,991
公共施設整備資金に充てるため 設置				公共施設	整備基金	53,884									53,884
中道志川(奥相模湖下流から津 久井湖まで)の清流を守る川のト ラスト運動を展開し、水質保全及 び河川美化を図るため設置				中道志川 金	トラスト基	5,991									5,991
道志ダム関連地域の振興を図る ため設置				道志ダム限 環境整備		26,755									26,755
宮ヶ瀬ダム道志導水路地域の青根地区における環境保全と地域活性化を図るため設置				宮ヶ瀬ダ <i>L</i> 水路環境		3									3
交通災害見舞金の事務を円滑 かつ効率的に行うため設置				交通災害	基金	14,223									14,223
津久井町簡易水道特別会計の 財政の健全な運営を図るため設 置				簡易水道物 財政調整	特別会計 基金	610,063									610,063
町営住宅の建設に係る資金を積 み立てるため設置							町営住宅建言 立基金	没 費 積	28,033				町営住宅建設基金	146,975	175,008
義務教育施設整備に係る資金を 積み立てるため設置							義務教育施語 費積立基金	没整備	36,993				学校建築基金	78,209	115,202
町民相互の協力による自主的な 町づくり事業を推進するため設置							かおる文化と おいの町づく 金		27,657						27,657
千木良公民館の建設に係る資金 を積み立てるため設置							千木良公民館 費積立基金	館建設	54						54
藤野やまなみ温泉の施設整備に 係る資金を積み立てるため設置													藤野やまなみ温泉 施設整備基金	6,002	6,002
	合	計	12,402,915	合	計	1,724,056	合 i	計 18	85,055	合	計 1,8	14,352	合 計	1,189,035	17,315,413
			•	•			-	·		-	*		/ ************************************	ケウングま [ロ	・立に明士フ部書(なん)

(平成16年度決算書「財産に関する調書」ほか)

4. 基 金

【定額資金運用基金】

平成17年3月31日現在 単位:千円

D# #\A	村	目模原	市		日津久夫	丰町)		3相模湖	町)		城山	ĐŢ .			藤野	<u>/平ッ月ッ</u> 町			
目的•使途		称	金額	名	称	金額	名	称	金額	名	称	金	額	名	称	金	額	合	計
公用もしくは公共用に供する土地 または公共の利益のために取得す る必要のある土地をあらかじめ取 得することにより、事業の円滑な執 行を図るため設置		基金	3,580,000	土地開発	基金		土地開発	基金	151,515	土地開多	* *基金	284,						4,6	632,037
用品の集中購買を実施することにより、用品の取得及び管理に関する事務を円滑かつ効率的に行うため設置	用品調達基	基金	50,000																50,000
良好な都市環境の保全に寄与するために行う緑地保全事業を円滑かつ効率的に行うため設置	緑地保全基	基金	2,000,691															2,0	000,691
市民のコミュニティ活動を促進する ための場としての広場用地をあら かじめ取得することにより、広場用 地取得事業の円滑な執行を図るた め設置	広場基金		2,000,000															2,0	000,000
市民文化の振興に寄与するため に行う美術品、美術に関する資料 その他これらに類するものの収集 を円滑かつ効率的に行うため設置	美術品等収 金	又集基	100,268															-	100,268
公共料金の支払事務を円滑かつ 効率的に行うため設置	公共料金支 金	支払基	300,000															(300,000
高額療養費資金の貸付に関する 事務を円滑かつ効率的に行うため 設置				高額療養 基金	費貸付	5,000	国民健康 額医療費 付基金		3,000	国民健康 額療養費 付基金		3,	140						11,140
国民健康保険出産費資金貸付に 関する事務を円滑に実施するため 設置				国民健康 産費資金 金		1,000													1,000
育英奨学資金の貸付に関する事 務を円滑かつ効率的に行うため設 置				育英奨学 付基金	資金貸	7,330													7,330
住民からの寄附を受け学校図書 購入等の財源に充てるために設置														教育振興	基金	10,0	000		10,000
	伯	計	8,030,959	合	計	629,042	合	計	154,515	合	計	287,	950	合	計	10,0			112,466

(平成16年度決算書「財産に関する調書」ほか)

5. 地方債現在高

平成17年3月31日現在 単位:千円

区 分	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤 野 町	合 計
普通会計	173,899,149	6,259,476	3,955,809	4,672,112	2,848,799	191,635,345
一般公共事業債	3,075,486	0	0	0	0	3,075,486
一般単独事業債	61,903,816	1,470,524	922,839	622,860	601,948	65,521,987
公営住宅建設事業債	10,038,114	41,061	0	61,357	0	10,140,532
義務教育施設整備事業債	16,650,429	1,249,973	1,294,704	593,903	713,742	20,502,751
厚生福祉施設整備事業債	19,379,446	0	198,232	540,133	0	20,117,811
その他普通債	11,140,326	587,855	245,552	353,770	137,444	12,464,947
減税補てん債等	51,711,532	2,910,063	1,294,482	2,500,089	1,395,665	59,811,831
簡易水道事業債	-	-	_	_	82,078	82,078
病院事業債	-	40,104	-	-	_	40,104
介護サービス施設整備事業債	399,286	_	-	_	_	399,286
下水道事業債	104,604,662	3,180,508	2,688,904	3,993,195	2,555,703	117,022,972
駐車場整備事業債	10,075,910	_	_	_	_	10,075,910
母子寡婦福祉資金貸付事業債	146,754	_	_	_	_	146,754
<u> </u>	289,125,761	9,480,088	6,644,713	8,665,307	5,486,580	319,402,449

^{※「}その他普通債」は、一般廃棄物処理事業債、社会福祉施設整備事業債、財源対策債、調整債、都道府県貸付金、その他をいう。 ※「減税補てん債等」は、減税補てん債、減収補てん債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、臨時税収補てん債、臨時財政対 策債をいう。

(平成16年度地方財政状況調査ほか)

6. 債務負担行為

平成17年3月31日現在 単位:千円

区 分	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城 山 町	藤野町	合 計
土地の購入に係るもの	2,290,000	101,764	0	0	0	2,391,764
建造物の購入に係るもの	1,855,234	0	0	0	0	1,855,234
債務保証・損失補償に係るもの	34,085,540	765,360	303,353	40,000	0	35,194,253
その他	2,769,800	799,073	0	0	40,646	3,609,519
債務負担行為限度額	41,000,574	1,666,197	303,353	40,000	40,646	43,050,770

(平成16年度地方財政状況調査ほか)

財産区について

1 財産区制度の趣旨

財産区制度は、明治の大合併の推進のとき、関係町村間の特別な財産や所有状態の著しい不均衡が合併交渉を妨げたことから、合併後も旧町村単位で従来の財産を所有する権利を認められたことがその起源となっている。このように市制・町村制の施行の際、設置された財産区は、大部分が江戸時代以来の村、又はその一部で住民が入会利用している山林、田畑等を所有していたものであり、戦後、地方自治法の改正の中で明文化された。

この結果、財産区は、その所有する財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止につき、 法律上独立の人格者たる能力(法人格)を持った特別地方公共団体となった。

財産区は、その成立した時期により、次の2つに大きく分けられる。

- ①旧財産区…明治 22 年の市制・町村制施行当時、既に市町村の一部が財産又は公の施設 を所有していることを認めたもの。
- ②新財産区…市制・町村制の施行後に行われた町村合併の際(昭和28年施行町村合併促進 法によるものなど)、旧町村が財産又は公の施設を所有していることを認めた もの。

2 財産区の業務等

- (1) 財産区は、所有する財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止を行う。
- (2) 財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、その住民の福祉を増進するとともに、財産区のある市町村との一体性をそこなわないように努めなければならない。

3 財産区の会計

- (1)財産又は公の施設に関し特に要する経費(財産区議会の議員選挙に要する費用など)は、財産区の負担とする。
- (2) 財産区の収入及び支出については、市町村の会計と分別しなければならない。 ※財産区の収支は明確にしておく必要があるため、市町村の会計と分別して経理する ことが要求されており、特別会計を設けることが適当である。(「地方自治小六法」注釈)

4 相模原市及び津久井郡における財産区の状況

相模原市における財産区は、旧津久井町に「三井財産区」「中野財産区」「串川財産区」「鳥屋財産区」「青野原財産区」及び「青根財産区」の6つの財産区が、津久井郡における財産区は、城山町には「川尻財産区」及び「中沢財産区」の2つの財産区が、藤野町には「吉野財産区」「小渕財産区」「沢井財産区」「日連財産区」「名倉財産区」「牧野財産区」及び「佐野川財産区」の7つの財産区が設置されている。

また、城山町の各財産区には議決機関として財産区議会が、相模原市及び藤野町の各財産区には審議機関として財産区管理会が設置されている。

財産区議会と財産区管理会について

区分	財産区議会	財産区管理会
設置根拠	地方自治法295条	地方自治法296条の2
	財産等の管理処分が複雑なため、	財産区に財産区議会が設置され
	あるいは財産区と市町村との利害	ていない時に限り置くことができ
	関係が必ずしも一致しないため等	る任意設置機関
	により、都道府県知事が必要である	
	と認めるときに限り設置すること ができる固有の意思決定機関	
設置方法	知事が設置条例を提案し、市町	①市町村条例の制定によって設
改直力本	村議会の議決により、市町村の	世界が未例の間定によりて改
	条例で設置	 ②市町村の廃置分合又は境界変
	未例(成直	更に際し財産処分に関する協議
		丈に尿し肉 産処力に関する 励識 によって設置
条例又は協議書に	 財産区議会議員の定数、任期、	①管理会の同意を要する事項
規定する事項	選挙権、被選挙権及び選挙人名	②財産区管理委員の選任、財産
別足りの手項	選手権、放送手権及び選手八名 簿に関する事項	区管理会の運営その他財産区管
	得に因りる事項	理会に関し必要な事項
執行機関	市町村長が行う。	①市町村長が行う。
*X1丁/茂 关	川町竹文が11 7。	②市町村長は、財産管理に関す
		る事務の全部又は一部を財産区
		管理会の同意を得て管理会又は
		管理委員に委任できる。
議決機関	①財産区議会が行う。	①市町村議会が行う。
	②財産区議会は、設置条例に定	②管理会は条例で定める重要な
	めるもののほかは、地方自治法	ものについて同意を与える審議
	の市町村の議会に関する規定が	機関であるので、管理会の同意
	準用される。	が得られない限り市町村議会の
	年用される。	議決があっても執行できない。
監査機関	市町村の監査委員が行う。	①市町村の監査委員が行う。
一 <u>血且饭</u> 民	川町竹の監査安員が行う。	②管理会は財産区の事務の処理
		について監査できる。
議員又は委員	(身分)	(身分)
徴貝入は女貝	(3 ガ) ①財産区議会の議員の選挙は、	①公職選挙法の適用がないの
	公職選挙法の市町村の議会の議	で、委員の資格・選任方法は任
	員の選挙に関する規定を適用す	意
	る。ただし、被選挙権の有無に	[©] ②委員は非常勤であり、当該市
	ついては、市町村の議会が決定	町村の議会の議員、市町村長、
	する。	助役、収入役とは兼職が可能
	ダシ゚。 ②財産区議会の議員と当該市町	(定員・任期)
	村の議会の議員、市町村長、助	7人以内、4年
	役、収入役とは兼職できない。	I NOTH THE
	(定員・任期)	
	条例で規定する。	
	木りてがたりる。	

[※]なお、これらの機関は財産区の事情に鑑み必要に応じて設置されるものであり、必置機関ではない。

財産区の現況比較

財産区設置市町:相模原市(旧津久井町)・城山町・藤野町

単位: ㎡/㎡/千円、平成17年3月31日現在

Í	Į.			目		相模原	市	ī (旧	津 久	井	囲丁)		城 L	山町
	財産区	の彳	吕称		三井財産区	中野財産区	串	川財産	区	鳥屋財産区	青	野原財産区	青根林野	川尻財産区	中沢財産区
	設置年	₹月	日		昭和30年4月1日	昭和30年4月1日	昭和]30年4	月1日	昭和30年4月1日	田和	030年4月1日	昭和30年4月1日 (昭和38年10月1日)	昭和30年4月1日	昭和30年4月1日
	設置0	り経	緯		津久井町合併時に 関係町村で協議	津久井町合併時に 関係町村で協議	津久関係	井町合作 町村で	併時に 劦議	津久井町合併時(関係町村で協議	こ津久 関係	井町合併時に 町村で協議	津久井町合併時に 関係町村で協議	城山町合併時に関 係村で協議	城山町合併時に関 係村で協議
		臣	所	有	132,971	727,130)	2,05	5,061	12,029,91	6	13,919,810	13,998,723	44,949	114,301
			分	収	0	128,637	,	63	1,744	8,173,21	0	3,237,320	3,143,069	690,579	84,300
財	土 地 (㎡)	林	貸	付	0	()		0	16,842,74	2	914,662	991,159	30,719	0
			その他	<u>t</u>	0	()		3,948 替畑)		0	0	0	255 (宅地)	0
			合言	t	132,971	855,767	,	2,71	0,753	37,045,86	8	18,071,792	18,132,951	766,502	198,601
産	立	;	木(㎡)	1,072	2,727		3	2,588	236,86	2	30,556	174,973	_	_
	出資(こよ 千P			210	50)		1,660	8,46	0	4,065	4,020	420	210
	基 (平成		(千P 度末		5,957	36,341		44	4,605	560,13	1	33,542	4,839	334,065	21,610
	予算規模 (平成17年				1,100	6,500)	6	5,000	47,60	0	22,600	19,900	8,000	750
	管理	機関	月		財産区管理会	財産区管理会	財産	全区管	理会	財産区管理会	財	産区管理会	管理委員会	財産区議会	財産区議会
i	議員·委	員数	(人))	7	7		7		7		7	7	8	7

*他に建物52㎡あり

*設置年月日の()は、財産区の名称が「青根林野」となった日である。 (「青根林野」は、H18.3.20合併時に名称を「青根財産区」に、管理機関を財産 区管理会に変更した。)

(平成16年度決算書「財産に関する調書」より)

財産区設置市町:相模原市(旧津久井町)・城山町・藤野町

単位: m³/m³/千円、平成17年3月31日現在

ij	[į				藤 野 町	Γ		
財産区の名称		吉野財産区	小渕財産区	沢井財産区	日連財産区	名倉財産区	牧野財産区	佐野川財産区		
	設置年	₽月	B	昭和29年7月15日	昭和29年7月15日	昭和29年7月15日	昭和30年7月20日	昭和30年7月20日	昭和30年7月20日	昭和30年7月20日
設置の経緯		吉野町合併時に関 係町村で協議	吉野町合併時に関 係町村で協議	吉野町合併時に関 係町村で協議	藤野町合併時に関 係町村で協議	藤野町合併時に関 係町村で協議	藤野町合併時に関 係町村で協議	藤野町合併時に関係町村で協議		
		日	所有	139,528	51,965	143,133	32,330	589,032	12,677,273	28,778
			分収	. 0	0	0	0	0	5,391,270	451,043
財	土 地 (m ⁱ)	林	貸付	770,303	0	11,319	325,772	212	35,677	25,190
		7	その他	0	0	0	0	0	0	0
		í	合 計	909,831	51,965	154,452	358,102	589,244	18,104,220	505,011
産	立	7	(m)	1,266	862	2,714	4,399	359	50,026	25,147
	出資による権利 (千円)		430	_	210	210	410	4,390	_	
	基 (平成		(千円) 度末)	13,986	1,715	11,355	54,785	33,502	87,571	2,965
	予算規模(千円) (平成17年度当初)		1,822	565	552	2,987	1,656	13,000	564	
管理機関		財産区管理会	財産区管理会	財産区管理会	財産区管理会	財産区管理会	財産区管理会	財産区管理会		
Ē	議員・委員数(人)		(人)	5	5	5	7	5	7	7

(平成16年度決算書「財産に関する調書」より)

協議第14号

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出

相模原市・城山町合併協議会会長 小川 勇夫

相模原市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業等の調整を踏まえて、必要に応じ規定の整理をする。

編入合併の場合の条例、規則等の取扱いについて

- 1 編入されることとなる地方公共団体の法人格が消滅するため、当該団体の条例、規 則等は失効する。編入する地方公共団体の法人格はそのまま存続するため、当該団体 の条例、規則等は失効しない。
- 2 条例で定める必要のある税の不均一課税などの特例措置や編入されることとなる地方公共団体にある公の施設等について編入する地方公共団体の施設として設置することを合併協議会で定めた場合には条例、規則等の整備を行う必要がある。
- ※ 条例とは、地方公共団体が、法令の範囲内において制定する法規をいう。

条例によって制定しようとする内容は、地方公共団体の事務に属するものでなくてはならないし、法令に違反するものであってはならない。また、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがあるものを除くほか、条例で規定しなくてはならない。

条例の制定・改廃は、議会の議決によって成立するのが原則である。

※ 規則とは、地方公共団体の長が、地方自治法の規定に基づき、国の法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務について制定する法規をいう。また、地方公共団体の長のほか、教育委員会、公平委員会等の執行機関も、その権限に属する事務に関して、国の法令又は条例に違反しない限りにおいて、規則を制定することができる。

条例、規則等の現況比較

相模	原市	城□	山町	藤野	第 田丁
例規集登載		例規集登載		例規集登載	
条例	251本	条例	137本	条例	136本
規則	3 4 4 本	規則	145本	規則	132本
その他(告	示等)	その他(告:	示等)	その他(告え	示等)
	180本		8 本		6 7 本

協議第15号

事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出

相模原市・城山町合併協議会会長 小川 勇夫

- 1 城山町の役場は、合併前の役場における住民サービスを確保し、地域の拠点として、窓口業務をはじめ、まちづくりや産業振興を支援する機能を持つ、総合的な事務所とする。
- 2 城山町の出先機関は、住民サービスの低下を招くことがなく、地域の特色を生かせる機能を持つ組織とする。
- 3 城山町に設置されている附属機関は、相模原市の同種の附属機関に統合する。ただし、城山町の地域性から設置されている附属機関は、現行のまま新市に引き継ぐ。

事務組織及び機構の取扱いについて

1 事務組織及び機構について

新市の事務組織及び機構の設置については、新市の市長又は市長職務執行者が行うことになるが、組織の構築については、合併関係市町村間で十分な協議を行った上で、合併後の事務の執行に支障がないよう配慮し、効率的な事務処理ができるよう準備が必要となる。

編入合併の場合、新市の組織や機構が編入される市町村の事務に対応できるよう必要に応じて機構改革を行い円滑な事務引継ぎが求められる。

先進事例を見ると、合併協議で新市の事務組織及び機構についての整備方針を決めておき、具体的には専門部会などで新市の業務内容を明確にした上で、具体的な事務組織及び機構について検討しているケースがある。

2 本庁組織について

新市の部(課)の設置については、地方自治法第158条第1項の規定に基づき条例で定める。組織の編成の際は、自治体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものになるよう配慮することとされている。

3 出先機関について

合併にあたり本庁と支所等の扱いについては、その設置、位置、名称、機構、業務 内容、所管区域等について合併関係市町村間で十分な協議を行い、支所又は出張所の 位置、名称及び所管区域について、地方自治法第155条第2項の規定に基づき条例 で定める。

新市の市役所と支所又は出張所で、合併前の市町村の行政サービスの維持のため、 旧市役所(役場)を「総合事務所」と位置付け、複合的な出先機関としているケース がある。

4 附属機関について

合併後の行政組織に関連して、附属機関についても統廃合の必要が生じるため、合併関係市町村間で十分な協議が必要となる。

編入合併の場合、原則として編入される市町村の附属機関はすべて廃止される。ただし、編入される地域固有の附属機関として存続する必要がある場合は、新市において新たに設置する必要がある。

事務組織及び機構の整備方針

1 基本方針

- (1) 合併後の事務組織及び機構については、住民福祉の向上を目指して、城山町の役場等の機能を考慮する。
- (2) 地域住民とのパートナーシップの観点から、それぞれの地域が有する個性や特徴を活かした「まちづくり」の推進を図る。
- (3) 各市町の管理部門その他の部門における政策企画の立案、内部管理に関する業務等を統合し、行財政運営の効率化を図る。

2 個別方針

行政の機能を次の3つに分類し、基本方針、合併後の新市全体の効果的・効率的な 行政運営の視点を踏まえ、合併後の本庁の組織、出先機関などについて、整備を図る。

区分	内容	・ 具体例
政策企画内部管理機能	企画、人事、財政等の 全体にかかる政策企 画、総合的な管理調整 などに関する事務を行 う。	F 444 W 5
まちづくり 支援機能	良好な地域の維持・発展に取り組むとともに、住民と協働し、地域自治の核となる行政サービスの提供を行う。	・ 農業や観光などの地域産業の振興 ・ 地域独自のイベントの企画・運営 ・ 文化財の保存 ・ 公園や緑地などの維持管理 ・ 道路や下水道の維持・補修 ・ 自治会活動の支援 など
住民サービス提供機能	身近な住民サービスの提供を行う。	 ・ 戸籍、住民基本台帳、国民健康保険、年金関係などの届出の受付 ・ 戸籍、住民票、市税などの証明書の発行 ・ 市税などの収納 ・ 市民相談 ・ 保健、福祉に関する相談 ・ 保健福祉サービスの提供 (保育所入所、要介護認定、医療費助成などの申請受付、保健師の訪問指導など) ・ 教育相談 ・ 生涯学習活動の支援など

(1)本庁組織

相模原市の本庁機能を基本として、城山町の「政策企画内部管理機能」を統合する。

(2) 出先機関

現在の城山町の役場については、政策企画内部管理業務を除き、「まちづくり支援機能」と「住民サービス提供機能」を担う組織とする。

現在の城山町の出先機関については、住民サービスの低下を招くことがないよう、 その機能を維持する。

(3) 附属機関

附属機関については、それぞれの所掌事務等を十分に考慮し、同種のものは統合 する。ただし、地域性などから設置する必要があるものは、現行のまま引き継ぐ。

(4) 関連行政機関

城山町において神奈川県が行っている行政サービスのうち、新市が行うものについては、現行のサービス内容を踏まえ、住民サービスの効果的、効率的な提供の観点から必要な組織の設置に関し、県と協議を行う。

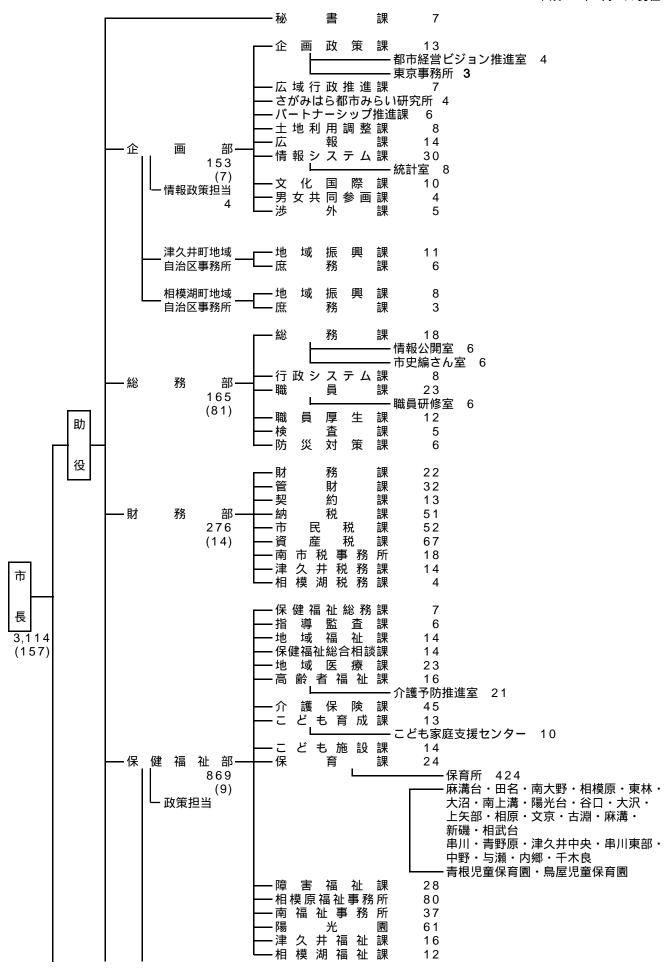
事務組織の現況比較

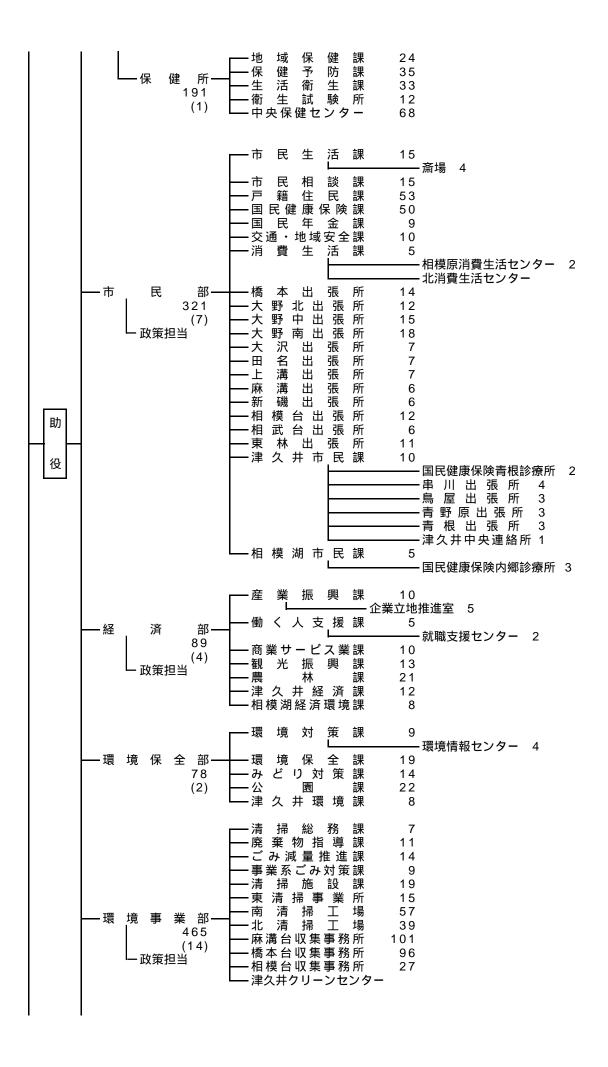
相模原市	(津久井総合事務所)	(相模湖総合事務所)	城山町	藤野町
(平成18年4月1日現在)	(平成18年4月1日現在)	(平成18年4月1日現在)	(平成18年4月1日現在)	(平成18年4月1日現在)
別添組織図のとおり	別添組織図のとおり	別添組織図のとおり	別添組織図のとおり	別添組織図のとおり
市長部局			町長部局	町長部局
秘書課	津久井町地域自治区事務	相模湖町地域自治区事務	企画政策部	総務部
企画部	所	所	(政策秘書課始め2課)	合併推進課
(企画政策課始め14課	地域振興課	地域振興課	総務部	企画課
3室)	庶務課	庶務課	(総務課始め4課)	総務課
総務部			民生環境部	税務課
(総務課始め6課3室)	津久井福祉課	相模湖福祉課	(町民課始め5課)	民生部
財務部	津久井市民課	相模湖市民課	建設経済部	町民課
(財務課始め9課)	津久井税務課	相模湖税務課	(都市計画課始め4課)	牧野支所
保健福祉部	津久井経済課	相模湖経済環境課		佐野川支所
(保健福祉総務課始め16	津久井環境課	相模湖建設課	議会部局	日連診療所
課	津久井建設課	相模湖教育課	議会事務局	健康福祉課
2室)	津久井教育課			日連保育所
保健所	西農業委員会事務局		教育委員会部局	産業建設部
(地域保健課始め5課)			教育部	まちづくり課
市民部	(津久井総合事務所以外)		(教育総務課始め2課)	藤野やまなみ温泉
(市民生活課始め21課)	津久井クリーンセンタ			地域整備課
経済部	-		監査委員部局	上下水道課
(産業振興課始め7課1室)	津久井消防署		監査委員事務局	出納室
環境保全部				
(環境対策課始め5課)			選挙管理委員会	教育長部局
環境事業部			農業委員会	教育総務課
(清掃総務課始め12課)			固定資産評価審査委員会	社会教育課
都市部				幼稚園
(都市計画課始め9課1室)				(小学校)
建築部			以上5部19課	(中学校)
(建築総務課始め5課)				

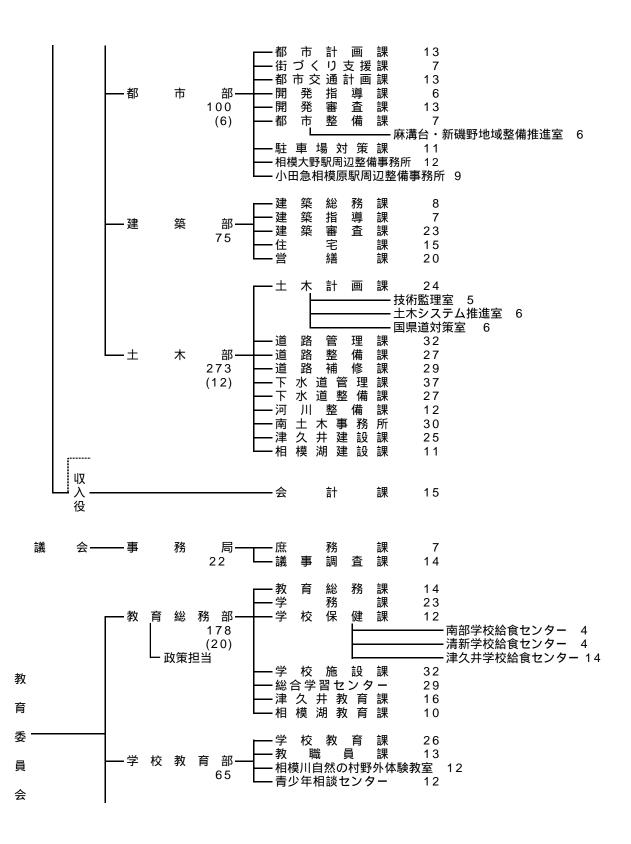
相模原市	(津久井総合事務所)	(相模湖総合事務所)	城山町	藤野町
土木部				議会事務局
(土木計画課始め10課3				監査委員事務局
室)				選挙管理委員会事務局
会計課				農業委員会事務局
				固定資産評価審査委員会
議会事務局				
(庶務課始め2課)				以上3部22課
教育委員会				
教育総務部				
(教育総務課始め7課)				
学校教育部				
(学校教育課始め4課)				
生涯学習部				
(生涯学習課始め8課)				
選挙管理委員会事務局				
公平委員会事務局				
監査委員事務局				
東農業委員会事務局				
西農業委員会事務局				
固定資産評価審査委員会				
消防				
消防本部				
(消防総務課始め6課)				
消防署				
(相模原消防署警備課始				
め8課)				
以_	上 21部157課13課内	9室		

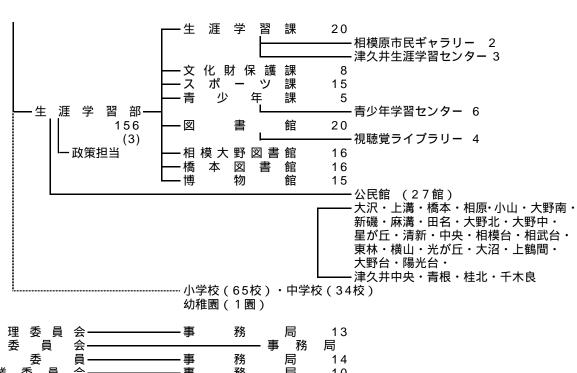
相模原市行政機構図

平成18年4月1日現在



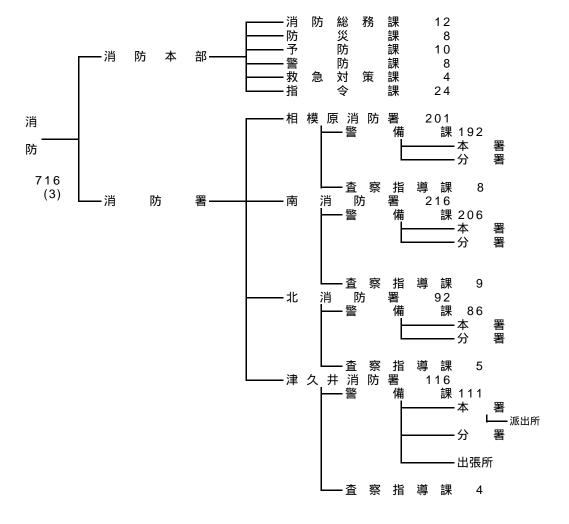






挙 管 平 公 東 員 会 事 務 局 10 委 員 会 事 務 局 4

固定資産評価審査委員会



部局別組織数及び職員定数

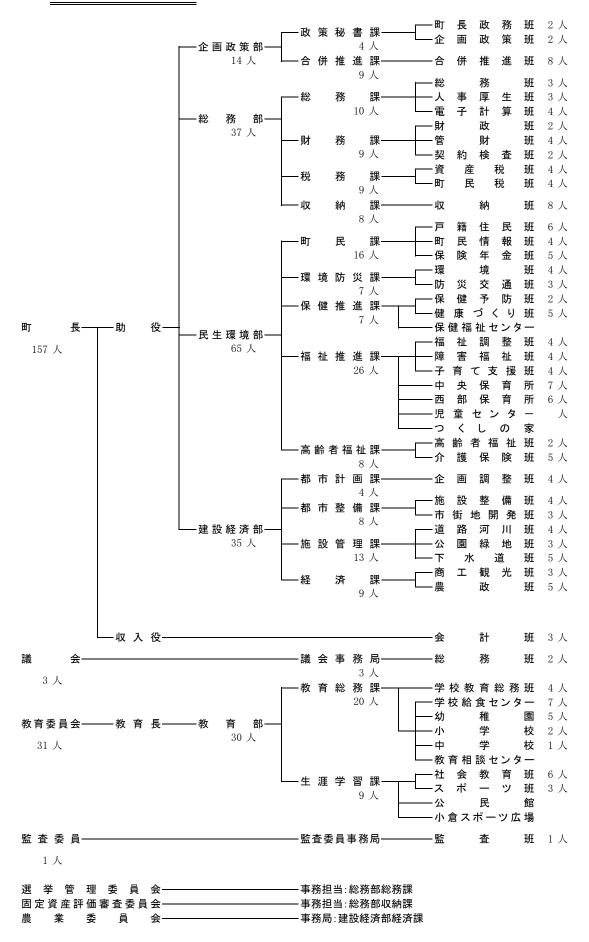
		i	組織	数		774h 1/4
部局別	部	課	課内室	係	班	職員定数
市長事務部局	12	121	13	81	32	3,114
議 会 事 務 部 局 教 育 委 員 会	1	2			2	22
教育 委員 会	3	19		42	8	577
選挙管理委員会事務局	1					13
公 平 委 員 会 事 務 局		1				(5)
監 査 委 員 事 務 局	1					14
農業委員会事務局	2					14
固定資産評価審査委員会						(2)
消防	1	14		21	4	716
合 計	21	157	13	144	46	4,470

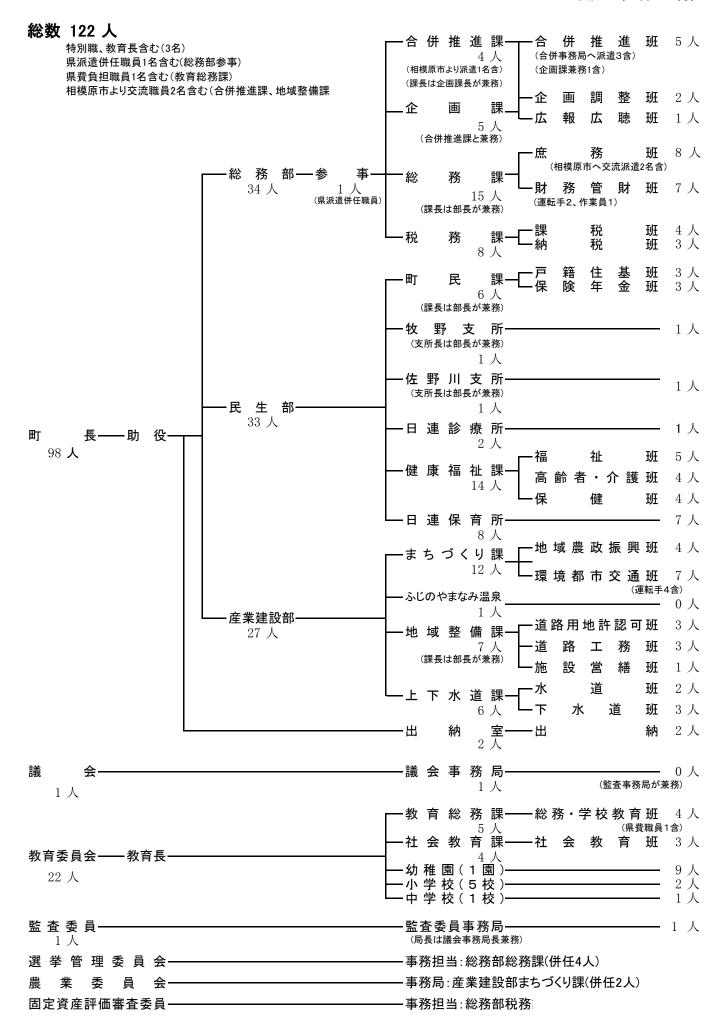
()については、市長事務部局の職員が併任

助役の事務分担

加山助役	秘書課、企画部、総務部、財務部、経済部、環境保全部、環境事業部、会計課及び消防本部に属する事務並びに議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、 農業委員会及び固定資産評価審査委員会との連絡に関する事務
宮崎助役	保健福祉部、市民部、都市部、建築部及び土木部に属する事務

192 人(特別職3人含む)





附属機関の現況比較

相模原市	城山町	藤野町
相模原市表彰審査委員会	West,	藤野町表彰審査委員会
〇委員の数 15人以内		〇委員の数 7人
〇委員任期 1年		〇委員の妖 / ハ 〇委員任期 必要時に任命、終
〇女貝口州 「十		
ኯ፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟	·	アをもって解任
相模原市総合計画審議会	城山町総合計画審議会	藤野町総合計画審議会
〇委員の数 2.5人以内	〇委員の数 10人	〇委員の数 15人以内
〇委員任期 当該諮問に係る審	〇委員任期 2年	〇委員任期 2年
議が終了するまで		
相模原市男女共同参画審議会		
〇委員の数 15人以内		
〇委員任期 2年		
相模原市米軍提供施設跡地利用		
対策審議会		
〇委員の数 10人		
〇委員任期 当該諮問に係る審		
議が終了するまで		
相模原市情報公開審査会	城山町情報公開審査会	
〇委員の数 5人以内	〇委員の数 5人以内	
〇委員任期 2年	〇委員任期 3年	
相模原市個人情報保護審議会	城山町個人情報保護審議会	
〇委員の数 10人以内	〇委員の数 7人以内	
〇委員任期 2年	〇委員任期 3年	
相模原市個人情報保護審査会	城山町個人情報保護審査会	藤野町情報公開・個人情報保護委
〇委員の数 5人以内	〇委員の数 5人以内	員会
〇委員任期 2年	〇委員任期 3年	〇委員の数 7人以内
	O X SCIEM O 1	〇委員任期 2年
相模原市市史編さん審議会		
〇委員の数 10人以内		
〇委員任期 2年		
相模原市特別職報酬等審議会	城山町特別職報酬等審議会	藤野町特別職報酬等審議会
〇委員の数 10人以内	〇委員の数 7人	○委員の数 7人
〇委員任期 1年	〇委員任期 必要時に任命終了	○委員任期
	解任	
相模原市公務災害補償等審査会	城山町公務災害補償等審査会	藤野町公務災害補償等審査会
〇委員の数 3人以内	〇委員の数 3人	〇委員の数 3人
〇委員任期 3年	〇委員任期 3年	〇委員任期 3年
	城山町公務災害補償等認定委員	
	会	会
	ー 〇委員の数 5人	ー 〇委員の数 5人
	〇委員任期 3年	〇委員任期 3年
相模原市防災会議	城山町防災会議	藤野町防災会議
〇委員の数 50人以内	〇委員の数 15人以内	〇委員の数 15人以内
〇委員任期 職の在任期間	〇委員任期 2年	〇委員任期 2年
相模原市不動産評価委員会		
〇委員の数 5人以内		
〇委員仍数 3 八以内		
相模原市社会福祉審議会		
付候原中任芸価任番議会 ○委員の数 50人以内		
〇委員任期 2年		

相模原市	城山町	藤野町
 民生委員推薦会	城山町民生委員推薦会	藤野町民生委員推薦会
〇委員の数 14人	〇委員の数 7人	〇委員の数 14人
〇委員任期 3年	〇委員任期 3年	〇委員任期 3年
相模原市地域保健医療審議会		
〇委員の数 20人以内		
〇委員任期 2年		
相模原市介護認定審査会	城山町介護認定審査会	相模湖町・藤野町介護認定審査会
〇委員の数 150人以内	〇委員の数 8人以内	〇委員の数 10人以内
〇委員任期 2年	〇委員任期 2年	〇委員任期 2年
相模原市墓地等紛争調停委員会		
〇委員の数 3人以内		
〇委員任期 2年		
相模原市結核診査協議会		
〇委員の数 5人		
〇委員任期 2年		
相模原市感染症診査協議会		
〇委員の数 6人以内		
〇委員任期 2年		
相模原市住居表示審議会	城山町住居表示審議会	
〇委員の数 20人以内	〇委員の数 20人以内	
〇委員任期 2年	〇委員任期 2年	
相模原市国民健康保険運営協議会	城山町国民健康保険運営協議会	藤野町国民健康保険運営協議会
〇委員の数 13人	〇委員の数 6人	〇委員の数 9人
〇委員任期 2年	〇委員任期 2年	〇委員任期 2年
相模原市企業立地審査会		
〇委員の数 7人以内		
〇委員任期 3年		
相模原市駐留軍関係離職者等対策		
協議会		
〇委員の数 20人以内		
〇委員任期 1年	· · · · · · · · · · · · · ·	
相模原市環境審議会 〇委員の数 20人以内	城山町環境審議会 〇委員の数 15人以内	
〇委員の数 20人以内	〇委員の数 「3人以内	
しょりに対して 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	〇安貝任朔 2 年	
○委員の数 20人以内		
〇委員任期 2年		
相模原市都市計画審議会	城山町都市計画審議会	藤野町都市計画審議会
〇委員の数 20人以内	〇委員の数 10人以内	〇委員の数 10人以内
〇委員任期 2年	〇委員任期 2年	〇委員任期 2年
		藤野町営バス運営協議会
		〇委員の数 6人以内
		〇委員任期 2年
相模原市街づくり審査会		
〇委員の数 10人以内		
〇委員任期 2年		
相模原市開発審査会		
〇委員の数 5人		
〇委員任期 2年		
相模原市建築審査会		
〇委員の数 5人		
〇委員任期 2年		

相模原市	城山町	藤野町
相模原市屋外広告物審議会	7% III 1-1	11st ±1 -1
〇委員の数 7人以内		
〇委員任期 2年		
相模原市ホテル等建築審議会		
付候原用小アル寺建業番職会 ○委員の数 7人以内		
〇安員の数 / 人以内		
相模原市建築及び開発事業紛争調		
停委員会		
〇委員の数 6人以内		
〇委員任期 2年 相模原市住宅審議会		
〇委員の数 6人以内 〇委員任期 2年		
	松山町下水道海岸南港	
相模原市下水道事業審議会 〇委員の数 15人以内	城山町下水道運営審議会 〇委員の数 7人以内	藤野町下水道審議会 〇委員の数 9人
〇委員の数 15人以内	〇安員の数 / 入以内 〇委員任期 2年	〇委員の数 9人 0委員任期 2年
○安貝任期 2年相模原市児童生徒等災害見舞金審	〇女貝正朔 4十	〇女只正朔 2 牛
相候原用児里生使寺災害兒舜並番 		
1 ○委員の数 10人以内		
〇委員仍数 10人以内		
〇安貝任期 2 年	城山町立学校給食センター運営	
	城山町立千枚和良センター建営 委員会	
	安貝云 ○委員の数 17人以内	
	〇委員の数 1 7 八次四 〇委員任期 2 年	
	城山町社会教育委員	<u></u> 藤野町社会教育委員
一位侯原中社会教育委員 ○委員の数 15人以内	吸山町社会教育委員○委員の数 13人以内	歴む町社云教育委員 ○委員の数 10人以内
〇委員任期 2年	〇委員の数 13八次四	〇委員仍数 1 0 八坂内
〇安兵任初 2 午	城山町立公民館運営審議会	藤野町立公民館運営審議会
	○委員の数 10人以内	○委員の数 5人
	〇委員任期 2年	〇委員任期 2年
相模原市文化財保護審議会	城山町文化財保護委員	藤野町文化財保護委員
〇委員の数 10人以内	〇委員の数 6人	〇委員の数 9人
〇委員任期 2年	〇委員任期 2年	〇委員任期 2年
相模原市スポーツ振興審議会	城山町スポーツ振興審議会	
〇委員の数 10人以内	〇委員の数 5人	
〇委員任期 2年	〇委員任期 2年	
相模原市青少年問題協議会	城山町青少年問題協議会	藤野町青少年問題協議会
位候が前月少年向越励議会 ○委員の数 20人以内		○委員の数 15人以内
〇委員任期 2年	〇委員の数 13八次四	〇委員仍数 13人以内
相模原市立図書館協議会	CARLM ET	O S A L M L T
〇委員の数 6人		
〇委員任期 2年		
相模原市立博物館協議会		
〇委員の数 10人以内		
〇委員任期 2年		
相模原市消防賞慰金審査委員会		
〇委員の数 8人以内		
○委員任期 当該諮問に係る審議		
が終了するまで		
相模原市障害程度区分判定等審査	城山町障害程度区分判定等審査	
会	会	
〇委員の数 40人以内	〇委員の数 8人以内	
〇委員任期 2年	〇委員任期 2年	

相模原市	城山町	藤野町
相模原市国民保護協議会		
〇委員の数 40人以内		
〇委員任期 2年		

協議第16号

行政連絡機構の取扱いについて

行政連絡機構の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出

相模原市・城山町合併協議会会長 小川 勇夫

- 1 行政連絡機構及び行政連絡業務については、合併時は現行どおりとし、合併後新市の一体性を確保するために、3年を目途に見直しを行う。
 - ただし、行政連絡業務のうち、広報紙の配布については、自治会運営に支障のないよう配慮し、合併時に相模原市の制度に統合する。
- 2 自治会等への運営や活動に対する助成等は、当面、現行の支援制度を基本とし、合併後、3年を目途に見直しを行う。

調整方針一覧

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
1	行政連絡機構の取扱い	合併時は現行どおりとし、合併後新市の一体性を確保するために、3年を目途に見直しを行う。 ただし、行政連絡業務のうち、広報紙の配布については、自治会運営に支障のないよう配慮し、合併時に相模原市の制度に統合する。	3
2	地域振興嘱託員経費	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、城山町への配置については、配置基 準の見直しとともに新市において検討する。	4
3	自治会活動助成事業	合併時は現行どおりとし、合併後3年を目 途に見直しを行う。	5
4	自治会集会所建設等助成事 業	合併時は現行どおりとし、合併後3年を目 途に見直しを行う。	6
5	自治会集会所賃借料助成事 業	合併時は現行どおりとし、合併後3年を目 途に見直しを行う。	7
6	防犯灯の維持管理	合併時は現行どおりとし、合併後3年を目 途に見直しを行う。	8
7	防犯灯の設置・指導	合併時は現行どおりとし、合併後3年を目 途に見直しを行う。	9

行政連絡機構の取扱いの考え方

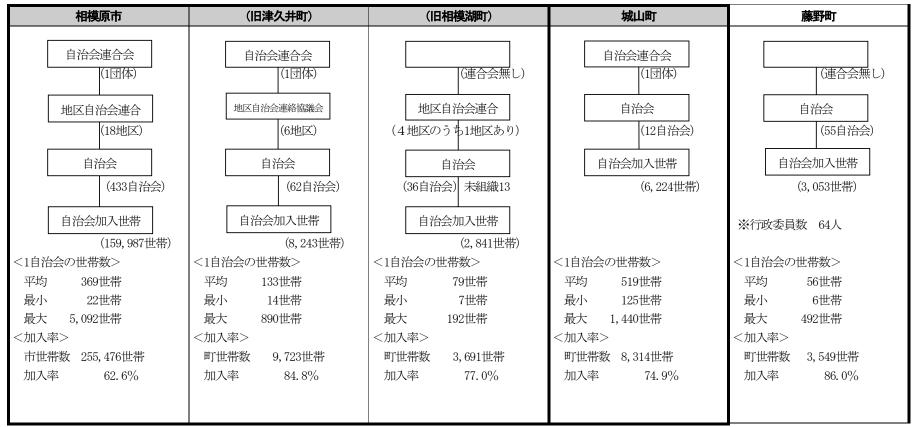
行政連絡機構とは、行政からの伝達事項を住民に伝達したり、住民の要望等を行政に伝達する役割を担っている組織のことで、具体的には地域住民に最も身近な組織として自主的に運営されてきた自治会等のことを指します。

自治会等は、地域コミュニティの中心として、それぞれの地域において、先に述べました 行政連絡業務を担っているほか、地域の防災・交通安全・防犯活動や地域美化活動などを通 じて安全で住みやすい快適な地域づくりの推進に寄与しており、地域住民の生活に果たす役 割は非常に重要なものがあります。

このため、合併後新市の一体性を確保するためには、本来速やかに全ての制度を統合する 必要があるが、地域コミュニティの歴史に根ざした組織であることや、地域における自治会 等の重要な役割などを考慮し、調整にあたっては、市全域に同一の情報を提供する必要性か ら、広報紙の配布については合併時に相模原市の制度に統一し、現行の組織及び自治会等へ の助成制度については、自治会等の振興と活性化に資するよう、合併後3年を目途に見直し を行うこととする。

行政連絡機構の現況比較

1 行政連絡機構に係る機構図



- * 自治会数及び世帯数は、平成17年4月1日現在の数値
- * 自治会と加入世帯を結ぶ「班・組」等の制度については割愛した。

2 広報紙・回覧文書配布等の行政連絡事務

	相模原市		(旧津久井町)		(旧相模湖町)		城山町		藤野町
1.	市広報紙 (月2回発行) 配布方法:原則、新聞折り込 み。 その他:市の施設及び駅で入 手可能。なお、希望者には郵 送にて送付。	1.	市広報紙 (月2回発行) 配布方法:同左 その他:市の施設、郵便 局、バスターミナルでも入 手可能。なお、希望者には 郵送にて送付。		市広報紙 (月2回発行) 配布方法:同左 その他:市の施設及び駅で入 手可能。なお、希望者には郵 送にて送付。		町広報紙(月2回発行) 配布方法:1日号は自治会を 通じて配布。15日号は新聞 折り込み。 その他:町の施設及び橋本 駅、町内金融機関、町内ほ とんどのコンビニエンスス トアに設置している専用ス タンドから入手可能。		町広報紙(月2回発行) 配布方法:1日号は自治会 等を通じて配布。15日号は 新聞折り込み。 その他:町の施設及び駅で 入手可能。なお、希望者に は郵送にて送付。
2.	回覧文書 (原則 月2回) 原則、地区自治会連合会ごと に情報を収集した、地域情報 紙を作成し、自治会長 (又は 広報担当) 宅に業者が配布 し、加入世帯に回覧してい る。	2.	回覧文書 (随時) 市関連については、必要に 応じて、各課が各自治会長 宅へ必要部数を持ち込み、 加入世帯に回覧している。 また、民間事業者に関する もの等については、自治連 役員会の承認が必要とな る。		回覧文書(原則 なし) 原則、回覧はないが、お願いする場合は、担当課が直接自治会 長等にお願いする。		回覧文書 原則、1日号の広報紙配布に あわせて回覧を依頼する。 ただし、回覧の可否につい ては、自治会連合会におい て決定する。 回覧文書については、依頼 者が自治会長の指定する場 所へ必要部数を梱包し持参 する。		回覧文書(原則 なし) 原則、回覧はないが、お願 いする場合は、担当課が直 接自治会長等にお願いす る。
3.	掲示板 自治会が設置し、管理。 従来は、市が自治会の要望を 受けて交付したが、平成14年 度をもって廃止した。	3.	掲示板 該当なし	3.	掲示板 自治会が設置し、管理。	3.	掲示板 自治会が設置し、管理。	3.	掲示板 一部の自治会では設置し、 管理を行っている。

3 住民自治組織に対する支援の状況

相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
1. 自治会連合会運営助成金	1. 自治会連合会助成金	1. 自治会連合会運営助成金	1. 自治会連合会運営助成金	1. 自治会連合会運営助成金
(1) 相模原市自治会連合会	800,000円	なし	なし	なし
補助金				
9, 512, 000円				
(2) 地域情報紙発行、配送費				
補助金				
13, 210, 000円				
2. 自治会等活動推進奨励金	2. 自治会等活動推進奨励金	2. 自治会等活動推進奨励金	2. 自治会協力謝礼金	2. 自治会等活動推進奨励金
64, 640, 000円	なし	なし	2,908,000円	なし
(@400円×加入世帯)			均等割額 35,000円	
相模原市自治会連合会に一括			世帯割額 244円	
交付。			火災保険料 35,000円 自治会館運営費助成 50,000円	
同連合会から地区自治会連合			各自治会へ上記により交付。	
会、単位自治会、自治会長の活	<行政連絡員>	<行政委員>	<地区行政委員>	<行政委員>
動費として交付	目的:行政の円滑及び効率化をは	目的:行政の円滑な推進と住民	目的:行政の円滑な推進と住民	目的: 行政の円滑な推進と住民福
	かり、住民福祉の増進のた	· ·	福祉の向上を図るため、自	祉の向上を図るため、自治
	め、自治会ごとに置く。	自治会ごとに置く。	治会ごとに置く。	会ごとに置く。
	報酬(年額)	報酬(年額)	報酬(年額)	報酬(年額)
	均等割額: 52,750円	均等割額:19,000円	均等割額: 225,000円	均等割額: 26,800円
	世帯割額: 394.5円	世帯割額: 110円	世帯割額: 50円	世帯割額: 1,270円
3. コミュニティ助成事業助成金	3. コミュニティ助成事業助成金	3. コミュニティ助成事業助成金	3. コミュニティ助成事業助成金	3. コミュニティ助成事業助成金
2,500,000円	2,500,000円	自治会としては、行っていない	2,500,000円	自治会としては、行っていな
		広報により募集し、申請を行	(H17実績は、1,900,000円	٧٠°
		っている。		広報により募集し、申請を行
		2, 500, 000円		っている。

^{*}金額は、平成18年度予算額

相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
4. 自治会等集会所建設補助金	4. 自治会集会所建設補助金	4. 自治会集会所建設等助成事業	4. コミュニティ施設等整備事業	10.0 1.0 0
(補助内容)	(補助内容)	なし	4. コミューティル設寺金属事業 補助	業 首伯云朱云所建成寺奶风事
・土地購入	· 土地購入	/4 <i>C</i>	(補助内容)	(補助内容)
購入額の1/2、対象面積200 m ²			・集会所の新築	集会所の新築
まで	: 10,000千円		経費の1/3以内、限度額	建設費の70%以内、限度額
・建物の購入、建設及び増改築	. 10,000 円 対象面積200㎡まで		: 15,000千円	: 20,000千円
購入額(建設費)の1/2、	・建物の購入、建設及び増改築		(用地取得費は含まず)	(用地取得費は含まず)
対象面積140㎡まで	購入額(建設費)の1/3		・集会所の増改築及び修繕	・集会所の増改築等
対象単価140千円/m³まで	対象面積30㎡以上		経費の1/2以内、限度額	建設費の70%以内、限度額
65, 351, 000円	限度額:一般財源分4,000千円		: 2,500千円	: 5,000千円
(その他)	(500千円以上)		. 2,500 F F ただし、身体障害者用のス	•
・自治会集会所建設事業に係る	特定財源分4,000千円		ロープ、トイレ、手すり等	を限度
融資制度	10, 986, 000円		の設置については経費の2/3	2 100
預 託 先:相模原市農業協同			以内、限度額: 2,000千円	
組合	・ 自治会集会所建設事業に係る		・集会所付帯設備の整備	
預託率:融資額の7/10	融資制度		経費の1/2以内、限度額	
融資利率: 年2.0%	預託先:津久井郡農業協同組合		: 1,000千円	
融資期間:10年以内	預託額:予算の範囲内		. 1,000 1	
69,087,000円	融資利率: 年3.0%			
30, 001, 000 1	融資期間:10年以内			
	10,000,000円			
	10,000,000			
5. 自治会等集会所賃借料補助金	5. 自治会等集会所賃借料助成事業	5. 自治会等集会所賃借料助成	5. 自治会等集会所賃借料助成	5. 自治会等集会所賃借料助成
(補助内容)	なし	事業	事業	事業
・借地 限度面積:200㎡まで		なし	なし	なし
補助金額:借地料				-
・借家 限度面積: 140㎡まで				
補助金額:家賃(2,45				
円/m²) 1か月あたり				
・ 補助率 対象金額の1/2以内				
• 補助期間 原則10年以内				
1,849,000円				
小 人類は 東岸10年東京管療	L			

^{*} 金額は、平成18年度予算額

4 住民自治組織に対するその他の事務

相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
1. 防犯灯助成費	1. 防犯灯助成費	1. 防犯灯助成費	1. 防犯灯助成費	1. 防犯灯助成費
(1) 防犯灯維持管理費補助金	(1) 市や旧町が設置した防犯灯	自治会には、補助していな	(1) 防犯灯維持管理委託	自治会には、補助していな
自治会で維持管理している	を自治会が管理するにあた	V %	町で設置している防犯灯の	い。
防犯灯に対し、年間電気料(4	り、管理する経費を1灯につ	直接、市が行っている。	維持管理について各自治会と	直接、町が行っている。
月分×12か月)の90%及び管	き年額800円を交付。		委託契約を結ぶ。	
理費として1灯につき年額700	2, 392, 000円		契約金額: ®00×設置灯数	
円を補助 110,000,000円			1, 379, 200円	
(2) 防犯灯設置費補助金			電気料は全額町で負担	
設置費の90%及び蛍光灯等			(2) 防犯灯設置費補助金	
から高照度型に再設する場合			なし	
は、共架式で1灯1,000円、独				
立式で1,800円を追加補助				
49, 947, 000円				
(3) 施設賠償責任保険料補助金				
自治会が管理する防犯灯が				
原因となる事故等に適切に対				
応できるよう、市自治会連合				
会が一括加入する施設賠償保				
険料の90%を補助する。				
357, 000円				

^{*}金額は、平成18年度予算

2. 団体事務局事務	2. 団体事務局事務	2. 団体事務局事務	2. 団体事務局事務	2. 団体事務局事務
市自治会連合会及び各地区自	市自治会連合会及び各地区自	支援は、行っていない。	町自治会連合会事務に対する	支援は、行っていない。
治会連合会事務に対する支援	治会連絡協議会事務に対する支		支援を町民課職員により実施。	
(1) 自治会連合会事務	援			
市民生活課職員及び市自治	(1) 自治会連合会事務			
会連合会で雇用した非常勤職	地域振興課職員により実施			
員により実施	(2) 地区自治会連絡協議会事務(6			
(2) 地区自治会連合会事務(18	地区)			
地区)	各出張所及び連絡所職員によ			
市民生活課及び出張所職員、	り実施			
さらに地域振興嘱託員(市非				
常勤特別職)により実施				

協議第17号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出

相模原市・城山町合併協議会会長 小川 勇夫

- 1 市章は、相模原市のものに統合する。
- 2 市の花、木、鳥及び色は、相模原市のものに統合する。ただし、合併により改定の 必要があるものについては、新市において検討する。
- 3 市民憲章、市民憲章以外の憲章及び宣言並びに市の歌は、相模原市のものに統合する。ただし、合併により文言が新市の実情にそぐわなくなるものなどについては、新市において新たな制定、修正等を検討する。

慣行の現況比較

区分	相模原市	城山町	藤野町
章		が	
花	アジサイ	つつじ	フ ジ
木	けやき	もみじ	カシワ
鳥	ヒバリ	メジロ	ヤマセミ
色	みどり	なし	なし

区分	相模原市	城山町	藤野町
市町民憲章	相模原市民憲章 わたくしたち相模原市民は相模原市民、相模原市民、相模原市民は相模原市民は相模野の広い台地 相模別の雄大な流れ 先人より受誇りとし、が関拓の精神や伝統を誇りとし、が関係を関する。このの市民、大学を変更を表す。このは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	城山町民憲章 わたくしたちは、水と緑に町民の健やかさがこの限りのるまちな山のの町民を定めます。 1 水環境を大切にしままり。 1 健康で仕事に励みよいう。 1 健康で仕事に励みよいう。 1 対象庭をついますがでしまいがある。 1 対象をあるがあるがあるがあるがある。 1 対象をあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあ	藤野町町民憲章 わたくしたち藤野町民は、豊かな自然と人間性を基のの発生し、健康・ゆとりかるこにで、大調を書指して、大調をではます。 1. おれあいを深め、かけります。 1. 自分からい町をきたくりはよう。 1. 自分がらい町をからい町をからい町をがあるい町をからい町をからい町をからい町をからい町をからい町をからい町をからい町をから
	げましあい 希望をもって 働きます	をきずきましょう。	1. 学び合い、歴史を守り 文 化の高い町をつくりましょ

区分	相模原市	城山町	藤野町
	相模原市核兵器廃絶平和 都市宣言	城山町非核平和都市宣言	藤野町非核平和都市宣言
	さがみはら男女共同参画		
	都市宣言		
	さがみはら男女平等憲章		
上記以外			ゆとり宣言
の憲章・	さがみはら健康都市宣言	健康都市宣言(健康都市しろやま)	
且占			敬老自治体宣言
	交通安全都市宣言		
	相模原市環境宣言		
	相模原市農業委員会憲章		
			あいさつ運動宣言のまち
			宣言

区分	相模原市	城山町	藤野町
歌	相模 に る 呼 丘模 つ が う 模り と 気 に 原 と る ゆ 原ば こえ か の の の の の の の の の の の の の の の の の の	城ち はる 跳 知き 城あ 山沢 満ひ 山す が ぐ 湖くと明 居と瀬え と史 竜 こせ しいが ぐ 湖くと明 居と瀬え と史 竜 こせ はざわ つめ 書と明 居と瀬え と史 竜 こせ はざわ つめ 書と明 居と瀬え と史 竜 こせ はざわ かん はる はん はる かん はん はいかん ない はい	なし

協議第18号

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出

相模原市・城山町合併協議会会長 小川 勇夫

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの団体の実情を尊重しながら、次のとおり調整に努める。

- 1 共通の目的を持った団体は、原則として合併時に統合できるよう調整に努める。
- 2 共通の目的を持った団体で、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- 3 独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとする。

公共的団体等について

1 統合の必要性について

市町村の合併の特例等に関する法律第65条第7項では、合併関係市町村の区域内に合併後も各種の公共的団体等が存続することは、合併市町村の一体性の確立の面から好ましくないという観点から、市町村合併に際して、その区域内の公共的団体等は統合整備を図る必要があるとしている。

2 公共的団体等について

公共的団体等とは、農業協同組合、森林組合、商工会、商工会議所等の産業経済団体、 社会福祉協議会、社会福祉団体等の厚生社会事業団体、教育団体、文化団体、スポーツ団 体等、公共的活動を営むすべての団体を含み、法人たると否とを問わず、地方自治法第 157条の公共的団体等とその範囲を同じくするものである。

主な公共的団体等の現況

専門部会名	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
企画部会	相模原市国際化推進委員会	津久井国際交流の会			
企画部会	相模原市米軍基地返還促進等 市民協議会				
財務部会	相模原たばこ商業協同組合				
保健福祉部会	(社福) 相模原市社会福祉協 議会			(社福)城山町社会福祉協議 会	(社福)藤野町社会福祉協議 会
保健福祉部会	(社福) 相模原市社会福祉事業団				
保健福祉部会	相模原市福祉のまちづくり推 進協議会				
保健福祉部会	相模原市保護司会			相模原・津久井地区保護司会 城山町分区	相模原・津久井地区保護司会 藤野町分区
保健福祉部会	相模原地区更生保護女性会			津久井郡更生保護女性会	津久井郡更生保護女性会
保健福祉部会	相模原市社会を明るくする運 動実施委員会				
保健福祉部会	相模原市戦没者遺族会			津久井郡遺族会、城山町遺族 会	津久井郡遺族会、藤野町遺族 会
保健福祉部会	相模原原爆被災者之会				
保健福祉部会	社団法人相模原市医師会	社団法人津久井郡医師会	社団法人津久井郡医師会	社団法人津久井郡医師会	社団法人津久井郡医師会
保健福祉部会	社団法人相模原地区病院協会	社団法人相模原地区病院協会	社団法人相模原地区病院協会	社団法人相模原地区病院協会	社団法人相模原地区病院協会
保健福祉部会	社団法人相模原歯科医師会	津久井郡歯科医師会	津久井郡歯科医師会	津久井郡歯科医師会	津久井郡歯科医師会
保健福祉部会	社団法人相模原市薬剤師会				
保健福祉部会	社団法人神奈川県柔道整復師 会(相模支部)	社団法人神奈川県柔道整復師 会(相模支部)	社団法人神奈川県柔道整復師 会(相模支部)	社団法人神奈川県柔道整復師 会(相模支部)	社団法人神奈川県柔道整復師 会(相模支部)
保健福祉部会	社団法人神奈川県看護協会 (相模原支部)	社団法人神奈川県看護協会 (相模原支部)	社団法人神奈川県看護協会 (相模原支部)	社団法人神奈川県看護協会 (相模原支部)	社団法人神奈川県看護協会 (相模原支部)

専門部会名	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
保健福祉部会	日本赤十字社神奈川県支部相 模原市地区			日本赤十字社神奈川県支部津 久井地区城山町分区	
保健福祉部会	相模原市地区赤十字奉仕団			城山町赤十字奉仕団	
保健福祉部会	相模原市老人クラブ連合会			城山町老人クラブ連合会	藤野町老人クラブ連合会
保健福祉部会	社団法人相模原市シルバー人 材センター			城山町生きがい事業団	
保健福祉部会	相模原市母子寡婦福祉協議会				藤野町母子福祉会
保健福祉部会	相模原市母親クラブ連絡協議 会				
保健福祉部会				城山町要保護児童対策地域協 議会	
保健福祉部会				城山町保育所・児童センター 運営委員会	
保健所部会	相模原市食生活改善推進団体 わかな会			城山町食生活改善推進団体	藤野町食生活改善推進団体 (津久志会)
保健所部会	相模原市市民健康づくり普及 員連絡会	健康つくい普及員連絡会		健康しろやま普及員	ふじのまち健康普及員
保健所部会	さがみはら市民健康づくり会 議				
保健所部会	神奈川県公衆衛生協会相模原 支部			神奈川県公衆衛生協会津久井 支部	神奈川県公衆衛生協会津久井 支部
保健所部会	相模原食品衛生協会	津久井食品衛生協会	津久井食品衛生協会	津久井食品衛生協会	津久井食品衛生協会
保健所部会	相模原市獣医師会	津久井獣医師会	津久井獣医師会	津久井郡獣医師会	津久井郡獣医師会
保健所部会	相模原環境衛生協会				
市民部会	相模原市自治会連合会	津久井町自治会連合会		城山町自治会連合会	
市民部会	相模の大凧文化保存会				
市民部会	相模原市行政相談員連絡会			城山町行政相談委員・人権擁	藤野町人権擁護委員及び行政
市民部会				護委員連絡会	相談委員連絡会

専門部会名	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
市民部会	相模原市安全・安心まちづく り推進協議会			城山町交通安全対策協議会	藤野町交通安全対策協議会
市民部会	相模原交通安全母の会連合会				
市民部会	相模原南交通安全母の会連合 会				
市民部会	相模原連合防犯協会	津久井郡連合防犯協会	津久井郡連合防犯協会	津久井郡連合防犯協会	津久井郡連合防犯協会
市民部会	相模原南連合防犯協会				
市民部会	相模原防犯指導員連絡協議会				
市民部会	相模原南防犯指導員連絡協議 会				
市民部会	相模原市消費者団体連絡会				
経済部会	相模原商工会議所	津久井町商工会	相模湖町商工会	城山町商工会	藤野町商工会
経済部会	社団法人神奈川県信用保証協 会			社団法人神奈川県信用保証協 会	社団法人神奈川県信用保証協 会
経済部会	神奈川県企業誘致促進協議会			神奈川県企業誘致促進協議会	神奈川県企業誘致促進協議会
経済部会	相模原市商店会連合会				
経済部会	相模原市観光協会	津久井町観光協会	相模湖観光協会	城山町観光協会	藤野町観光協会
経済部会	神奈川県観光振興対策協議会			神奈川県観光振興対策協議会	神奈川県観光振興対策協議会
経済部会		津久井湖遊船協会	相模湖遊船協同組合	津久井湖遊船協会	相模湖遊船協同組合

専門部会名	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
経済部会		首都圈自然歩道連絡協議会		首都圈自然歩道連絡協議会	
経済部会		東海自然歩道連絡協議会	東海自然歩道連絡協議会		東海自然歩道連絡協議会
経済部会			陣馬・相模湖ゴミ持帰り運動 推進協議会		陣馬・相模湖ゴミ持帰り運動 推進協議会
経済部会			相模湖魚族委員会		相模湖魚族委員会
経済部会	相模原・津久井地域労働者福 祉協議会			相模原・津久井地域労働者福 祉協議会	相模原・津久井地域労働者福 祉協議会
経済部会	相模原津久井労働災害防止団 体連絡協議会			相模原津久井労働災害防止団 体連絡協議会	相模原津久井労働災害防止団 体連絡協議会
経済部会	神奈川県雇用開発協会(神奈 川支部)			神奈川県雇用開発協会(神奈川支部)	神奈川県雇用開発協会(神奈川支部)
経済部会	相模原市農業協同組合	津久井郡農業協同組合 津久井郡農業経営近代化協会	津久井郡農業協同組合 津久井郡農業経営近代化協会	津久井郡農業協同組合 津久井郡農業経営近代化協会	津久井郡農業協同組合 津久井郡農業経営近代化協会
経済部会	相模原市園芸連絡協議会	津久井園芸特産物販売組合		城山花き温室部会城山茶業部	
経済部会					藤野町農産物直売所運営協議 会
経済部会	さがみはら農産物ブランド協 議会				佐野川茶生産組合
経済部会	相模原市水田農業推進協議会 会議			城山町地域水田農業推進協議 会	藤野町地域水田農業推進協議 会
経済部会	相模原市果実組合	津久井町りんご生産組合			
経済部会	相模原市農業体験学習推進協 議会				
経済部会	相模原市市民農園運営協議会			城山町ふれあい農園運営協議 会	
経済部会				神奈川県茶業振興協議会	神奈川県茶業振興協議会
経済部会	さがみはら市民朝市運営協議 会	津久井郡農産物直売事業連絡 協議会	津久井郡農産物直売事業連絡 協議会	津久井郡農産物直売事業連絡 協議会	津久井郡農産物直売事業連絡 協議会

専門部会名	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
経済部会	相模原市認定農業者連絡会				
経済部会	相模原市経営・生産対策推進 会議			城山町農業経営・生産対策推 進会議	
経済部会	相模原市花卉植木連絡協議会				
経済部会	相模原市養蚕連絡協議会				
経済部会	相模原市みどり組合連絡協議 会				
経済部会		津久井町鳥獣被害対策協議会	相模湖町野猿対策協議会		藤野町野猿対策協議会
経済部会	相模原市生活改善グループ連 絡会			城山町女性農業者連絡協議会	
経済部会	相模原市酪農婦人むつみ会	津久井町酪農振興協議会	内郷堆肥生産組合 相模湖酪農部	川尻三畜産(酪農・養豚・養 鶏)	藤野町酪農振興会
経済部会	相模原用水組合連合会			広田水田組合 葉山島開拓事業組合	
経済部会	相模原市大沢南部営農組合 相模原市田名西部営農組合		道志新田営農組合		
経済部会	北相地域農業改良普及事業協 議会			北相地域農業改良普及事業協 議会	北相地域農業改良普及事業協 議会
経済部会				城山町農業振興協議会	
経済部会	神奈川県治山林道協会			神奈川県治山林道協会	神奈川県治山林道協会
経済部会	神奈川県市町村林野振興対策 協議会			神奈川県市町村林野振興対策 協議会	神奈川県市町村林野振興対策 協議会
経済部会	津久井郡森林組合			津久井郡森林組合	津久井郡森林組合

専門部会名	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
経済部会	神奈川県土地改良事業団体連 合会			神奈川県土地改良事業団体連 合会	神奈川県土地改良事業団体連合会
経済部会	神奈川県農業共済組合			神奈川県農業共済組合	神奈川県農業共済組合
経済部会	神奈川県土地改良事業団体連 合県央支部			神奈川県土地改良事業団体連 合会県北支部	神奈川県土地改良事業団体連合会県北支部
経済部会	相模原市農業経営改善支援センター			津久井郡農業経営改善支援セ ンター	津久井郡農業経営改善支援セ ンター
環境保全部会	相模原の環境をよくする会				
環境保全部会	桂川・相模川流域協議会			桂川・相模川流域協議会	桂川・相模川流域協議会
環境保全部会		中道志川トラスト協会			
環境事業部会	相模原市美化運動推進協議会			城山町環境指導員連絡協議会	
都市部会			与瀬地域まちづくり協議会		
都市部会	小田急多摩線延伸促進協議会				
都市部会	相模原市公共交通整備促進協 議会				
都市部会	中央線立川駅以西連続立体化 複々線促進事業連絡会				中央線立川駅以西連続立体化 複々線促進事業連絡会
教育総務部会	相模原市公立小中学校長会			城山町校長会	藤野町校長会
教育総務部会	相模原市公立小学校校長会				
教育総務部会	相模原市立中学校長会			相模原市立中学校長会	相模原市立中学校長会
教育総務部会	相模原市公立小学校教頭会			城山町教頭会	藤野町教頭会

専門部会名	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
教育総務部会	相模原市立中学校教頭会			相模原市立中学校教頭会	相模原市立中学校教頭会
教育総務部会	相模原市学校保健会			相模原市学校保健会	相模原市学校保健会
教育総務部会	相模原市学校給食運営協議会				
学校教育部会	相模原市青少年相談員協議会				
生涯学習部会	相模原市文化協会	津久井町文化協会	相模湖町文化協会	城山町文化協会	藤野町文化協会
生涯学習部会	相模原市民交響楽団				
生涯学習部会	相模原市民吹奏楽団				
生涯学習部会	相模原市合唱連盟				
生涯学習部会	相模原市地域婦人団体連絡協 議会	津久井町婦人会連絡協議会	相模湖町女性団体連絡協議会		
生涯学習部会	相模原市立小中学校 P T A連絡協議会	津久井町PTA連絡協議会	相模湖町PTA連絡協議会	城山町PTA連絡協議会	藤野町PTA連絡協議会
生涯学習部会	相模原市女性学習グループ連 絡協議会				
生涯学習部会	相模原市公民館連絡協議会				
生涯学習部会	相模原市文化財研究協議会				
生涯学習部会	相模原市民俗芸能保存協会				
生涯学習部会	相模原市体育指導委員連絡協 議会			城山町体育指導委員連絡協議 会	藤野町体育指導委員会
生涯学習部会		津久井町体育振興会連絡協議 会			
生涯学習部会	財団法人相模原市体育協会	津久井町体育協会	相模湖町体育協会	城山町体育協会	藤野町体育協会

専門部会名	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
	相模原市青少年指導員連絡協議会	津久井町青少年指導員連絡協 議会	相模湖町青少年指導員連絡協 議会	城山町青少年指導員連絡協議 会	藤野町青少年指導員連絡協議 会
生涯学習部会	相模原市青少年健全育成組織 連絡協議会	津久井町家庭·地域教育活性 化会議			藤野町青少年育成連絡協議会
一十 法 三 字 二	相模原市子ども会育成連絡協 議会	津久井町子供会育成団体連絡 協議会	相模湖町子供会育成団体連絡 協議会	城山町青少年育成団体連絡協 議会	藤野町子ども会育成団体連絡 協議会
生涯学習部会	相模原市少年鼓笛バンド連盟				
生涯学習部会	相模原ユースネットワーク				
生涯学習部会	相模原市少年少女合唱団育成 会				
生涯学習部会	ボーイスカウト・ガールスカ ウト相模原連絡協議会				
生涯学習部会					ジュニアリーダーズクラブ
生涯学習部会				城山の教育を考える会	
農業委員会部会	農地保有合理化法人				

協議第19号

町名・字名の取扱いについて

町名・字名の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出

相模原市・城山町合併協議会会長 小川 勇夫

- 1 相模原市の区域内の町(字)の区域及び名称は、現行のとおりとする。
- 2 城山町の区域内の町(字)の区域は、原則として現行のとおりとする。
- 3 城山町の区域内の町(字)の名称は、町の意向を尊重する。

町名・字名の取扱について

1 町名・字名の数について

市町名	町名の数	字名の数	<u>≅ </u> -
相模原市	297	1 5	3 1 2
相模原市津久井町	0	1 1	1 1
相模原市相模湖町	0	7	7
城山町	2 1	1 5	3 6
藤野町	0	7	7
合 計	3 1 8	5 5	3 7 3

※ この表における町名・字名の数について、町名の数は、住居表示実施区域における 町の名称区域の数であり、字名の数は住居表示未実施区域の字の名称区域の数である。

2 町名・字名の一覧

別紙のとおり

3 同一又は類似する町名・字名について

相模原市、城山町及び藤野町の町名・字名については、相模原市相模湖町と藤野町に同 一の字名(相模原市相模湖町吉野、藤野町吉野)が存在する。

町名・字名の一覧(相模原市)

町名·字名	ヨミガナ	町名·字名	ヨミガナ
ア行	7377	上鶴間	カミツルマ
相生一丁目	アイオイ1チョウメ	上鶴間一丁目	カミツルマ1チョウメ
相生二丁目	アイオイ2チョウメ	上鶴間二丁目	カミツルマ2チョウメ
相生三丁目	アイオイ3チョウメ	上鶴間三丁目	カミツルマ3チョウメ
相生四丁目	アイオイ4チョウメ	上鶴間四丁目	カミツルマ4チョウメ
相原一丁目	アイハラ1チョウメ	上鶴間五丁目	カミツルマ5チョウメ
相原二丁目	アイハラ2チョウメ	上鶴間六丁目	カミツルマ6チョウメ
相原三丁目	アイハラ3チョウメ	上鶴間七丁目	カミツルマ7チョウメ
相原四丁目	アイハラ4チョウメ	上鶴間八丁目	カミツルマ8チョウメ
相原五丁目	アイハラ5チョウメ	上鶴間本町一丁目	カミツルマホンチョウ1チョウメ
相原六丁目	アイハラ6チョウメ	上鶴間本町二丁目	カミツルマホンチョウ2チョウメ
青葉一丁目	アオバ1チョウメ	上鶴間本町三丁目	カミツルマホンチョウ3チョウメ
青葉二丁目	アオバ2チョウメ	上鶴間本町四丁目	カミツルマホンチョウ4チョウメ
青葉三丁目	アオバ3チョウメ	上鶴間本町五丁目	カミツルマホンチョウ5チョウメ
<u>担町</u>	アサヒチョウ	上鶴間本町六丁目	カミツルマホンチョウ6チョウメ
麻溝台	アサミゾダイ	上鶴間本町七丁目	カミツルマホンチョウ7チョウメ
麻溝台一丁目	アサミゾダイ1チョウメ	上鶴間本町八丁目	カミツルマホンチョウ8チョウメ
麻溝台二丁目	アサミゾダイ2チョウメ	上鶴間本町九丁目	カミツルマホンチョウ9チョウメ
麻溝台三丁目	アサミゾダイ3チョウメ	上溝	カミミゾ
麻溝台四丁目	アサミゾダイ4チョウメ	上溝一丁目	カミミゾ 1チョウメ
麻溝台五丁目	アサミゾダイ5チョウメ	上溝二丁目	カミミゾ2チョウメ
麻溝台六丁目	アサミゾダイ6チョウメ	上溝三丁目	カミミゾ3チョウメ
麻溝台七丁目	アサミゾダイ7チョウメ	上溝四丁目	カミミゾ4チョウメ
麻溝台八丁目	アサミゾダイ8チョウメ	上溝五丁目	カミミゾ5チョウメ
新磯野	アライソノ	上溝六丁目	カミミゾ6チョウメ
新磯野一丁目	アライソノ1チョウメ	上溝七丁目	カミミゾフチョウメ
新磯野二丁目	アライソノ2チョウメ	上矢部	カミヤベ
新磯野三丁目	アライソノ3チョウメ	上矢部一丁目	カミヤベ1チョウメ
新磯野四丁目	アライソノ4チョウメ	上矢部二丁目	カミヤベ2チョウメ
新磯野五丁目	アライソノ5チョウメ	上矢部三丁目	カミヤベ3チョウメ
磯部	イソベ	上矢部四丁目	カミヤベ4チョウメ
鵜野森一丁目	ウノモリ1チョウメ	上矢部五丁目	カミヤベ5チョウメ
鵜野森二丁目	ウノモリ2チョウメ	北里一丁目	キタザト1チョウメ
鵜野森三丁目	ウノモリ3チョウメ	北里二丁目	キタザト2チョウメ
大島	オオシマ	共和一丁目	キョウワ1チョウメ
大野台一丁目	オオノダイ1チョウメ	共和二丁目	キョウワ2チョウメ
大野台二丁目	オオノダイ2チョウメ	共和三丁目	キョウワ3チョウメ
大野台三丁目	オオノダイ3チョウメ	共和四丁目	キョウワ4チョウメ
大野台四丁目	オオノダイ4チョウメ	向陽町	コウヨウチョウ
大野台五丁目	オオノダイ5チョウメ	古淵一丁目	コブチ1チョウメ
大野台六丁目	オオノダイ6チョウメ	古淵二丁目	コブチ2チョウメ
大野台七丁目	オオノダイ7チョウメ	古淵三丁目	コブチ3チョウメ
大野台八丁目	オオノダイ8チョウメ	古淵四丁目	コブチ4チョウメ
大山町	オオヤマチョウ	古淵五丁目	コブチ5チョウメ
小山	オヤマ	古淵六丁目	コブチ6チョウメ
小山一丁目	オヤマ1チョウメ	小町通一丁目	コマチドオリ1チョウメ
小山二丁目	オヤマ2チョウメ	小町通二丁目	コマチドオリ2チョウメ
小山三丁目	オヤマ3チョウメ	サ行	
小山四丁目	オヤマ4チョウメ	栄町	サカエチョウ
カ行		相模大野一丁目	サガミオオノ1チョウメ
鹿沼台一丁目	カヌマダイ1チョウメ	相模大野二丁目	サガミオオノ2チョウメ
鹿沼台二丁目	カヌマダイ2チョウメ	相模大野三丁目	サガミオオノ3チョウメ
上九沢	カミクザワ	相模大野四丁目	サガミオオノ4チョウメ

町名・字名の一覧(相模原市)

		T == 5 - 5 - 5	12 1
町名・字名	ヨミガナ	町名・字名	ヨミガナ
相模大野五丁目	サガミオオノ5チョウメ	田名塩田一丁目	タナシオダ1チョウメ
相模大野六丁目	サガミオオノ6チョウメ	田名塩田二丁目	タナシオダ2チョウメ
相模大野七丁目	サガミオオノ7チョウメ	田名塩田三丁目	タナシオダ3チョウメ
相模大野八丁目	サガミオオノ8チョウメ	田名塩田四丁目	タナシオダ4チョウメ
相模大野九丁目	サガミオオノ9チョウメ	中央一丁目	チュウオウ1チョウメ
相模台一丁目	サガミダイ1チョウメ	中央二丁目	チュウオウ2チョウメ
相模台二丁目	サガミダイ2チョウメ	中央三丁目	チュウオウ3チョウメ
相模台三丁目	サガミダイ3チョウメ	中央四丁目	チュウオウ4チョウメ
相模台四丁目	サガミダイ4チョウメ	中央五丁目	チュウオウ5チョウメ
相模台五丁目	サガミダイ5チョウメ	中央六丁目	チュウオウ6チョウメ
相模台六丁目	サガミダイ6チョウメ	千代田一丁目	チヨダ 1 チョウメ
相模台七丁目	サガミダイ7チョウメ	千代田二丁目	チヨダ2チョウメ
相模台団地	サガミダイダンチ	千代田三丁目	チヨダ3チョウメ
相模原一丁目	サガミハラ1チョウメ	千代田四丁目	チヨダ4チョウメ
相模原二丁目	サガミハラ2チョウメ	千代田五丁目	チヨダ5チョウメ
相模原三丁目	サガミハラ3チョウメ	千代田六丁目	チヨダ6チョウメ
相模原四丁目	サガミハラ4チョウメ	千代田七丁目	チヨダ 7チョウメ
相模原五丁目	サガミハラ5チョウメ	ナ行	
相模原六丁目	サガミハラ6チョウメ	並木一丁目	ナミキ1チョウメ
相模原七丁目	サガミハラ7チョウメ	並木二丁目	ナミキ2チョウメ
相模原八丁目	サガミハラ8チョウメ	並木三丁目	ナミキ3チョウメ
桜台	サクラダイ	並木四丁目	ナミキ4チョウメ
下九沢	シモクザワ	西大沼一丁目	ニシオオヌマ1チョウメ
下溝	シモミゾ	西大沼二丁目	ニシオオヌマ2チョウメ
<u> </u>	シンド	西大沼三丁目	ニシオオヌマ3チョウメ
水郷田名一丁目	スイゴウタナ1チョウメ	西大沼四丁目	ニシオオヌマ4チョウメ
水郷田名二丁目	スイゴウタナ2チョウメ	西大沼五丁目	ニシオオヌマ5チョウメ
水郷田名三丁目	スイゴウタナ3チョウメ	西橋本一丁目	ニシハシモト1チョウメ
水郷田名四丁目	スイゴウタナ4チョウメ	西橋本二丁目	ニシハシモト2チョウメ
すすきの町	ススキノチョウ	西橋本三丁目	ニシハシモト3チョウメ
清新一丁目	セイシン1チョウメ	西橋本四丁目	ニシハシモト4チョウメ
清新二丁目	セイシン2チョウメ	西橋本五丁目	ニシハシモト5チョウメ
清新三丁目	セイシン3チョウメ	二本松一丁目	ニホンマツ1チョウメ
清新四丁目	セイシン4チョウメ	二本松二丁目	ニホンマツ2チョウメ
清新五丁目	セイシン5チョウメ	二本松三丁目	ニホンマツ3チョウメ
清新六丁目	セイシン6チョウメ		ニホンマツ4チョウメ
清新七丁目	セイシン7チョウメ	ハ行	ニハンマフキナョウケ
清新八丁目	セイシン8チョウメ		ハシエト1チョウィ
			ハシモト1チョウメ
相南一丁目	ソウナン1チョウメ	橋本二丁目	ハシモト2チョウメ
相南二丁目	ソウナン2チョウメ	<u> 橋本三丁目</u> 歩★四丁日	ハシモト3チョウメ
相南三丁目	ソウナン3チョウメ	<u>横本四丁目</u>	ハシモト4チョウメ
相南四丁目	ソウナン4チョウメ	橋本五丁目	ハシモト5チョウメ
相武台一丁目	ソウブダイ1チョウメ	橋本六丁目	ハシモト6チョウメ
相武台二丁目	ソウブダイ2チョウメ	橋本七丁目	ハシモトフチョウメ
相武台三丁目	ソウブダイ3チョウメ	橋本八丁目	ハシモト8チョウメ
相武台団地一丁目	ソウブダイダンチ1チョウメ	橋本台一丁目	ハシモトダイ1チョウメ
相武台団地二丁目	ソウブダイダンチ2チョウメ	橋本台二丁目	ハシモトダイ2チョウメ
タ行	<u> </u>	橋本台三丁目	ハシモトダイ3チョウメ
当麻	タイマ	橋本台四丁目	ハシモトダイ4チョウメ
高根一丁目	タカネ1チョウメ	東大沼一丁目	ヒガシオオヌマ1チョウメ
高根二丁目	タカネ2チョウメ	東大沼二丁目	ヒガシオオヌマ2チョウメ
高根三丁目	タカネ3チョウメ	東大沼三丁目	ヒガシオオヌマ3チョウメ
田名	タナ	東大沼四丁目	ヒガシオオヌマ4チョウメ

町名・字名の一覧(相模原市)

町名·字名	ヨミガナ	町名·字名	ヨミガナ
	ヒガシハシモト1チョウメ	御園五丁目	ミソノ5チョウメ
東橋本一丁目 東橋本二丁目			
<u>果倘本一」日</u> 東橋本三丁目	ヒガシハシモト2チョウメ	緑が丘一丁目 緑が丘二丁目	ミドリガオカ1チョウメ ミドリガオカ2チョウメ
	ヒガシハシモト3チョウメ		
東橋本四丁目	ヒガシハシモト4チョウメ	宮下一丁目	ミヤシモ1チョウメ
東淵野辺一丁目	ヒガシフチノベ1チョウメ	宮下二丁目	ミヤシモ2チョウメ
東淵野辺二丁目	ヒガシフチノベ2チョウメ	宮下三丁目	ミヤシモ3チョウメ
東淵野辺三丁目	ヒガシフチノベ3チョウメ	宮下本町一丁目	ミヤシモホンチョウ1チョウメ
東淵野辺四丁目	ヒガシフチノベ4チョウメ	宮下本町二丁目	ミヤシモホンチョウ2チョウメ
東淵野辺五丁目	ヒガシフチノベ5チョウメ	宮下本町三丁目	ミヤシモホンチョウ3チョウメ
東林間一丁目	ヒガシリンカン1チョウメ	南台一丁目	ミナミダイ1チョウメ
東林間二丁目	ヒガシリンカン2チョウメ	南台二丁目	ミナミダイ2チョウメ
東林間三丁目	ヒガシリンカン3チョウメ	南台三丁目	ミナミダイ3チョウメ
東林間四丁目	ヒガシリンカン4チョウメ	南台四丁目	ミナミダイ4チョウメ
東林間五丁目	ヒガシリンカン5チョウメ	南台五丁目	ミナミダイ5チョウメ
東林間六丁目	ヒガシリンカン6チョウメ	南台六丁目	ミナミダイ6チョウメ
東林間七丁目	ヒガシリンカン7チョウメ	南橋本一丁目	ミナミハシモト1チョウメ
東林間八丁目	ヒガシリンカン8チョウメ	南橋本二丁目	ミナミハシモト2チョウメ
光が丘一丁目	ヒカリガオカ1チョウメ	南橋本三丁目	ミナミハシモト3チョウメ
光が丘二丁目	ヒカリガオカ2チョウメ	南橋本四丁目	ミナミハシモト4チョウメ
光が丘三丁目	ヒカリガオカ3チョウメ	元橋本町	モトハシモトチョウ
氷川町 東 1 日 - 一 - 一	ヒカワチョウ	ヤ行	10- 41- 11
富士見一丁目	フジミ1チョウメ	弥栄一丁目	ヤエイ1チョウメ
富士見二丁目	フジミ2チョウメ	弥栄二丁目	ヤエイ2チョウメ
富士見三丁目	フジミ3チョウメ	弥栄三丁目 5 部	ヤエイ3チョウメ
富士見四丁目	フジミ4チョウメ	<u>矢部新田</u>	ヤベシンデン
富士見五丁目	フジミ5チョウメ	<u>矢部一丁目</u>	ヤベ1チョウメ
富士見六丁目	フジミ6チョウメ	<u> 矢部二丁目</u>	ヤベ2チョウメ
淵野辺一丁目	フチノベ1チョウメ	<u> </u>	ヤベ3チョウメ
淵野辺二丁目	フチノベ2チョウメ	<u> </u>	ヤベ4チョウメ
淵野辺三丁目	フチノベ3チョウメ	<u>矢部新町</u>	ヤベシンチョウ
淵野辺四丁目	フチノベ4チョウメ	豊町	ユタカチョウ
淵野辺五丁目	フチノベ5チョウメ	横山一丁目	ヨコヤマ1チョウメ
淵野辺本町一丁目	フチノベホンチョウ1チョウメ	横山二丁目	ヨコヤマ2チョウメ
淵野辺本町二丁目	フチノベホンチョウ2チョウメ	横山三丁目	ヨコヤマ3チョウメ
淵野辺本町三丁目	フチノベホンチョウ3チョウメ	横山四丁目	ヨコヤマ4チョウメ
淵野辺本町四丁目	フチノベホンチョウ4チョウメ	横山五丁目	ヨコヤマ5チョウメ
淵野辺本町五丁目	フチノベホンチョウ5チョウメ	横山六丁目	ヨコヤマ6チョウメ
双葉一丁目	フタバ1チョウメ	横山台一丁目	ヨコヤマダイ1チョウメ
双葉二丁目	フタバ2チョウメ	横山台二丁目	ヨコヤマダイ2チョウメ
文京一丁目	ブンキョウ1チョウメ	陽光台一丁目	ヨウコウダイ1チョウメ
文京二丁目	ブンキョウ2チョウメ	陽光台二丁目	ヨウコウダイ2チョウメ
星が丘一丁目	ホシガオカ1チョウメ	陽光台三丁目	ヨウコウダイ3チョウメ
星が丘二丁目	ホシガオカ2チョウメ	陽光台四丁目	ヨウコウダイ4チョウメ
星が丘三丁目	ホシガオカ3チョウメ	陽光台五丁目	ヨウコウダイ5チョウメ
星が丘四丁目	ホシガオカ4チョウメ	陽光台六丁目	ヨウコウダイ6チョウメ
マ行	ールギェィー ナ	陽光台七丁目	ヨウコウダイ7チョウメ
松が枝町	マツガエチョウ	由野台一丁目	ヨシノダイ1チョウメ
松が丘一丁目	マツガオカ1チョウメ	由野台二丁目	ヨシノダイ2チョウメ
松が丘二丁目	マツガオカ2チョウメ	由野台三丁目	ヨシノダイ3チョウメ
御園一丁目	ミソノ1チョウメ	サガースロ	D+
御園二丁目	ミソノ2チョウメ	若松一丁目	ワカマツ1チョウメ
御園三丁目	ミソノ3チョウメ	若松二丁目	ワカマツ2チョウメ
御園四丁目	ミソノ4チョウメ	若松三丁目	ワカマツ3チョウメ

町名・字名の一覧(相模原市)

町名·字名	ヨミガナ
若松四丁目	ワカマツ4チョウメ
若松五丁目	ワカマツ5チョウメ
若松六丁目	ワカマツ6チョウメ

町名・字名の一覧(相模原市津久井町)

町名·字名	ヨミガナ
ア行	
青根	アオネ
青野原	アオノハラ
青山	アオヤマ
太井	オオイ
タ行	
鳥屋	トヤ
ナ行	
長竹	ナガタケ
中野	ナカノ
根小屋	ネゴヤ
マ行	
又野	マタノ
三井	ミイ
三ヶ木	ミカゲ

町名・字名の一覧(相模原市相模湖町)

町名•字名	ヨミガナ
ア行	
小原	オバラ
サ行	
寸沢嵐	スワラシ
タ行	
千木良	チギラ
ヤ行	
吉野	ヨシノ
与瀬	ヨセ
与瀬本町	ヨセホンチョウ
ワ行	
若柳	ワカヤナギ

町名・字名の一覧(城山町)

町名·字名	ヨミガナ
ア行	
小倉	オグラ
カ行	
川尻	カワシリ
久保沢一丁目	クボサワ1チョウメ
久保沢二丁目	クボサワ2チョウメ
久保沢三丁目	クボサワ3チョウメ

町名・字名の一覧(城山町)

	1
サ行	
城山一丁目	シロヤマ1チョウメ
城山二丁目	シロヤマ2チョウメ
城山三丁目	シロヤマ3チョウメ
城山四丁目	シロヤマ4チョウメ
タ行	
谷ヶ原一丁目	タニガハラ1チョウメ
谷ヶ原二丁目	タニガハラ2チョウメ
ナ行	
中沢	ナカザワ
ハ行	
葉山島	ハヤマジマ
原宿一丁目	ハラジュク1チョウメ
原宿一丁目 原宿二丁目 原宿三丁目	ハラジュク2チョウメ
原宿三丁目	ハラジュク3チョウメ
原宿四丁目	ハラジュク4チョウメ
原宿五丁目	ハラジュク5チョウメ
原宿南一丁目	ハラジュクミナミ1チョウメ
原宿南二丁目	ハラジュクミナミ2チョウメ
原宿南三丁目	ハラジュクミナミ3チョウメ
広田	ヒロタ
マ行	
町屋一丁目	マチヤ1チョウメ
町屋二丁目	マチヤ2チョウメ
町屋三丁目	マチヤ3チョウメ
町屋四丁目	マチヤ4チョウメ
向原一丁目	ムカイハラ1チョウメ
向原二丁目	ムカイハラ2チョウメ
向原三丁目	ムカイハラ3チョウメ
ワ行	
若葉台1丁目	ワカバダイ1チョウメ
若葉台2丁目	ワカバダイ2チョウメ
若葉台3丁目	ワカバダイ3チョウメ
若葉台4丁目	ワカバダイ4チョウメ
若葉台5丁目	ワカバダイ5チョウメ
若葉台6丁目	ワカバダイ6チョウメ
若葉台7丁目	ワカバダイ7チョウメ

町名・字名の一覧(藤野町)

町名·字名	ヨミガナ
ア行	
小渕	オブチ
サ行	
佐野川	サノガワ
澤井	サワイ
ナ行	
名倉	ナグラ
ハ行	
日連	ヒヅレ
マ行	
牧野	マギノ
ヤ行	
吉野	ヨシノ

協議第20号

土地利用の取扱いについて

土地利用の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出

相模原市・城山町合併協議会会長 小川 勇夫

土地利用の取扱い(都市計画区域及び区域区分等)については、土地利用の規制の急激な変化を避けるため、現行のまま新市に引き継ぎ、住民の意向を踏まえた中で、合併後の新市において検討する。

調整方針一覧

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
1	都市計画の調査研究、計画 策定、指導及び推進	市町村マスタープランは、合併後3年以内に新市において策定する。 なお、新市の市町村マスタープランが策定されるまでの間は、合併市町村基本計画を基本とし、地域的な課題等については、市及び町の市町村マスタープランを尊重しながら運用する。	1 1
2	都市計画区域の整備、開発 及び保全の方針の策定及び 推進	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、策定等にあたっては、合併後新市に おいて検討する。	1 2
3	区域区分、地域地区、地区 計画等の決定及び変更	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、決定等にあたっては、合併後新市に おいて検討する。	1 3

土地利用の取扱いの考え方について

城山町は従前から相模原市と一体的に相模原都市計画区域を構成しており、新市においては、津久井都市計画区域、相模湖都市計画区域と合わせ3つの都市計画区域が存在することになる。

市町村が合併した場合の都市計画区域の指定については、広域的な視点から行政を行うことを目的とする合併の趣旨からも、原則として1つの都市計画区域を指定し、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を行うことが望ましい。

しかしながら、1つの都市計画区域を指定することが困難である場合には、実質的に一体の都市として整備することが適切な区域ごとに、複数の都市計画区域を指定することも考えられる。

都市計画の現況比較

区分	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
都市計画区域	市全域が都市計画区域	旧町域の一部が都市計	旧町全域が都市計画区	町全域が都市計画区域	町域の一部が都市計画
一体の都市として総合的	に指定されている。	画区域に指定されてい	域に指定されている。	に指定されている。	区域に指定されている。
に整備し、開発し、及び保	(相模原都市計画、城山	る。	(相模湖都市計画、藤野	(相模原都市計画、相模	(相模湖都市計画、旧相
全する必要がある区域を	町の全域を含む)	(津久井都市計画)	町の町域の一部を含む)	原市の全域を含む)	模湖町の全域を含む)
都市計画区域として指定					
する					
区域区分	区域区分を定めている。	区域区分を定めていな	区域区分を定めていな	区域区分を定めている。	区域区分を定めていな
無秩序な市街化を防止し、		V,°	<i>V</i> ′°		<i>V</i> ′°
計画的な市街化を図るた					
め、都市計画区域を市街化					
区域と市街化調整区域と					
に区分して定めるもの					
用途地域	用途地域を定めている。	用途地域を定めている。	用途地域を定めている。	用途地域を定めている。	用途地域を定めている。
都市機能の維持増進、住環					
境の保護などを目的とし					
た土地の合理的利用を図					
るため、建築物の用途等に					
ついて制限を行う制度					
市町村マスタープラン		市町村マスタープラン	市町村マスタープラン	市町村マスタープラン	市町村マスタープラン
議会の議決を経て定めら	を定めている。	を定めている。	を定めている。	を定めている。	を定めている。
れた市町村の建設に関す					
る基本構想並びに都市計					
画区域の整備、開発及び保					
全の方針に即し、市町村の					
都市計画に関する基本的					
な方針を定めるもの					

協議第21号

上下水道事業の取扱いについて

上下水道事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出

相模原市・城山町合併協議会会長 小川 勇夫

1 水道事業

現行のまま新市に引き継ぐ。

2 下水道事業

- (1) 公共下水道事業受益者負担金制度については、合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、合併前に事業認可を受けた区域で事業認可期間内(平成24年3月まで)での整備に ついては、城山町の負担金額を引き続き適用する。
- (2) 公共下水道事業受益者分担金制度については、合併時に相模原市の制度を適用する。
- (3)公共下水道使用料については、原則として合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、新市において改定時期及び減免規定の見直しを行う。

調整方針一覧

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
1	水道事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 4
2	公共下水道事業受益者負担金	受益者負担金制度の取扱いについては、原則として合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、合併前に事業認可を受けた区域で事業 認可期間内(平成24年3月まで)での整備については、城山町の負担金額を引き続き適用する。	1 7
3	公共下水道事業受益者分担金	受益者分担金制度の取扱いについては、合併時 に相模原市の制度を適用する。	2 0
4	公共下水道使用料	公共下水道使用料の取扱いについては、原則と して合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、新市において改定時期及び減免規定の見 直しを行う。	2 3

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
5	下水道普及啓発事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 6
6	下水道事業審議会経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 7
7	相模川流域下水道維持管理負担金	現行のまま新市に引き継ぐ。	28
8	隣接市町下水道施設利用負担 金	合併時に相模原市の制度に統合する。なお、相 模原市と城山町との相互排除に関する基本協定は 廃止する。	2 9
9	相模川流域下水道建設負担金	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 0
10	下水道基本計画策定事業	原則として合併後3年以内に相模原市の制度に 統合する。 なお、新市の下水道基本計画、都市計画決定、 事業認可の延伸については、計画・認可の期間内 で、策定・手続きを行う。	3 1
1 1	登録等手数料	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 2
1 2	都市下水路等維持補修管理事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 3
13	雨水浸透施設設置助成事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、合併後に雨水対策における整備方針を定 める必要がある。	3 4
1 4	水洗化促進事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、水洗便所改造等奨励金制度については、 合併時までに処理開始されている区域に限り、処 理開始日から起算して3年間存続させる。	3 5
1 5	水質管理事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 6
16	公共下水道施設維持管理補修 事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 7
1 7	公共下水道不明水浸入対策事 業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 8
18	公共下水道整備済区域内にお ける公共汚水ますの設置	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 9

番号	事務事業名	調整方針	別冊 1 ページ
1 9	排水設備に係る申請の審査並 びに工事の指導及び検査	合併時に相模原市の制度に統合する。	4 0
20	指定下水道工事店及び排水設 備工事責任技術者の審査、登 録等事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	4 1
2 1	排水施設の指導及び検査	合併時に相模原市の制度に統合する。	4 2
2 2	除害施設の指導	合併時に相模原市の制度に統合する。	4 3
2 3	流域下水道に関する事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	4 4
2 4	私設下水道組合の指導、工事 の検査等	現行のまま新市に引き継ぐ。	4 5
2 5	私設下水道施設の移管事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	4 6
26	相模川流域下水道事業助成金	現行のまま新市に引き継ぐ。	4 7
2 7	水洗便所改造等利子補給金	合併時に廃止し、水洗化促進事業に移行する。 ただし、合併時までに契約されているものにつ いては、最長で3年間存続させる。	48
28	上下水道料金管理システム経 費負担金	現行のまま新市に引き継ぐ。	4 9
2 9	下水道法に規定する供用開始 及び処理開始	現行のまま新市に引き継ぐ。	5 0
3 0	都市下水路等調査測量設計委託	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、合併後に汚水対策(公共下水道・汚水)、 雨水対策(公共下水道・雨水、河川等)における 整備方針を定める必要がある。	5 1
3 1	排水路整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、合併後に汚水対策(公共下水道・汚水)、 雨水対策(公共下水道・雨水、河川等)における 整備方針を定める必要がある。	5 2
3 2	公共下水道測量設計等委託	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、合併後に汚水対策(公共下水道・汚水)、 雨水対策(公共下水道・雨水、河川等)における 整備方針を定める必要がある。	53

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
3 3	公共下水道整備補助事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、合併後に汚水対策(公共下水道・汚水)、 雨水対策(公共下水道・雨水、河川等)における 整備方針を定める必要がある。	5 4
3 4	面整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、合併後に汚水対策(公共下水道・汚水)、 雨水対策(公共下水道・雨水、河川等)における 整備方針を定める必要がある。	5 5
3 5	負担金、補償費等	合併時に相模原市の制度に統合する。	5 6
3 6	雨水幹線整備補助事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、合併後に汚水対策(公共下水道・汚水)、 雨水対策(公共下水道・雨水、河川等)における 整備方針を定める必要がある。	5 7
3 7	合流式下水道の改善	現行のまま新市に引き継ぐ。(城山町は分流式の下水道計画であり、合流式で整備された区域はなく改善の必要がない。)	5 8

上下水道事業の取扱い方針の考え方について

1 水道事業

水道事業については、神奈川県企業庁水道局により実施されている。相模原市においては市営簡易水道事業も実施しており、水道事業については、地域の特性を勘案し、現行のまま新市に引き継ぐ。

2 下水道事業

(1)公共下水道事業受益者負担金

受益者負担金制度の取扱いについては、原則として合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、合併前に事業認可を受けた区域で認可期間内(平成24年3月まで)での整備については、城山町の負担金額を引き続き適用する。

(2)公共下水道事業受益者分担金

受益者分担金制度の取扱いについては、合併時に相模原市の制度を適用する。

(3)公共下水道使用料

公共下水道使用料の取扱いについては、原則として合併時に相模原市の制度に統合する。なお、新市において改定時期及び減免規定の見直しを行う。

※ 公共下水道受益者負担金とは

公共下水道事業受益者負担金制度とは、都市計画法第75条の規定に基づき、市街化区域内に おいて、公共下水道が整備されることにより衛生的な環境になるなどの利益を受ける方々に、整備事業費の一部を負担していただくものである。

※ 公共下水道受益者分担金とは

公共下水道事業受益者分担金制度とは、地方自治法第224条の規定に基づき、市街化調整区域内において、公共下水道が整備されることにより衛生的な環境になるなどの利益を受ける方々に、整備事業費の一部を負担していただくものである。なお、城山町については、市街化調整区域における公共下水道の整備がされていないため、分担金の負担は生じていない。

上下水道事業の現況比較

1 水道事業

区分	4	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
水道事業		神奈川県企業庁水道局	神奈川県企業庁水道局	神奈川県企業庁水道局	神奈川県企業庁水道局	神奈川県企業庁水道局
1ヶ月ま	あた	が実施 (従量制)	が実施 (従量制)	が実施 (従量制)	が実施 (従量制)	が実施 (従量制)
りの平均	匀使					
用料		平成16年度相模原	[平成16年度津久井]	▼成16年度津久井	「平成16年度津久井	平成15年度津久井
(消費税込	<u>(</u> み)	営業所管内	営業所管内	営業所管内	営業所管内	営業所管内
						町で簡易水道事業を実
			市で簡易水道事業を実			施
			施 (定額制)			(従量制)
			1,680円			(家事用・業務用)
						(浴場用・一時用有)
						牧野中央簡易水道
						3,634円
						葛原簡易水道
						2,924円
						篠原簡易水道
						2,396円
						[平成15年度実績]

2 下水道事業

区分	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
公共下水道事 業受益者負担 金	1㎡当り270円 納期:3年12期に分割 年4期に区分7,9,11,2 月	1㎡当り378円 納期:相模原市に統合	1㎡当り 第1負担区398円 第2負担区411円 納期:相模原市に統合	1㎡当り300円 納期:3年12期に分割 年4期に区分6,9,11,1月	1㎡当り 第1負担区430円 納期:3年12期に分割 年4期に区分6,9,11,1 月
公共下水道事 業受益者分担 金	1㎡当り490円 納期:3年12期に分割 年4期に区分7,9,11,2 月	1㎡当り378円 納期:相模原市に統合	1㎡当り 第1負担区398円 第2負担区411円 納期:相模原市に統合	該当なし	1㎡当り 第1負担区430円 納期:3年12期に分割 年4期に区分6,9,11,1 月
下水道使用料 一般世帯 (20m3/月使用)における 使用料(消費 税込み)		同左	同左	1,948円	1,638円

協議第22号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出

相模原市 • 城山町合併協議会会長 小川 勇夫

- 1 個人市町民税の均等割及び所得割の税率については、現行のとおりとし、普通徴収の納期については、相模原市の制度に統合する。
- 2 法人市町民税の均等割の税率については、現行のとおりとする。 法人税割の税率については、相模原市の制度に統合する。ただし、合併年度に限り、不 均一課税を実施する。
- 3 固定資産税の税率については、現行のとおりとし、納期については、相模原市の制度に 統合する。
- 4 軽自動車税の税率については、相模原市の制度に統合する。
- 5 事業所税については、相模原市の制度を適用する。ただし、合併年度及びこれに続く5 年度に限り、課税免除を実施する。
- 6 都市計画税の税率については、現行のとおりとし、納期については、相模原市の制度に 統合する。
- 7 入湯税については、相模原市の制度を適用する。

調整方針一覧

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
1	個人の市・県民税の取扱い	普通徴収の納期については、合併時に相模原 市の制度に統合する。 均等割の非課税基準については、合併時に相 模原市の制度に統合する。	5 9

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
2	法人市民税の取扱い	法人税割の税率については、合併時に相模原 市の制度に統合する。 ただし、合併年度に限り不均一課税を実施す る。	6 0
3	固定資産税の取扱い	納期については、合併時に相模原市の制度に 統合する。なお、合併により特定市となる地域 に所在する市街化区域農地のうち新たに宅地 並課税の対象となるものについては、合併新法 により、合併が行われた日の属する年の翌年の 1月1日を賦課期日とする年度から5年度分は 宅地並課税を適用しない。	6 1
4	軽自動車税の取扱い	小型特殊の農耕作業用の税率については、合 併時に相模原市の制度に統合する。	6 2
5	事業所税の取扱い	合併により新たに課税対象となる事業所等 については、合併年度とこれに続く5年度に限 り課税免除とする。	6 3
6	市たばこ税の取扱い	現行のまま新市に引き継ぐ。	6 4
7	都市計画税の取扱い	納期については、合併時に相模原市の制度に 統合する。なお、合併により特定市となる地域 に所在する市街化区域農地のうち新たに宅地 並課税の対象となるものについては、合併新法 により、合併が行われた日の属する年の翌年の 1月1日を賦課期日とする年度から5年度分は 宅地並課税を適用しない。	6 5
8	入湯税の取扱い	相模原市の制度を適用する。	6 6

地方税の現況比較

区分	相模原市	城山町	藤野町
個人市 町民税	(1) 均等割の税率 3,000円 (2) 所得割の税率 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額10%	(1) 均等割の税率 相模原市と同じ(2) 所得割の税率 相模原市と同じ	(1) 均等割の税率 相模原市と同じ(2) 所得割の税率 相模原市と同じ
	(3) 普通徴収の納期 第1期 6/1~6/30 第2期 8/1~8/31 第3期 10/1~10/31 第4期 1/1~1/31	(3) 普通徴収の納期 第1期 6/15~6/30 第2期 8/1~8/31 第3期 10/1~10/31 第4期 1/1~1/31	(3) 普通徴収の納期 第1期 6/15~6/30 第2期 8/1~8/31 第3期 10/1~10/31 第4期 1/1~1/31
法人市 町民税	(1) 均等割の税率 5万円~300万円 (2) 法人税割の税率 (資本金等) (税率) 10億円以上 14.7% 5億円以上 13.5% 5億円未満 12.3%	 (1) 均等割の税率 相模原市と同じ (2) 法人税割の税率 (資本金等) (税率) 5億円以上 14.7% 2億円以上 13.5% 2億円未満 12.3% 	(1) 均等割の税率 相模原市と同じ(2) 法人税割の税率 12.3%
固 定資産税	(1) 税率 1.4% (2) 納期 第1期 5/1~5/31 第2期 7/1~7/31 第3期 9/1~9/30 第4期 12/1~12/25	(1) 税率 相模原市 と同じ (2) 納期 第1期 5/15~5/31 第2期 7/1~7/31 第3期 12/1~12/25 第4期 2/1~2月末日	(1) 税率 相模原市 と同じ (2) 納期 第1期 5/15~5/31 第2期 7/1~7/31 第3期 12/1~12/25 第4期 2/1~2月末日
軽自動車税	(1) 税率 ・原付1,000円~2,500円 ・軽自2,400円~7,200円 ・小型特殊 農耕作業用 1,000円 その他 4,700円 ・二輪小型自動車4,000円	(1) 税率 ・原付 相模原市と同じ ・軽自 相模原市と同じ ・小型特殊 農耕作業用 1,600円 その他 相模原市と同じ ・二輪小型自動車 相模原市と同じ (2) 納期 5/11~31	(1) 税率 ・原付 相模原市と同じ ・軽自 相模原市と同じ ・小型特殊 農耕作業用 1,600円 その他 相模原市と同じ ・二輪小型自動車 相模原市と同じ (2) 納期 5/15~31

地方税の現況比較

区分	相模原市	城山町	藤野町
事業所税	(1) 税率 ・資産割 事業所未確積1 m当り600円 ・従業者割 従業者給持総額つ0.25% (2) 免税点 ・資産割 市内の全事業所等の通積が 1,000 m以下 ・従業者割 従業者100人以下 (3) 課税免除 ・旧津人井町・旧相模湖町 に所在する事業所は、平成22年度まで課税免	課税対象外	課税対象外
都 市 計 画税 入湯税	除 (1) 税率 0.3% (2) 納期 (第1期 5/1~5/31 第2期 7/1~7/31 第3期 9/1~9/30 第4期 12/1~12/25 (1) 税率 1人1日150円 (2) 課税免除 ・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場こ入湯する者 ・入湯料金が1,000円以下の公衆浴場こ入湯する者	(1) 税率 相模原市と同じ (2) 納期 第1期 5/15~5/31 第2期 7/1~7/31 第3期 12/1~12/25 第4期 2/1~2月末日 課税対象外	課税なし (1) 税率 相模原市と同じ (2) 課税免除 ・年齢満12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴 場に入湯する者

協議第23号

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出

相模原市・城山町合併協議会会長 小川 勇夫

国民健康保険事業の取扱いについては、合併時に相模原市の制度に統合する。

調整方針一覧

番号	事務事業名	調整方針	
1	国民健康保険税の取扱い	合併時に相模原市の制度に統合する。	6 7
2	証明手数料	合併時に相模原市の制度に統合する。	7 1
3	各種国民健康保険組合補 助金	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、補助金の額等については見直しを図 る。	7 2
4	診療報酬明細書点検嘱託 員経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	7 3
5	国民健康保険団体連合会 負担金	合併時に相模原市の制度に統合する。	7 4
6	保険税収納率向上特別対 策事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	7 5
7	運営協議会経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	7 7
8	療養給付費	合併時に相模原市の制度に統合する。	7 8
9	療養費	合併時に相模原市の制度に統合する。	8 0

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
1 0	診療報酬審査支払手数料	合併時に相模原市の制度に統合する。	8 1
1 1	高額療養費	合併時に相模原市の制度に統合する。	8 2
1 2	移送費	合併時に相模原市の制度に統合する。	8 4
1 3	出産育児一時金	合併時に相模原市の制度に統合する。	8 5
1 4	葬祭費	合併時に相模原市の制度に統合する。	8 6
1 5	精神・結核医療付加金	合併時までに廃止する。	8 7
1 6	老人保健拠出金	合併時に相模原市の制度に統合する。	8 8
1 7	介護納付金	合併時に相模原市の制度に統合する。	8 9
1 8	高額医療費共同事業医療 費拠出金	合併時に相模原市の制度に統合する。	9 0
1 9	退職者医療共同事業拠出 金	合併時に相模原市の制度に統合する。	9 1
2 0	健康診査等委託事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	9 2
2 1	人間ドック助成事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	9 3
2 2	疾病分類調査委託事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	9 4
2 3	国民健康保険事業に係る 限度額適用・標準負担額減 額の認定	合併時に相模原市の制度に統合する。	9 5
2 4	国民健康保険事業に係る 一部負担金	合併時に相模原市の制度に統合する。	9 6

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
2 5	国民健康保険事業に係る 特定疾病に係る認定	合併時に相模原市の制度に統合する。	9 7
2 6	被保険者資格の認定及び 被保険者証等の交付	合併時に相模原市の制度に統合する。	98
2 7	国民健康保険診療所管理 運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	100
2 8	財政調整基金	合併時に廃止する。	102
2 9	医療費通知	合併時に相模原市の制度に統合する。	103
3 0	調整交付金	合併時に相模原市の制度に統合する。	104
3 1	第三者行為	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 0 5
3 2	不当利得	合併時に相模原市の制度に統合する。	106
3 3	コンビニ納付及び電子納 付システム開発経費	合併時に相模原市の制度を適用する。	107

国民健康保険事業の取扱いの考え方について

国民健康保険事業は、国民皆保険体制の基盤をなす制度として、被保険者が予め保険税を 拠出して、疾病、負傷、出産、死亡など不測の事故に対して必要な給付を行い、生活の安定 を図ることを目的とした相互共済制度である。国民健康保険事業の基本的事項は、市町村の 保険者が国民健康保険法等に基づき運営しているため、相模原市及び城山町において実施さ れている事務事業も概ね統一されたものである。

しかし、国民健康保険事業は、市町村単位で運営されることから、それぞれの地域特性に 応じた運用もされており、例えば、保険税率や葬祭費の給付額などは異なる制度を設けてい るのが現状である。

このため、新市の一体性を確保しつつ、被保険者に対するサービスの均一化や負担の公平を図る必要があるため、合併時に城山町の国民健康保険事業を相模原市の制度に統合するものである。

ただし、国民健康保険診療所は、地域保健施設の中核として、すでに相模原市の旧津久井町及び旧相模湖町の区域に設置されており、地域住民の医療の確保及び健康の保持増進に果たす役割は多大なものであるため、現行のまま新市に引き継ぐ。

国民健康保険事業の現況比較

1 国民健康保険税

相模原市	城山町	藤野町
【保険税率】	【保険税率】	【保険税率】
• 保険税医療分	・保険税医療分	• 保険税医療分
①所得割	①所得割	①所得割
(前年中の総所得金額-基礎 控除) の5.76%	6.65%	5. 7%
②資産割	②資産割	②資産割
固定資産税額(土地・家屋)の10.0%	35.03%	39.5%
③均等割額(1人当たり年間)	③均等割額	③均等割額
22,500円	22,660円	18,200円
④平等割額(1世帯当たり年間)	④平等割額	④平等割額
22,800円	19,810円	20,000円
課税限度額	課税限度額	課税限度額
530,000円	530,000円	530,000円
• 保険税介護分	• 保険税介護分	· 保険税介護分
①所得割	①所得割	①所得割
(前年中の総所得金額-基礎 控除) の1. 15%	1. 18%	1. 15%
②資産割	②資産割	②資産割
固定資産税額(土地・家屋)の2.6%	8.76%	9.87%
③均等割額(1人当たり年間)	③均等割額	③均等割額
5, 100円	7,200円	5,100円
④平等割額 (1世帯当たり年間)	④平等割額	④平等割額
5,400円	4, 400円	5, 400円
課税限度額	課税限度額	課税限度額
80,000円	90,000円	80,000円
【納期】	【納期】	【納期】
1 0期	8期	6期
6月~3月	7月~2月	4.6.8.10.12.2月

2 各種国民健康保険組合補助金

相模原市	城山町	藤野町
国民健康保険事業に要する費用に対し、補助金を交付。平成18年度予算当該年度の4月1日現在において、住所を有する者、若しくはその従事者に単価を乗じた額・神奈川県建設連合国民健康保険組合(9,305人)・神奈川県医師国民健康保険組合(865人)・神奈川県歯科医師国民健康保険組合(878人)・神奈川県建設業国民健康保険組合(2,313人)	該当なし * 平成15年度で終了 (参考) 平成15年度交付額 ・ 神奈川県建設連合国民健康 保険組合 288人×150円= 43,200円	該当なし * 平成15年度で終了 (参考) 平成15年度交付額 ・ 神奈川県建設連合国民健康保険組合 85人×150円=
 神奈川県薬剤師国民健康保険組合(197人) 神奈川県食品衛生国民健康保険組合(1,208人) 6団体合計 14,766人×250円 ⇒ 3,691千円 建設連合(神奈川支部)国民健康保険組合 253人×125円 ⇒ 31千円 		

3 国民健康保険税収納率向上特別対策事業

相模原市	城山町	藤野町
主として、収納推進員による保険税未納分の徴収を進めるほか、サーバーを利用した滞納整理を推進し、収納率向上を図る。	主として、収納課による保険税 未納者の個人情報管理を行い、徴 収を進めるほか、サーバーを利用 した滞納整理を行い収納率の向 上を図る。	保険税未納者の個人情報管理を 行い、税務課及び部課長で構成さ
 ・収納率向上対策本部会議の設置 ・休日納税相談 年9回 ・休日臨戸訪問 年5回 ・管理職員1回 ・夜間納税相談 年2回 (9日) ・夜間臨戸訪問 年1回 (管理職員1日) ・滞納整理強化月間 年4回 	・夜間来庁納付約束のみ夜 間対応	 ・夜間臨戸訪問 年12回 2名一組で3~4班 ・滞納整理強化月間 年1回 2名一組で14班 (3か月間)
◎ 短期被保険者証交付期間6月	短期被保険者証交付期間 6月及び12月	◎ 短期被保険者証交付期間 1月・3月・6月
短期被保険者証の交付世帯の うち納付相談または納付指導 に応じようとしない世帯等に 被保険者資格証明書を交付	・同左	・同左

4 国民健康保険運営協議会

相模原市	城山町	藤野町
① 審議事項	① 審議事項	① 審議事項
• 国民健康保険の給付に関す	同左	同左
る事項		
国民健康保険税に関する事		
項		
・ その他国民健康保険に関す		
る重要な事項		
② 委員定数 13名	② 委員定数 6名	② 委員定数 9名
(1) 被保険者を代表する委員	(1) 同左 2名	(1) 同左 3名
4A (a) (b) (c) (c) (c) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d	(a) 571. 0 #	(a) 571.
(2) 保険医又は保険薬剤師を	(2) 同左 2名	(2) 同左 3名
代表する委員 4名	(a) =+ 0.7	(a) E+ 2.7
(3) 公益を代表する委員 4名	(3) 同左 2名	(3) 同左 3名
(4) 被用者保険等保険者を代		
表する委員 1名 ③ 任期 2年	③ 任期 2年	③ 任期 2年
① 匠	① 任期 2 年 ④ 委員報酬	① 任期 2 年 ④ 委員報酬
日額 12,600円	会長 年額 37,500円	
н пр. 12, 000]	委員 年額 35,500円 委員 年額 35,500円	

5 高額療養費

相模原市	城山町	藤野町
 ◎ 受領委任払制度を実施 【目的】 一部負担金の支払いが困難な 人に限って適用されるもので、自 己負担限度額だけを医療機関へ 支払い、被保険者が申請して受け とるべき高額療養費に相当する 額を保険者が直接医療機関へ支 払う制度。 平成16年度委任払実績 1,984件 	◎ 受領委任払制度を実施 【目的】同左平成16年度委任払実績 62件	◎ 受領委任払制度 該当なし
353,690,202円 ② 高額療養費資金貸付 該当なし	7,541,694円 ◎ 高額療養費資金貸付を実施 【目的】 国民健康保険法第57条の2の規定による高額療養費の支給を受けることが見込まれる者が属する世帯の世帯主に対し、の療療養費の支給を受けるまでの間、当該医療費の支給にかかる療養に要する費用を支払うための資金を貸付けることにより、被保険者の福祉の向上に寄与する。 平成16年度貸付実績 ○件 ○円 基金の額 2,000千円貸付額 高額療養費支給見込額の9割	◎ 高額療養費資金貸付 該当なし

6 出産育児一時金

相模原市	城山町	藤野町
◎ 受領委任払制度を実施 【目的】 出産費の支払いが困難な人に限って適用されるもので、被保険者が申請して受けとるべき出産育児一時金(30万円)の受領を病院等へ委任し、出産費に相当する金額を保険者が直接医療機関へ支払う制度。	◎ 受領委任払制度を実施 【目的】 同左	◎ 受領委任払制度 該当なし
平成16年度実績 310件 93,000,000円	同左 14件 4、200、000円	

7 葬祭費

相模原市	城山町	藤野町
被保険者が死亡したとき、葬祭 を行った人に対し8万円を支給。	同左	同左
平成16年度実績 2,427件 193,620,000円	同左 92件 7,360,000円	同左 5 0 件 3,000,000円

8 精神・結核医療付加金

相模原市	城山町	藤野町
被保険者(老人保健医療の対象	該当なし	該当なし
者を除く)が、精神又は結核の公		
費負担医療(精神保健及び精神障		
害者福祉に関する法律に定める		
措置入院及び通院医療、結核予防		
法に定める命令入所及び適正医		
療)を受療した場合には、医療機		
関の窓口において一部費用を支		
払う必要がない。		
これは、受療した被保険者の診		
療費用について、公費(県費)負		
担以外の部分につき、精神・結核		
医療付加金として、本市がその被		
保険者に代わって直接医療機関		
へ支払う。		
なお、障害者自立支援法の施行		
に伴い、精神・結核ともに7月1		
日からこの制度は廃止される。		

9 健康診査等委託事業

相模原市	城山町	藤野町
30歳代の被保険者を対象とした健康診査(費用1,000円)。国民健康保険税の未納がない世帯の人が対象。		該当なし
平成16年度実績 321人		

10 人間ドック助成事業

相模原市		城山町		藤野町			
人間 を実施。	ドック検診料の一部助成	同左				同左	
-	満40歳以上の被保険者	対象 ·			:の被保険者 対象者を除		・同左
	・前年度までの国民健康 保険税を完納している 世帯の人		· 同左				・人間ドッグを利用しようとする日の前年度において年間を通じて被保険者であること ・利用日までに国民健康保険税の滞納がないこ
助成額	22,000円	助成額	20,	0 0 0	0円	助成額	i 20,000円

1 1 被保険者資格の認定及び被保険者証等の交付

相模原市	城山町	藤野町
証のカード化を実施済。	証のカード化は実施していない。	同左

12 財政調整基金

相模原市	城山町	藤野町
該当なし	城山町国民健康保険診療報酬等 支払準備基金 平成17年度末現在高 61,711,659円	藤野町国民健康保険給付費支払 準備基金 平成16年度末現在高 26,459,497円

13 医療費通知

相模原市	城山町	藤野町
神奈川県国民健康保険団体 連合会に委託	同左	同左
通知回数 年6回	同左	同左
• 通知対象 全部	同左	同左
 対象医療機関 全部 	同左	同左

14 国民健康保険診療所管理運営事業

相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
	地域保健施設の中核として、地域住民の医療の確保及び健康の保持増進を図るため、国民健康保険直営診療施設を設置。	同左	該当なし	地域保健施設の中核として、地域住民の医療の確保及び健康の保持増進を図るため、国民健康保険直営診療施設を設置。

協議第24号

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出

相模原市 • 城山町合併協議会会長 小川 勇夫

介護保険事業の取扱いについては、合併時に相模原市の制度に統合する。

調整方針一覧

亚口	市沙市兴力	号田市ケ → △Ⅰ	別冊1
番号	事務事業名	調整方針	ページ
1	介護保険料の取扱い	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 0 8
2	訪問介護サービス利用者 負担助成事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 0 9
3	社会福祉法人利用者負担 助成事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 1 0
4	介護サービス適正実施指 導事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 1 1
5	介護認定審査会	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 1 2
6	要介護認定事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	113
7	介護(介護予防)サービ ス等給付事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 1 4
8	介護保険給付費支払準備 基金積立金	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、基金残高については、合併時に統 合する。	1 1 5
9	介護保険事業計画	合併時に新市において検討する。	116
1 0	被保険者資格の管理及び 被保険者証の交付	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 1 7

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
1 1	訪問看護サービス利用者 負担助成事業	合併時に廃止する。	1 1 8
1 2	地域支援事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、給食サービス事業については、合 併後速やかに相模原市の制度に統合する。	119
1 3	財政安定化基金貸付金返還金	現行のまま新市に引き継ぐ	1 2 0

介護保険事業の取扱いの考え方について

介護保険は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして平成12年度から制度化され、40歳以上の人が被保険者として保険料を負担し、介護が必要となったときサービスを利用できる(40歳以上65歳未満の場合は特定疾病該当者のみ)ものであり、市町村が保険者となって運営する制度である。

被保険者には、市町村ごとに算定した保険料を年金から天引き納付することを原則とする 第1号被保険者(65歳以上)と、保険料を医療保険の保険料と同時に徴収される第2号被 保険者(40歳以上65歳未満)とがある。

この第1号被保険者に係る保険料については、市町村ごとに、介護サービス総費用、被保険者数、後期高齢者割合、高齢者所得水準等を基に算定するため差異があり、現在の城山町の保険料基準額は相模原市より低いが、市民税非課税層では城山町の方が高い保険料段階もある。合併後の保険料については、合併時に策定する新たな介護保険事業計画に基づき算定するものとするが、介護サービス総費用等の算定基礎に占める割合から相模原市の金額に近いものとなることが想定され、城山町の町民の理解に十分配慮する必要がある。

このほかの各事業については、新市としての一体性の観点から、相模原市の制度に整理・ 統合するものとする。

介護保険事業の現況比較

城山町

1 介護保険料

_	101. At 101	
1	保険料	

第1号被探験者(65歳以上の者) 所得段階別定額保険料(円)

相模原市

段階	年額保険料
第1段階	19, 200
第2段階	24, 000
第3段階	33,600
第4段階	48,000
第5段階	57, 600
第6段階	72,000
第7段階	84, 000
第8段階	96, 000

第1段階

生活保護受給·老齢福祉年 金受給者非課税世帯

第2段階

世帯全員が市民税非課税で 年金収入と合計所得金額の 合計が80万円以下

第3段階

世帯全員が市民税非課税で 年金収入と合計所得金額の 合計が80万円超

第4段階

本人が市民税非課税

第5段階

本人が市民税課税で合計所得金額が200万円未満

第6段階

本人が市民税課税で合計所 得金額が 200 万以上 500 万 円未満

第7段階

本人が市民税課税で合計所 得金額が500万以上1000万 円未満

第8段階

本人が市民税課税で合計所 得金額が 1000 万円以上

1 保険料

第1号被保険者(65歳以上の者) 所得段階別定額保険料(円)

段階	年額保険料
第1段階	22, 680
第2段階	22, 680
第3段階	34, 020
第4段階	45, 360
第5段階	56, 700
第6段階	68, 040
第7段階	72, 570
第8段階	79, 380

同左

1 保険料

第1号被保険者(65歳以上の者) 所得段階別定額保険料(円)

藤野町

段階	年額保険料
第1段階	16,200
第2段階	24,300
第3段階	32,400
第4段階	40,500
第5段階	48,600

第1段階

生活保護受給·老齢福祉年 金受給者非課税世帯

第2段階

世帯全員が町民税非課税

第3段階

本人が町民税非課税

第4段階

本人が町民税課税で合計所 得金額が 200 万円未満

第5段階

本人が町民税課税で合計所得金額が200万以上

相模原市	城山町	藤野町
2 納期 10期	2 納期 8期	2 納期 6期
3 保険料減免(生活困窮)	3 保険料減免(生活困窮)	3 保険料減免
(1)対象者	(1)対象者	
収入が生活保護基準以下、	第1・第2・第3段階	減免基準規程なし
預貯金が単身者の場合350	で収入が生活保護基準	
万円以下、世帯員1人増える	以下、預貯金が100	
ごとに100万円を加算した	万円以下の者	
額以下の者		
(2)減免額	(2)減免額	
第1段階の2分の1に減額	第1段階の2分の1に減額	

2 介護給付費支払準備基金

相模原市	城山町	藤野町
1 介護給付費支払準備基金	1 介護給付費支払準備基金	1 介護給付費支払準備基金
(1)事業内容	(1)事業内容	(1)事業内容
アー目的	同左	同左
年度間の財政の調整に必		
要な資金を積み立て、財政		
の健全な運営に資する。		
イ 積立て		
決算上、剰余金を生じた		
とき、剰余金の全部又は一		
部を翌年度に繰り越さない		
で基金に編入することがで		
きる。		
ウ 処分		
介護保険の保険給付費の		
財源とするとき処分をする		
ことができる。	(2)平成17年度末残高	(2) 平成 16 年度末残高
(2)平成17年度末残高	0千円	64, 341 千円
197, 451千円		

3 介護保険事業計画

相模原市	城山町	藤野町
1 介護保険事業計画	1 介護保険事業計画	1 介護保険事業計画
(1)事業内容	同左	同左
介護保険事業に係る保険給		
付の円滑な実施を確保するた		
め、厚生大臣が定めた基本方		
針に即し、3年を1期とする		
市の介護保険事業計画を定め		
る。		
(2)事業策定期間		
第1期 H12年度~H14年度		
第2期 H15年度~H17年度		
第 3 期 H18年度~H20年度		

4 財政安定化基金貸付金返還金

	相模原市	城	山町		藤野町
1	財政安定化基金貸付金返還金	1 財政安定	化基金貸付金返	1	財政安定化基金貸付金返
	該当なし	還金		j	還金
		(1)事業内容	容		該当なし
		平成 15	年度から平成		
		17 年度	までの3年間の		
		介護給	付費増加によ		
		り、保険	食料と給付実績		
		に差が生	上じ財源不足と		
		なったた	ため、財政安定		
		化基金よ	、り平成 17 年度		
		に借り入れ、第3期保			
		険料で返	逐環する。		
		(2)返還額			
		H18 年度	4,916,219円		
		H19 年度	4,916,219円		
		H20 年度	4,916,219円		
		合 計	14,748,657 円		

協議第25号

保健衛生事業の取扱いについて

保健衛生事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出

相模原市・城山町合併協議会会長 小川 勇夫

保健衛生事業の取扱いについては、相模原市の制度に統合する。ただし、一部の事務事業については、地域の実情を考慮し、現行のまま新市に引き継ぐ。

調整方針一覧

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
1	保健衛生功労者表彰事業	保健所政令市事務により、合併時に相模 原市の制度に統合する。	1 2 1
2	市民健康づくり運動推進事業	健康づくり事業については、合併後5年 以内に相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、地域特性に配 慮した新しい体制づくりを図る。	1 2 2
3	健康づくりのつどい開催事 業	合併後速やかに相模原市の制度を適用す る。	1 2 4
4	在宅ケア連携事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 2 6
5	献血推進事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 2 7
6	栄養改善事業	合併後速やかに相模原市の制度に統合す る。	1 2 8
7	病院・診療所等指導事業	保健所政令市事務により、合併時に相模 原市の制度に統合する。	1 2 9
8	保健衛生統計調査事業	保健所政令市事務により、合併時に相模 原市の制度に統合する。	1 3 0

番号	事務事業名	調整方針	別冊 1 ページ
9	国民健康・栄養調査等事業	保健所政令市事務により、合併時に相模 原市の制度に統合する。	131
1 0	保健所情報化推進事業	合併後速やかに相模原市の制度に統合す る。	1 3 2
1 1	総合保健医療センター維持 管理補修事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	133
1 2	墓地等紛争調停委員会	合併時に相模原市の制度を適用する。	134
1 3	保健医療計画	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、次計画の策定までは、現計画をそ れぞれの地域計画とする。	1 3 5
1 4	医師等医療関係従事者の免 許事務	保健所政令市事務により、合併時に相模 原市の制度に統合する。	1 3 6
1 5	結核診査協議会経費	保健所政令市事務により、合併時に相模 原市の制度に統合する。	137
1 6	結核定期健康診断・予防接 種事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	138
1 7	結核定期外健康診断事業	保健所政令市事務により、合併時に相模 原市の制度に統合する。	1 3 9
18	結核医療扶助事業	保健所政令市事務により、合併時に相模 原市の制度に統合する。 なお、医療費自己負担分に係る助成制度 は、合併時に廃止する。	1 4 0
1 9	結核患者管理指導事業	保健所政令市事務により、合併時に相模 原市の制度に統合する。	1 4 1
2 0	結核対策特別促進事業	保健所政令市事務により、合併時に相模 原市の制度に統合する。	1 4 2
2 1	結核児童療育給付事業	保健所政令市事務により、合併時に相模 原市の制度に統合する。	1 4 3
2 2	感染症診査協議会経費	保健所政令市事務により、合併時に相模 原市の制度に統合する。	1 4 4

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
2 3	感染症予防対策事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 4 5
2 4	感染症発生動向調査事業	保健所政令市事務により、合併時に相模 原市の制度に統合する。	1 4 6
2 5	エイズ予防対策事業	保健所政令市事務により、合併時に相模 原市の制度に統合する。	1 4 7
2 6	集団予防接種事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 4 8
2 7	個別予防接種事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 4 9
2 8	特定疾患保健指導事業	保健所政令市事務により、合併時に相模 原市の制度に統合する。	1 5 0
2 9	精神保健相談事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、事業内容については地域特性に配 慮し調整するとともに、医療費自己負担分 に係る助成制度は合併時に廃止する。	1 5 1
3 0	精神保健集団指導活動事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 5 2
3 1	精神保健訪問指導事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	153
3 2	精神保健普及事業	普及講演会・公開講座開催・地域作業所・ 関係機関連絡会議・ボランティア育成支援・社会適応訓練事業のための相談及び事業所訪問については、合併時に相模原市の制度に統合する。 当事者会、家族会支援及び市民団体支援については、合併後速やかに相模原市の制度に統合する。	154
3 3	精神障害者社会参加促進事業	地域精神保健福祉連絡協議会については、合併時に相模原市の制度に統合する。 ほのぼの100人運動会については、合併後速やかに相模原市の制度に統合する。	1 5 5
3 4	高齢者認知症対策事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 5 6

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
3 5	エイズ検査・相談事業	保健所政令市事務により、合併時に相模 原市の制度に統合する。	1 5 8
3 6	性感染症検査・相談事業	保健所政令市事務により、合併時に相模 原市の制度に統合する。	1 5 9
3 7	難病患者等短期入所事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	160
3 8	難病患者等ホームヘルプサ ービス事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、実施方法については調整を図る。	161
3 9	ひきこもり相談・支援事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	162
4 0	医事・薬事等指導事業	保健所政令市事務により、合併時に相模 原市の制度に統合する。	163
4 1	食品衛生事業	保健所政令市事務により、合併時に相模 原市の制度に統合する。	164
4 2	環境衛生関係営業施設等指 導事業	保健所政令市事務により、合併時に相模 原市の制度に統合する。	1 6 5
4 3	生活環境対策事業	保健所政令市事務により、合併時に相模 原市の制度に統合する。	166
4 4	 狂犬病予防事業 	合併時に相模原市の制度に統合する。	167
4 5	動物愛護事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	168
4 6	衛生害虫等駆除事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	169
4 7	調理師等免許事務	保健所政令市事務により、合併時に相模 原市の制度に統合する。	1 7 0
4 8	衛生検査事業	保健所政令市事務により、合併時に相模 原市の制度に統合する。	1 7 1
4 9	衛生試験所維持管理事業	保健所政令市事務により、合併時に相模 原市の制度に統合する。	172
5 0	保健と福祉のライブラリー 事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	173

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
5 1	健康教育事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、事業内容については地域特性に配 慮し調整する。	174
5 2	健康相談事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	176
5 3	訪問指導事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	177
5 4	母子健康教育事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、事業内容については地域特性に配 慮し調整する。	178
5 5	栄養改善指導の実施	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 7 9
5 6	健康度評価事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	180
5 7	口腔衛生事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	181
5 8	保健所一般健康相談事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	182
5 9	健康手帳交付事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	183
6 0	健康増進事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、事業内容については地域特性に配 慮し調整する。	184
6 1	基本健康診査事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	185
6 2	がん健診事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	186
6 3	成人歯科保健対策推進事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	188
6 4	骨粗しょう症予防事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	189

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
6 5	生活習慣病対策事業	合併後速やかに相模原市の制度を適用する。 なお、事業内容については関係機関との 調整を要する。	190
6 6	母子健康手帳交付事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	191
6 7	妊婦健康診査事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	192
6 8	乳幼児健康診査事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	193
6 9	歯の衛生週間歯科保健事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	195
7 0	妊産婦新生児訪問指導事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	196
7 1	母子保健事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	197
7 2	慢性疾患児保健指導事業	保健所政令市事務により、合併時に相模 原市の制度に統合する。	199
7 3	思春期保健事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、事業内容については地域特性に配 慮し調整する。	200
7 4	特定不妊治療費助成事業	中核市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	201
7 5	未熟児養育事業	保健所政令市事務により、合併時に相模 原市の制度に統合する。	202
7 6	自立支援医療給付(育成医 療)事業	中核市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	203
7 7	小児慢性特定疾患医療事業	中核市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	2 0 4
7 8	小児慢性特定疾患児日常生 活用具給付事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 0 5

保健衛生事業の取扱いの考え方について

1 保健所について

現在保健所業務は、相模原市域については相模原市保健所が、津久井郡については神奈川県津久井保健福祉事務所がそれぞれ行っています。合併後は、新市域全体が中核市となるため新市において保健所業務を行うこととなります。

(1) 保健所業務の主なもの

ア 医事薬事関係

- ・病院、診療所(医科、歯科)、施術所、歯科技工所及び衛生検査所の開設許可及び立入検 香
- ・指導 (医療法、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律等)
- ・医薬品、医療機器、毒物・劇物の販売業等許可及び監視指導(薬事法、毒物劇物取締法)
- ・薬物乱用防止対策事業(麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、あへん法)
- ・国民生活基礎調査、人口動態調査等の保健衛生統計調査に関すること(統計法)

イ 保健予防関係

- ·身体障害児育成医療給付事業(児童福祉法)
- · 未熟児養育医療給付事業(母子保健法)
- · 結核患者医療費給付事業(結核予防法)
- ・ 感染症対策事業(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)

ウ環境衛生関係

- ・旅館業、興行場、公衆浴場・水浴場 (プール) の許可及び監視指導 (旅館業法、興行場法、公衆浴場法、神奈川県水浴場等に関する条例)
- ・理容、美容、クリーニング業の開設確認及び監視指導(理容師法、美容師法、クリーニング法)
- ・特定建築物の届出の受理及び監視指導(建築物における衛生的環境の確保に関する法律)
- ・温泉利用施設の立入検査及び許可(温泉法)
- ・有害物質を含有する家庭用品の製造・輸入・販売業者への立入検査及び収去(有害物質 を含有する家庭用品の規制に関する法律)
- ・墓地等の経営の許可(墓地、埋葬等に関する法律)
- ・専用水道・小規模水道の確認及び簡易専用水道小規模受水槽水道施設の届出の受理及び 監視指導(水道法)

工 食品衛生関係

- 飲食店営業等の営業許可及び監視指導(食品衛生法等)
- ・給食施設等の届出及び監視指導(食品衛生法の施行に関する条例)

才 動物指導関係

- ・犬猫の引き取り、負傷動物の保護・連絡・収容(動物の愛護及び管理に関する法律)
- ・動物取扱業の確認及び指定動物の飼養許可及び監視指導(神奈川県動物愛護及び管理に 関する条例)

・犬の捕獲及び抑留・処分(狂犬病予防法)

(2) 相模原市及び津久井地域の保健所の名称、位置

名 称	所 在 地	所 管 区 域
相模原市保健所	相模原市富士見6-1-1	相模原市
神奈川県津久井保	津久井町中野937-2	144 1 1 m
健福祉事務所	伊八升町甲野931-2 	城山町及び藤野町

2 保健センターについて

保健センターは、住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し、 必要な事業を行うことを目的として設置しています。

【設置状況】

名 称	所 在 地
相模原市保健所中央保健センター	相模原市富士見6-1-1
相模原市保健所中央保健センター南保健指導	相模原市相模大野6-22-1
班	
相模原市保健所津久井保健センター	相模原市津久井町中野633
城山町保健福祉センター	城山町久保沢2-26-1

保健衛生事業の現況比較

1 保健医療計画

	区分	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
1	計画名称	相模原市保健	津久井町保健	健康さがみこ	健やかさがこ	藤野町保健福
		医療計画~み	計画~つくい	21計画	だまする城山	祉総合計画
		んな元気「さ	芽生芽木プラ		町	
		がみはら健康	\sim 21			
		プラン21」~				
2	計画期間	平成14年度~	平成15年度~	平成16年度~	平成13年度~	平成 12 年~
		平成22年度	平成24年度	平成25年度	平成22年度	平成 21 年度
						(途中で改
						定・見直し有
						ŋ)

2 基本健康診査

	区分	相模原市	城山町	藤野町
1	対象者	40歳以上	40歳以上	40歳以上
2	実施方法	市・郡医師会加入の協力医 療機関	郡医師会加入の町内医療機 関	郡医師会加入の町内医療機 関
3	実施時期	通年	6月~10月	64 歳以下 6~7 月 65 歳以上 9~10 月
4	一部負担金	基本 1,000円 基本+肝炎2,200円	基本 1,000円 基本+肝炎2,000円	基本 1,000円 基本+肝炎 2,000円
5	予定人員 (平18)	54,870人	基本健康診査2, 450人 肝炎検査 350人	655人

3 がん検診事業

(1) 胃がん検診事業

	区分	相模原市	城山町	藤野町
1	対象者	40歳以上	40歳以上	40歳以上
2	実施場所			
	:施設	市・郡医師会加入の協力医	_	_
		療機関		
	: 集団	市内公共施設	保健福祉センター	町内公共施設
		(検診車)	(検診車)	(検診車)
3	実施時期			
	:施設	通年	_	_
	:集団	通年(年57回)	年5回(5,6,7,9,	年2回(5月、6月)
			10月)	
4	一部負担金			
	:施設	2, 900円	_	_
	: 集団	900円	900円	900円
(5)	予定人員			
	: 施設	6,350人	_	_
(곡	₹18):集団	5,300人	450人	210人

(2) 子宮がん検診事業

	と) 于呂かん		15.7	
	区分	相模原市	城山町	藤野町
1	対象者	20歳以上	20歳以上	20歳以上
2	実施場所			
	:施設	市・郡医師会加入の協力医	郡医師会加入の郡内及び町	郡医師会加入の郡内及び町
		療機関	内協力医療機関(2施設)	内協力医療機関
	:集団	市内公共施設	保健福祉センター	町内公共施設
		(検診車)	(検診車)	(検診車)
3	実施時期			
	:施設	通年	10~12月	10月1日~12月18日
	: 集団	通年(年57回)	年4回(5,6,9,10月)	年2回(5月、6月)
4	一部負担金			
	:施設	頚部 1,700円	頚部 1,700円	頚部 1,700円
		頚部+体部2,200円	頚部+体部2,500円	頚部+体部 2,500 円
	:集団	頚部 600円	頚部 600円	頚部 600 円
(5)	予定人員			
	:施設	12,196人	100人	43人
(2	平18):集団	5,500人	320人	161人

(3) 乳がん検診事業

	区分	相模原市	城山町	藤野町
1	対象者	3 0 歳以上	エコー 30歳以上	40 歳以上、平成 17 年度
		(30~39歳は視触診の	マンモ 40歳以上	中に偶数年齢になる人
		み)		
2	実施場所			
	:施設	市・郡医師会加入の協力	郡医師会加入の郡内及び	郡医師会加入の郡内及び
		医療機関及びメディカルセンター	町内協力医療機関(1施	町内協力医療機関
			設)	
	:集団	市内公共施設	保健福祉センター	町内公共施設
		(検診車)	(検診車)	(検診車)
3	実施時期			
	:施設	·	9月	9月
	:集団	通年(年57回)	エコー年4回(5,6,9,10	年2回(5月、6月)
			月)	
	+ n ← ↓□ ∧		マンモ年3回(5,6,9月)	
4	一部負担金	扫触数光粒		10 告/15 0 0 0 0 0 円
	:他設	視触診単独 700円視触診+マンモグラフィー	マンモ 2,000円	40 歳代 2,000円 50 歳代 1,500円
		2,000円		50 成八 1,500円
	・隹田	2,000日 視触診単独 400円	マンチ 1 500円	40 歳代 1,500円
	. 未四	視触診+マンモグラフィー		
		2,000円		マンモグラフィーは 40 歳
		2, 00011		代は二方向、50 歳以上は
				一方向
(5)	予定人員			~ · · · ·
	:施設	10,350人	マンモ 50人	11人
(]	718):集団	5,300人		7 5 人
			エコー 320人	

(4)肺がん検診事業

	区分	相模原市	城山町	藤野町
1	対象者	40歳以上	4 0 歳以上	40歳以上
2	実施場所	市・郡医師会加入の協力	_	_
	. 旭改	医療機関		
	:集団	市内公共施設	保健福祉センター	町内公共施設
<u></u>	中长吐物	(検診車)	(検診車)	(検診車)
3	実施時期 : 施設	通年	_	_
		通年(年57回)	年 5 回(5,6,7,9, 10 月)	年2回(5月、6月)
4	一部負担金			
	:施設	X線(50歳以上) 800円	_	_
		X線+喀痰(40歳以上) 1,700円		
	:集団		X線 200円	X線 200 円
		X線+喀痰 700円	喀痰 500円	X線+喀痰 700 円
⑤	予定人員			
	: 施設	9,450人	_	_
(平	18) : 集団	5,500人	肺がん300人	
			喀痰 50人	

(5) 大陽がん桧診事業

_ (;	<u>(5)大腸がん</u> 梗診事業				
	区分	相模原市	城山町	藤野町	
1	対象者	40歳以上	40歳以上	40歳以上	
2	実施場所 : 施設	市・郡医師会加入の協力医	-	-	
	:集団	療機関 市内公共施設 (検診車)	保健福祉センター (検診車)	町内公共施設 (検診車)	
3	実施時期 :施設 :集団	通年 通年(年 5 7 回)	— 年 5 回(5,6,7,9,10 月)	— 年2回(5月、6月)	
4	一部負担金 :施設	500円 (基本健康診査と併 せて受診の場合のみ実施)		-	
	: 集団	500円	500円	500円	
⑤ (<u>s</u>	予定人員 : 施設 [18] : 集団		- 500人	- 250人	

4 乳幼児健康診査事業

(1) 4か月児健康診査

	区分	相模原市	城山町	藤野町
1	対象者	4か月児(医科)	4か月児(医科)	4か月児(医科)
2	実施方法	集団(市内5会場)	集団(町内1会場)	集団(町内1会場)
3	実施時期	7回/月	1回/2か月 年6回	1回/2か月
4	予定人員 (平18)	6,000人	約200人	60人

(2) 8か月児健康診査

	区分	相模原市	城山町	藤野町
1	対象者	8か月児(医科)	10か月児(医科)	9か月児(医科)
2	実施方法	個別(協力医療機関)	集団(町内1会場)	集団(町内1会場)
3	実施時期	通年	1回/2か月 年6回	1回/2か月
4	予定人員 (平 1 8)	6,000人	約200人	60人

(3) 1歳児健康診査

	区分	相模原市	城山町	藤野町
1	対象者	1歳児(医科)		
2	実施方法	個別(協力医療機製)	_	
3	実施時期	通年	_ _	_
4 3	予定人員 (平 1 8)	6,000人		

(4)1歳6か月児健康診査

	(1) 1 加 (2) /1/2 佐水砂豆			
	区分	相模原市	城山町	藤野町
1	対象者	1歳6か月児	1歳6か月児(6~7か月	1歳6か月(6~7か月
			児)	児)
2	実施方法、			
	実施時期			
	: 医科	個別(協力医療機関)	集団(町内1会場)	集団 (町内1会場)
		通年	1回/2か月	1回/2か月
	: 歯科	集団(市内5会場)	集団(町内1会場)	集団(町内1会場)
		5~6回/月	1回/2か月	1回/2か月
3	予定人員			
	: 医科	6,000人	約200人	70人
(2	平18) : 歯科	6,000人	約200人	70人

(5) 2歳6か月児歯科健康診査

	区分	相模原市	城山町	藤野町
1	対象者	2歳6か月児	2歳児、2歳6か月児	2歳尺、2歳6か月児
2	実施方法	集団(市内5会場)	集団(町内1会場)	集団(町内1会場)
3	実施時期	5~6回/月	1 回/2 か月	1 回/2 か月
4	予定人員 (平18)	6,000人		2歳児: 70人 2歳6か月児:65人

(6) 3歳6か月児健康診査

	(0) 0 版 0 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7				
	区分	相模原市	城山町	藤野町	
1	対象者	3歳6か月児(医科、歯科、	3歳児(医科、歯科)	3歳児(医科、歯科)	
		視聴覚)	3歳10か月(歯科、視聴	3歳6か月(視聴覚)	
			覚)		
2	実施方法	集団(市内5会場)	集団(町内1会場)	集団 (町内1会場)	
3	実施時期	6~7回/月	1回/2か月 6回/年	医科・歯科 6 回/年	
				視聴覚 3回/年	
4	予定人員	6,000人	各約200人	各65人	
	(平18)				

5 妊産婦新生児訪問指導事業

	区分	相模原市	城山町	藤野町
1	対象者	訪問指導を必要と認める	訪問指導を必要とする妊	訪問指導を必要とする妊
		第1子の新生児及び妊産	婦及び新生児と産婦の全	婦及び新生児と産婦の全
		婦	数	数
2	実施内容	日常生活指導、相談	・親子の健康状態の観察	・親子の健康状態の観察
		・疾病の早期発見	・育児環境、療育環境の	・ 育児環境、療育環境の
		・新生児の発育、栄養状	把握	把握
		態及び生活環境に関する	・育児相談	・育児相談
		指導		
3	訪問人数	2, 500人	400人	122人
	(平18)	(推計)	(推計)	

6 結核定期健康診断·予防接種事業

	区分	相模原市	城山町	藤野町
1	定期健康診 断の実施回 数 (平18)		5回	2回
2	実施方法	集団健診	集団健診	集団健診
3	定期健康 診断の受 診予定者 数 (平18)		300人	200人
1		延べ8 5会場 (ウエルネスさがみはら 他 5会場)	延べ12会場 (町保健福祉センター)	1会場(町役場)
2	(平18) 実施方法	集団予防接種 (一部個別)	集団予防接種	集団予防接種(平成17年 度より個別予防接種)
0	乳児に対す るBCG接種 の接種予定者 数 (平18)		BCG 200人	ツ反 78人 BCG 75人 (平16)

7 集団予防接種事業(ポリオ)

	71 L H 71	11 T T T T T T T T T T T T T T T T T T		
	区分	相模原市	城山町	藤野町
1	実施時期	年2回 (4月、10月)	年2回(4、10月)	年2回 (4月、10月)
2	予定人数	13,510人	440人	130人
	(平18)			
3	実施会場	2 1 会場	1 会場	1会場
		(延べ90会場)	(延べ6会場)	(延べ4会場)

8 個別予防接種事業

(1) 乳幼児等予防接種事業(三種混合、二種混合、麻しん、風しん及び日本脳炎)

	区分	相模原市	城山町	藤野町
1	実施時期	通年	通年	通年
2	予定人数 (平18)	約45,950人	1,810人	893人
3	実施会場	協力医療機関	協力医療機関	協力医療機関
4	協力医療 機関数	1 4 5 施設	8施設	3施設
4 5	助 成 金 制 度 (平 1 6)	有(113件)	有(3件)	有(3人)

(2)高齢者インフルエンザ

	区分	相模原市	城山町	藤野町
1	実施時期	10月初旬から12月31日	10月1日から12月31日	10月1日から2月28日
2	予定人数 (平 1 8)	約48,200人	1,300人	950人
3	実施会場	協力医療機関	協力医療機関	郡内協力医療機関
4	協 力 医 療 機関数	286施設	2 4 施設	24施設
5	自己負担 金	1,000円	1,000円	1,000円
6		生活保護世帯及び市民税非課税世帯に属する人	生活保護世帯及び町民税非課税世帯に属する人	生活保護世帯及び町民税非課税世帯に属する人

9 健康度評価事業

(1)生活習慣病予防

	区分	相模原市	城山町	藤野町
1	対象者	基本健康診査の結果、 ・保健師要指導の指示のあった者 ・異常なし(40、50歳)、 要指導(40、45、50、55、 60歳)のうち送付不可の者 以外	詳細は検討中	該当なし
2	実施方法	生活習慣質問票(A)を実施。生活習慣アドバイス票、おすすめ事業案内、リーフレットを送付。ただし、保健師要指導の指示のあった者に関しては、面接等で返却		
3	対象人数 (平18)	3,000人		

(2)生活機能低下予防

	区分	相模原市	城山町	藤野町
1	対象者	当該年度70歳以上の市民	該当なし	該当なし
		全員に生活習慣問診票を		
		送付し、返送された内容		
		を評価し、要介護状態に		
		移行するリスクが高いと		
		判定された者		
2	実施方法	質問紙返送者に対し、		
		生活機能低下アセスメン		
		ト結果票、おすすめ事業		
		案内、アドバイス票を送		
		付する。ランクC(ハイ		
		リスク群)に対しては保		
		健師等が電話や訪問等で		
		積極的に保健指導・事業		
		参加勧奨を行う。		
	マウー料	%		
3		約3,500人		
	(平18)			

協議第26号

使用料、手数料の取扱いについて

使用料、手数料の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出

相模原市・城山町合併協議会会長 小川 勇夫

- 1 施設等の使用料については、原則として現行のまま新市に引き継ぐ。
- 2 道路、河川等の占用料については、原則として相模原市の制度に統合する。
- 3 手数料については、原則として相模原市の制度に統合する。

使用料、手数料の取扱いの考え方について

1 施設等の使用料の取扱いの考え方

施設等の使用料は、施設利用の対価であり、施設の内容及び建設年度などにより、施設 ごとに料金の格差があっても差し支えがなく、また、これまでの各市町の使用料に対する 考え方や経緯を踏まえ、原則として現行どおりとする。

しかしながら、行政財産の目的外使用料など新市としての一体性の確保や負担の適正化の観点から合併時に統一した方が望ましいと考えられるものについては、相模原市の制度に統合する方向で調整を図る。

2 占用料の取扱いの考え方

道路や河川の占用料は、使用料の一種であるが、他の使用料と異なり施設の内容や建設 年度などにより料金の格差を設けることは合理的でなく、むしろ新市としての一体性を保 つことが望ましいと考えられるため、相模原市の制度に統合する方向で調整を図る。

3 手数料の取扱いの考え方

手数料は、特定のものに提供する役務の対価として徴収するものであり、同一のサービスに対する料金は、同一であることが基本である。

手数料については、原則として相模原市の制度に統合する方向で調整を図る。

使用料等の現況比較と相模原市・城山町合併協議会の調整の具体的方針

参 考

1 施設等一覧

	- 545		/ ID101#Wm* >	1-4-1	35 M2 m7	**************************************
施設区分	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町	調整の具体的方針
文化施設 (公共ホール)	相模原市民会館 相模原市文化会館 杜のホールはしもと 相模原南市民ホール					現行のまま新市に引き継ぐ。
男女共同参画施設	男女共同参画推進センター					現行のまま新市に引き継ぐ。
福祉施設	児子では、 現立に、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	委託にて実施 津久井老人福祉センター 津久井地域福祉センター 津久井町障害者地域作	学童クラブ (1館) 委託にて実施 相模湖老人福祉センター さがみ湖リフレッシュ センター	児童センター (1館) 児童クラブ (1館) 障害者地域作業所つく しの家 保健福祉センター	学童クラブ(2館) 委託にて実施 佐野川デイサービスセンター 佐野川児童館 青少年広場 グラウンド、夜間 照明施設	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、児童(学童)クラブの育 成料については合併時に統合す る。 地域作業所のディサービス料金に ついては、整理を行い新市に引き 継ぐ。
健康文化施設	市民健康文化センター 北市民健康文化センター					現行のまま新市に引き継ぐ。
コミュニティ 施設	ふれあい広場 (35 箇 所)	地域センター(8箇所)			藤野中央町民センター	現行のまま新市に引き継ぐ。

施設区分	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町	調整の具体的方針
環境施設	市営斎場 柴胡が原霊園 峰山霊園 環境情報センター			城山自然の家		現行のまま新市に引き継ぐ。
商工施設	産業会館					現行のまま新市に引き継ぐ。
観光施設	たてしな自然の村 相模川自然の村「清流の 里」 相模の大凧センター 相模川ふれあい科学館	1- 11	相模湖記念館 小原の郷			現行のまま新市に引き継ぐ。
勤労者施設	勤労者総合福祉センター					現行のまま新市に引き継ぐ。
公園施設	都市公園(448箇所) 相模原麻溝公園ポニー 乗馬場		都市公園「相模湖林間 公園」 相模湖林間公園会議 室、放送設備			現行のまま新市に引き継ぐ。
駐輪場	有料自転車駐車場(15 箇所) 無料自転車駐車場(9箇 所		相模湖ふれあいパーク	無料自転車駐車場(1箇 所)	有料自転車駐車場 (3箇 所)	現行のまま新市に引き継ぐ。
駐車場	自動車駐車場(4箇 所)		相模湖ふれあいパーク			現行のまま新市に引き継ぐ。
住宅	市営住宅 ※建設に係る公営住宅 (20箇所) ※借上げに係る公営住 宅 (14箇所) ※特定公共賃貸住宅 (1箇所)	※建設に係る公営住 宅(18箇所)	市営住宅 ※建設に係る公営住 宅(7箇所)	町営住宅 ※建設に係る公営住 宅 (4箇所)	町営住宅 ※建設に係る公営住 宅 (6箇所)	現行のまま新市に引き継ぐ。

施設区分	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町	調整の具体的方針
学校教育施設	相模川自然の村野外体 験教室 学校屋外運動場照明設備(17箇所) 学校屋外運動場 (82箇所) 学校屋内運動場 (82箇所)	(12箇所) 学校屋内運動場 (12箇所)	学校屋内運動場 (5箇所) 公立幼稚園(1園)	学校屋外運動場照明施設(1箇所) 学校屋外運動場 (6箇所) 学校屋内運動場 (6箇所) 公立幼稚園(1園)	小・中学校屋外運動場 (8箇所) 小・中学校屋内運動場 (7箇所) 公立幼稚園 (1園)	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、公立幼稚園については、 合併後の新市において均衡が図れ るよう必要な調整を行う。
生涯学習施設	総合学習センター 図書館(3館) 視聴覚ライブラリー 公民館(23館) 博物館 相模原市民ギャラリー 青少年学習センター 古民家園	伴 八卅卿工資料至	公民館(2館) 小原宿本陣	公民館(1館)	図書室 公民館(4館) 郷土資料館「ふじや」 藤野町スポーツ広場管 理棟 牧郷クラブハウス	現行のまま新市に引き継ぐ。
スポーツ施設	古泳横野和 大小	※多目的グラウンド、ゲートボール場、和室、会議室 青野原グラウンド	軟式野球場 与瀬グラウンド 内郷グラウンド	ート、こだまプール	※陸上競技場、野球場、テニスコート、ゲートボールコート、クライミングボード、を間照明施設は運動場がでしたボールコートを手手イベント・パーク	現行のまま新市に引き継ぐ。
体育館	総合体育館 北総合体育館 けやき体育館(障害者 専用) 相模原市体育館				牧郷体育館	現行のまま新市に引き継ぐ。

施設区分	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町	調整の具体的方針
水泳場	総合水泳場					現行のまま新市に引き継ぐ。
産業施設		農林業施設(1施設)	農林業施設(4施設)	集落集会施設(2施設)	生活改善センター(12施設) 集会施設ほか(12施設) 農村環境改善センター	現行のまま新市に引き継ぐ。
財産管理	行政財産目的外使用料	行政財産目的外使用料	行政財産目的外使用料	行政財産目的外使用料	行政財産目的外使用料	合併後速やかに相模原市の制度に 統合する。 ただし、電柱等に係る土地使用料 については合併後3年間で段階的 に相模原市の制度に統合する。
占用料	排水施設等占用料(下水道) 河川占用料 水路占用料 水路占用料 公園占用料 道路占用料	排水施設等占用料(下水道) 水路占用料 公園占用料 道路占用料	排水施設等占用料(下水道) 公園占用料 道路占用料	排水施設等占用料(下水道) 水路占用料 公園占用料 道路占用料	排水施設等占用料(下水道) 水路占用料 道路占用料	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、道路占用料・水路占用料 (電柱等に係るもの)については 合併後3年間で段階的に相模原市 の制度に統合する。
公共下水道等	公共下水道使用料	公共下水道使用料水道使用料	公共下水道使用料	公共下水道使用料	公共下水道使用料 水道使用料 農業集落排水施設使用 料	公共下水道使用料の取扱いについては、原則として合併時に相模原市の制度に統合する。なお、新市において改定時期及び減免規定の見直しを行う。 水道使用料については、現行のまま新市に引き継ぐ。
温泉施設		いやしの湯 ・温泉施設使用料 ・貸切休憩室使用料			やまなみ温泉 ・浴場使用料 ・特別室使用料	現行のまま新市に引き継ぐ。

2 使用料等一覧 *記載されている施設の使用料は条例上の金額であり、利用料金制度が導入されている施設については、実際の金額と異なる場合がある。

7	相模原下	ħ	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	
1模原市民会館					
区分		1日			
		(9 時~22 時)			
本 平日		86,000円			
ル 土曜日・日曜日・	・休日	113,000円			
第1大会議室		13,600円			
第1中会議室		4,500円			
第2大会議室		6,800円			
第2中会議室		4,500円			
第2小会議室		2,300円			
第3小会議室		1,800円			
会 講習室 第3中会議室		3,600円			
		4,000円			
第4小会議室		1,300円			
第 5 小会議室		800円			
第6小会議室		800円			
あじさいの間		17, 200 円			
けやきの間 ひばりの間		8,900円			
	ŧ	0, 100 🖪			
区分	=	1日			
四月					
		(9時~22時)			
大ホー 客席数 1,79	90 平日	215,000円			
ル 席の場合	土曜日	284,000円			
	日曜日	·			
	休日				
客席数1,24	40 平日	149,000円			
席の場合	土曜日	197,000円			
	日曜日				
	休日				
7		07.000			
多目的ホール	平日	27,000円			
	土曜日	36, 100円			
	日曜日				
	休日				

施設 区分	藤野町
文化施設 [公共ホール]	

相模原市		(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町
杜のホールはしも。	۷			
利用区分	1日			
施設	(9時~22時)			
ホール 平日	80,000円			
土曜日	107,000円			
日曜日				
休日				
多目的平日	18,000円			
室 土曜日	24,000円			
日曜日				
休日				
練習室1	3,400円			
練習室2	5, 500 円			
練習室3	3,400円			
音楽スタジオ	5,500円			
セミナールーム1	2,800円			
セミナールーム2	4,600円			
相模原南市民ホールホール利用料金	IL .			
区分	1日 9時~22時			
平日	28, 000 円			
土曜日・日曜日・休日	38, 000 円			
日				

施設 区分	藤野町
文化施設 [公共ホール]	

男女共同参画施設 室セームセームセームセーム(房セーム(房) (房) (房) (房) (房) (房) (房) (房) (房) (房)	(9時から 13時から 12時まで) 17時まで) 22時まで) 22時まで) 22時まで) 22時まで) 3,700円 5,100円 5,600円 14,400円 1,700円 2,400円 2,600円 700円 900円 1,000円 2,600円 700円 900円 1,000円 2,600円 2,700円 3,700円 4,100円 10,500円 900円 1,300円 1,400円 3,600円 円前 (9時から12 (13時から17 (18時から22 時まで) ル 各区分ごとに 1人 200円 (小学生以上の者)		

施設 区分	藤野町
男女共同参画施設	

施設 区分	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町
	児童館(25館) 無料 こどもセンター(19館) 無料 児童クラブ(55館) 児童1人につき月額5.300円とする。 老人福祉センター(2館) 無料 南大野老人いこいの家 無料 新機ふれあいセンター 施設 利用単位 利用料金 浴室 1回 大人 200円 小人 100円 陶芸窯室	学童クラブ (3館) 児童1人につき月額8,000円とする。 老人福祉センター (文化福祉会館内に併設 1館) 無料 津久井地域福祉センター 無料	学童クラブ (1館) 児童 1人につき月額8.500円とする。 老人福祉センター (1館) 無料 さがみ湖リフレッシュセンター ************************************	児童センター(1館) 無料 児童クラブ(児童センターに併設 1館) 児童1人につき月額4,300円とする。
福祉施設	大広間 時) 1,000円 時) 2,800円 交流広場 1日(9時~22時) 2,800円 9,300円 11日(9時~22時) 5,000円 131m ² 2,300円 2,000円 3前者デイサービスセンター(3館) 介護保険法の規定により算定した額 高齢者介護支援センター(2館) 無料		ルーム 1 1.000円 1.000円 3.000円 3.000円 おける 使用料 の金額 に、そ の金額 に、そ の金額 に、そ の金額 変生 3.000円 3.000円 6.000円 を	
	療育センター「陽光園」療育相談施設無料ただし、児童デイサービスについては障害者自立支援法の規定により算定した額知的障害児通園施設無料肢体不自由児通園施設無料知的障害者通所更生施設知的障害者福祉法の規定により算定した額	障害者地域作業所 無料 津久井保健センター 無料		障害者地域作業所つくしの家 無料ただし、ディサービスについては、 障害者自立支援法の規定により、 算出した額

学童クラブ (2館) 児童1人につき月額10,000円とする。 福 祉 施 設

施設 区分	相模原市	(津久井町)	(相模湖町)		城L	山町	
	障害者支援センター「松が丘園」 知的障害者通所授産施設 知的障害者福祉法の規定により算定した額 身体障害者福祉法の規定により算定した額 上九沢身体障害者ぞイサービスセンター 障害者自立支援法の規定により算定した額 市民福祉会館「あじさい会館」 利用単位 (時間) (17時~21時) (18時~22時)			保健福祉 - 【研修室】	センター 9時~12時	13 時 ~ 17	17 時 30 分
	施設区分					時	~ 21 時 30 分
	第3条第1項 大和室 4,000円 第1号の施設 第1和室 1,500円 1,500円			町内在住町内在住同	2,300円	3, 100円	5, 200円
	第3条第1項 第2号の施設 第2号の施設			その他	5, 400円	7, 200円	7, 200円
	第3条第1項 第3号の施設 第3号の施設			【和至】	9時~12時	13 時 ~ 17 時	17時30分~21時30分
福	利用単位 午前 午後 夜間 全日 (時間) (9時 (13時 (18時 (9時			町内在住 町内在住同 伴	無料1,800円	無 料 2.400円	無 料 2.400円
祉	施設区分 ~12時) ~17時) ~22時) ~22時) 第3 木 平日 5,000円 10,000 13,000 28,000			その他	2.500円	3,300円	3,300円
施	条第一 円 円 円					全	日
設	1項 ル 土曜日 8,000円 13,000 17,000 38,000			町内在住		1人1回	200円
	第5 日曜日 円 円 円			【A会議室】	1		2001,
	施設 第1展示室 2,400円 3,400円 3,700円 9,500円				9時~12時	13 時 ~ 17 時	17時30分~21時30分
	第2展示室 1,600円 2,100円 2,400円 6,100円			町内在住	無料	無料	無米斗
	講習室 1,000円 1,400円 1,500円 3,900円 研修室 900円 1,200円 1,400円 3,500円			町内在住同伴	1,000円	1,400円	1,400円
				その他	1,500円	2, 100円	2.100円
	あじさい会館南分室			【B会議室	1		
	利用単位 夜間 (時間) (17時~21時) (18時~22時)				9時~12時	13 時 ~ 17 時	~ 21 時 30
	施設区分			町内在住	無料	無料	無料
	第3条第2項 高齢者 1,800円 1,800円 第1号の施設 交流室			町内在住同	無 科 800円	1,000円	1,000円
	第3条第2項第 2号の施設 ルーム 1,000円 1,000円			伴その他	1, 200円	1,500円	1,500円

施設 区分	藤野町
福祉施設	

下民機能文化センター		相模原市		(津久井町)	(相模湖町)	城山町
1日 (9時30分~20時) 大人 1,580円	市民健康	文化センター				
小人 790円	施設	利用単位	金額			
語	プール	1日(9時30分~20時)	大人 1,580円			
************************************			小人 790円			
勝) 10 (9時~22時) 3,100円 約 会全面 6,100円 議室 10 (9時~22時) 1,500円 講習室 10 (9時~22時) 2,000円 北市民健康文化センター 施設 利用単位 金額 ブール 10 (9時30分~20時) 大人 2,100円 小人 1,050円 小人 100円 浴室 1回 (10時30分 大人 200円 ~ 16 小人 100円 時 2,000円 多 目 1/2 1日 (9時~22時) 2,000円 議室 3,900円	浴室	1回(10時30分	大人 200円			
多 目 1/2 的 会 全面 1日 (9時~22時) 3,100円 議室 1日 (9時~22時) 1,500円 北市民健康文化センター 金額 施設 利用単位 大人 2,100円 ブール 1日 (9時30分~20時) 大人 2,00円 浴室 1回 (10時30分 大人 200円 市) 小人 100円 時) 2,000円 3,900円			小人 100円			
的会議室 6,100円 茶室 1日(9時~22時) 1,500円 北市民健康文化センター 施設 利用単位 金額 ブール 1日(9時30分~20時) 大人 2,100円 /浴室 1回 (10時30分 大人 200円 トカー 小人 100円 時) 2,000円 多目 1/2 1日(9時~22時) 2,000円 的会全面 3,900円		時)				
議室 1日(9時~22時) 1,500円 講習室 1日(9時~22時) 2,000円 北市民健康文化センター 施設 利用単位 金額 ブール 1日(9時30分~20時) 大人 2,100円 小人 1,050円 浴室 1回 (10時30分 大人 200円 ~16 小人 100円 時) 5 目 1/2 1日(9時~22時) 2,000円 的 会 全面 3,900円			3,100円			
※室 1日(9時~22時) 1,500円 北市民健康文化センター 施設 利用単位 金額 ブール 1日(9時30分~20時) 大人 2,100円 小人 1,050円 小人 200円 浴室 1回(10時30分 大人 200円 6時) 小人 100円 8 目 1/2 1日(9時~22時) 2,000円 6 会面 3,900円	的会全面	面	6,100円			
講習室 1日 (9時~22時) 2,000円 北市民健康文化センター 施設 利用単位 金額 プール 1日 (9時30分~20時) 大人 2,100円 小人 1,050円 小人 1,050円 浴室 1回 (10時30分 大人 200円 ~ 16 小人 100円 時) 2,000円 的会報室 2,000円 3,900円						
北市民健康文化センター 施設 利用単位 金額 プール 1日 (9時30分~20時) 大人 2,100円 小人 1,050円 小人 100円 浴室 1回 (10時30分 大人 200円 6時) 小人 100円 9 目 1/2 日 (9時~22時) 2,000円 的 会 全面 議室 3,900円						
施設 利用単位 金額 プール 1日(9時30分~20時) 大人 2,100円			2,000円			
プール 1日 (9時30分~20時) 大人 2,100円 小人 1,050円 小人 200円 浴室 1回 (10時30分 大人 200円 ~ 16 小人 100円 時) 小人 100円 多 目 1/2 1日 (9時~22時) 2,000円 的 会 議室 3,900円			全 類			
分別 小人 1,050円 浴室 10 (10時30分						
浴室 1回 (10時30分 ~ 16 大人 200円 ~ 10円 6	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	111 (34,30)				
C 16 小人 100円 多目 1/2 的 会 会面 議室 10(9時~22時) 2,000円 3,900円	※ 中	1E (100±004)				
時) 1 多目 1/2 的 会 全面 10(9時~22時) 2,000円 3,900円	沿至					
多 目 1/2			小人 100円			
的 会 議室 3,900円	多 目 1 /		2.000円			
議室						
講習室 1日 (9時~22時) 3,900円	議室		, , ,			
	講習室	1日(9時~22時)	3,900円			

施設 区分	藤野町
健康文化施設	

施設 区分	相模原市		(旧津久	久井町)		(旧相模湖町)	城山町
	ふれあい広場(35箇所) 無料	地域セン	ター(8 箇所)					
	- 334 0 63 0 · AC 7 m (C C 回 万)				使 用	月 料			
		名称	施設区分	午前	午後	夜間	全日		
		1219	ルビスピン	(9:00~		(18:00~	(9:00~		
				12:00)	17:00)	22:00)	22:00)		
		市立三井地域センター	和室(大)	520円					
		市立小網地		520円		520円	2,100円		
		域センター	会議室	310円					
			和室	520円					
		市立津久井		520円					
		中央地域ゼ	和室	310円		520円			
		ター 市立串川地			4201	520 F]	1,050		
		域センター	ル 多日的小-	2,100円	3, 150円	5, 250円	9,450円		
			会議室	310円	420円	520円	1,050円		
_			和室(A)	520円	730円	1,050円	2,100円		
			和室(B)	310円	420円	520円	1,050円		
=			調理室	1,050円					
ュ		市立串川で	多目的室	520円					
=		がし地域を		310円					
		++0=	視聴覚室	310円			1,050円		
テ		市立鳥屋地域センター	会議室	2,100円			9,450円		
イ +ケ			(1)	310円	420円	520円	1,050円		
施設			会議室 (2)	310円		520円			
叹			和室	520円					
		市立青根地域センター		520円					
		29,07	和室(1)	310円		520円 520円			
			集会室	520円					
			未五王	320[]	1 10011	1,00011	2, 100 1		
		名称	施設区分		使 用-前	夜			
				(9:00~	~12 : 00)	(18:00~			
		市立西青山地域センター			310円		520円		
			和室(B)		310円		520円		
		名称	施設区分	使用単位	利用	者区分	使用料		
		市立西青山地域センター		10	大人		200円		

施設 区分		藤里	野町	
	中央町民セン	ンター		
	区分	区分	4 時間以内	1 時間 増す毎に
	1階	多目的ホール	2,060円	410円
	1階	栄養指導室	2,060円	410円
	1階	会議室	1,030円	200円
	2階	集会室	2,060円	410円
	2階	教養娯楽室	1,540円	300円
コミュニティ施設				

施設 区分	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町
	市営斎場			城山自然の家 無料
	区分 単位 使用料			
	市内住民等に 係るもの 係るもの			
	火 12歳以上であっ 1体 無料 45,000円 葬 た者の死体			
	炉 12歳未満であっ 1体 た者の死体(死 胎を除く。) 無料 30,000円			
	死胎 1胎 無料 18,000円			
	改葬 1件 無料 18,000円			
	身体の一部 1件 無料 18,000円			
	大 通夜 1回 25,000円 37,500円 式 告別式 1回 25,000円 27,500円			
	5 告別式 1回 25,000円 37,500円 小 通夜 1回 20,000円 30,000円			
	式 告別式 1回			
	場 20,00011 30,00011			
理	霊安室 1体24 時間 3,000円 5,000円			
環境	柴胡が原霊園 種別 墓所使用料 管理料 単位 金額 単位 金額			
施設	普通墓 1 平方メ 所 ートルに 96,000円 ートル、1 500円 つき 年につき			
収	峰山霊園			
	種別 面積 墓所使用料 管理料 単位 金額 単位 金額			
	普通 4平方 1区画 606,000 1区画、1 6,500			
	ル			
	2.5 平 I 区間 方メー につき 445,000 トル 円 き 4,500			
	芝生 4平方 1区画 場所 メート につき ル 円 1区画、1 年につ ウ 円			
	2.5 平 1 区画 方メー につき 445,000 年につ 4,500			
	墓石 2.5 平 1区画、 付芝 方メー 10年に 189.000 年につ 4.500			
	生 墓 トル つき 円 き 円 所			

施設 区分	藤野町
環境施設	

施設 区分			相模原	市		(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町
	環境情	報センタ	· 一 使用	制				
	区分	午前 (9時~ 12時)	午後 (13時~ 17時)	夜間 (18時~ 22時)	全日 (9時~ 22時)			
	学習室	1, 200円	1,600円	1,600円				
	活動室	1,000円	1,300円	1,300円	3,600円			
環境施設								

施設 区分	藤野町
環境施設	

施設 区分
6工施設

施設 区分		相模原市		(旧津久井町)			(IB	l相模湖町)	城山町	
	たてしな自然	 きの村		鳥居原ふれあいの館				相模湖記念館	無料	
	施設	単位	使用料	施設	単位	利用料金	Ì	小原の郷	無料	
	キャビン	1棟1泊につき	7,500円	舞台	1時間につき		1,000円			
	キャビン(大 型)	1棟1泊につき	15,000円	研修・練習室	-		1,000円			
	テント	1張1泊につき	600円			半室	500円			
	相模川自然の	対「清流の里」		緑の休暇村						
	施設	単位	使用料	区分	1時間に		宿泊			
	客室(バスな	1室2人以上の利用 につき	大人 3,500円 小人 2,500円		午前9時~ 午後5時	午後5時~				
		1室1人の利用につ	大人 5,500円	A室	800円	900円 1人1	泊につき 6,000円			
観	客室(バス付	1室2人以上の利用 につき	大人 4,000円 小人 2,800円	B室	700円		生 4,000円 生未満			
光施	き)	1室1人の利用につ き	大人 6,000円	C室	500円	600円	2,000円			
設	大広間	1時間につき	1,000円	D室・E室	600円	700円				
1	会議室	1時間につき	350円							
	相模の大凧も	ソター		F室	400円	500円				
	位室名	利用単 (9	1日時~22時)	コテージ		1棟1	泊につき 25,000円			
	工作室		6, 100 円							
	相模川ふれる	大人 大人	小人							
	個人	300円								
	団体(20人以	1人につき 240円	1人につき 80 円							

施設 区分
観光施設

施設 区分	相模原市	(旧津久井町)				(旧相模湖町)	城山町				
		青野原道	志川の家								
		施設	単位	利用料金							
				大人	3,400円						
			個人	小学生	2,800円						
		宿泊室		幼児	1, 100円						
				大人	3,000円						
			団体	小学生	2,400円						
		-44.14	4=+ 55.	幼児	800円						
			1時間につき		900円						
			1時間につき		600円						
			テント1張り1日 につき	円	1, 100						
		広場	A面1時間につき	円	700						
組			B面 1 時間につき	円	500						
観光施設											

施設 区分
観光施設

施設 区分	藤野町
勤労者施設	

施設 区分		相模原市		(1	日津久井町)		(旧相模湖町)		ţ	成山町	
	都市公園(44 ※公園施設の設置		地の使用料	都市公園「総合運動公園」 ※公園施設の設置許可による土地の使用料			都市公園「林間総合公園」 ※公園施設の設置許可による土地	都市公園(28箇所) ※公園施設の設置許可による土地の使用料			
	公園施設の種類	単位	金額	公園施設の種類	単位	金額	公園施設の種類単位	金額	公園施設の種類	単位	金額
	施設の種類を問わ ず	1平方メートル につき1年	500円	施設の種類を問わず	1平方メートルにつき1 年	300円	施設の種類を問わ1平方メートル	20円	施設の種類を問わ13	平方メートル :つき1年	140円
	※公園施設の管理	里許可による施	設の使用料	※公園施設の管理	[→] 許可による施設の使	i EEI #61.	ず につき1月	- th - de	※公園施設の管理	件可による施制	との使用料
	公園施設の種類	単位	金額	公園施設の種類	単位	金額	※公園施設の管理許可による施設		公園施設の種類	単位	金額
	施設の種類を問わず	1平方メートル につき1年	500円		1平方メートルにつき1	800円	公園施設の種類 単位 施設の種類を問わ 1 平方メートル	金額		つき1年	140円
	※行為の許可に。	よる使用料			月		ず につき1月	40円	※行為の許可による		
	行為の種類	単位	金額	※行為の許可によ	:る使用料		※行為の許可による使用料		行為の種類	単位	金額
	露店その他これに 類するもの	1平方メートルに つき1日	220円	行為の種類	単位	金額	行為の種類単位	金額	露店その他これに 1 類するもの つ	平方メートルに き1日	140円
	行商その他これに 類するもの	1日につき	370円	露店商その他これに 類するもの	1平方メートルにつき1 日	500円	業として行う物品 の販売 1日につき	1,050円	行商その他これに 類するもの	ヨにつき	210円
公	業として行う写真	写真機1台につき 日	750円	行商その他これに類 するもの	1日につき	500円	業として行う映画 の撮影又は興業	5, 250円	業として行う写真写 撮影 日		500円
園施	業として行う映画撮影	1日につき	7,500円	業として行う写真撮 影	写真機1台につき1日	500円	業として行う写真 撮影会	5, 250円	撮影	ヨにつき	4,200円
設	会費を徴収して行う写真撮影会	1日につき	3,700円	業として行う映画撮影	1日につき	5,000円	競技会その他これ 1 平方メートルに に類するもの つき1日	10円	う写真撮影会	目につき	1,400円
	興行、展示会、競技 会、集会その他これ	1平万メートル	屋外 7円	会費を徴収して行う写真撮影会	1日につき	5,000円	展示会、展覧会、集		「 覧会 集会その他 二	平方メートルに き1日	屋外 10円 屋内 10円
	らに類するもの 相模原麻溝公園7 有料公園施設の	プき1日	屋内 70円	興業、展示会、競技 会、集会、その他こ	1平方メートルにつき	10円	会 1平方メートルに その他これらに類 つき1日 するもの	10円	10312207 000		
	神	位 金	独	れに類するもの			林間総合公園会議室、放送設備				
	ポニー乗馬場 乗馬	5 1 0	100円				会 議 室 1時間につき	1,000円			
							放 送 設 備 1時間につき	100円			
$oxed{oxed}$											

施設 区分	藤野町
公園施設	

相模原市			相模原市 (旧津久井町) (旧相			莫湖町)		城山町
有料自転車駐! 自転車駐車場 ・ 橋本駅	車場 (15箇所 (11箇所) 3個所)			分丨	1台3月に		無料自転車駐車場(1箇所)
相模原駅矢部駅淵野辺駅	2 箇所 1 箇所 2 箇所			自	つき - g 2,500円	つき 7,000円	つき 12,000円	
区分	定期利用(月額)	車料 一時利用(日額)		転車	ž			
自転一般車学生	1,800円			4	1,500円	4,000円	7, 200円	
原動機付自転車	3,000円			原動機自転車	3,000円	8,000円	14, 400円	
・ 相模大野駅・ 橋本駅 ・ 相武台前駅	1 箇所							
		車料						
区分	定期利用(月額)	一時利用(日額)						
自転一般	1,500円	100円						
車学生	1,000円	100円						
原動機付自転車	2, 500円	200円						
路上等目転車。 - 橋本駅南口 - 相模大野駅 - 相模大野駅 - 相模大野駅	北口第 1 北口第 2 南口							
区分	時間 目転車	利 用 原動機付自転車						
橋本駅南口路」等自転車駐車場		原動機的自転車						
相模大野駅北口第1路上等自車 車駐車場 相模大野駅北口第2路上等自車 車駐車場	2時間経過後 2時間ごとに 100円	_						
相模大野駅南口路上等自転車馬車場		2時間経過後 10時間ごとに 200円						
注)連続して利用 を上限とする。	できる時間につい	ヽては、72時間						
	車場(9箇所)							

施設 区分	藤野町											
	藤野町役場分別藤野町自転車等											
	区:	分	定期利用(月額)	一時利用(日額)								
		— 般	1,500円	100円								
	自 転 車	学 生	1,000円	100円								
	原動機付自転車	— 般	2,500円	200円								
	自動二輪車	学 生	2,000円	200円								
	駅前自転車等駐車場											
			馬主 正	巨 料								
	区 :	分	定期利用(月	一時利用(日								
]		額)	額)								
	自 転 車	— 般	2,000円	100円								
		生生	1,800円	100円								
駐輪	原動機付自転車	般	3,000円	200円								
輪 場	自動二輪車	生生	2,800円	200円								
49												

施設 区分		相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町
駐車場	夜間料金 1 125cc を越え	(4箇所) 料金の額 0分までごとに150円 回1000円 1日1回500円		ふれあいパーク駐車場 年前8時から午後8時ま での利用 最初の1 最初の1時間 最初の1 時間につ を超える時間 30分までごと につき 100円 に た だ つ し、30分き 以内の利用の 場合無料	
住宅	公営住宅法 借上げに係る 公営住宅法 特定公共賃貸付	規則で定める算出方法に準じて算出した額を越えな	町営住宅 建設に係る公営住宅(18箇所) 公営住宅法施行令の規定により算出される額	町営住宅 建設に係る公営住宅(7箇所) 公営住宅法施行令の規定により算出される額	町営住宅 建設に係る公営住宅(4箇所) 公営住宅法施行令の規定により算出される額

施設 区分	藤野町
駐車場	
住宅	町営住宅 建設に係る公営住宅(6箇所) 公営住宅法施行令の規定により算出される額

施設 区分			相模原	市		(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町
区分	相模」	自然の本 区分 児童生徒 宿泊室 引率者 宿泊室	寸野外体験 : 単位 1室1泊につき 1室1泊につき	市内小中学校等無料無料	使用料 市内小中学 校等以外の もの 8,000円	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	坂山町
学校教育施設	り用 学 照 相校相相相校相相校相相校相相校相相校相 模 模模模 模模 模模 模模 模模 模模 模	半日 全日 一	る 字 校 学 ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑	無料無料	世界単位 位 (使用料 (分 に 900円			学校屋外運動場照明施設 (相模丘中学校) 使用料 使用料 2時間以内 2時間を超えるときは30分につきは30分につきない。 屋外運動場照明施設 10,300円 2,060円

施設 区分	藤野町
学校教育施設	

施設 区分

藤野町

小・中学校屋外運動場(8箇所) 小・中学校屋内運動場(7箇所) 無料

施設	料	金
	開閉費用	電気料等
藤野町立小・ 中学校屋内運 動場	一回につき 600円	2時間につき 400円

公立幼稚園 入園料 3,000円 保育料 12,000円(月額)

学校教育施設

* 入園料については、手数料として徴収している。

施設 区分	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町
生涯学習施設	#A合学習センター 区分	生涯学習センター 名譲堂等の使用料		

施設 区分

生涯学習施

設

藤野町

図書室 無料

公民館(4館)

施設名	施設区分	使用区分	午前 (8:30~正午)	午後 (1:00~5:00)	夜間 (6:00~ 10:00)
沢井公民館	会議室和室	町に在住の者 が使用すると き	1.030円	1.030円	1.540円
公民館	調理室	その他の者が 使用するとき	1.540円	1.540円	2.060円
	集会室	町に在住の者 が使用すると き	1.030円	1.030円	1.540円
		その他の者が 使用するとき	1.540円	1,540円	2,060円
佐野川公民館	調理室食堂	町に在住の者 が使用すると き	3.000円	3.000円	3,000円
公民館	及至	その他の者が 使用するとき	4. 500 円	4. 500 円	4.500円
	公民館広場	町に在住の者 が使用すると き	3.500円	3.500円	3.500円
	14.4例	その他の者が 使用するとき	5, 200円	5, 200円	5, 200円

備考 公民館広場の利用については、上野原市に住所を有する者は、町に在住の者の料金とす

中央公民館は中央町民センターの使用料、牧野公民館は農村環境改善センターの使用料 の規定による。

郷土資料館「ふじや」 無料

藤野スポーツ広場管理**棟** 牧郷クラブハウス

施設		*1	金	
加	開閉	電気料	等	
藤野町スポーツ広	1回につき	6000	2時間につき	4.0.0.
場管理棟	「回にうき	6 0 0 PJ	2時间にフラ	4 0 0 Fg
牧郷クラブハウス	1回につき	600円	2時間につき	400円

函数 区分	段 分 相模原市						(1	日津久	井町)		(旧相模湖町)				城山町					
	図書館(3館) 無料 視聴覚ライブラリー 無料 公民館(23館) 無料				中央公民館(文化福祉会館) 1 ホール使用料					公民館 (2館) 桂北公民館 使用料				公民館 (1 館) 1 施設使用料						
	博物館	区分	j	単位	観 大人	.覧料 小人	区分	午前 9時から	午後 13時から	夜間 18時から	全日 9時から	施設区分	午前 (9時か ら正午)	午後(13時か ら17時)	夜間(18時か ら22時)	. %	区分	9:00~ 12:00	12:00~ 17:00	17:00~ 21:30
	プラネタ ウム投影		1回に20人1人1	:つき 回につき	500F	1 1	平日	12時まで 6,300円	17時まで 8,400円	21時30分 まで 10,500円	21時30分 まで 25,200円	コミニュ ティホー ル	1,030円	1,030円	1,540円	大会議室	町在住者が使用 町在住者とその他			5, 150円
	全天周映『			つき	500F	1 1	土曜日日曜日祝	6,300円	12,600円	15, 750 P	34,650円	研修室 和室	510円 (1 室につ	510円 (1室につ	730円 (1室につ		の者が一緒に使用	, ,	, ,	8,240円
	相模原市	以上) 民ギャ =	- 11 —				2 会譲	義室等使用	akal			会議室	き)	き)	き)	体育室	その他の有が使用	510 F	-	
	区分	~		:りの使用	日址出		区分	午前	午後	夜間	全日	千木良公月	- 全館			実習室		510 F	9 610 F	820円
	E-73		平日		日 日曜	日・休		9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時30分	9時から 21時30分	施設区分	午前 (9時か ら正午)	使用料 午後(13時か ら17時)	夜間(18時から22時)	学習室研修室		250F		
生	第1展示室		15,000円 20,000円		準備室	310円	310円	まで 520円	まで 1,050円	第1会議	310円	310円	510円	会議室		300F				
崖	第2展示室		7, 500			, 000円	(1)	310円	310円	520 F	1,050 円	第 2 会議	310円	310円	510円	2 設備使用料				
学	会議室	午前	7, 500 午後	夜間		,000円 È日	(2)	310円				第 3 会議	310円	310円	510円		区 分	9:00~ 12:00	12:00~ 17:00	17:00~ 21:30
3		1,000F	9 1,500	2,000 F	円 4,5	500円	相談室訓練室	310円	310円			室				音響設備	带	3,000円	3,000円	3,000円
恒	細階料 2 00	0円の箱用	内で教育委	日会がその	の都度で	さめる 額	学習室	310	310	320	1,030	和室	510円	510円	730円					
ī Z	青少年学			<i>A A A C</i> .	BP (AC A	C +> D 104	(和室)	520円	520円	730 F	1,570円	調理室	310円	310円	510円					
~	区分	午前 (9時から1 2時まで)	午後 (13時から 17時まで)	夜間 (18時か) 22時まで	ら (9時	き日 から2 まで)	集会室	520円	520円	730 F	1,570円	大会議室	510円	510円	730円					
	ホール青少年団	4,700円	6, 300円 600円			300円 700円	教養娯楽 室(和 室)	520円	520円	730 F	1,570円	小原宿本陣	無料							
	体室 音楽室	800円	1,100円	1, 100	ш 2	000円	視聴覚室	1,050円	1,050円	1,570円	3, 150円									
	大会議室	800円	1,100円			000円	講義室	730円	730円	, .	1 1									
	和室	500円	600円		_	700円	研修室				+									
	講習室	600円	800円	800	円 2,	200円	(A)	520円	520円	730₽	1,570円									
	中会議室	600円	800円	800	-	200円	研修室	520円	520円	730 F	1,570円									
	小会議室	400円	500円	500	円 1,	400円	(B)	520 F	520	730F	1,570									
	小会議室	400円	500円	500	円 1,	400円	研修室 (C)	520円		·	1 1									
	<u> </u>						調理実習	1,050円	1,050円	1,570円	3, 150円									
	古民家園	無料						土資料室	無料											

施設 区分	藤野町
生涯学習施設	

施設 区分	藤野町
生涯学習施設	

施設 区分	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町		
	古淵鵜野森公園屋外水泳プール	串川グラウンド、青野原グラウンド、	相模湖林間公園	スポーツ施設		
	単位 金額	国体記念鳥屋グラウンド	有料公園施 設の名称 単 位 金 額	使用料		
	専用 2時間 8,000円	1 施設使用料 金額	テニスコ 市民 2,000円	2時間以内 2時間を超		
	大人 200円	施設名 使用時間 市内 市外	ート 2 時間に 市民以外 2.500円 の者 2.500円	えるとき1時 区分 間につき (1		
	一般 2時間 小人(中学生以下) 100円	多目的グランド 1面 6時00分 (陸上・サッカ ~12時00分 2,100円 8,400円	1 面 30 分 夜間照明	時間未満の		
		一) 1面 13時00 2,100円 8,400円	だートボ 市民 200円	端数は1時間		
	横山公園陸上競技場	分~17時00分 1面 17時30	ール場 1 面 2 時 間につき 市民以外 600円	とする)		
	午前(8時30分~12時30分) 4,000円	分~21時30分 2,100円 8,400円	の者 600円	横山スポーツ広場		
	市民 午後(13時~17時) 4,000円	多目的グランド 1面 6時00分 (野球) 12時00分 1,050円 4,200円	場 2時間に 市民 4,000円	中沢スポーツ広場 1面につき		
	用 1日(8時30分~17時) 8,000円 8,000円 20,000円	1面 13時00 分~17時00分 1.050円 4.200円	つき の者 6,000円	3,090円 1,030円		
	便 市 民 干前(8時30万~12時30万) 20,000円	1面 17時30 1 050円 4 000円	与瀬グラウンド	町民の森野球場		
	上 用 以 外 午後(13時~17時) 20,000円 00 も 1 1 1 1 1 1 1 1 1	分~21時30分 冬日的グランド 1面 6時00分	使用料 単位金額	町民の森テニスコート		
	技 の 1日(8時30分~17時) 40,000円	(バレーボール) ~12時00分 520円 2,100円	年前 年終又仕方問 1,030			
	場 - 大人 200円	(ゲートボール) 1 面 13時00 分~17時00分 520円 2.100円	内郷グラウンド	中沢スポーツ広場テニスコー 1,030円		
	般 1回	1面 17時30 分~21時30分 520円 2,100円	使用料 単位 金額	F		
ス	使 小人 100円	テニスコート 1面 6時00分 520円 2,100円	左前 左終又仕有問 1,030	小 倉 ス こだま 大人		
ポ		~12時00分	※内郷、与瀬グラウンド照明施設使用料	ポーツ プール		
Тi	横山公園野球場	分~18時00分 520円 2,100円	使 用 料	小人 (中		
1 1	野 人場料等を 市民 3,300円	ゲートボール場 1面 6時00分 ~12時00分 520円 2,100円	30 分につき 1.000円	学生以 1日につき 150 円 下の者)		
	専 徴収しない市民以外 16,500円	1面 13時00 520円 2,100円		やまびこ 町民 2時間につき 1,540円		
施	場 用 場合 のもの 2時間につき 16,500円	分~18時00分 和室 9時00分~12 520円 2,100円		テニスコー町 民 以		
設	用 入場料等を徴収する場 33,000円	時00分		2時間につき 5,150円		
	合	時00分		練習版 30分につき 200円		
		18時00分~22 時00分 730円 2,940円		о э		
	般 1回 3,300円	会議室 9時00分~12 520円 2 100円		付属施設(夜間照明施設)		
		時00分 13時00分~17		区分 夜間照明施設 (1時間につき)		
	H	時00分 520円 2,100円		やまびこ 510円		
		18時00分~22 時00分 730円 2.940円		テニスコート		
		2 付属施設使用料(夜間照明設備) 付属施設の種類 単位 金額				
		多目的グランド夜間照明 20分につき 1 200円				
		施設 30万に ファ 1,300円				

町立場	町スポー場	を設等の区分 陸上競技場 野球場(一面) テニスコート(一面) ゲートボールコ 面) クライミングボー 野球場(一面)		単位 2時間につき 2時間につき 2時間につき 2時間につき	使用料 町内 2,000円 1,000円	8.	町外
町立場	町スポー場	陸上競技場 野球場(一面) テニスコート(一面) ゲートボールコ 面) クライミングボー		2時間につき 2時間につき 2時間につき	町内 2,000円 1,000円		
町立 場	日連運動	野球場 (一面) テニスコート(一面 ゲートボールコ 面) クライミングボー		2時間につき 2時間につき 2時間につき	2,000円		
町立 場	日連運動	野球場 (一面) テニスコート(一面 ゲートボールコ 面) クライミングボー		2時間につき 2時間につき	1,000円		
場	日連運動	テニスコート(一直 ゲートボールコ 面) クライミングボー					000円
場	日連運動	面) クライミングボー	— F (—	2時間につき	1,000円	З,	000円
場	日連運動	クライミングボー		と 時間に フさ	200円		600円
場	日連運動						
場		野球場(一面)	٠Ļ	2時間につき	1,000円	З,	000円
吉野				2時間につき	1,000円	З,	000円
		ゲートボールコ	- r (-	2時間につき	200円		600円
		面)					
	_	広場		2時間につき	2,000円	8,	000円
	9	マレットゴルフ (18ホール)	コース	1日につき(1人あたり)	100円		300円
		(10/10—70)	用具	1日につき(1セッ	200円		300円
			/11 2 <	トあたり)	20011		00011
藤野	やまなみ	ゲートボールコ	- F (-	2時間につき			600円
運動	公園	面)					
	運動公園			2時間につき	1,000円	З,	000円
ポー変問	照明施設						
		施設及び居	住等の区グ	分		用料	
70 max 80 x	町スポー	野球場(1面)		町内に住所を有する	単位 2時間につ	-	金額
地 施 藤野		至1744年9月(11日)		者	う _{と 時} 同 に う	.	00011
旃				町外に住所を有する	5 2時間につ	1 (0. 000
, ne =n.	L	=		者 町内に住所を有する	き 3 2時間につ		800円
設		テニスコート(11	HI)				80014
				町外に住所を有する	5 2時間につ	1.	600円
				者	き		
		ゲートボールコ 面)	- F (-	町内に住所を有する	5 2時間につ		400円
				町外に住所を有する	5 2時間につ		800円
				者	촌		

施設 区分		相模原市		(旧津久井町)			(旧相模湖町)			-)	城山町	
	鹿沼公園軟式野	球場		緑の休	暇村テ	ニスコート		小原ブ	ール			
	軟	市民	2,000円	Z	分	土・日曜日、休日	平日	使	用	料		
	式 専用使用	市民以外 2時間につき	10,000円	全日]9時~ -後5時	12,00円	8, 500 円	1 回	大		100円	
	場一般使用	10	2,000円	午前半日 1時	79時~午行 又は午後	7,000円	5,000円		子	供	50円	
	相模台公園軟式	野球場		時~	午後5時							
	軟	市民	2,000円	時間 1時	間につき	2,000円	1,500円					
	式専用使用野	市民以外 2時間につきのもの	10,000円	津久井3	な野公園	<u> </u> 						
	球 	10	2,000円	1 運動	-							
	淵野辺公園少年	野球場・ソフトボール場		有料公園 施設名		単位	金額					
	少年野	市民	2,000円	多目的グ	2時間半	面市民	2,100円					
ス	球・ソフ 専用使用	市民以外 2時間につきのもの	10,000円	ランド	*	用 市民以外のもの 面 市民	8,400円 4,200円					
17	ル場ー般使用	10	2,000円			用 市民以外のもの						
ーッ	公園テニス場(4箇所)		テニスコ		11.22.7103.80	1,570円					
施		市民	1,000円	 - -	につ							
設	テニス専用使用	市民以外2時間につき	5,000円		き	市民以外のもの	6,300円					
1	場	のもの	0,000,1			別照明施設)	A to					
	一般使用	1面	1,000円	附属設備		単位	金額					
				多目的グランド 夜間照明施設		30分につき	1,300円					
				テニス=間照明施		1面30分につき	250円					

施設 展野町	
スポーツ施設	

施設 区分		相相	莫原市		(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町
	* アイススケート場 専用使用 一般使	微収する場 市 民以 タ のもの 大人	プール、トレーニ ト 2時間につき	ング室 28,000円 34,000円 56,000円 68,000円 800円 600円			
	特別	市民	早朝(6時30分~8 時30分) 夜間A(20時30分~ 21時30分) 夜間B(21時45分~ 22時45分) 夜間 C(23 時~24				
スポーツ施	専用使用	市民以外のもの	時) 早朝(6時30分~8 時30分) 夜間A(20時30分~ 21時30分) 夜間B(21時45分~ 22時45分) 夜間C(23時~24 時)	34,000円 17,000円 17,000円			
設	泳 用 プ ー ル	用 使 入場料等を徴収合 合 入場料等を徴収で 2コースにつき2B 使 大人 小人	しない場 2時間につき	50,000円 5,000円			
	トレーニング室	般 使 大人 小人	10	200円			
	A照明 B照明	- ツ広場夜間照明施 (軟式野球向けの照明 (サッカー向けの照明 (ソフトボール向けの) 30分につき	900円 800円 400円			

施設 藤野町
スポーツ施設

施設 区分			相相	莫原市			(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町
		育館、 用料(金) 午後 花		全日 (9時			
			~ 12 時)		~ 22時)	~ 22時)			
		1/3	円 2,000	円 2,700	円 2,700	円 7, 400			
	大体育	1/2	3, 000	4,000	4, 000	11,000			
	室相	2/3	4,000	5, 400	5, 400	14, 800			
	模	全面	6, 000	8,000	8, 000	22, 000			
	原中体育	1/2	1, 400	1,800	1,800	5, 000			
	市室	全面	2, 800	3, 700	3, 700	10, 200			
	立小体育量	室	1,600	2, 100	2, 100	5, 800			
	合柔道場	1/2	600	800	800	2, 200			
	体	全面	1, 200	1,600	1,600	4, 400			
体 育 館	育館 剣道場	1/2	600	800	800	2, 200			
育		全面	1, 200	1,600	1,600	4, 400			
館	弓道場	1	1, 200	1,600	1,600	4, 400			
	会議室	1/2	600	800	800	2, 200			
		全面	1, 200	1,600	1,600	4, 400			
		1/3	2,000	2, 700	2, 700	7, 400			
	相 体育室 模	1/2	3, 000	4,000	4, 000	11,000			
	原	2/3 全面	4, 000 6, 000	5, 400 8, 000	5, 400 8, 000	14, 800 22, 000			
	市多目的	1	600	800	800	2, 200			
	北柔道場	-	600	800	800	2, 200			
	北州道場	1/2	600	800	800	2, 200			
	合兼卓球 体場	全面	1, 200	1,600	1, 600	4, 400			
	育弓道場	•	1, 200	1,600	1,600	4, 400			
	館大会議員	室	1, 200	1,600	1,600	4, 400			
	小会議		600	800	800	2, 200			

施設 区分		藤野町	
	牧郷体育館		
		使用料	
	単位	町内	町外
	2時間につき	1,000円	3,000円
体育館			

施設 区分	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町
	2 個人利用料 (1) 大体育館等 使用単位(時間) 年前 年後 夜間 施設区分 (9時~12時) (13時~17時) (18時~22時) 相 大体育室 大人 200円 小人 100円 (中学生以下の者) 小学生未満の者 無料 合			

施設 区分	藤野町
体育館	

施設 区分			相模	莫原T	市		
	相模原市体	育館			本館使用		
	用 途	午前	午後	使用時 夜間	間別料: 昼間		全日
	の 使用種別 区	8. 30	13.00	18.00	8. 30	13.0	0 8.30
	分	~ 12. 00	~ 17. 00	~ 22. 00	17. 0	0 22.0	0 22.00
	ス 入場 料 を ポ 徴 収 し な ー いとき	800円	1,100円	1,500F	円 1, 900	円 2, 600	円 3, 400円
	ツ 入場料を 徴収するとき	2, 300円:	2,600円	3, 000 F	円 4, 900	円 5, 600	円 7,900円
	そ 入 場 料 を の 徴 収 し な 他 いとき	1,500円	1,800円	2, 300F	円 3, 300	円 4, 100	円 5,600円
'本	の 入場料を 場 徴収する 合とき		3,800円	4, 500 F	円 6, 800	円 8, 300	円 11,300 円
	2 付属施設(施	吏用料	使用	時間別料	料金		
育官	設 午前	午後	夜間		圣間	昼夜	全日
Þμ	の 8.30 名 ~	13. 00 ~	18.00		. 30 ~	13.00	8.30
	称 12.00	~ 17. 00	22. 00		7. 00	~ 22. 00	22. 00
	弓 道 300円 場	500円				1,300	
	柔 道 300円 場	500円	800)円	800円	1,300	1,600円
	場						

施設 区分	藤野町
体育館	

施設 区分	相模原市		(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町
	総合水泳場 1 専用利用料金				
	施設区分利用単位	金額			
	50mプール	156, 250円			
	飛込プール 1日(9時~21時30	68, 750円			
	25mプール 分)	56, 250円			
	会議室	12, 500円			
	2 個人利用料金				
	施設区分 利用単位	金額			
	プ 一 大人 1日(9時~21時30	2, 500円			
	ル 小人 分)	1, 250円			
	トレ大人	600円			
	- 二 1日(9時~21時30				
	ン グ 小人 分)	300円			
	至				
く. k 湯					
`					
5					
1					
1					
ı					
I					

施設 区分	藤野町
水泳場	

施設 区分	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町
		農林業施設(1施設) 無料 ・石神集落センター	農林業施設 (4施設) 無料 ・底沢集会所 ・若柳営農センター ・阿津集落センター ・増原営農センター	集落集会施設(2施設) 無料 ・城北農業改善センター ・葉山島センター
産業施設				

施設 藤野町 区分 生活改善センター(12施設) ① 篠原生活改善センター ② 奥牧野生活改善センター ③ 伏馬田生活改善センター ④ 中尾生活改善センター ⑤ 吉原生活改善センター ⑥ 沢井生活改善センター ⑦ 菅井生活改善センター ⑧ 小津久生活改善センター ⑨ 長また生活改善センター ⑩ 馬本生活改善センター ⑪ 大久和生活改善センター ① 大鐘生活改善センター 使用料 1回につき 1,030円 但し、個人的なもの、営利を伴うもの、町外の者の使用に限る。 集会施設ほか(12施設) ① 小舟集会施設 ② 芝田集会施設 ③ 日連集会施設 ④ 上岩集会施設 ⑤ 新和田多目的集会施設 ⑥ 川上多目的集会施設 ⑦ 大川原多目的集会施設 ⑧ 舟久保多目的集会施設 ⑨ 綱子多目的集会施設 ⑩ 藤野園芸ランド野趣味覚センター ① 竹の子の里活性化センター **⑰ やさか茶屋** 使用料 無料 農村環境改善センター 8:30~17:00 17:00~22:00 多目的ホール 600円/h 900円/h 和室会議室 農産加工室・ 400円/h 600円/h 調理実習室 農事研修室 2階会議室 250円/h 400円/h 健康相談室

施設区分	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町
財産管理	行政財産目的外使用料 普通財産の貸付料の規定を準用する。 (1) 電柱、広告板、水道管その他これらに 類するものを設置するための土地の貸付料 相模原市道路占用料徴収条例(昭和44年相模原 市条例第15号)に定めるところによる。 (2) 前号以外の目的のための土地貸付料(年額) 貸付けに係る近傍類似の土地の地方税法(昭和25年法律第226号)第380条の規定により相模原市に備之付けられた固定資産課税台帳に登録された固定資産税課税標準額に100分の3を乗じて得た額とする。 (3) 建物の貸付料(年額) 貸付けに係る建物評価額に100分の6を乗じて得た額とする。 (4) 前3号以外のものについては、用途その他の事情を考慮して市長が定める額とする。 (5) 第2号又は第3号の規定により算定した貸付料の額が、近傍類似の民間賃貸実例等に比して著しい場合は、当該民間賃貸実例等を勘案して貸付料の額を調整することができる。			行政財産目的外使用料 次に定める算式を乗じて得た額に消費税法第29条の税率を乗じて得た額に地方税法第72条の83の税率を乗じて得た額を加えた額を使用料の額とする。ただし土地の使用が1月以上にわたるときいときは、次の1又は2に定める算式にまり算定した額とする。 1 電柱、広告版、水の1又は2に定める算式に電柱、広告版、水の1型は多により算定した額とする。1 電社、広告版、水の世間をあるところによる。 前項以外の目的のための土地の使用料使用部分にかかる土地の値額×(3/100)×(使用部分にかかる建物の価額×(3/100)×(使用部分にかかる建物の価額×(6/100)×(使用部分にかりを選集の使用使用部分にがよる。)。 建物の使用使用の数/365)3 建物の使用使用部分にかりの建築面積によって以上について、上記2の算式によっては、保る建物のがありまでは、は当該敷地が借地の場合に使用部分に係る建物の面積/当該建物の延べ、面積)4 上記1から3以外のものについては、用途その他の事情を考慮して町長が定める使用料を被収する。

施設区分

藤野町

行政財産目的外使用料

次に定める算式により算出した額に消費税法第29条の税率を乗じて得た額(以下、「消費税額」という。)及び消費税額に地方税法第72条の83の税率を乗じて得た額を加えた額とする。ただし土地の使用が1月以上にわたるとすとは建かその他の施設の使用に伴うものでなりときは、次の1又は2に定める算式により算定した額とする。

1 電柱、広告版、水道管その他これらに類するものを設置するための土地の使用料

藤野町道路占用料徴収条例第2条に規定する 額

2 前項以外の目的のための土地の使用

【使用料の基準となる価額】により算出した額に100分の3を乗じて得た額。

【算式】

当該土地の評価額/当該土地の面積×使用面 積×3/100×使用許可日数/365

3 建物の使用

【使用料の基準となる価額】により算出した額に100分の7を乗じて得た額。

【算式】

理

当該建物の評価額/当該建物の面積×使用面積×7/100×使用許可日数/365+当該建物の敷地のうち当該建物の建築面積に相当する面積の土地について、上記2の算式により算出した額。(当該敷地が借地の場合にあっては、地代又は借賃に相当する額)×使用部分に係る建物の面積×使用部分に係る建物の面積/当該建物の延べ面積

4 上記1から3以外のものについては、用途 その他の事情を考慮して町長が定める額とす る。

【使用料の基準となる価額】

使用料の基準となる価額については、町長が 別に定める当該土地又は建物の評価額を当該土 地又は建物の全面積で除して得た額に使用を許 可しようとする面積を乗じて得た額とする。

排水施設等占用料(下水道)

	区分	単 位	相模原市	城山町	藤野町
通路としての占用		占用面積1平方メートルにつき1年	300円	500円	500円
通路橋そ の他これ らに類す	占用面積が4平方メ ートル以下の部分	占用面積1平方メートルにつき1年	300円	500円	500円
る占用	占用面積が4平方メ ートルを超える部分		600円	500円	500円
上記以外の)占用		相模原市道路占用料徴収 条例(昭和44年相模原市条 例第15号) 別表の例によ る。	例(昭和51年城山町条例第	藤野町道路占用料徴収条 例(昭和51年藤野町条例13 号)別表の例による。

河川占用料

X	分	単 位	相模原市	城山町	藤野町
鉱工業その他の用に供するもの		水量毎秒0.1立方メー トルにつき1年	494, 970円		
通路としての	の占用	占用面積1平方メート ルにつき1年	300円		
	メートル以下の部	占用面積1平方メート ルにつき1年	300円		
	占用面積が4平方 メートルを超える 部分		600円		
はけ口そのももの	也これらに類する	占用面積1平方メート ルにつき1年	600円		
その他のもの	ת		相模原市道路占用料徴収 条例(昭和44年相模原市条 例第15号)別表の例によ る。		
その他の占用		占用面積1平方メート ルにつき1年	300円		

水路占用料

	区	分	単 位	相模原市	城山町	藤野町
通路とし	ての占り	用	占用面積1平方メートルに つき1年	300円	500円	4 ㎡以下 150円 4 ㎡を越える部分320円
工作物の 占用	これら に類す	占用面積が 4平方メー トル以下の 部分	占用面積1平方メートルに つき1年	300円	500円	150円
	るもの	占用面積が 4平方メー トルを超え る部分		600円	500円	320円
	はけローに類する	-	占用面積1平方メートルに つき1年	600円	500円	外径が0.4m未満170円 外径が0.4m以上430円
	その他の	りもの			城山町道路占用料徴収条 例 (昭和51年城山町条例第 12号) 別表の例による。	
その他の	D 占用		占用面積1平方メートルに つき1年	300円	300円	藤野町水路及び認定外道 路に関する条例(平成4年 藤野町条例第2号)別表に よる。

公園占用料

	占用物件	単位	相模原市	城山町	藤野町
第1種電標	È		190円	年 700円÷12=58.3円	
第2種電標	È		300円	年 700円÷12=58.3円	
第3種電標	È	1本につき	410円	年 700円÷12=58.3円	
第1種電話	括柱	1月	170円	年 270円÷12=22.5円	
第2種電話	括柱		280円	年 270円÷12=22.5円	
第3種電話	括柱		390円	年 270円÷12=22.5円	
	外径が0.1メートル未満のもの		10円	年 100円÷12= 8.3円	
水道管、下 水 道	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		15円	年 100円÷12= 8.3円	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メー		年 100円÷12= 8.3円	
管その他	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	トルにつき	35円	年 100円÷12= 8.3円	
類するも	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	1月	90円	年 270円÷12=22.5円	
の	外径が1メートル以上2メートル未満のもの		180円	年 520円÷12=43.4円	
	外径が2メートル以上のもの		360円	年1,040円÷12=86.6円	
公衆電話	所	1個につき 1月	270円	年 850円÷12=70.8円	
標識		1本につき 1月	215円	年 690円÷12=57.5円	
その他の	もの		相模原市道路占用料徴収 条例(昭和44年相模原市条 例第15号)別表の規定を準 用する。	城山町道路占用料徴収条 例 (昭和51年城山町条例第 12号) 別表の例による。	

道路占用料

	占用物件	単 位	相模原市	城山町	藤野町
法 第 32 条第1項	第1種電柱	1本につき1月	190円	年700円÷12 =58.3円	電柱のみ1本1年
第1号に掲げる	第2種電柱		300円	年700円÷12 =58.3円	580円 (別に線類の占用料あ
工作物	第3種電柱		410円	年700円÷12 =58.3円	<i>9</i>)
	第1種電話柱		170円	年270円÷12 =22.5円	電話柱のみ1本1年
	第2種電話柱		280円	年270円÷12 =22.5円	220円 (別に線類の占用料あ
	第3種電話柱		390円	年270円÷12 =22.5円	<i>9</i>)
	その他の柱類		15円	年500円÷12 =41.6円	1本1年 500円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつ	2円	年 60円÷12 =5円	1年 50円
	地下電線その他地下に設ける線類	き1月	1円	年 60円÷12 =5円	1年 50円
	路上に設ける変圧器	1個につき1月	130円	年500円÷12 =41.6円	1年 700円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル につき1月	90円	年500円÷12 =41.6円	1年 700円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電 話所	1個につき1月	270円	年850円÷12 =70.8円	1年 700円
	郵便差出箱		115円	年350円÷12 =29.1円	1年 280円
	広告塔	表示面積1平方メートル につき1月	790円	年1,440円÷12 =120円	1年 1,000円
	その他のもの	占用面積1平方メートル につき1月	270円	年500円÷12 =41.6円	1年 700円

占用物件			単位	相模原市	城山町	藤野町
	外径が0.1メ	ートル未満のもの		10円	年100円÷12=8.3円 年170円÷12=4.1円	
	外径が0.1メ トル未満の:	- ートル以上0.15メー もの		15円	年100円÷12=8.3円 年170円÷12=4.1円	1年 50円
	外径が0.15. トル未満の	メートル以上0.2メー もの		20円	年100円÷12=8.3円 年170円÷12=4.1円	" 70円
法第32条第1項 第2号に掲げる 物件	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		長さ1メートル につき1月	35円	年100円÷12=8.3円 年170円÷12=4.1円	
19011	外径が0.4メートル以上1メート ル未満のもの		_	90円	年270円÷12=22.5円 年430円÷12=35.8円	1年 220円 " 350円
	外径が1メートル以上2メートル 未満のもの			180円	年520円÷12=43.3円 年850円÷12=70.8円	1年 430円 " 700円
	外径が2メートル以上のもの			360円	年1,040円÷12=86.6円 年1,720円÷12=143.3円	1年 870円 " 1,890円
法第32条第1項第	3号及び第4号	に掲げる施設		270円	3号年520円÷12=43.3円 4号年 40円÷12=3.3円	3号 1年 430円 4号 1年 360円
	 	階数が1のもの	 占用面積1平方	$A \times 0.003 \times (1/12)$	年500円÷12=41.6円	1年 A× 0.01
	地 下 街 及 び地下室	階数が2のもの	日田画領「千万 メートルにつ	$A \times 0.005 \times (1/12)$	年500円÷12=41.6円	1年 A×0.016
法第32条第1項	いる。「主	階数が3以上のもの	き1月	A×0.006× (1/12)	年500円÷12=41.6円	1年 A× 0.02
第5号に掲げる	上空に設ける	 る通路		530円	年500円÷12=41.6円	1年 500円
施設	地下に設ける通路			265円	年500円÷12=41.6円	1年 500円
	その他のもの	D		270円	年500円÷12=41.6円	1年 360円

上段 水道等 下段 その他

Aとは・・・相模原市 近傍類似の土地の時価 藤 野 町 近傍類似の土地の時価

占用物件		単 位	相模原市	城山町	藤野町	
法第32条 第1項第6	祭礼、縁日等に際し、一時的に設ける もの		占用面積1平方 メートルにつ き1日	80円	月額 140円 1月に満たない場合は 140円×5%=7円	10円
号に掲げ る施設	その他もの		占用面積1平方 メートルにつ き1月	790円	140円	1月 100円
	看板(アーチであるものを除	一時的に設けるもの	表示面積1平方 メートルにつ き1日	80円	140円	1月 100円
	<i>あ</i> るものを除 く。)	その他のもの	表示面積1平方 メートルにつ き1月	790円	140円	1月 1,000円
	標識		1本につき1月	215円	年690円÷12=57.5円	1年 560円
政令第7条	旗ざお	祭礼、縁日等に際 し、一時的に設ける もの	1本につき1日	80円		10円
第1号に掲 げる物件		その他のもの	1本につき1月	790円		100円
דומוש וו	幕(政令第7条 第2号に掲げる 工事用施設で	祭礼、縁日等に際 し、一時的に設ける もの	その面積1平方 メートルにつ き1日	80円		10円
	エ事用施設であるものを除く。)	その他のもの	その面積1平方 メートルにつ き1月	790円		100円
	アーチ	車道を横断するも の	1基につき1月	7, 930円	1, 440円	1,000円
		その他のもの		3, 960円	1, 440円	500円

占用物件			単 位	相模原市	城山町	藤野町
政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3 号に掲げる工事用材料			占用面積1平 方メートル につき1月	790円	140円	100円
	政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5 号に掲げる施設			270円	140円	70円
政令第7条第	建築物	階数が1のもの		A×0.005× (1/12)		A×0.018
6号に掲げる 施設並びに		階数が2のもの		$A \times 0.006 \times (1/12)$		A×0. 025
同条第7号に		階数が3のもの		A×0.008× (1/12)		A×0. 032
掲げる施設及び自動車		階数が4以上の もの		A×0.009× (1/12)		A×0.036
駐車場	その他のもの			A×0.005× (1/12)		A×0.018
政令第7条第 8号に掲げる 休憩所、給油	上空、トン ネルの上 又は自動	階数が1のもの		A×0.005× (1/12)		A×0.018
所及び自動		階数が2のもの		A×0.006× (1/12)		A×0. 025
車修理所	路(高架の	階数が3のもの		A×0.008× (1/12)		A×0.032
	ものに限る。)の路 面下に設けるもの	階数が4以上のもの		A×0.009× (1/12)		A×0. 036
	その他のもの)		A×0.018× (1/12)		A×0.04

復旧監督費単価表

種	別	舗装厚	単位	相模原市	城山町	藤野町
セメント・コン	クリート舗装	55センチメートル		15, 600円		
コンクリート表	面処理	35センチメートル		12, 200円		
L≪正会去址士	A	100センチメートル		24, 600円		
上級舗装	В	80センチメートル		19,600円		
高級舗装	A	60センチメートル		15, 200円		
	В	45センチメートル	1平方メート ル当たり	11, 100円		
簡易舗装	A	40センチメートル	ルヨたり	7, 700円		
	В	25センチメートル		7,000円		
	特殊舗装	19センチメートル		10,000円		
歩道舗装	一般舗装	13センチメートル		5, 000円		
砂利道	•			2, 410円		

公共下水道1ヶ月当たりの使用料

区分	基本	額	加算額	使用	料(1立方メートルにつ	き)		
巨刀	排水量	使用料	排水量	相模原市	城山町	藤野町		
			8立方メートルを超え15 立方メートル以下の分	90円	98円	8立方メートルを超え20		
			15立方メートルを超え 20立方メートル以下の 分	95円	104円	立方メートルまでの分 80円		
			20立方メートルを超え 30立方メートル以下の 分	110円	115円	90円		
	8立方メート	550円	30立方メートルを超え 50立方メートル以下の 分	120円	127円	105円		
一般汚水	ル以下の分	650円 藤野町 600円	650円 藤野町	650円 藤野町	50立方メートルを超え 100立方メートル以下の 分		155円	125円
					100立方メートルを超え 300立方メートル以下の 分	160円	167円	100立方メートルを超え 500立方メートルまでの 分 155円
			300立方メートルを超え 1,000立方メートル以下 の分		201円	500立方メートルを超え る分 190円		
			1,000立方メートルを超 える分	225円	236円			
公衆浴場 汚水	排水量1立方	メートルに	 つき	5円				

水道1ヶ月当たりの使用料

	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町
給水設備1基		1, 680円		

藤野町 水道使用料

水道名	給水目的の種別	基本料金(一ヶ	- 月につき)	超過料金(1立方メートルにつき	;)
	家事用	8立方メートルまで	1,000円		130円
			1, 000円	8立方メートルを超え25立方メートルまで	130円
葛原簡易水道				25立方メートルを超え50立方メートルまで	130円
				50立方メートルを超え100立方メートルまで	145円
	業務用	8立方メートルまで		100立方メートルを超え300立方メートルまで	165円
篠原簡易水道 ************************************				300立方メートルを超え500立方メートルまで	190円
牧野中央簡易水道 				500立方メートルを超え1,000立方メートルまで	195円
				1,000立方メートルを超える分	230円
	浴場用	10立方メートルまで	1, 250円		130円
	一時用 家事 業務	10立方メートルまで 10立方メートルまで	1, 500円 1, 875円		150円 255円
馬本、吉原簡易水道	家事用	1戸あたり1律			200円
伏馬田簡易水道	家事用	戸数割 1戸 200円 成牛 1頭 15円	人頭割 15円		

藤野町 農業集落排水処理施設使用料

	使用料(1箇月につき)	
排水施設の名称	定額使用料	人員割使用料
大久和排水処理施設	一戸当たり 1,500円	人員1人当たり 250円
備考		

1箇月当たりの使用料は、定額使用料の額に、人員割使用料の額に世帯(使用)人員を乗じて得た額を加えた額とする。

津久井町青根緑の休暇村「いやしの湯」利用料金

	区分						
温泉施設	3時間まで	大人	1,000円				
		小学生	500円				
		障害者	500円				
	1日	大人	1,500円				
		小学生	1,000円				
		障害者	1,000円				
貸切休憩室	3時間	10畳(1室につき)	3,000円				

藤野町営やまなみ温泉使用料

〇浴場使用料

区 分	大人	小人	適用
3時間	600円	300円	入館時刻から3時間以内
1日	900円	500円	開館から閉館まで

- (1) 浴場使用料の超過料金は、1時間当たり100円を加算する。
- (2) 浴場使用料は大広間、中広間等での休憩料含む。
- (3) 小人とは、小学生及び中学生の者

〇特別室使用料

区分	カシワ	カシワ①	カシワ②	フジ	フジ①	フジ②	適用
3時間	3,000円	1,600円	1,600円	2,000円	1, 200 円	1, 200 円	入室時刻から3時間以内
1日	10,000円	5, 500円	5, 500 円	7, 000 円	4, 500 円	4, 500 円	開館から閉館 15 分前まで

- (1) 超過料金は、1時間当たりカシワ1500円、カシワ1800円、カシワ2800円、フジ1,000円、フジ1600円、フジ2600円を加算する。
- (2) 混雑時等は、使用を制限することがあります。

手数料の現況比較と相模原市・城山町合併協議会の調整の具体的方針

区 分	数	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町	調整の具体的方針
(住民関連)							
戸籍全部・個人事項証明(謄・抄本)	1通	450円			450円	450円	現行のまま新市に引き継ぐ。
除籍全部・個人事項証明(謄・抄本)	1 通	750円			750円	750円	現行のまま新市に引き継ぐ。
戸籍記載事項証明書(紙戸籍)	1件	350円			350円	350円	現行のまま新市に引き継ぐ。
除籍記載事項証明書(紙戸籍)	1件	450円			450円	450円	現行のまま新市に引き継ぐ。
戸籍一部事項証明書	1 通	450円			450円	450円	現行のまま新市に引き継ぐ。
除籍一部事項証明書	1通	750円			750円	750円	現行のまま新市に引き継ぐ。
届出若しくは申請の受理の証明書	1通	350円			350円	350円	現行のまま新市に引き継ぐ。
届出若しくは申請の受理の証明書(上 質)	1通	1,400円			1,400円	1,400円	現行のまま新市に引き継ぐ。
戸籍届書類閲覧及び記載事項の証明書 (戸籍法48条の2)	1 件	350円			350円	350円	現行のまま新市に引き継ぐ。
住民票の写し	1 通	300円			300円	世帯 5 人まで 300円一人増 60円	現行のまま新市に引き継ぐ。
広域交付住民票の写し	1通	300円			300円	300円	現行のまま新市に引き継ぐ。
住民票記載事項証明	1通	300円			300円	300円	現行のまま新市に引き継ぐ。
戸籍の附票の写し	1通	300円			300円	300円	現行のまま新市に引き継ぐ。
住民基本台帳の閲覧		1 世帯300円			30分500円	閲覧者1人30分 1,000円	合併時に相模原市の制度に統合する。
住居表示関係証明	1通	無料			無料		現行のまま新市に引き継ぐ。
住民基本台帳カードの交付	1件	500円			500円	500円	現行のまま新市に引き継ぐ。
外国人登録原票記載事項証明	1通	300円			300円	300円	現行のまま新市に引き継ぐ。
身分証明	1 通	300円			300円	300円	現行のまま新市に引き継ぐ。
不在住不在籍証明	1通	300円			300円	300円	現行のまま新市に引き継ぐ。
独身証明	1通	300円			300円	300円	現行のまま新市に引き継ぐ。
分娩証明	1通	300円					一般市事務により、合併時に相模原市の制度 に統合する。
婚姻証明(戸籍法41条による証書の謄本 が提出されたことの証明)	1通	300円					一般市事務により、合併時に相模原市の制度 に統合する。
再製原戸籍	1 通	300円			300円	300円	現行のまま新市に引き継ぐ。

区分	数	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町	調整の具体的方針
印鑑登録証明	1通	300円			300円	300円	現行のまま新市に引き継ぐ。
印鑑登録証の交付	1件	無料(さがみ はらカード)			無料	300円	現行のまま新市に引き継ぐ。
埋火葬に関する証明	1通	無料			無料	無料	現行のまま新市に引き継ぐ。
改葬等に係る市営墓地の埋蔵等証明	1件	300円					合併時に相模原市の制度を適用する。
市営墓地の使用許可証の書換え、再交付	1件	300円					合併時に相模原市の制度を適用する。
認可地縁団体に関する証明	1通	300円			300円		現行のまま新市に引き継ぐ。
認可地緣団体印鑑登録証明	1通	300円			300円		現行のまま新市に引き継ぐ。
自動車臨時運行許可証	1両	750円					合併時に相模原市の制度を適用する。
臨時運行許可番号標の亡失弁償金	1件	1,500円					合併時に相模原市の制度を適用する。
地籍調査成果証明	1件			300円	300円		現行のまま新市に引き継ぐ。
(税関連)							
市(町)民税・県民税課税(非課税)証 明	1件	300円			300円	300円	現行のまま新市に引き継ぐ。
法人所在証明	1件	300円			300円	300円	現行のまま新市に引き継ぐ。
個人営業証明	1件	300円					合併時に相模原市の制度を適用する。
固定資産税・都市計画税課税証明	1件	300円					合併時に相模原市の制度を適用する。
土地・家屋名寄帳記載事項証明	1件	300円					合併時に相模原市の制度を適用する。
土地・家屋課税台帳記載事項証明	1件	300円			注1)300円 (評価証明として)	注2)300円 (評価証明として)	合併時に相模原市の制度に統合する。
土地・家屋課税台帳記載事項証明(訴訟 用)	1件	300円					合併時に相模原市の制度を適用する。
地方税法第422条の3価格決定通知 (土地・家屋)	1件	無料			無料	無料	現行のまま新市に引き継ぐ。
無資産証明	1件	300円					合併時に相模原市の制度を適用する。
土地・家屋公課証明	1件	300円			注1)300円	注2)300円	合併時に相模原市の制度に統合する。
土地課税台帳記載事項証明(昭和45・46 年度用)	1件	300円					合併時に相模原市の制度を適用する。
特定市街化区域農地証明	1件	300円					合併時に相模原市の制度を適用する。
家屋不存在証明	1件	300円					合併時に相模原市の制度を適用する。
住宅用家屋証明(登録免許税軽減用)	1件	1,300円			1,300円	1,300円	現行のまま新市に引き継ぐ。
家屋滅失証明	1件	300円			注1)300円	無料	合併時に相模原市の制度に統合する。
償却資産課税台帳記載事項証明	1件	300円			300円	300円	現行のまま新市に引き継ぐ。
納税証明(市県民税)	1件	300円			300円	300円	現行のまま新市に引き継ぐ。
納税証明(法人市民税)	1件	300円			300円	300円	現行のまま新市に引き継ぐ。

区分	数	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町	調整の具体的方針
納税証明(固定資産税、都市計画税)	1 件	300円			300円	300円	現行のまま新市に引き継ぐ。
納税証明(償却資産)	1 件	300円			300円	300円	現行のまま新市に引き継ぐ。

- 注1)土地の筆数又は建物の棟数が5以下の場合にあっては、300円、土地の筆数又は建物の棟数が6以上の場合にあっては、300円に5を超える土地の筆数又は、建物の棟数に60円を乗じて得た額を加算した額
- 注2) 土地については、5筆までを1件とし、(1件300円)、1筆を増すごとに60円を加算した額。家屋については、2棟までを1件とし、(1件300円)、1棟を増すごとに60円を加算した額

区 分	数	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町	調整の具体的方針
納税証明 (軽自動車・継続検査用)	1 件	無料			無料	無料	現行のまま新市に引き継ぐ。
納税証明 (軽自動車・継続検査用を除く)	1件	300円			300円	300円	現行のまま新市に引き継ぐ。
土地・家屋課税台帳の閲覧	1 件	300円 (納税義務者は 無料)			無料	300円 (縦覧期間中は 無料)	合併時に相模原市の制度に統合する。
償却資産課税台帳の閲覧	1件	300円			無料	300円	合併時に相模原市の制度に統合する。
公図の閲覧	1件	300円			300円	300円	現行のまま新市に引き継ぐ。
所得証明書(一般用、児童手当用)	1 件				300円	300円	合併時に廃止する。
土地・家屋閲覧台帳の閲覧	1 件				300円		合併時に廃止する。
 (保険関連)							
介護保険料納付済証明	1 件	300円			300円	無料	合併時に相模原市の制度に統合する。
国民健康保険資格証明	1件	300円			無料		合併時に相模原市の制度に統合する。
国民健康保険納税証明	1 件	300円			300円	300円	現行のまま新市に引き継ぐ。
国民健康保険加入証明書	1件					100円	
国民健康保険除外証明書	1 件					100円	
国民健康保険その他証明書	1 件	_	_		_	100円	
国民健康保険診療所普通診断書	1 通	1,575円				1,500円	合併時に相模原市の制度を適用する。
国民健康保険診療所死亡診断書	1 通	3, 150円				3,000円	合併時に相模原市の制度を適用する。
死体検案書	1 通	3, 150円					合併時に相模原市の制度を適用する。
国民健康保険診療所特別診断書	1 通	4,200円				4,500円	合併時に相模原市の制度を適用する。
国民健康保険診療所証明書	1通	1,050円				1,000円	合併時に相模原市の制度を適用する。

区 分	数	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町	調整の具体的方針
(保健衛生関連)							
一般健康相談・健康診査・臨床検査		(別表1)					一般市事務により、合併時に相模原市の制度 に統合する。
病院開設の許可	1 件	41,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
診療所開設の許可	1 件	18,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
助産所開設の許可	1件	11,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
病院の検査	1件	43,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
診療所の検査	1件	22,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
助産所の検査	1件	16,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
衛生検査所の登録	1件	78,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
衛生検査所の登録証明書の書換え、再交 付	1件	7,800円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
衛生検査所の登録の変更	1件	59, 000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
死体の保存許可	1件	3, 400円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
薬局開設、医薬品販売業の許可	1件	29, 000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
薬局開設、医薬品販売業の許可更新	1件	11,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
医薬品製造業の許可	1件	11,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
医薬品製造業の許可更新	1件	5,600円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
医薬品製造の承認 (変更の承認)	1品目	90円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
医薬品販売又は授与の相手方変更許可	1件	7, 100円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業 の許可	1件	29, 000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業 の許可更新	1件	11,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。

区 分	数	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町	調整の具体的方針
薬局開設等の許可証の書換え	1 件	2,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
薬局開設等の許可証の再交付	1件	2,900円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
毒物又は劇物の販売業の登録	1件	14,700円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
毒物又は劇物の販売業の登録更新	1件	6, 400円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え	1件	2,400円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
毒物又は劇物の販売業の登録票の再交付	1件	4,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
薬事関係証明	1件	300円					一般市事務により、合併時に相模原市の制度 に統合する。
食品関係営業許可(食肉製品製造業等)	1件	21,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
食品関係営業許可更新(食肉製品製造業等)	1件	10,500円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
食品関係営業許可(飲食店営業等)	1件	16,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
食品関係営業許可更新(飲食店営業等)	1件	8,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
食品関係営業許可 (菓子製造業等)	1件	14,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
食品関係営業許可更新(菓子製造業等)	1件	7,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
食品関係営業許可(喫茶店営業等)	1件	9,600円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
食品関係営業許可更新(喫茶店営業等)	1件	4,800円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
食鳥処理事業の許可	1件	19,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
食鳥処理場の設備変更の許可	1件	10,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
食鳥検査	1羽	5 円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
食鳥処理の確認規程の認定	1 件	5, 500円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。

区 分	数	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町	調整の具体的方針
食鳥処理の確認規程の変更認定	1 件	2,300円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
ふぐ営業の認証	1件	8, 200円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
ふぐ営業認証書の書換え、再交付	1件	2,700円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
魚介類行商等営業許可(魚介類行商)	1件	4,900円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
魚介類行商等営業許可更新(魚介類行商)	1件	2, 450円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
魚介類行商等営業許可(魚介類加工業)	1件	6, 500円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
魚介類行商等営業許可更新(魚介類加工 業)	1件	3, 250円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
魚介類行商等営業許可(はっ酵乳等販売 業)	1 件	4,900円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
魚介類行商等営業許可更新(はっ酵乳等販売 業)	1 件	2, 450円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
食品関係等営業施設に係る履行証明	1 件	300円					一般市事務により、合併時に相模原市の制度 に統合する。
理容所の検査	1件	16,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
美容所の検査	1件	16,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
クリーニング所の検査	1件	16,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
旅館業の許可	1件	22,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
旅館業の許可を受けたものの地位の継承 承認	1 件	7, 400円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
浴場業の許可	1 件	22,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
温泉の利用許可	1 件	35,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
興行場営業許可	1 件	22,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
化製場の設置許可	1 件	25, 720円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。

区 分	数	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町	調整の具体的方針
死亡獣畜取扱場の設置許可	1 件	17, 310円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
動物の飼養又は収容の許可	1件	8, 390円			8,390円		現行のまま新市に引き継ぐ。
プール又は更衣休憩所の設置許可	1 件	13, 590円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
犬の登録	1頭	3,000円			3,000円	3,000円	現行のまま新市に引き継ぐ。
犬の鑑札の再交付	1件	1,600円			1,600円	1,600円	現行のまま新市に引き継ぐ。
犬の狂犬病予防注射済票の交付	1件	550円			550円	550円	現行のまま新市に引き継ぐ。
犬の狂犬病予防注射済票の再交付	1件	340円			340円	340円	現行のまま新市に引き継ぐ。
犬又はねこの引取り(生後91日以上)	1頭・匹	1,000円					中核市事務により、合併時に相模原市の制度 に統合する。
犬又はねこの引取り(生後91日未満)	1頭・匹	200円					中核市事務により、合併時に相模原市の制度 に統合する。
指定動物の飼養許可	1件	33, 320円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
動物取扱業の施設検査	1 件	15,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
一般と畜場の設置許可	1 件	22,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
簡易と畜場の設置許可	1 件	10,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
獣畜のとさつ又は解体の検査(牛又は 馬)	1頭	600円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
獣畜のとさつ又は解体の検査(子牛又は 豚)	1頭	300円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
獣畜のとさつ又は解体の検査(めん羊又は山羊)	1頭	150円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
食品等の試験		(別表2)					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
家庭用品の衛生試験(簡易なもの)	1項目	1,560円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
家庭用品の衛生試験(やや複雑なもの)	1項目	2, 340円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
家庭用品の衛生試験 (複雑なもの)	1項目	6, 510円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
家庭用品の衛生試験(特に複雑なもの)	1項目	16, 950円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。

区 分	数	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町	調整の具体的方針
水質試験		(別表3)					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
 (消費生活関連)							
特定計量器の定期検査		(別表4)					中核市事務により、合併時に相模原市の制度 に統合する。
適正計量管理事業所の指定検査	1 件	7, 400円					中核市事務により、合併時に相模原市の制度 に統合する。
 (農林関連)							
農業振興地域(農用地)指定証明	1件	2 筆300円			3筆まで300 円、以後一筆 毎に100円増	無料	合併時に相模原市の制度に統合する。
農地転用受理済等証明	1件	300円			300円	無料	合併時に相模原市の制度に統合する。
相続・贈与税納税猶予適格者証明	1件	無料			300円	無料	合併時に相模原市の制度に統合する。
鳥獣飼養登録票の交付	1件	3,400円			3,400円	3,400円	現行のまま新市に引き継ぐ。
(環境衛生関連)	•						
净化槽保守点検業者登録	1件	32,000円					中核市事務により、合併時に相模原市の制度 に統合する。
生活系一般廃棄物の処理		(別表5)	(別表5)	(別表5)	注3) (別表5)	注 3) (別表 5)	合併時に相模原市の制度に統合する。
事業系一般廃棄物の処理		(別表6)	(別表6)	(別表6)	注3) (別表6)	注3) (別表6)	合併時に相模原市の制度に統合する。
産業廃棄物の処分		(別表7)					合併時に相模原市の制度を適用する。
一般廃棄物収集運搬業許可	1件	10,000円			2,000円	2,000円	合併時に相模原市の制度に統合する。
一般廃棄物収集運搬業許可更新	1件	10,000円			1,000円	1,000円	合併時に相模原市の制度に統合する。
一般廃棄物処分業許可	1 件	10,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
一般廃棄物収集運搬業許可証の再交付	1件	2,000円					合併時に相模原市の制度を適用する。
一般廃棄物処分業許可証の再交付	1件	2,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。

注3) 相模原市において事務委託で実施。

区 分	数	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町	調整の具体的方針
		_				_	
一般廃棄物処理施設設置許可(法第8条 第4項に規定する施設)	1件	130,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
一般廃棄物処理施設設置許可(上記以外)	1件	110,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
一般廃棄物処理施設変更許可(法第8条 第4項に規定する施設)	1件	120,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
一般廃棄物処理施設変更許可(上記以外)	1件	100,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
一般廃棄物処理施設譲受け又は借受けの 許可	1件	73,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
一般廃棄物処理施設設置法人合併又は分 割の認可	1件	73,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
一般廃棄物処理施設設置許可証等の再交 付	1件	5,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
産業廃棄物収集運搬業許可	1件	81,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
産業廃棄物処分業許可	1件	100,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可	1件	81,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
特別管理産業廃棄物処分業許可	1件	100,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
産業廃棄物収集運搬業許可更新	1件	73,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
産業廃棄物処分業許可更新	1件	94,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新	1件	74,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
特別管理産業廃棄物処分業許可更新	1件	95, 000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
産業廃棄物収集運搬業変更許可	1件	71,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
産業廃棄物処分業変更許可	1件	92,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可	1 件	72,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。

区 分	数	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町	調整の具体的方針
特別管理産業廃棄物処分業変更許可	1 件	95,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
産業廃棄物収集運搬業許可証の再交付	1件	5,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
産業廃棄物処理施設設置許可(法第15 条第4項に規定する施設)	1件	140,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
産業廃棄物処理施設設置許可(上記以 外)	1件	120,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
産業廃棄物処理施設変更許可(法第15 条第4項に規定する施設)	1 件	130,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
産業廃棄物処理施設変更許可(上記以 外)	1 件	110,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
産業廃棄物処理施設譲受け又は借受けの 許可	1 件	73,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
産業廃棄物処理施設設置法人合併又は分 割の認可	1 件	73,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
産業廃棄物処理施設設置許可証の再交付	1 件	5,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
使用済自動車解体業の許可	1件	78,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
使用済自動車解体業の許可更新	1 件	70,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
使用済自動車破砕業の許可	1 件	84,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
使用済自動車破砕業の許可更新	1件	77,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
使用済自動車破砕業の事業範囲の変更許 可	1 件	75,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
使用済自動車引取業者の登録	1 件	4,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
使用済自動車フロン類回収業者の登録	1 件	4,000円					保健所政令市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。
浄化槽清掃業の許可	1件	2,000円			2,000円	2,000円	現行のまま新市に引き継ぐ。
浄化槽清掃業の許可更新	1件	2,000円			1,000円	1,000円	合併時に相模原市の制度に統合する。
浄化槽清掃業の許可証再交付	1件	2,000円					合併時に相模原市の制度を適用する。
保護動植物捕獲等許可	1件				2,000円		合併時に廃止する。
土砂等による土地の埋立て等許可	1件				5,000円		合併時に廃止する。
自動車のたい積保管許可	1件				5,000円		合併時に廃止する。
自動車のたい積保管再許可	1件				3,000円		合併時に廃止する。

区 分	数	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町	調整の具体的方針
(都市計画・建築関連)							
都市計画法に基づく証明	1件	2筆まで			区域区分証明 3 筆まで300 円、以後一筆	5 筆まで300 円、以後一筆 毎に60円増	合併時に相模原市の制度に統合する。
納税猶予の特例適用の農地等該当証明	1件	300円 2筆まで			毎に100円増	开区00万均	一般市事務により、合併時に相模原市の制度 に統合する。
開発行為の許可		300円 (別表8)					中核市事務により、合併後速やかに相模原市 の制度に統合する。
建築許可、建築確認等		(別表9)					特定行政庁事務により、合併後速やかに相模 原市の制度に統合する。
建築確認済証明	1件	300円					特定行政庁事務により、合併後速やかに相模 原市の制度に統合する。
優良宅地認定 (0.1h a 未満)	1件	86,000円			86,000円	86,000円	現行のまま新市に引き継ぐ。
優良宅地認定 (0.1 h a 以上0.3 h a 未 満)	1件	130,000円					一般市事務により、合併時に相模原市の制度 に統合する。
優良宅地認定 (0.3 h a 以上0.6 h a 未 満)	1件	190, 000円					一般市事務により、合併時に相模原市の制度 に統合する。
優良宅地認定(0.6h a 以上1h a 未満)	1件	260,000円					一般市事務により、合併時に相模原市の制度 に統合する。
優良宅地認定(1 h a 以上3 h a 未満)	1件	390, 000円					一般市事務により、合併時に相模原市の制度 に統合する。
優良宅地認定(3ha以上6ha未満)	1件	510,000円					一般市事務により、合併時に相模原市の制度 に統合する。
優良宅地認定(6ha以上10ha未満)	1件	660,000円					一般市事務により、合併時に相模原市の制度 に統合する。
優良宅地認定(10 h a 以上)	1件	870,000円					一般市事務により、合併時に相模原市の制度 に統合する。
優良住宅認定(100㎡以下)	1件	6, 200円			6, 200円	6, 200円	現行のまま新市に引き継ぐ。
優良住宅認定(100㎡を超え500㎡以下)	1件	8,600円			8,600円	8,600円	現行のまま新市に引き継ぐ。
優良住宅認定(500㎡を超え2,000㎡以 下)	1件	13,000円			13,000円	13,000円	現行のまま新市に引き継ぐ。
優良住宅認定(2,000㎡を超え10,000㎡ 以下)	1件	35, 000円			35,000円	35,000円	現行のまま新市に引き継ぐ。
優良住宅認定(10,000㎡を超え50,000㎡ 以下)	1件	43,000円			43,000円	43,000円	現行のまま新市に引き継ぐ。

区 分	数	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町	調整の具体的方針
優良住宅認定(50,000㎡を超えるとき)	1件	58,000円			58,000円	58,000円	現行のまま新市に引き継ぐ。
屋外広告物許可		(別表10)					中核市事務により、合併時に相模原市の制度 に統合する。
市有地境界証明	1件	300円			300円		現行のまま新市に引き継ぐ。
道路位置指定証明	1件	300円					特定行政庁事務により、合併後速やかに相模 原市の制度に統合する。
車両制限令証明	1 件	300円			300円		現行のまま新市に引き継ぐ。
道路幅員証明	1件	300円			300円		現行のまま新市に引き継ぐ。
区域境界証明	1件	300円					合併時に相模原市の制度を適用する。
市営住宅自動車保管場所使用承諾証明	1 件	300円			300円		現行のまま新市に引き継ぐ。
工事履行証明	1件	300円			300円		現行のまま新市に引き継ぐ。
(下水道)							
指定下水道工事店の登録	1件	10,000円			3,000円	3,000円	合併時に相模原市の制度に統合する。
指定下水道工事店の登録更新	1 件	3,000円			3,000円	3,000円	現行のまま新市に引き継ぐ。
指定下水道工事店証の再交付	1件	3,000円			3,000円	3,000円	現行のまま新市に引き継ぐ。
指定下水道工事店標示板の再交付	1件	7,000円					合併時に相模原市の制度を適用する。
責任技術者の登録	1 件	2,000円			2,000円	2,000円	現行のまま新市に引き継ぐ。
排水設備工事責任技術者証の再交付	1件	2,000円			2,000円	2,000円	現行のまま新市に引き継ぐ。
下水道使用料納付証明	1件	300円			300円	300円	現行のまま新市に引き継ぐ。
下水道事業受益者負・分担金納入証明	1件	300円			300円	300円	現行のまま新市に引き継ぐ。
責任技術者の登録更新	1件	2,000円			2,000円	2,000円	現行のまま新市に引き継ぐ。
[
指定業者の登録	1件					8,000円	
指定業者の更新	1件					3,000円	
責任技術者の試験	1件					1,000円	
責任技術者の登録	1件					2,000円	
責任技術者証の更新	1件					1,000円	
再交付(指定証)	1件					1,000円	
再交付(標示板)	1件					8,000円	
再交付(責任技術者証)	1件					1,000円	

区 分	数	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町	調整の具体的方針
(上水道)							
給水装置工事施工の設計審査	1件		1,000円				現行のまま新市に引き継ぐ。
給水装置工事施工の設計審査(メーター口径 13mmのとき)	1件					5,000円	
給水装置工事施工の設計審査(メーター口径 13mmをこえ25mm以下のとき)	1件					5, 300円	
給水装置工事施工の設計審査(メーター口径 25mmをこえ75mm以下のとき)	1件					5,600円	
給水装置工事施工の設計審査(メーター口径 75mmをこえるとき)	1件					5,900円	
給水装置工事施工の設計審査(メーターの設置をしないとき)	1件					5,000円	
給水装置工事施工の検査	1件		2,000円			500円	現行のまま新市に引き継ぐ。
給水装置工事事業者指定申請	1件		10,000円			10,000円	現行のまま新市に引き継ぐ。
給水装置工事事業者指定証再交付	1件		2,000円			無料	現行のまま新市に引き継ぐ。
消火栓の消火演習立会い	1件					400円	
給水申込登録	1件					250円	
各種証明	1件		200円			50円	現行のまま新市に引き継ぐ。
(消防・防災)							
危険物製造所等設置許可申請手続等	1件	5,400円~			注3) 5,400円~	注3) 5,400円~	合併時に相模原市の制度に統合する。
指定数量未満の危険物等貯蔵タンクの水 張検査等	1 件	6,000円~			注3) 6,000円~	注3) 6,000円~	合併時に相模原市の制度に統合する。
防火管理者資格証明	1 件	300円			注3)300円		合併時に相模原市の制度に統合する。

注3) 相模原市において事務委託で実施。

(別表1)

区分	相模原市					
一般健康相談・健康診査・		区分	単位	金額		
臨床検査		(1) 梅毒脂質抗原使用検査(定性)	1件につき	120円		
		(2) (1)で集団(10人以上)の場合(血液採取を含む。)	1人1件につき	80円		
		(3) 梅毒脂質抗原使用検査(定量)	1件につき	280円		
	感染症血清反応検査	(4) (3)で集団(10人以上)の場合(血液採取を含む。)	1人1件につき	190円		
		(5) TPHA試験(定性)	1項目1件につき	260円		
		(6) TPHA試験(定量)	1項目1件につき	460円		
		(7) ウイルス抗体価測定	1項目1件につき	630円		
		(1) 尿素窒素 (BUN)、クレアチニン、尿酸、アルカリフォスファターゼ、γ ーグルタミールトランスペプチダーゼ(γ ーGTP)、中性脂肪膠質反応(ZTT)、クレアチン、グルコース、乳酸脱水素酵素(LDH)又は酸性フォスファターゼ	1項目1件につき	90円		
	血液化学検査	(2) HDL―コレステロール、総コレステロール、グルタ ミック・オキサロアセティック・トランスアミナー ゼ(GOT)又はグルタミック・ピルビック・トランスア ミナーゼ(GPT)	1項目1件につき	140円		
		(3) 申込者から1回に採取した血液を用いて(1)から(2)の区分に応じた金額にかかわらず、検査の項目数に応		テう場合は、(1)から(2)		
		ア 5項目以上7項目以下の場合 850円				
		イ 8項目又は9項目の場合 930円				
		ウ 10項目以上の場合 1,090円				

区分		相模原市		
一般健康相談・健康診査・		(1) HBs抗原	1項目1件につき	240円
臨床検査		(2) HBs抗体価	1項目1件につき	260円
		(3) HBs抗原精密測定、HBs抗体価精密測定	1項目1件につき	790円
	End to a second to the	(4) HCV抗体価精密測定	1項目1件につき	1,000円
	肝炎ウイルス関連検査	(5) HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体価	1項目1件につき	1,170円
		(6) 申込者から1回に採取した血液を用いて(3)から(5): (5)までの区分に応じた金額にかかわらず、検査の項 ア 3項目の場合 2,430円 イ 4項目の場合 3,020円		
	血液形態・機能検査	(1) 血液比重	1件につき	80円
		(2) 赤血球沈降速度測定	1件につき	80円
		(3) 末梢血液一般検査	1件につき	190円
		(4) ヘモグロビンA1(HbA1)	1件につき	460円
		(5) ヘモグロビンAlc(HbAlc)	1件につき	460円
	足松木	(1) 尿中一般物質定性半定量検査	1件につき	230円
	尿検査	(2) 尿沈渣顕微鏡検査	1件につき	190円
		(1) 潜血反応検査	1件につき	70円
		(2) (1)で集団(10人以上)の場合	1人1件につき	50円
	糞便検査	(3) 虫卵検査(集卵法)	1件につき	120円
		(4) (3)で集団(10人以上)の場合	1人1件につき	80円
		(5) 塗抹顕微鏡検査(虫卵、脂肪及び消化状態の観察を 含む。)	1件につき	160円

	(6) (5)で集団(10人以上)の場合	1人1件につき	110円
	(7) ヘモグロビン	1件につき	310円
排泄物、滲出物又は分泌ないものに限る。)	の細菌顕微鏡検査(蛍光顕微鏡、暗視野装置等を使用しな	1件につき	140円
细带拉美国学校本	(1) 口腔、気道又は呼吸器からの検体	1件につき	1,000円
細菌培養同定検査	(2) 消化管からの検体	1件につき	1,000円
抗酸菌分離培養検査(酸素	感受性蛍光センサーによるものを除く。)	1件につき	1,000円
	(1) ナイアシンテスト	1件につき	710円
抗酸菌同定検査	(2) その他の同定検査	種目数にかかわらず1連につき	2,010円
血液採取	(1) 耳朶又は指尖からの採取	1回につき	50円
皿 攸 休 収	(2) 静脈からの採取	1回につき	100円
ツベルクリン皮内反応検査	<u> </u>	1件につき	220円
BCGの予防接種		1回につき	460円
		直接撮影1件につき	1,260円
	(1) 写真の撮影及び診断	デジタル映像化処理 一連につき	500円
エックス線診断		画像記録用フィルム 一枚につき	150円
	(2) フィルム	大角型1枚につき	110円
		半切型1枚につき	130円
歯科処置	(1) フッ化物局所応用(フッ素塗布、フッ素液磨き等)	1回につき	660円
困行是直	(2) フッ化ジアンミン銀塗布	1回につき	660円
心電図検査		1件につき	1,260円
身体検査		1件につき	440円
体力度測定		1件につき	1,000円
骨密度測定		1件につき	700円
診断書等の交付		1通につき	1,630円
証明書等の再交付		1通につき	730円

(別表2)

区分		相模原市					
食品等の試験			簡易なもの	1項目につき	1,290円		
		定性分析	やや複雑なもの	1項目につき	3,130円		
			複雑なもの	1項目につき	6,260円		
	(1) 理化学試験	定量分析	簡易なもの	1項目につき	2,340円		
			複雑なもの	1項目につき	7,810円		
			特に複雑なもの	1項目につき	16,950円		
			特殊なもの	1項目につき	43,050円		
			簡易なもの	1項目につき	3,130円		
	(9) 佛丹伽学的討睬及び	(血) 法学的 計 除	複雑なもの	1項目につき	6,510円		
	(2) 微生物学的試験及び血清学的試験		特に複雑なもの	1項目につき	13,030円		
			無菌試験(簡易なもの)	1項目につき	9,380円		

(別表3)

区分	相模原市						
水質試験		定量分析	簡易なもの	1項目につき	1,560円		
			やや複雑なもの	1項目につき	3,130円		
	(1) 河川水、工場排		複雑なもの	1項目につき	5,600円		
	水、生活排水等の試験		特に複雑なもの	1項目につき	9,520円		
		微生物学的試験	簡易なもの	1項目につき	4,820円		
		恢生初子的 練	特に複雑なもの	1項目につき	13,030円		
		理化学試験(水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の10の項、33の項、37の項、38の項及び45の項から50の項までの項の上欄に掲げる項目のすべてについて行うものに限る。)		1検体につき	6, 690円		
		√m±5 25 451-34 πΩ	簡易なもの	1検体につき	2,860円		
		細菌学的試験	複雑なもの	1検体につき	5,740円		
	(2) 飲料水等の試験		簡易なもの	1項目につき	1,420円		
			やや複雑なもの	1項目につき	2,860円		
		項目試験	複雑なもの	1項目につき	5, 130円		
			特に複雑なもの	1項目につき	20, 180円		
			特殊なもの	1項目につき	30, 310円		

(別表4)

(別表 4) 区分		相模原市				
特定計量器の定期検査		III IXWA III	ひょう量が100キログ ラム以下のもの	1個	1,400円	
		(1) 検出部が電気式のもの又は光電式のもので	ひょう量が100キログ ラムを超え、250キロ グラム以下のもの	1個	1,800円	
		あってひょう量が1トン以下のもの	ひょう量が250キログ ラムを超え、500キロ グラム以下のもの	1個	2, 200円	
			ひょう量が500キログ ラムを超えるもの	1個	3,100円	
		(2) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりあるもの	のうち直線目盛のみが	1個	250円	
			ひょう量が100キログ ラム以下のもの	1個	500円	
			ひょう量が100キログ ラムを超え、250キロ グラム以下のもの	1個	900円	
		(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの	ひょう量が250 ラムを超え、 5	ひょう量が250キログ ラムを超え、500キロ グラム以下のもの		1,500円
	非自動はかり		ひょう量が500キログ ラムを超え、1トン以 下のもの	1個	2, 100円	
			ひょう量が1トンを超 え、2トン以下のもの	1個	3,700円	
			ひょう量が2トンを超 え、5トン以下のもの	1個	6,900円	
			ひょう量が5トンを超 え、10トン以下のもの	1個	10,700円	
			ひょう量が10トンを超 え、20トン以下のもの	1個	15,000円	
			ひょう量が20トンを超 え、30トン以下のもの	1個	19, 100円	
			ひょう量が30トンを超 え、40トン以下のもの	110	21,600円	
			ひょう量が40トンを超え、50トン以下のもの	110	29,800円	
			ひょう量が50トンを超 えるもの	1個	51,200円	
		をいう。)又は表記された感量(質量計が反応す	(4) 最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。)又は表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。)がひょう量の10,000分の1未満のもの			
	分銅又は定量おもり若し	くは定量増おもり		1個	10円	
	皮革面積計			1個	2,500円	

(別表5)

区分		相模原市・城山町・藤野町		
生活系一般廃棄物の処理			(基本料金)	(加算料金)
				(1)人員によるもの(世帯人員1人当たり月36 リットル以下の場合に限る。)
	し し R			1人につき 月額120円
			100円	(2)従量によるもの ((1)によりがたい場合) 36リットルにつき 120円
	净化槽汚泥	市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	浄化槽1基1回につき 600円	36リットルにつき 120円
	特定家庭用機器廃棄物 (特定家庭用機器再商品 化法(平成10年法律第97 号)に規定する当該特定	市が収集し、及び運搬するとき。	1個につき 1,500円	
	家庭用機器廃棄物の再商	市長の指定する施設へ搬入するとき。	1個につき 1,000円	
		市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	規則で定める額]を基準として品目別に
	粗大ごみ	市長の指定する施設へ搬入するとき。	搬入1回につき 120円	搬入量が10キログラム を超えるときは、超え る部分について 10キ ログラムにつき120円
	上記以外の廃棄物	搬し、及び処分するとさ。	10キログラムにつき 2	250円
	上山の // 1 * 7 // 1 木 // /	一時に100キログラム以上のものを市長の指定する 一般廃棄物処理施設へ搬入するとき。	10キログラムにつき	120円

(別表6)

区分			相模原市・城山町・藤	野町	
事業系一般廃棄物の処理				(基本料金)	(加算料金)
		し尿		便槽1箇所1回につき 100円	36リットルにつき 180円
		浄化槽汚泥	市が収集し、運搬し、及び 処分するとき。	浄化槽1基1回につき 600円	36リットルにつき 180円
	事業系一般廃棄物	上記以外の廃棄物 上記以外の廃棄物	市が収集し、運搬し、及び 処分するとき。	10キログラムにつき 3	360円
			市長の指定する一般廃棄物 処理施設へ搬入するとき。	搬入1回につき 180円	搬入量が10キログラムを超えると きは、超える部分について 10キログラムにつき 180円

(別表7)

区分		相模原市	
産業廃棄物の処分		(基本料金)	(加算料金)
	市長の指定する一般廃棄 物処理施設へ搬入すると 搬入1回	1につき 180円	搬入量が10キログラムを超えるときは、超える部分について
	き。		10キログラムにつき 180円

(別表8)

(別表 8) 区分		相模原市			
開発行為の許可			0.1ヘクタール未満のとき。	1件	8,600円
			0.1ヘクタール以上0.3へ クタール未満のとき。	1件	22,000円
			0.3〜クタール以上0.6〜 クタール未満のとき。	1件	43,000円
			0.6ヘクタール以上1ヘク タール未満のとき。 1ヘクタール以上3ヘク	1件	86,000円
		の面積が右に掲げる区分ごとであるもの	タール未満のとき。	1件	130,000円
			3〜クタール以上6〜クタール未満のとき。	1件	170,000円
			6ヘクタール以上10ヘク タール未満のとき。 10ヘクタール以上のと	1件	220,000円
			10ヘクタール以上のと き。 0.1ヘクタール未満のと	1件	300,000円
			0.1ヘクタール未満のと き。 0.1ヘクタール以上0.3へ	1件	,
	開発行為の許可の申請に対する審査	主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供する ものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建 設の用に供する目的で行う開発行為の場合であって、そ の開発区域の面積が右に掲げる区分ごとであるもの	0.17、999ール以上0.3× クタール未満のとき。 0.3~クタール以上0.6~	1件	
			0.5 マラテ ル以上0.6 マ クタール未満のとき。 0.6 ヘクタール以上1 へク	1件	,
				1件	, , , , ,
	, - , -		タール未満のとき。 3〜クタール以上6〜ク	1件	,
			タール未満のとき。 6ヘクタール以上10ヘク		, , , ,
			タール未満のとき。 10ヘクタール以上のと	1件	
			き。 0.1ヘクタール未満のと	1件	
			き。 0.1ヘクタール以上0.3へ	1件	, , , ,
			クタール未満のとき。 0.3〜クタール以上0.6〜	1件	
		その他の場合であって、その開発区域の面積が右に掲げ	クタール未満のとき。 0.6ヘクタール以上1ヘク タール未満のとき。	1件	260,000円
		る区分ごとであるもの	タール未満のとさ。 1〜クタール以上3〜ク タール未満のとき。	1件	390,000円
			3〜クタール以上6〜クタール未満のとき。	1件	510,000円
			6ヘクタール以上10ヘク タール未満のとき。	1件	660,000円
			10ヘクタール以上のとき。	1件	870,000円

区分		相模原市			
開発行為の許可		に対する審査 1件		次に掲げる金額を合算し 円を超えるときは、870,	た金額。ただし、その金額が870,000 000円
	開発行為の変更許可の申請に			除く。)については、 を伴う場合にあってに の縮小を伴う場合にあ 応じ、1の項の開発区: に10分の1を乗じて得 (2) 新たな土地の開発区 号から第4号までに掲	近域への編入に係る法第30条第1項第1 げる事項の変更については、新たに D面積に応じ、1の項の開発区域の面 る金額
	市街化調整区域内における建築物の特例許可の申請に対する審査			1件	46,000円
	予定建築物等以外の建築等の許可の申請に対する審査			1件	26,000円
	開発許可を受けない市街化	0.1〜クタール未満の場合		1件	6,900円
		0.1〜クタール以上0.3〜クタール未満の場合		1件	18,000円
		0.3〜クタール以上0.6〜クタール未満の場合		1件	39,000円
		0.6〜クタール以上1〜クタール未満の場合		1件	69, 000円
	とであるもの	1〜クタール以上の場合		1件	97,000円

区分		相模原市			
開発行為の許可	BB 30 34 - T 2 17 12 2 16 16 0 7.	(1) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1へクタール未満のものである場合		1,700円	
	開発許可を受けた地位の承 継の承認申請に対する審査	(2) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1へクタール以上のものである場合	1件	2,700円	
		(3) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が(1)及び(2)以外のものである場合	1件	17,000円	
	開発登録簿の写しの交付		1枚	470円	

(別表9)

区分	相模原市		
建築許可、建築確認	建築物の敷地と道路との関係の建築の許可の申請に対する審査	1件	33,000円
	公衆便所等の道路内における建築の許可の申請に対する審査	1件	33,000円
	道路内における建築の認定の申請に対する審査	1件	27,000円
	公共用歩廊等の道路内における建築の許可の申請に対する審査	1件	160,000円
	壁面線外における建築の許可の申請に対する審査	1件	160,000円
	用途地域における建築等の許可の申請に対する審査	1件	180,000円
	特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	1件	160,000円
	建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	1件	160,000円
	建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	1件	33,000円
	建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査	1件	160,000円
	建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	1件	27,000円
	建築物の高さの許可の申請に対する審査	1件	160,000円
	日影による建築物の高さの特例の許可の申請に対する審査	1件	160,000円
	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対 する審査	1件	27,000円
	高度利用地区における建築物の容積率、建築物の建ペい率、建築面積又は壁面の位置 に関する特例の許可の申請に対する審査	1件	160,000円
	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	1件	160,000円
	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申 請に対する審査	1件	160,000円
	再開発等促進区等における建築物の容積率、建築物の建ペい率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1件	27, 000円
	再開発等促進区等における建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	1件	160,000円

区分		相模原市		
建築許可、建築確認	地区計画等の区域における公 限の適用除外に係る認定のF	公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制	1件	27,000円
	地区計画等の区域における発	圭築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	1件	160,000円
	建築物の各部分の高さに関す	前面道路の幅員に応じた建築物の容積率に関する特例又は ける制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1件	27,000円
	地区計画等の区域における類 審査	車築物の建ペい率に関する特例に係る認定の申請に対する	1件	27,000円
	地区計画等の区域内における 請に対する審査	5予定道路に係る建築物の容積率に関する特例の許可の申	1件	160,000円
	仮設建築物の建築の許可の日	申請に対する審査	1件	120,000円
	総合的設計による一団地の 建築物の特例の認定の申請 に対する審査	建築物の数が1又は2である場合	1件	78,000円
		建築物の数が3以上である場合	1件	78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た金額を加算した金額
	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例の認定の申請に対する審査	建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。) の数が1である場合	1件	
		建築物の数が2以上である場合	1件	78,000円に1を超える建 築物の数に28,000円を乗 じて得た金額を加算した 金額
	総合的設計による一団地の	建築物の数が1又は2である場合	1件	220,000円
	建築物の容積率又は各部分の京さに関する特別の表示	建築物の数が3以上である場合	1件	220,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た金額を加算した金額

区分	相模原市					
建築許可、建築確認	既存建築物を前提とした総 合的設計による建築物の容	建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。) の数が1である場合	1件	, , , , ,		
	積率又は各部分の高さに関	建築物の数が2以上である場合		220,000円に1を超える建 築物の数に28,000円を乗 じて得た金額を加算した 金額		
	一敷地内認定建築物以外の	建築物(一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合	1件	78,000円		
	建築物の建築の認定の申請に対する審査	建築物の数が2以上である場合	1件	78,000円に1を超える建 築物の数に28,000円を乗 じて得た金額を加算した 金額		
	一敷地内認定建築物以外の 建築物の建築に伴う容積率 又は各部分の高さに関する 特例の許可の申請に対する 審査	建築物(一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合	1件	220,000円		
		建築物の数が2以上である場合		220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た金額を加算した金額		
	一敷地内許可建築物以外の	建築物(一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合	1件	220,000円		
	放地内計可建築初込外の 建築物の建築の許可の申請 に対する審査	建築物の数が2以上である場合		220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た金額を加算した金額		
	一の敷地とみなすこと等の	認定又は許可の取消しの申請に対する審査	1件	6,400円に現に存する建 築物の数に12,000円を乗 じて得た金額を加算した 金額		
		都市計画に基づく建築物の容積率、建築物の建ペい率、外 する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1件			

区分		相模原市					
建築許可、建築確認	建築物を建築する場合の確認の申請に対する審査(確認の変更をして建築物を建	30平方メートル以内のもの	1件	5,000円			
	築する場合(移転する場合 を除く。)は、当該計画の	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件	9,000円			
	変更に係る部分の床面積の 2分の1(床面積の増加する 部分にあっては、当該増加	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件	14,000円			
	する部分の床面積)。建築 物を移転し、その大規模の 修繕若しくは大規模の模様	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件	19,000円			
	替をし、又はその用途を変 更する場合は、当該移転、 修繕、模様替又は用途の変	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件	34,000円			
	更に係る部分の床面積の2 分の1。確認を受けた建築 物の計画の変更をして建築	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のも の	1件	48,000円			
	物を移転し、その大規模の 修繕若しくは大規模の模様	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内の もの	1件	140,000円			
	替をし、又はその用途を変 更する場合は、当該計画の 変更に係る部分の床面積の	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内の もの	1件	240,000円			
	2分の1)であって、床面積 (当該建築に係る部分の床 面積をいう。以下この項か ら34の項までにおいて同 じ。)の合計が右に掲げる 区分ごとであるもの	50,000平方メートルを超えるもの	1件	460,000円			
		30平方メートル以内のもの	1件	10,000円			
		30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件	12,000円			
	建築物を建築する場合の完 了検査の申請に対する検査	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件	16,000円			
	(建築物を移転し、又はそ	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件	22,000円			
	の大規模の修繕若しくは大 規模の模様替をした場合に	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件	36,000円			
	あっては当該移転、修繕又 は模様替に係る部分の床面	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のも	1件	50,000円			
	積の2分の1)であって、床 面積の合計が右に掲げる区	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内の もの	1件	120,000円			
	分ごとであるもの	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内の もの	1件	190,000円			
		50,000平方メートルを超えるもの	1件	380,000円			

区分		相模原市		
建築許可、建築確認		30平方メートル以内のもの	1件	9,000円
		30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件	11,000円
	建築物を建築する場合で、	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件	15,000円
	中間検査をしたときの法第	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件	21,000円
	7条第1項の規定による完了 検査の申請に対する検査で	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件	35,000円
	あって、床面積の合計が右に掲げる区分ごとであるも	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件	47,000円
	D	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内の もの	1件	110,000円
		10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内の もの	1件	180,000円
		50,000平方メートルを超えるもの	1件	370,000円
		30平方メートル以内のもの	1件	9,000円
		30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件	11,000円
		100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件	15,000円
	建築物を建築する場合の中	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件	20,000円
	間検査の申請に対する検査 であって、床面積の合計が	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件	33,000円
	右に掲げる区分ごとである	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件	45,000円
	800	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内の もの	1件	100,000円
		10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内の もの	1件	160,000円
		50,000平方メートルを超えるもの	1件	330,000円
全体計画の認定	2以上の工事の全体計画の	認定又は変更の認定の申請に対する審査に係るもの	1件	120,000円

区分					
建築許可、建築確認		(1) 小荷物専用昇降機以外の建築設備((4)に該当する場	景合を除く。)	1件	9,000円
		(2) 小荷物専用昇降機((4)に該当する場合を除く。)		1件	4,000円
	建築設備の設置及び工作物	(3) 工作物((4)に該当する場合を除く。)		1件	8,000円
	の築造に関する確認の申請 に対する審査	(4) 確認を受けた建築設備又は工作物の計画の変更を	小荷物専用昇降機以外の 建築設備	1件	5,000円
			小荷物専用昇降機	1件	3,000円
			工作物	1件	4,000円
	建築設備及び工作物に関す	小荷物専用昇降機以外の建築設備		1件	13,000円
	る完了検査の申請に対する	小荷物専用昇降機		1件	8,000円
	検査	工作物		1件	9,000円
	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の承認の申請に対する審査			1件	120,000円

(別表10)

区分	相模原市						
屋外広告物許可	はり紙		1月以内	100枚 (100枚未満であるとき、 又はその枚数に100枚未満の端数があるときは、 その満たない数又はその端数は、100枚として計算する。)	500円		
	はり札及び電柱又は街灯柱	を利用するもの	1年以内	1枚	50円		
	立看板	紙張又は布張のもの	1月以内	1基	100円		
	立有似	木製又は金属製のもの	3月以内	1基	100円		
	のぼり旗		1月以内	1本	100円		
	広告塔、広告板及びアー ケードに設置するもの	照明装置のないもの	3年以内 1基	1 (ただし、広告等に使用さ 表面積が5平方メートルを きは、1,500円にその超え メートル又はその端数ご 1,500円を加算した金額)	超えると る5平方		
		照明装置のあるもの	3年以内 1 基	2 (ただし、広告等に使用さ 表面積が5平方メートルを きは、2,400円にその超え メートル又はその端数ご 2,400円を加算した金額)	超えると る5平方		
	アーチ	照明装置のないもの	of N. H.	1基	6,000円		
	7-7	照明装置のあるもの	3年以内	1基	9,000円		
	710.00	照明装置のないもの	1004	1個	1,000円		
	アドバルーン	照明装置のあるもの	1月以内	1個	1,500円		
	広告幕		1月以内	1張	200円		
	電車、自動車等の外面を利	用するもの	1年以内	1台	500円		
	標識柱を利用するもの		1年以内	1枚	50円		

協議第27号

補助金、交付金等の取扱いについて

補助金、交付金等の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出

相模原市・城山町合併協議会会長 小川 勇夫

補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、実情等に配慮して次のとおり調整する。

なお、義務的補助金を除く全ての補助金、交付金等について、合併後においても補助効果 等を踏まえて見直しを行う。

- 1 同一又は同種の団体・事業等に対する補助制度は、統合の方向で調整する。
- 2 各市町独自の団体・事業等に対する補助制度は、合理的な理由がある場合については、 当面現行制度を認めるが、市域全体の均衡を保つように原則合併後3年以内を目途に調整す る。

補助金、交付金等の取扱いについて

1 補助金

一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なく支出するものである。

補助金は本来、地方公共団体が独自の判断によって支出する直接補助が多いが、一方では国の施策に基づき国から補助金を受けて地方公共団体が間接的に補助をする場合もある。 補助金には、法令に基づくものと予算措置によって行われるものの二種類がある。

2 交付金

法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託 している場合において当該事務処理の報償として支出するものであり、委託金が法令の規 定又は私法上の契約による行政事務執行上の委託であるのに対し、交付金はもっぱら報償 として一方的に交付されるものである。

3 負担金

法令又は契約等によって、地方公共団体が負担するもので、次の二つに大別される。

- ① 特定の事業から受ける受益に対して、その事業に要する経費の全部又は一部の金額を 支出するもの。
- ② 一定の事業等について、財政政策上又はその他の見地から定められた負担割合に応じて負担するもの。

なお、任意に各種団体を地方公共団体が構成しているとき、その団体の必要経費に充てるため構成各団体が取り決められた費用を支出するものも、負担金として扱われる。

補助金・交付金等の現況比較

1 補助金・交付金一覧(同一・同種)

専門部会	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
企画部会	国際化推進事業支援金	津久井国際交流の会補助金			
	職員厚生会交付金			町職員親睦会厚生費交付金	
総務部会	自主防災組織活動助成金	自主防災組織助成金・自主 防災組織資機材整備費補助 金	自主防災組織活動助成金	自主防災組織活動助成金	
	相模原市民生委員児童委員 協議会運営補助金			民生委員児童委員協議会補 助金	町民生委員等活動費補助金
	神奈川人権センター人権関 係啓発事業補助金			神奈川県人権センター啓発 活動、研修事業補助金	神奈川人権センター補助金
	横浜国際人権センター人権 関係啓発事業補助金			横浜国際人権センター補助 金	横浜国際人権センター補助 金
	相模原市社会福祉協議会運 営助成費(運営費)			社会福祉協議会運営費補助	町社会福祉協議会育成費補
	相模原市社会福祉協議会運 営助成費(職員給与費)			金	助金
	相模原市戦没者遺族会補助 金			城山町遺族会補助金	町遺族会補助金
保健福祉部会	相模原市保護司会補助金			城山町保護司会補助金 相模原・津久井地区保護司 会助成金	藤野分区保護司会補助金 相模原・津久井地区保護司 会補助金
	相模原市シルバー人材セン ター運営費補助金			城山町生きがい事業団運営 費補助金	
	相模原市老人クラブ連合会 運営費補助金			城山町老人クラブ連合会補 助金 城山町単位老人クラブ補助 金	
	障害者・高齢者財産保全管 理センター運営費補助金			地域福祉権利擁護補助金	
	相模原市身体障害者連合会 補助金	町身体障害者福祉会補助金	町身体障害者福祉会補助金	城山町身体障害者福祉会補 助金	

専門部会	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
	相模原市肢体不自由児者父 母の会補助金	町肢体不自由児者父母の会 補助金		城山町肢体不自由児父母の 会補助金	
	相模原市手をつなぐ育成会 補助金	町のぞみの会補助金			
	障害者地域作業所補助金			精神障害者地域作業指導事 業負担金	藤野町障害児者地域作業所 運営費補助金 精神障害者地域作業所運営 費補助金
	障害者小規模通所授産施設 補助金			精神障害者小規模通所授産 施設運営費補助金	
保健福祉部会	精神障害者地域生活支援セ ンター家賃等助成			精神障害者地域生活支援事 業補助金	
	生活ホーム等設置費補助金				知的障害者生活ホーム設置 運営費補助金
	生活ホーム等家賃助成			精神障害者グループホーム 等家賃助成事業補助金	生活ホーム運営費等補助金
	福祉的就労協力事業所補助 金			知的障害者福祉的就労協力 事業所奨励金	知的障害者福祉的就労協力 事業所奨励金
	認定保育室補助金			認定保育施設補助金	
	認定外保育施設支援事業			届出保育施設利用支援事業	
	予防接種助成金			予防接種費用助成金	障害児予防接種費助成金
保健所部会	食品衛生協会運営事業補助 金			津久井食品衛生協会城山支 部助成金 津久井食品衛生協会城山料 飲支部助成金	
市民部会	相模原市自治会連合会補助 金	町自治会連合会助成金			
	コミュニティ助成事業助成 金	コミュニティ助成事業助成 金	コミュニティ助成事業助成 金	コミュニティ施設等整備事 業補助金	コミュニティ助成事業助成 金
	自治会等集会所建設補助金	自治会集会所建設費補助金	地域集会所管理補助金		藤野町地区集会所建設事業 補助金

専門部会	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
	相模原市行政相談委員連絡会補助金			城山町行政相談委員・人権 擁護委員連絡会補助金	藤野町人権擁護委員行政相 談委員連絡会補助金
	相模原人権擁護委員協議会 補助金			推 谩 安貝 巴 昭云 冊 切 並	吹 安貝 <u></u>
市民部会	(財) 法律扶助協会神奈川 県支部補助金			(財)法律扶助協会神奈川 県支部補助金	(財) 法律扶助協会神奈川 県支部補助金
	防犯灯維持管理費補助金	防犯灯維持管理費補助金			
	相模原連合防犯協会運営費補助金 相模原南連合防犯協会運営費補助 金	津久井地区防犯協会補助金	相模湖地区防犯協会補助金	津久井郡連合防犯協会負担 金	津久井郡連合防犯協会負担 金
	相模原商工会議所補助金	津久井町町商工会補助金	相模湖町商工会助成金	城山町商工会補助金 地域振興ビジョン推進事業 費補助金	藤野町商工会補助金
	小企業小口資金利子補給金	中小企業設備資金利子補給金(既存分)			中小企業設備資金利子補給 金
	中小企業事業資金信用保証 料補助金			信用保証料補助金	
	相模原納涼花火大会補助金		さがみ湖湖上祭分担金		
	相模原市観光協会補助金	町観光協会補助金	相模湖観光協会宣伝負担金	町観光協会補助金	藤野町観光協会補助金
経済部会	中小企業退職金共済掛金補 助金			町中小企業退職金共済制度 加入奨励補助金	
	相模原·津久井地域労働者 福祉協議会補助金			相模原・津久井地域労働者 福祉協議会補助金	相模原・津久井地域労働者 福祉協議会補助金
	湘北建築高等職業訓練校補 助金			湘北建築高等職業訓練校補 助金	湘北建築高等職業訓練校負 担金
	農業経営改善支援センター 設置事業補助金			郡農業経営改善支援セン ター活動費負担金	郡農業経営改善支援セン ター補助金
	有害鳥獣駆除対策事業補助 金	町鳥獣被害対策協議会補助金 農作物獣害防護事業補助金	町野猿対策協議会補助金	いのしし被害防護事業費補 助金	町野猿対策協議会補助金
	生活改善グループ連絡会補 助金			町女性農業者連絡協議会助 成金	
	農業近代化資金利子補給金			農業制度資金利子補給金	農業近代化資金等利子補給 金

専門部会	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
経済部会	(社) 相模原市畜産振興協 会運営管理費補助金	町酪農振興協議会補助金		郡畜産振興協議会負担金 (仮)	津久井郡畜産振興協議会負 担金
	(社) 相模原市畜産振興協 会事業費補助金		家畜防疫事業助成金 酪農経営改善事業費補助金 畜産共進会出品補助 家畜排泄物処理施設設置費 奨励金	家畜防疫環境衛生対策事業 補助金 受精卵移植技術定着事業補 助金 畜産施設等整備事業補助金	家畜防疫対策事業補助金 優良乳用牛購入事業補助金 家畜舎衛生対策事業補助金 受精卵移植技術定着事業補 助金
	諏訪森下用水組合運営事業 補助金			水田揚水費補助金	
	合併処理浄化槽設置補助金	合併処理浄化槽設置費補助 金	合併処理浄化槽設置費補助 金	合併処理浄化槽設置整備事 業費補助金	合併処理浄化槽設置費補助 金
環境保全部会	みどりの協会補助金			緑化推進事業助成金	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	相模川を愛する会補助金	中道志川トラスト協会補助 金			
	保存樹林・樹木奨励金			緑化推進事業助成金	
	集団資源回収事業補助金	集団資源回収事業補助金	集団資源回収事業補助金	集団資源回収実施団体奨励 金	資源回収実施団体奨励金
環境事業部会	相模原市美化運動推進協議 会補助金	環境美化推進協議会補助金			
	生ごみ処理容器購入費補助 金			生ごみ処理容器設置費助成 金	ゴミ減量化補助金
	バス停留所等上屋設置補助 金			バス停留所上屋設置事業補 助金	
都市部会	バスロケーションシステム 車載器設置補助金			バスロケーションシステム 車載器設置補助金	
	生活交通確保対策補助金			生活交通路線維持費補助金	生活交通確保対策補助金
教育総務部会	相模原市私立幼稚園就園奨 励補助金			私立幼稚園就園奨励費補助金 私立幼稚園就園費補助金	藤野町私立幼稚園就園奨励 費補助金
	相模原市私立幼稚園教育振 興補助金			私立幼稚園就園費補助金	
	相模原市中学校体育連盟補 助金			相模原市中学校体育連盟負 担金	相模原市中学校体育連盟負 担金

専門部会	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
信制教 県	神奈川県高等学校定時制通 信制教育振興会補助金			神奈川県高等学校定時制通 信制教育振興会補助金	神奈川県高等学校定時制通 信制教育振興会負担金
	県央県北地区高等学校定時 制通信制教育振興会補助金			県央県北地区高等学校定時 制通信制教育振興会助成金	県央県北地区高等学校定時 制通信制教育振興会補助金
	児童生徒指導対策助成金			校内生活指導費補助金(中 学校)	
	進路指導対策助成金			進路指導費補助金	
	相模原市学校保健会補助金			相模原市学校保健会分担金	相模原市学校保健会分担金
	相模原市立小中学校視聴覚 教育研究会補助金				視聴覚教育研究会補助金
	相模原市支援教育研究会補 助金				障害児学級交流会補助金
学校教育部会	相模原市立学校教職員互助 会補助金			城山町教職員互助会助成金	藤野町教職員互助会助成金
	相模原市立小中学校 P T A 連絡協議会補助金	町PTA連絡協議会補助金	町PTA育成事業費補助金	町PTA連絡協議会補助金	町PTA連絡協議会補助金
	相模原市地域婦人団体連絡 協議会補助金	町婦人会連絡協議会補助金	女性団体育成費補助金		女性組織活動育成補助金
生涯学習部会	相模原市文化協会補助金	町文化協会助成金	文化協会各種活動補助金	町文化協会補助金	町文化団体育成活動補助金
工任于目的云	指定・登録文化財保存管理 奨励金	鳥屋獅子舞保存会補助金		町指定重要文化財等保存管 理奨励金	
	(財) 相模原市体育協会事 業費補助金	津久井町体育協会補助金	相模湖町体育協会補助金	町体育協会補助金	町体育協会補助金
	(財) 相模原市体育協会管 理費補助金	件		四 体 自 勋 云 州 坝 亚	可体自励去性功並
生涯学習部会	相模原市子ども会育成連絡 協議会運営補助金	町子供会育成団体連絡協議 会助成金 子ども会育成会補助金	地区育成団体連絡協議会活 動費補助金 単位子ども会育成会事業費 補助金 郡子ども会育成団体連絡協 議会分担金	町青少年育成団体連絡協議 会補助金 町青少年育成会活動費補助 金	青少年団体等地域活動推進 事業補助金
議会部会	相模原市議会政務調査費			議員政務調査費	

専門部会	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
消防部会	相模原市消防団共済組合補 助金				消防団員福祉共済掛金
	相模原市消防団運営交付金			消防団活動助成金	本・分団活動報償金

補助金・交付金等の現況比較

2補助金·交付金一覧(市町独自)

専門部会	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
	地域創生まちづくり協働事 業交付金	町録音奉仕会補助金	相模湖町土地開発公社補助 金	城山町土地開発公社補助金	藤野ふるさと芸術村メッセージ 事業実行委員会補助金
	新市市民交流事業補助金		録音奉仕会「かつら」補助金		
	パートナーシップ事業助成金		かおる文化とうるおいの町 づくり推進事業補助金		
	フォトシティさがみはら実 行委員会補助金				
	相模原市邦舞三曲連盟補助 金				
	国際化推進事業支援金				
企画部会	相模原市民文化財団事業費 補助金				
	相模原市民文化財団運営費 負担金				
	相模原市民文化財団運営費 負担金(派遣法分)				
	銀河連邦サガミハラ共和国 事業補助金				
	緊急一時保護施設運営補助金				
	男女共同参画にかかわる研 究活動助成金				
	米軍基地返還促進市民協議 会補助金				
	(財) 相模原市都市整備公 社補助金		地域振興施設整備事業補助 金		
総務部会			県民の警察官表彰賛助金		
			アマチュア無線局助成金		

専門部会	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
	全国民生委員児童委員互助 共励事業補助金	地域福祉推進体制整備補助 金	ふれあいのまちづくり運営 費補助金	城山町赤十字奉仕団補助金	重度心身障害者住宅設備改 良費助成金
	あじさい会館売店運営費補 助金	中野地区敬老会運営費助成 金	郡医師会負担金	重度障害者住宅設備改良費 補助金	身体障害者用自動車改造費 助成金
	社会福祉事業振興資金補助 金	三ケ木地区敬老会運営費助 成金		身体障害者用自動車改造費 助成金	下肢等障害者自動車運転訓 練費助成金
	社会福祉事業団運営助成費			下肢等障害者自動車運転訓 練費補助金	身体障害者手帳診断料補助 金
	地区社会福祉協議会育成推 進事業補助金			身体障害者手帳診断料助成 金	郡精神障害者地域作業所通 所交通費助成金
	社会福祉基金運用事業補助 金			城山町めばえ会補助金(訓 練会)	藤野町障害者等共同作業所たん ぽぽの家通所交通費助成金
	在宅福祉サービス運営費補 助金			障害者施設等通所交通費助 成金	町社会福祉委員協議会活動 費補助金
	相模原原爆被災者之会補助 金			町民たすけあいサービス事 業補助金	知的障害者福祉的就労協力 事業所奨励交付金
保健福祉部会	相模原市福祉のまちづくり 推進協議会補助金			地域福祉権利擁護補助金	チャイルドシート購入費補 助金
	相模原市社会を明るくする 運動補助金			城山町すみれ会補助金(ひ とり暮らし高齢者)	
	相模原市更生保護女性会補 助金			高額障害福祉サービス費	
	防災ボランティア推進事業 補助金			社会福祉法人等職員事業費	
	生活保護施設運営費補助金				
	低所得者緊急援護貸付資金 交付金				
	生活福祉資金利子補給交付 金				
	地域福祉推進補助金				
	障害者歯科診療所運営費補 助金				
	休日急病医科診療所運営費 補助金				

専門部会	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
	休日急患歯科診療所運営費 補助金				
	休日夜間急患調剤薬局運営 費補助金				
	外科系救急医療体制支援事 業補助金				
	休日柔道整復施療所運営費 補助金				
	津久井地域急病診療所事業 費補助金				
	「健康さがみはら」発行事 業補助金				
	高度医療機器共同利用事業 補助金				
	高度医療機器設備整備費補 助金				
保健福祉部会	地域医療協力事業補助金 (北里大学病院分)				
水灰佃佃加 五	地域医療協力事業補助金 (相模原協同病院分)				
	「看護の心」啓発普及事業 補助金				
	院内保育施設運営費補助金				
	相模原市ナースセンター運 営費補助金				
	相模原看護専門学校運営費 補助金				
	相模原准看護学院運営費補 助金				
	相模原市医師会運営事業補 助金	-			
	相模原歯科医師会運営事業 補助金				
	相模原市薬剤師会運営事業 補助金				

専門部会	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
	生きがい農園運営費補助金				
	特養ホーム等建設費借入償 還金補助金				
	軽費老人ホーム事務費補助 金				
	高齢者福祉施設運営費補助 金				
	施設入所高齢者福祉給付金 支給事業補助金				
	介護老人保健施設建設費借 入償還金補助金				
	社会福祉法人利用者負担助 成事業				
	子どもの広場施設賠償責任 保険料補助金				
保健福祉部会	民間児童クラブ運営費補助 金				
床 使 佃 位 即 云	子どもの広場整備等補助金				
	幼児養育費支給費(3歳 児)				
	幼児養育費支給費(4歳 児)				
	幼児養育費支給費(5歳 児)				
	母子福祉資金等利子補給交 付金				
	自立支援教育訓練給付金				
	母子家庭高等技能訓練促進 費				
	コミュニティ保育推進事業 補助金				
	相模原保育ウィーク実行委 員会補助金				

専門部会	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
	相模原市保育士会補助金				
	相模原市私立保育園長会補 助金				
	相模原保育室連絡協議会補 助金				
	保育センター運営費補助金				
	乳児保育促進事業補助金				
	借入償還金補助金				
	民間保育所土地賃借料補助 金				
	分園施設賃借料補助金				
保健福祉部会	分園運営費補助金				
体使価値部分	一時保育促進事業補助金				
	時間延長型保育事業補助金				
	休日保育推進事業補助金				
	産休等代替職員雇用費補助 金				
	認可外保育施設支援事業補 助金				
	施設整備費補助金				
	相模原市障害児者福祉団体 連絡協議会補助金				
	相模原市精神障害者家族会 (みどり会)補助金				
	身体障害者ケア付住宅運営事業 補助金 (シャローム分)				

専門部会	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
	身体障害者ケア付住宅家賃 助成				
	重症心身障害児施設建設資 金借入償還金補助金				
	相模原市傷痍軍人会補助金				
	相模原市腎友会補助金				
	相模原失語症友の会補助金				
	在宅障害者家庭内作業指導 補助金				
	障害者地域活動センター運 営費補助金				
	神奈川県知的障害者スポー ツ大会補助金				
保健福祉部会	障害者地域作業所等健康診 断事業補助金				
体使佃仙部云	障害者一時ケア補助金				
	相模原市自閉症児・者親の 会補助金				
	相模原市障害者地域作業所 等連絡協議会補助金				
	障害福祉施設運営費補助金				
	知的障害者更生施設建設資 金借入償還金補助金				
	知的障害者授産施設建設資 金借入償還金補助金				
	知的障害者福祉ホーム建設 資金借入償還金補助金				
	民営鉄道駅舎垂直移動施設 整備事業補助金				
	特別養護老人ホーム等建設 費補助金				

専門部会	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
	相模原市母親クラブ連絡協 議会補助金				
保健福祉部会	相模原市在宅ケア対策事業 補助金				
	相模原高齢者よい歯のコン クール事業補助金	郡医師会肺疾患研究会助成金	郡医師会肺疾患研究会助成金	津久井郡医師会肺疾患研究 助成金	郡医師会肺疾患研究会助成金
	高齢者等歯科保健医療事業 補助金	健康つくい普及員連絡会補 助金		津久井郡訪問歯科推進事業 補助金	津久井郡訪問歯科事業助成金
	地域住民検診事業補助金			城山町食生活改善推進協議 会助成金	
	成人病栄養相談指導事業補 助金				
	妊婦健康診査助成1回目				
	妊婦健康診査助成2回目				
	健康診査費助成(8か月児健 診)				
保健所部会	健康診査費助成(1歳児健診)				
	健康診査費助成(1歳6か月 健診)				
	神奈川県小児保健協会補助 金				
	結核健康診断事業補助金				
	市医師会サーベイランス事 業補助金				
	食品衛生推進委員、指導員 活動補助金				
	犬・猫不妊去勢手術補助金	_		_	
	食中毒予防キャンペーン事 業補助金				

専門部会	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
	地域情報紙発行、配送費補 助金	津久井郡暴力団排除活動推 進協議会助成金		津久井郡暴力団排除活動推 進協議会補助金	太陽の市場実行委員会補助 金
	地域市民まつり助成金	中野山林管理委員会補助金		火葬費助成金	津久井郡交通安全協会(藤 野)(牧野)支部補助金
	相模原交通安全協会補助金 相模原南交通安全協会補助金 相模原北交通安全協会補助金			防犯指導員活動補助金	藤野町幼児交通安全クラブ 補助金
	自治会等集会所賃借料補助 金	各地区地域振興協議会助成 金		津久井交通安全協会城山支 部補助金	藤野町交通安全対策協議会 補助金
	神奈川県建設連合国民健康 保険組合補助金	三ヶ木財務委員会助成金			
	神奈川県医師国民健康保険 組合補助金	津久井町交通指導隊運営費 交付金			
	神奈川県歯科医師国民健康 保険組合補助金	地域振興特例事業補助金			
	神奈川県建設業国民健康保 険組合補助金	各地区地域振興協議会補助 金			
市民部会	神奈川県薬剤師国民健康保 険組合補助金	鳥屋地域振興協議会助成金			
	神奈川県食品衛生国民健康 保険組合補助金	串川地域振興協議会助成金			
	建設連合国民健康保険組合 (神奈川支部)補助金	青根地区コミュニティ委員 会運営費助成金			
	防犯モデル地区活動費補助 金	青野原地域振興協議会助成金			
	相連防 防犯灯整備費補助金 南連防 防犯灯整備費補助金	青根地域振興協議会助成金			
	安全・安心まちづくり推進 協議会補助金	地域まちづくり委員会補助 金			
	防犯灯設置費補助金	広場整備費補助金			
	相模原市消費者団体連絡会 補助金				
	人間ドック助成費				

専門部会	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
	体質強化支援資金利子補給 金	郡農産物直売事業連絡協議 会補助金	郡農産物直売事業連絡協議 会助成金	郡農産物直売事業連絡協議 会交付金	津久井郡農産物直売事業連 絡協議会補助金
	起業支援資金利子補給金	郡森林組合補助金	郡森林組合補助金	郡森林組合事業活動促進費 補助金	郡森林組合補助金
	中小企業研究開発補助金	津久井湖魚族放流事業助成 金	相模湖魚族委員会補助金 ワカサギ津久井湖放流補助金	水田共同防除事業補助金	協力協約推進事業補助金
	景気対策特別小口資金利子 補給金	「水源の森林づくり事業」 協力協約推進事業費補助金	「水源の森林づくり事業」 協力協約推進事業費補助金	茶病害虫防除対策事業補助 金	魚族保護推進事業補助金
	景気対策特別資金利子補給金	津久井湖観光センター運営 費補助金	樹・水・星のカーニバル開 催事業補助金	花き病害虫防除対策事業補 助金	津久井郡観光振興対策協議 会負担金
	倒產関連防止資金利子補給 金	神之川林道開設改良事業助 成金	特産物推進協議会補助金	北相地域農業改良事業協議 会助成金	和田鯉のぼり谷渡しの会補 助金
	中小企業景気対策特別融資 信用保証料補助金	森林ミュージアム推進委員 会補助金	さがみこファームフェスタ 運営費補助金	県茶業振興協議会負担金	やまなみ五感体験ツアー実 行委員会補助金
	販路開拓支援事業補助金	道志ダム関連地域環境整備 事業補助金	ふるさとの森事業推進組合 助成金	枝打推進事業補助金	佐野川茶生産組合助成金
経済部会	工業団体活動促進事業補助 金			除間伐推進事業補助金	まちづくり助成助成金
胜语即云	ビジネススクール補助金			地域活性化イベント事業補 助金	菅井農業小学校運営補助金
	相模原市産業振興財団運営 費補助金			津久井郡農業経営近代化協 会負担金	農とみどりの整備事業補助 金
	中小企業施設整備特別融資 利子補給金			神奈川県土地改良事業団体 連合会賦課金	佐野川茶業工場施設修繕補 助金
	中小企業施設整備特別融資 信用保証料補助金			神奈川県土地改良事業団体 連合会支部賦課金	沢井地区鳥獣害対策協議会 補助金
	企業立地奨励補助金			小倉松並木景観保存事業補 助金	ふじの里山くらぶ補助金
	燃料電池普及推進事業補助 金				
	コミュニティビジネス融資 利子補給金				
	コミュニティビジネス信用 保証料補助金				
	商業地形成事業融資資金利 子補給金				

専門部会	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
	商業地形成事業融資資金信 用保証料補助金				
	上溝地区まちづくり推進事 業補助金				
	淵野辺地区まちづくり推進 事業補助金				
	相原・二本松地区まちづく り推進事業補助金				
	商店街共同駐車場維持補助 金				
	相模原市営自動車駐車場回 数券共同購入事業補助金				
	商店街街路灯修繕費補助金				
	商店街ステップアップ事業 補助金				
経済部会	空き店舗活用事業補助金				
胜钥即云	商店街イベント事業補助金				
	商業団体等活動促進事業補 助金				
	商店街後継者支援事業補助 金				
	ジュニア商人体験事業補助 金				
	水郷田名新堀用水路を愛す る会運営事業補助金				
	橋本七夕まつり				
	相模の大凧まつり補助金				
	上溝夏祭り補助金				
	泳げ鯉のぼり相模川補助金				

専門部会	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
経済部会	東林間サマーわぁ!ニバル 補助金				
	相模大野まんどうまつり補 助金				
	相模ねぶたカーニバル補助 金				
	よさこいまつり補助金				
	商業地形成事業商店街環境 整備事業補助金				
	公衆浴場設備整備費補助金				
	勤労者住宅資金利子補給金				
	商工会議所特定退職金共済 掛金補助金				
	労働祭補助金 (地域連合)				
	(財) 神奈川県駐労福祉センター補助金				
	労働祭補助金 (総連合)				
	相模原・津久井労働災害防 止団体連絡協議会補助金				
	県民のいのちとくらしを守 る県民のつどい補助金				
	相模原市中小企業勤労者福 祉サービスセンター補助金				
	営農指導員設置事業補助金				
	農作業受託オペレーター設 置事業補助金				
	実験圃場整備事業補助金				
	農地流動化助成金				

専門部会	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
	環境保全型農業推進事業補 助金				
	野菜振興対策事業補助金				
	景観草花栽培事業補助金				
	援農システム整備事業補助 金				
	新規就農者等研修奨励金				
	新規就農者農作業オペレー ター支援				
	野菜生産出荷奨励金事務取 扱交付金				
	野菜生産出荷奨励金				
経済部会	農協出荷奨励金				
在 付 即 云	農業まつり補助金				
	さがみはら市民朝市補助金				
	農業体験学習事業補助金				
	下大島用水組合運営事業補 助金				
	認定農業者育成事業補助金				
	果樹振興対策事業補助金				
	相模原市果実組合補助金				
	牛海綿状脳症関連特別資金 利子補給金				
	商店街街路灯電気料補助金				

専門部会	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
経済部会	農業経営基盤強化資金利子 補給金				
胜伊即云	中心市街地活性化事業補助 金				
環境保全部会	住宅用太陽光発電設備設置 補助金	合併処理浄化槽設置替奨励 金		保護動植物指定区域土地所 有者等助成金	
	小規模雨水利用設備設置補 助金	集中浄化槽維持管理経費補 助金		自然コミュニオンエリア推 進団体助成金	
環境保全部会	住宅用太陽熱高度利用シス テム設置補助金			城山自然の家協会助成金	
	低公害自動車購入奨励金				
環境事業部会	集団資源回収事業用物品整 備補助金	ごみ箱設置費補助金	ごみ箱設置費補助金		ゴミ集積箱設置費補助金
	資源分別回収事業補助金			一般家庭浄化槽清掃経費補 助金	浄化槽清掃費補助金
	小田急多摩線延伸促進協議 会補助金				
	相模原市公共交通整備促進 協議会補助金				
	ノンステップバス導入補助 金				
	バス停留所等ベンチ設置補 助金				
都市部会	公共車両優先システム車載 器設置補助金				
11111111111111111111111111111111111111	橋本6丁目D地区優良建築物等 整備事業補助金				
	上鶴間道正山土地区画整理 事業補助金				
	民間自転車駐車場維持管理 補助金				
	民間自動車駐車場整備利子 補給金				
	民間自転車駐車場整備資金 利子補給金				

専門部会	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
	A地区市街地再開発事業補 助金				
都市部会	A地区市街地整備事業負担 金				
	A地区市街地整備事業負担 金(本年度分)				
	運営費等補助金				
建築部会	検査点検費用補助金				
	建設資金利子補給補助金				
	相模原市みちの協会運営費 補助金			水洗便所改造等奨励金	主要地方道山北藤野線改良 整備促進協議会運営補助金
	相模原市幹線道路網整備促 進協議会運営補助金			水洗便所改造等資金融資斡 旋及び利子補給金	下水道排水設備の水洗便所 改造等工事費特別助成金
	雨水浸透施設設置助成金			水洗便所改造等工事費特別 助成金	下水道排水設備の水洗便所 改造等助成金
土木部会	相模原市水洗化工事費特別 助成金				下水道排水設備の水洗便所改造等 資金融資あっせん及び利子補給
					農業集落排水設備の水洗便 所改造等助成金
					農業集落排水設備の水洗便 所改造等工事費特別助成金
					簡易水道事業等補助金
					小規模簡易水道全項目検査 補助金
教育総務部会	(社) 相模原市幼稚園協会 補助金			町校長会補助金	町校長会補助金
	相模原幼児教育協議会補助 金			町教頭会補助金	町教頭会補助金
	相模原市私立幼稚園園児健 康診断補助金			対外派遣費補助金(小学 校)	学校経営等研究費補助金 (小学校)
	相模原市私立幼稚園障害児 教育助成金			対外派遣費補助金(中学 校)	学校経営等研究費補助金 (中学校)

専門部会	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
	中学校課外活動助成金			校内研究費補助金(小学 校)	幼稚園経営研究補助金
	相模原市立小中学校教育器 楽合奏研究会補助金			校内研究費補助金(中学 校)	情報発信補助金(小学校)
	相模原市学校図書館協議会 補助金			湘南小学校児童バス通学費 補助金	情報発信補助金(中学校)
	相模原市私立幼稚園預かり 保育補助金			遠距離通学費補助金(中学 校)	統廃合関連校思い出づくり 実行委員会補助金
教育総務部会	相模原市私立幼稚園地域子 育て支援推進事業補助金				大会等出場経費助成金
	相模原市学校給食運営協議 会補助金				小学校通学費助成金
	相模原市立小学校教育研究 会補助金				中学校通学費助成金
	相模原市立中学校教育研究 会補助金				藤野小学校設置連絡協議会 補助金
					学校事務職員研修会補助金
	相模原市青少年相談員協議 会運営費補助金			国際交流教育推進事業補助 金	町教育委員会指定研究補助 金(小学校)
				夢のびやか教育推進事業費 (小学校)	町教育委員会指定研究補助 金(中学校)
				夢のびやか教育推進事業費 (中学校)	授業改革研究補助金
学校教育部会				野外体験研修費補助金(小 学校)	
				環境保全・啓発補助金(小 学校)	
				情操教育推進事業補助金 (中学校)	
				社会福祉研究活動費補助金 (中学校)	
生涯学習部会	相模原市社会教育関係団体 事務室利用者協議会補助金	家庭教育学級開催費補助金	相模湖体育振興協会補助金	家庭教育学級開催費補助金	青少年健全育成・伝承活動 補助金
生涯子育部会	相模原市女性学習グループ 連絡協議会補助金	津久井城山を愛する会補助 金		公民館まつり実行委員会補 助金	県総合体育大会選手派遣補 助金

専門部会	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
	相模原市民吹奏楽団補助金	尾崎行雄を全国に発信する 会補助金		城山の教育を考える会補助 金	文化祭実行委員会補助金
	相模原市民交響楽団補助金	地区文化祭開催費補助金		町体育振興奨励金	成人式実行委員会補助金
	相模原市合唱連盟補助金	遙かな友に道志川合唱祭開 催事業補助金		町体育団体育成補助金	地区スポーツ振興事業補助 金
	市民合同演奏会補助金	尾崎咢堂杯争奪青年演説大 会実行委員会補助金		県総合体育大会派遣費	社会教育団体物品等助成金
	青少年音楽団体育成補助金	津久井体育振興会助成金		神奈川県陸上競技協会一時 登録料	子どもソフトボール大会支 援補助金
	相模原市音楽等コンクール 参加奨励金	宮ヶ瀬湖マラソン大会実行 委員会補助金			青少年育成事業補助金
	公民館運営協議会等活動費 補助金	グリーンカレッジ運営費補 助金			市町村駅伝競走大会派遣補 助
	相模原市公民館連絡協議会 補助金				神奈川国体記念大会運営補 助
	相模原市民俗芸能保存協会 補助金				やまなみクロスカントリー駅伝 競走大会実行委員会補助
生涯学習部会	相模原市文化財研究協議会 補助金				各種目協会補助金
	相模原市スポーツ大会出場 奨励金				
	相模原市体育指導委員連絡 協議会運営補助金				
	(財) 相模原市体育協会派 遣職員人件費等補助金				
	相模原市青少年健全育成組 織補助金				
	地域・子どもふれあい事業 補助金				
	学生交流ネットワーク事業 補助金				
	市民企画提案型事業補助金 (相模原と山形の子どもたち による自然体験作品展)				
	相模原市青少年指導員連絡 協議会運営補助金				

専門部会	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
	相模原市少年鼓笛バンド連 盟運営補助金				
生涯学習部会	相模原市少年少女合唱団育 成会運営補助金				
	ボーイスカウト・ガールス カウト相模原連絡協議会運 営補助金				
	不在者投票交付金			明るい選挙推進協議会補助 金	明るい選挙推進協議会運営 費助成金
	ポスター作成交付金				
選挙管理委員 会部会	選挙運動用自動車交付金 (個別契約)				
	選挙運動用自動車交付金 (ハイヤー契約)				
	選挙運動用通常はがき交付 金				
消防部会	相模原市防災協会補助金				

協議第28号

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出

相模原市 • 城山町合併協議会会長 小川 勇夫

1 一部事務組合の取扱い

城山町が加入している神奈川県市町村職員退職手当組合については、合併の期日の前日をもって脱退し、その事務は、新市に引き継ぐ。

2 事務の委託の取扱い

(1) 公平委員会事務委託

城山町が神奈川県に委託している公平委員会事務については、合併の期日の前日をもって廃止し、その事務は、新市に引き継ぐ。

(2) 公共下水道使用料徵収事務委託

城山町が神奈川県に委託している公共下水道使用料徴収事務については、合併の期日 の前日をもって廃止し、その事務は、新市に引き継ぐ。

(3) 一般廃棄物処理事務委託

城山町が相模原市に委託している一般廃棄物処理事務については、合併の期日の前日をもって廃止し、その事務は新市に引き継ぐ。

(4)消防事務委託

城山町が相模原市に委託している消防事務については、合併の期日の前日をもって廃 止し、その事務は新市に引き継ぐ。

3 土地開発公社の取扱い

城山町に設置されている城山町土地開発公社については、合併の期日の前日までに解散 し、その事務及び財産は、新市及び相模原市土地開発公社に引き継ぐ。

相模原市に設置されている相模原市土地開発公社については、新市において存続する。

4 第3セクターの取扱い

相模原市に設置されている民法法人・商法法人等については、新市において存続する。

一部事務組合等について

1 一部事務組合について

一部事務組合とは、都道府県、市町村及び特別区が、その事務の一部を共同処理するために設ける地方公共団体の組合で、法人格を持つ特別地方公共団体である。

一部事務組合の設立は、関係地方公共団体の協議により規約を定め、都道府県の加入するものは総務大臣、その他のものは都道府県知事の許可を得る必要がある。

また、一部事務組合の解散は、関係地方公共団体が議会の議決を経て協議を行い、都道府県の加入するものは総務大臣、その他のものは都道府県知事に届出する必要がある。

2 事務の委託について

事務の委託とは、一の地方公共団体が他の地方公共団体に具体的な事務の一部を委託することをいう。

事務の委託は、関係地方公共団体が議会の議決を経て行う協議により、規約を定めて行う。

また、委託を廃止するときは、関係地方公共団体が議会の議決を経て行う協議により、 これを行う。

3 土地開発公社について

土地開発公社とは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立される特別法人である。

土地開発公社の設置は、地方公共団体が議会の議決を経て、県知事の許可を受け、設立 登記する必要がある。

土地開発公社の統廃合は、公有地の拡大の推進に関する法律に特別な定めがないため、解散の規定を用いて手続きを行うこととなる。

土地開発公社の解散は、地方公共団体が議会の議決を経て、県知事の許可を受ける必要がある。

4 第3セクターについて

第3セクターとは、国や地方公共団体が、本来、国や地方公共団体が行うべき事業又は その周辺的事業を、民間の資金と能力を導入して共同で行うため、民間と共同で出資して 設立する非営利の民間法人であり、公益法人、株式会社等の形態をとる。公共サービスに 準ずるサービスの提供や地域開発などを行う。

地方公共団体等は、出資・出捐、職員派遣、事業委託、補助金の交付等で第3セクターの設置・運営に関与しているが、別の法人格を持つものであり、その整理統合に関しては、 最終的には、当該第3セクターが決定することとなる。

一部事務組合等の現況比較

	区分	相模原市	城山町	藤野町
1	一部事務組合	-	神奈川県市町村職員退職手 当組合	神奈川県市町村職員退職手 当組合
2	事務の委託	_	神奈川県公平委員会事務委 託	神奈川県公平委員会事務委託
		公共下水道使用料の徴収事 務委託	公共下水道使用料の徴収事 務委託	公共下水道使用料の徴収事 務委託
			一般廃棄物処理事務委託	一般廃棄物処理事務委託
			消防事務委託	消防事務委託
				介護認定審査会事務委託
3	土地開発公社	相模原市土地開発公社	城山町土地開発公社	_
4	第3セクター	財団法人 相模原市民文化財団	_	_
		財団法人 相模原市都市整備公社	_	_
		財団法人 相模原市産業振興財団	I	_
		株式会社 さがみはら産業創造セン ター	_	_
		財団法人 相模原市中小企業勤労者 福祉サービスセンター	_	_
		社団法人 相模原市畜産振興協会	_	_
		財団法人 相模原市みどりの協会	I	_
		財団法人 相模原市みちの協会	_	_
		_	-	_

協議第29号

消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出

相模原市・城山町合併協議会会長 小川 勇夫

消防団の取扱いについては、合併時に相模原市の消防団に統合するが、城山町の消防団の現状を考慮しつつ新市の消防団の一体性が確保できるよう調整する。

調整方針一覧

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
1	消防賞慰金	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 0 6
2	消防団長等報酬	合併時に相模原市の制度に統合する。	207
3	消防団活動費(出動旅費)	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 0 8
4	消防団運営交付金	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 0 9
5	消防団共済組合補助金	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 1 0
6	消防団詰所・車庫整備	現行のまま新市に引き継ぎ、新市におい て詰所建て替え計画を策定する。	2 1 1
7	消防表彰	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 1 2
8	公務災害補償等(市民、消 防団員)	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 1 3
9	消防団員の任免	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 1 4
1 0	消防団退職報償金	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 1 5

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
1 1	消防団貸与被服	合併後5年を目途に相模原市の制度に統 合する。	2 1 6
1 2	非常備消防(消防団)組織	原則として、相模原市の制度に統合する。 なお、城山町の消防団活動の実態を踏ま えた新たな消防団組織を検討する。	2 1 7
1 3	消防団車両維持管理・購入 事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、城山町を含めた新市の消防団組織、 活動基準と併せ保有する消防団車両を検討 する。	2 1 8
1 4	消防相互応援協定等	合併時に新市の相互応援協定を締結す る。	2 1 9
1 5	消防団活動基準	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、津久井地域の消防力を勘案し、活 動基準を策定する。	2 2 0
1 6	消防出初式等	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、これまで各地域で実施してきた消 防団活動については、地域性を尊重する。	2 2 1

消防団の取扱いに関する調整方針の考え方について

- 1. 城山町の消防団は、合併時に相模原市の制度に統合する。
- 2. 城山町の消防団の費用弁償及び報酬等は、合併時に相模原市の制度に統合する。
- 3. 城山町の消防団詰所・車庫及び消防団車両については、合併時には現行どおりとし、新市の消防団組織、活動基準と併せ検討する。

消防団組織等の現況比較

区分	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城 山 町	藤 野 町
名 称	相模原市相模原消防団	相模原市津久井消防団	相模原市相模湖消防団	城山町消防団	藤野町消防団
編成	1団 9分団 56部	1団 8分団 24部		1団 4分団 12部	1団 7分団
団員数(定数)	689人 (762人)	363人 (405人)	147人 (147人)	158人 (163人)	247人 (247人)
階級別団員数	団 長 1 人 副 団 長 2 人 分 団 長 9 人 副 分 団 長 18 人 部 長 56 人 副 部 長 56 人 班 長・団 員 547 人	団 長 1 人 副 団 長 2 人 分 団 長 16 人 副 分 団 長 24 人 班 長 78 人 団 員 234 人	団 長 1 人 副 団 長 2 人 分 団 長 4 人 副 分 団 長 16 人 部 長 32 人 班 員 88 人	団 長 1 人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人	団 長 1 人 副 団 長 2 人 分 団 長 7 人 副 分 団 長 14 人 部 長 16 人 副 部 長 22 人 班 長 63 人 団 員 122 人
消防団組織	第1分団 9部 第2分団 5部 第3分団 9部 第4分団 8部 第6分団 4部 第6分団 5部 第6分団 5部 第6分団 7部 第8分団 6部 第9分団 3部	第1分団 2部 第2分団 3部 第3分団 3部 第4分団 3部 第5分団 4部 第6分団 3部 第7分団 3部 第8分団 3部	市 団 副 第1分団 長 長 長 第3分団 第4分団	新1分団 3部 第2分団 3部 東2分団 3部 長 長 第3分団 4部 第4分団 2部	吉野分団 2部
任 用	消防団の推薦に基づき市長が消防団長を、団長が団員を任命するには次に掲げる者の中から行わなければならない。本市に居住し、又は勤務する年齢満18年以上の者であること。ただし、特に必要があるときは、この限りでない。団長の場合は志操堅固、身体強健であって、団長に適するものにして消防団より推薦された者であること。			消防団の推薦に基づき町長が消防団長を、団長が団員を任命するには次に掲げる者の中から行わなければならない。本町に居住又は勤務する年齢満18年以上の者で、志操堅固でかつ身体強健の者団長の場合は消防団より推薦された者であること。	町長が消防団長を団長が団員を任命するには次に掲げる者の中から行わなければならない。本町に居住し又は勤務する者年齢18才以上の者志操堅固で、かつ身体強健な者
詰所·車庫数	56箇所	25箇所(倉庫1箇所含む)	4箇所	13個所(倉庫1箇所含む)	16箇所(車庫1箇所含む)
消防ポンプ車数	10台	8台	4台	0台	3台
小型動力ポンプ付積載車	46台	17台	3台	12台	13台
団 周波数	なし	153.35M H z	153.35 M H z	153.35MH z	153.35M H z
無 出力	<u></u> なし なし	1W・5W・10W 70台	5W 15台	5W 22台	5W 62台
‴ 口 奴	な し	/U <u> </u>	ıσĦ	44 	02日

消防団の報酬等現況比較

区分	相模原市	(旧)津久井町	(旧)相模湖町	城 山 町	藤 野 町
階級別年額報酬	団 長 115,000円 副 団 長 89,400円 分 団 長 73,200円 副 分 団 長 56,100円 部 長 46,800円 副 部 長 38,000円 班長・団員 35,000円			団 長 141,000 円 副 団 長 98,000 円 分 団 長 84,000 円 副 分 豆 58,000 円 部 長 53,000 円 班 長 29,000 円 団 員 27,000 円	団 長 135,600 円 副 団 長 89,700 円 分 団 長 74,400 円 副 分 団 長 47,900 円 部 長 35,700 円 副 部 長 28,500 円 班 長 24,400 円 団 員 22,400 円
費 災害 出動 野	3,000 円 (1回) 2,500 円 (日額) 2,500 円 (日額) 2,500 円 (日額)			2,700 円 (1回) 2,400 円 (1回) 2,400 円 (1回) 2,400 円 (1回)	2,200 円 (1回) 一回三時間未満の活動 800円 一回三時間以上の活動 1,600円
消防団運営交付金	6,804千円 (1人当り4,775円)			1,329千円(1人当り8,153円)	1,006千円(1人当り4,073円)
操法大会参加時交付金	371千円			854千円	450千円
退 職 報 償 金	#	5年以上 10年末満 10年以上 15年未満 189,000 円 294,000 円 179,000 円 279,000 円 169,000 円 266,000 円 164,000 円 251,000 円 154,000 円 231,000 円 144,000 円 214,000 円	の勤務年数と階級に応じ退職報償 勤 務 年 15年以上 20年末満 25年未満 409,000円 544,000円 379,000円 484,000円 361,000円 461,000円 336,000円 426,000円 306,000円 386,000円 284,000円 359,000円	数 25年以上 30年未満 729,000 円 929,000 659,000 円 859,000 609,000 円 799,000 574,000 円 759,000 514,000 円 684,000 469,000 円 639,000) 円) 円) 円) 円
消防賞じゅつ金	①殉職者賞尉金 3,000万円 ②障害者賞尉金 第1級 3,000万円 第2級 2,770万円 第3級 2,550万円 第3級 2,550万円 第4級 2,320万円 第5級 2,100万円 第6級 1,890万円 第7級 1,690万円 第8級 1,500万円			①殉職者賞じゅつ金 490万円以上2,520万円以下 ②殉職者特別賞じゅつ金 3,000万円 ③障害者賞じゅつ金 第1級 490万円 ~ 2,060万円 第2級 460万円 ~ 1,550万円 第3級 410万円 ~ 1,360万円 第4級 360万円 ~ 1,210万円 第5級 310万円 ~ 1,030万円 第6級 280万円 ~ 900万円 第7級 190万円 ~ 630万円 第8級 160万円 ~ 530万円	①殉職者賞じゅつ金 490万円以上2,520万円以下 ②殉職者特別賞じゅつ金 3,000万円 ③障害者賞じゅつ金 第1級 490万円 ~2,060万円 第2級 460万円 ~1,550万円 第3級 410万円 ~1,360万円 第4級 360万円 ~1,210万円 第5級 310万円 ~1,030万円 第6級 280万円 ~900万円 第7級 190万円 ~630万円 第8級 160万円 ~530万円

協議第30号

防災事業の取扱いについて

防災事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出

相模原市・城山町合併協議会会長 小川 勇夫

防災事業の取扱いについては、災害時の対応に支障をきたさぬよう相模原市の制度に統合する。また、合併後3年を目途に事業の根幹となる地域防災計画を策定する。

調整方針一覧

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
1	防災会議の運営	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 2 2
2	防災対策普及啓発推進事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 2 3
3	地域防災計画の推進	合併後、速やかに着手し、3年を目途に 策定する。 ただし、新市における地域防災計画が策 定されるまでの間は、1市1町の既存の地 域防災計画を適用することとするが、非常 配備体制に限り、合併時に相模原市の体制 に統合する。	2 2 4
4	災害に係る関係機関等との 連絡調整	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 2 5
5	災害時における応援協定等	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 2 6
6	がけ地等危険箇所の災害対策の総括及び調整事務	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、土石流危険対策については、新 市における地域防災計画が策定されるまで の間は、城山町で定める地域防災計画を適 用する。	2 2 7

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
7	総合防災訓練実施事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 2 8
8	自主防災組織育成支援事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、助成金については、合併後3年 を目途に見直しを図る。	2 2 9
9	防災情報用施設維持管理事 業	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、防災行政用無線については、新 市において5年を目途に統合する。	230
1 0	防災用車両維持管理事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 3 2
1 1	飲料水兼用貯水槽設置事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 3 3
1 2	防災資機材整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、新市において策定する地域防災 計画に合わせ見直しを図る。	2 3 4
1 3	防災備蓄倉庫整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、新市において策定する地域防災 計画に合わせ見直しを図る。	2 3 5
1 4	非常用発電設備整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、新市において策定する地域防災 計画に合わせ見直しを図る。	2 3 6
1 5	避難場所に関すること	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、新市において策定する地域防災 計画に合わせ見直しを図る。	237
1 6	国民保護推進事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 3 8

防災事業の取扱いの考え方について

防災事業とは一般的に、震災対策、風水害対策及び火山災害対策等の自然災害対策に加え、海上災害対策、航空災害対策、道路災害対策、原子力災害対策、危険物等災害対策、大規模な火事災害対策及び林野火災対策など、事故災害対策のための事業のことである。本地域は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域の指定はされていないが、近年、テロ災害等の特殊災害など、多種多様な災害に対応するため広範囲にわたる防災対策を進めている。

1 防災会議

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、市町村 防災会議は市町村長を会長に、市町村職員、指定地方行政機関、指定(地方)公共機関等 の職員により構成し、地域防災計画の作成、推進や災害が発生した場合における情報収集 等を実施する。

現状においては、相模原市及び城山町を所管する防災関係機関が一部異なるため、合併 時に委員の見直しを行い、相模原市の制度に統合する。

2 地域防災計画

防災対策の根幹となるのが地域防災計画であり、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条第1項の規定に基づき、市町村防災会議が当該地域に係る災害対策に関し、その防災活動の効果的な実施を図り、地域社会の安全及び市町村民福祉の確保を図ることを目的に作成するものである。

計画の作成にあたっては、当該地域に発生が予測される地震、風水害などの災害に対し、 過去の災害の状況や急傾斜地、軟弱地盤等災害の起因となるもの、土地利用の変遷などを 調査、分析・検討を行い、地域の災害による危険を把握する防災アセスメント調査の結果 を基に地域防災計画を3年を目途に策定する。

ただし、職員の非常配備体制及び災害対策本部の指揮命令系統は、合併時に相模原市の制度に統合する。

3 防災行政用無線

防災行政用無線は同報系及び移動系(地域系)に区分される。

同報無線は、住民への連絡用として子局(屋外型放送設備及び戸別受信機)により気象 警報や避難勧告、災害関連情報を伝達する。

移動無線は、基地局、移動局(可般型、車載型等)により災害発生時に迅速な情報収集 や災害対策本部指令等を伝達する。 現在、相模原市及び城山町はそれぞれ独自の機器を導入し運用しているが、同報無線については、合併後、電波法に基づき1市1波の周波数となることから、新市において5年を目途に統合する。

また、移動無線についても新市において統合しなければならないことから、防災関係機関や病院、学校、ライフライン等の生活関連機関との相互連絡のため活用される地域防災無線を5年を目途に整備する。

4 自主防災組織

自主防災組織は、地震や火災等から生命や財産を守るため、「自分たちのまちは自分たちで守る」という考えのもと、地域の人々が助け合い、地域社会のなかで防災という共通の意識をもって結成されていることから、現状の組織体制のまま新市に引き継ぎ、新市において育成強化を推進する。

ただし、活動助成金については現行の制度を基本とし、合併後3年を目途に見直しを図る。

5 国民保護計画

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)第35条における市の計画は、平成18年度に国民保護協議会に諮問し作成することとなっている。

なお、国民保護法第35条第2項において計画に定める事項として、市域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民の保護のための措置に関する事項、訓練及び物資・資材の備蓄に関する事項、体制に関する事項、他の機関との連携に関する事項などを定めることとなっている。

防災事業の現況比較

1. 防災会議

区分	相模原市	城山町	藤 野 町
委 員 数	48名 会長(市長)、市職員22名 防災関係機関25名	15名 会長(町長)、町職員 2名 防災関係機関 12名	15名 会長(町長)、町職員 2名 防災関係機関 12名
開催回数	2回/年 定例会1回、大規模災害発生 時1回	1回/年	1回/年
報 酬	12,600円/回	7,900円/回	8,100円/回
旅費	市外から市内直近の駅まで	なし	なし

2. 地域防災計画

区分	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤 野 町
概要	地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づき、市域に係る災害対策に関し、その効果のな実施を図る目的で作成する防災事を図る目的で作成する防災計画等の結果や国・この防災計画等の修正の動き、これまでの訓練等による検証要による検証を踏まえ、計画本体、概要版等を作成する。	平成8年度に全面修正	平成8年度に全面修正	平成9年度に全面修正	平成10年度に全面修正 平成11年度職員初動ハンド ブック作成
防災アセスメント調査	平成18年度実施	平成7年度実施	未実施	未実施	平成9年度実施
地区別防災カルテ	平成19年度以降作成	未作成	未作成	未作成	未作成
総合防災訓練	・予知対応型 事前避難対策訓練 4箇所 職員参集訓練・発災対応型 中央会場 1箇所 地域会場 4箇所	同左	同左	・予知対応型 職員参集訓練 ・発災対応型 町訓練会場 1 箇所 自主防災組織訓練会場 12	予知対応型 情報伝達訓練、非常招集訓練 広報訓練、避難訓練発災対応型 自主防災訓練、 情報収集伝達訓練
避難場所		館、保育所、地域センター)	指定避難所(小中学校) 5 箇所	一時避難場所 50箇所 広域避難場所 (小中学校、保健センター)9箇所 避難所(町内) 15箇所	一時避難場所 22箇所 指定避難所(小中学校等) 15箇所
防災備蓄倉庫	一般倉庫 9箇所(10箇所計画) 広域避難場所対応倉庫 21箇所 避難所倉庫82箇所	防災備蓄倉庫 13箇所(小中学校なし)	防災備蓄倉庫 6箇所(小中学校なし)	広域避難場所対応倉庫 7箇 所 自治会設置倉庫 14箇所	避難所対応倉庫 13箇所 役場施設内防災倉庫 4箇所
飲料水兼用貯水槽	小中学校18基(21基計画) *地下式100t水槽	なし	中学校、相模湖林間公園内各1基	なし	なし
非常用発電設備	小中学校 60基(82基計画)	なし	なし	なし	なし

3. 防災行政用無線

区分	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤 野 町
防災行政用 同報無線	親局 1 遠隔制御装置 1 子局 298 戸別受信機 103	親局 1 中継局 1 子局 65	親局 1 子局 28 戸別受信機 73		親局 1 中継所 1 遠隔制御装置 1 子局 3 戸別受信機 3,639
防災行政用 移動無線	基地局 1 (統制台1、制御器21) 移動局 87 (車載51、可搬 21、携帯15) 【参考】 平成18年度以降デジタル 地域防災無線を整備する。	基地局 1 中継局 1 移動局 33(車載局12、集落 可搬局4、携帯局17)	基地局 1 移動局 11 (車載4、携帯7)	移動局 48 (車載1、携帯47)	基地局 1 中継局 1 移動局 41(車載局13、可搬 局28)

4. 自主防災組織育成支援事業

	祖称 月	1		1	
区分	相模原市	(旧津久井町)	(旧相模湖町)	城山町	藤野町
自主防災組織 の現状	単位自主防災組織 433 組織 地区連合自主防災組織 18 組織	単位自主防災組織 59組織	単位自主防災組織 41組織		単位自主防災組織 11組織
自主防災組織 編成時助成	ジスターメガホン、救急バック等の配付	なし	1組織30,000円の助成	なし	1組織30,000円の助成
自主防災組織 災 害 活 動 用 機材セット整備	庫へ発電機、投光器、	なし	なし	なし	なし
自主防災組 織 活動助成金	防災訓練、啓発活動、防災資機材の購入費等の2分の1を助成(世帯数に応じた限度額あり) 【単位自主防災組織】 世帯数 限度額 ~ 99 20,000円 100~299 40,000円 300~599 60,000円 600~899 80,000円 900~1499 100,000円 1500~2499 150,000円 2500以上 200,000円 【地区連合自主防災組織】 100,000円 【特例交付】 災害弱者支援訓練 限度額20,000円 避難所運営訓練 限度額50,000円 ※交付期間 H17~H19	・ 防災訓練費用として助成 均等割 10,000円 世帯割 50円/世帯 メイン会場加算額15,000 円×8箇所	助成 均等割 10,000円 世帯割 100円/世帯	防災訓練の実施、防災知識の普及、防災資機材の購入目的の助成 均等割 50,000円 世帯割 40円/世帯	なし

5. 国民保護計画

区分	相模原市	城山町	藤野町
国民保護計画	国民保護法第35条により市の計画には、平成18年度に国民保護協議会に諮問し作成することとなっている。 【国民保護協議会】・委員数 29名会長(市長)、市職員 6名関係機関等 22名・開催回数 3回/年・報酬 12,600円/回・旅費 市外から市内の駅まで	なし	なし

地域自治区等の設置及び都市内分権について

地域自治区等の設置及び都市内分権について、次のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出

相模原市・城山町合併協議会会長 小川 勇夫

合併前の地域の歴史や文化などの特色を生かしつつ、合併後の新市における一体的なまちづくりを円滑に進めるための経過措置として、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第23条第1項の規定に基づく地域自治区を次の「地域自治区の設置に関する協議」のとおり設置する。

新市全体の都市内分権の在り方については、平成23年4月を目途に検討する。この場合において、都市内分権の在り方の検討結果が、本協議事項に影響を及ぼすと認めるときは、 設置期間等協議事項を変更する措置を講ずる。

地域自治区の設置に関する協議

(地域自治区の設置)

第1条 市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第23条第1項の 規定に基づき、合併前の城山町の区域を単位とした地域自治区を設置する。

(地域自治区の名称)

第2条 地域自治区の名称は、城山町とする。

(地域自治区の設置期間)

第3条 地域自治区の設置期間は、合併の日から平成23年3月31日までとする。 (地域自治区の事務所)

第4条 地域自治区の事務所(以下「事務所」という。)の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。

地域自治区	事務所の位置	事務所の名称	事務所の所管区域
++:11:4+	相模原市城山町久保	城山町地域自治区事務所	
城山町	沢一丁目3番1号		合併前の城山町の区域

- 2 事務所は、市長の権限に属する事務の一部を分掌し、及び次条に規定する地域協議会の 庶務を処理する。
- 3 事務所に事務所長を置き、事務吏員をもって充てる。

(地域協議会の設置)

第5条 地域の住民の意見を反映させるため、地域自治区に地域協議会を設置する。

- 2 地域協議会の名称は、城山町地域協議会とする。 (地域協議会の構成員)
- 第6条 地域協議会を組織する構成員(以下「構成員」という。)は、当該地域自治区の区域 内に住所を有する者のうちから市長が選任する。
- 2 市長は、構成員の選任に当たっては、当該地域自治区の住民の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。
- 3 構成員の定数は、30人以内とする。
- 4 構成員の任期は、2年とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 構成員は、再任を妨げない。
- 6 構成員には、報酬は、支給しない。 (地域協議会の会長及び副会長)
- 第7条 地域協議会に会長及び副会長1人を置き、構成員の互選により定める。
- 2 会長及び副会長の任期は、地域協議会の構成員の任期による。
- 3 会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、会長及び副会長を解任すること ができる。
- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるときその他その職に必要な適格性を 欠くと認めるとき。
- (2)職務上の義務違反その他会長又は副会長たるに適しない非行があると認めるとき。 (地域協議会の権限)
- 第8条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。
- (1) 当該事務所が所掌する事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する当該地域自治区の区域に係る事務に関する事項
- (3) 市の事務処理に当たっての当該地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
- 2 市長は、次に掲げる事項であって地域自治区の区域に係るものについては、あらかじめ、 当該地域協議会の意見を聴かなければならない。
- (1) 合併市町村基本計画の変更に関する事項
- (2) 合併協議会における協議事項及び重要な事務事業の調整方針の変更に関する事項
- (3) 基本構想及び総合計画の策定又は変更に関する事項
- (4)前3号に掲げるもののほか、市長が認める重要事項
- 3 市長その他の市の機関は、前2項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な 措置を講じなければならない。

(地域協議会の会議)

第9条 地域協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長が務めるものとする。
- 3 会長は、構成員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 4 会議は、構成員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会長は、審議上必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 7 会議は原則として公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮った上で 公開しないことができる。

(委任)

第10条 この協議書に定めるもののほか、地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

地域自治区等の設置及び都市内分権の考え方について

1 基本方針

〇新市全体の都市内分権のあり方については、平成23年4月を目途に検討するものとする。

〇新市としての一体的なまちづくりの推進と行財政運営の効率化を図るため、城山町の区域を 単位とした市町村の合併の特例等に関する法律(以下、「合併新法」という。)の規定に基づく 地域自治区を設置する。

〇合併新法の規定に基づく地域自治区の設置期間については、合併の期日から平成23年3月 31日までとする。

【補足説明】

合併前の地域の歴史や文化などの特色を生かしつつ、合併後の新市として一体的なまちづくりを円滑に進めるための経過措置として、合併新法の規定に基づく地域自治区を導入するもの。

- ① 地域審議会については、法律により地域自治組織制度が創設されたため、検討対象から除外する。
- ② 改正地方自治法に基づく一般制度である地域自治区については、合併を行う段階で、新市域全体を区割りし、設置することが困難なため選択しない。
- ③ 法人格を持つ特別地方公共団体である合併特例区は、新市一体となったまちづくり推進の必要性と行財政運営の効率化の観点から鑑みて選択しない。

2 地域自治区の概要

(※地域自治区の制度の概要とイメージについては、資料 $1 \cdot 2$ (ページ・ ページ) を参照)

- 〇「地域協議会」の設置により、住民意向を行政施策へ反映する。
- 〇地域住民に身近な行政サービスを提供する「地域自治区の事務所」を設置する。
- 3 地域協議会について
- 前提条件
 - 〇協議で定める地域協議会の設置等に関する事項は、合併新法に規定する事項とする。
 - 〇地域協議会は、地域の多様な意見を行政施策に反映する場とし、地域自治区の特徴を活か した運営が可能となるよう配慮する。

【参考】協議で定める項目と法律上の根拠

- 1 地域自治区の設置(地方自治法 第202条の4第1項、合併新法 第23条第1項)
- 2 地域自治区の設置期間(合併新法 第23条第1項)
- 3 地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域(地方自治法 第202条の4第2項)
- 4 地域協議会の構成員の任期(地方自治法 第202条の5第4項)
- 5 地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法 (地方自治法 第202条の6第2項)
- 6 地域協議会に諮問し、又は地域協議会が、意見できる市町村の施策に関する重要事項 (地方自治法 第202条の7第2項)
- 7 地域協議会の構成員の定数など組織及び運営に関し必要な事項 (地方自治法 第202条の8)

② 構成員

- 〇地域自治区の住民から市長が選任する。
- ○会長と副会長を置き、委員の互選により決定する。

③ 定数

○30人以内とする。多様な意見が適切に反映されるよう公募委員を含める。

理由:「相模原市審議会等の在り方に関する基本指針」の基準により、原則として20人以下が適当と考えるが、各地域の特性に配慮し30人以内とした。

④ 任期

〇2年以内とする。

理由:法定の上限は4年であるが、多様な住民の参画機会を確保するため

⑤ 報酬

〇報酬は、支給しない。

理由:住民として担う自発的な協働活動の一環であるため、無報酬とする。

6 権限

〇市長等からの諮問に対する意見具申

【補足】合併新法第6条第9項では、合併市町村基本計画を変更しようとする場合には、 市長は、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない旨の規定がある。

〇協議会が必要と思われる事項に関する意見具申

【補足】「協議で定める市町村の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域にかかるもの」という規定があるが、この重要事項に該当するものとしては、「当該地域住民の生活に大きな影響を及ぼす事項」を基本とする。

- 4 地域自治区の事務所について
- ① 事務所の事務
 - 〇市長の権限に属する事務の一部を分掌する。
 - 〇地域協議会の庶務を処理する。
- ② 事務所の長
 - 〇長は、事務吏員とする。
- 5 総合的な事務所等について
- ① 総合的な事務所の位置付け(※総合的な事務所は、協議第15号1を参照)
 - 〇総合的な事務所 = 地域自治区の事務所 + 本庁の出先機関
- ② 旧町にある出先機関の扱い(※出先機関の扱いは、協議第15号2を参照)
 - 〇旧町にある支所、出張所などの出先機関については、事務内容を精査し、住民サービス 事務を取り扱うものとする。

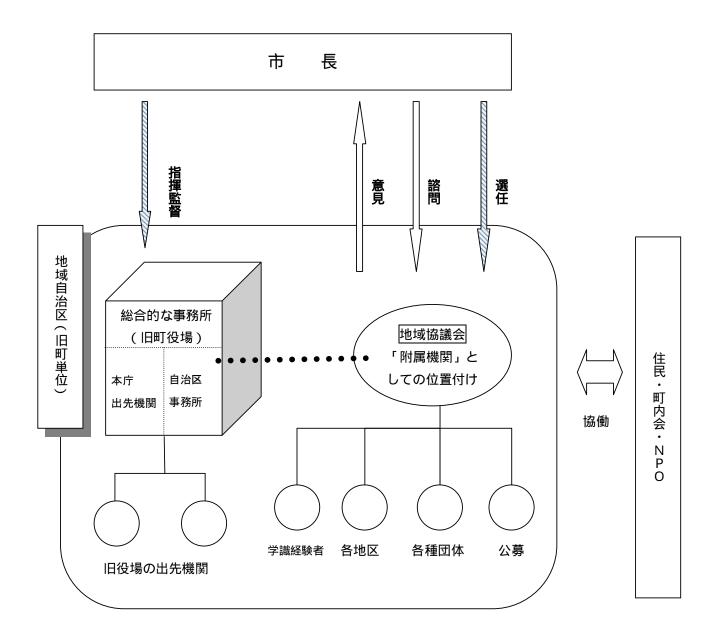
【参考】協議第15号 1及び2

- 「1 城山町の役場は、合併前の各役場における住民サービスを確保し、地域の拠点として、窓口業務をはじめ、まちづくりや産業振興を支援する機能を持つ、総合的な事務所とする。」
- 「2 城山町の出先機関は、住民サービスの低下を招くことがなく、地域の特色を生かせる機能を持つ組織とする。」

いわゆる「地域自治組織」

	UL 14 4 1/4 F	UI 14 ± 36 =	A 194 44 751 55	14.14.14.14.4
	地 域 自 治 区	地 域 自 治 区	合併特例区	地域審議会
	地方自治法	合併新法	合併新法	
設置手続	条例	関係市町村の協議+議会議決	関係市町村の協議+議会議決+知事認可	関係市町村の協議+議会の議決+告示
	※合併にかかわらず全ての市町村で設置できる	※合併済市町村は条例	※合併済市町村は定款+知事認可	
名 称	条例により定める	協議により定める(□□区、□□町など)	協議により定める(□□区、□□町など)	協議により定める
法 人 格	なし	なし	あり (特別地方公共団体)	なし (附属機関)
区 域 等	市町村の全域に、区域を分けて設置する	1又は2以上の旧市町村単位で設置できる	1又は2以上の旧市町村単位で設置できる	旧市町村単位
	※市町村の一部に設置することはできない	※合併市町村の全域に置くこともできる	※合併市町村の全域に置くこともできる	
設置期間	期限なし	協議により定める(上限なし)	5年以内	一定の期間
		※地域の実情に応じた適切な期間を設定する	※期間を延長することはできない	
組織等	地域協議会+事務所	地域協議会+事務所	合併特例区協議会+事務所	
協議会	○区域内に住所を有する住民	○区域内に住所を有する住民	○区域内に住所を有し、議会議員被選挙権を有する者	○諮問に対する答申
	○任期4年以内、原則無報酬	○任期4年以内、原則無報酬	○任期2年以内、原則無報酬	○必要と認める事項についての意見具申
	○区域内の重要事項は必要的諮問事項	○区域内の重要事項は必要的諮問事項	○左記の他、予算等の重要事項に関する同意権がある	
事 務 所	○長は事務吏員	○長は事務吏員	○長は特別職(任期2年以内)	
		※特別職の区長の設置可(任期2年以内)		
	○市町村の出先機関として処理する事務	○市町村の出先機関として処理する事務	○公の施設の設置管理、地域振興イベント等を処理	
			※市町村の出先機関を併設することも可	
	○地域協議会の庶務を処理	○地域協議会の庶務を処理	○合併特例区の庶務を処理	
住居表示の特例	なし	地域自治区の名称を冠する義務	合併特例区の名称を冠する義務	なし
		(例)○○○市 <u>△△区</u> ◇◇	(例)○○○市△△区◇◇	
		○○○市 <u>△△町</u> ◇◇ など	○○○市 <u>△△町</u> ◇◇ など	

城山町区域に設置される地域自治区のイメージについて



協議第32号

相模原市・城山町合併市町村基本計画(素案)について

相模原市・城山町合併市町村基本計画 (素案) について、別紙のとおり協議を求める。

平成18年4月24日提出

相模原市・城山町合併協議会会長 小川 勇夫

報告第8号

各種事務事業の取扱いについて(B・Cランク)

各種事務事業の取扱いについて、次のとおり報告する。

平成18年4月24日提出

相模原市・城山町合併協議会会長 小川 勇夫

調整方針一覧(Bランク)

企画部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 1 ページ
1		合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、新総合計画の策定については、合 併後速やかに、新市の新たな策定方針に基づ き着手する。 なお、新総合計画が策定されるまでの間 は、相模原市の総合計画及び合併市町村基本 計画を基本とし、地域的な課題については、 町の総合計画を尊重しながら運用する。	239
2	電算システムの取扱い	原則として相模原市のシステムに統合を 図る。 なお、統合にあたっては、住民生活に影響 を及ぼすことのないよう、合併時に稼働が必 要なシステムを優先的に統合できるよう調 整する。	2 4 0

総務部会

番	号	事務事業名	調整方針	別冊 1 ページ
]	1	聯昌原生今,聯昌生物	職員厚生会については、合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、各種給付事業、基金等の取扱いについては、合併時までに調整する。 職員生協については、現行のまま新市に引き継ぐ。	2 4 1

財務部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 1 ページ
1	市税及び個人の県民税 の収納管理、督促、滞納 処分等	口座振替手数料については、合併時に相 模原市の指定金融機関の口座振替手数料に 統合する。 城山町の督促手数料については、合併時 に廃止する。	2 4 3

保健福祉部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 1 ページ
1	小児医療費助成事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 4 4
2	福祉タクシー利用料助 成事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、合併時に城山町で対象としている 身体障害者手帳3級、リウマチ患者及び精 神通院公費負担医療の適用を受けている者 については、経過措置として、合併後1年 間に限り、支給の対象とする。	2 4 6
3	市心身障害者福祉手当 支給事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 4 8

市民部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 1 ページ
1	地域振興	合併後3年を目途に見直しを行う。	2 4 9
2	火葬費助成事業	合併時に廃止する。	2 5 1
3	戸籍情報システム維持 管理事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	252

経済部会

1	番号	事務事業名	調整方針	別冊 1 ページ
	1	畜産振興事業	合併後3年以内に段階的に相模原市の制 度に統合する。	2 5 3

環境保全部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 1 ページ
1	開発行為等における緑 地に係る協議、指導、監 督及び検査事務	合併後3年以内に相模原市の制度に統合 する。	2 5 5
2	開発行為等における公 園に係る協議、指導、監 督及び検査事務	合併後3年以内に相模原市の制度に統合 する。	2 5 6

環境事業部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 1 ページ
1	集団資源回収事業	合併後3年を目途に、新市の制度を再検 討した上で、段階的に統合する。	257
2	資源分別回収事業	合併後3年を目途に、新市の制度を再検 討した上で、段階的に統合する。	2 5 8
3	ペットボトル・白色トレイ 回収事業	合併後3年を目途に、新市の制度を再検 討した上で、段階的に統合する。	2 5 9
4	粗大ごみ受入施設の管理運 営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、合併後速やかに、津久井地域にお ける受入施設の整備を図る。	260
5	粗大ごみ戸別収集事業	合併後速やかに、相模原市の制度に統合 する。	261
6	廃棄物(粗大ごみを除く。) の収集及び運搬事業	合併後3年を目途に、段階的に相模原市 の制度を基本に統合する。	262
7	浄化槽汚泥処理手数料	合併後速やかに、相模原市の制度に統合する。 なお、受益者負担の均衡を図る方向で、 新市における手数料体系の見直しを行う。	263
8	廃棄物の収集及び運搬事業 (し尿収集)	合併後速やかに、新市におけるし尿・浄 化槽汚泥収集体制の見直しを行う。	264
9	し尿収集体制整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、合併後速やかに、収集運搬体制 の見直しを行う。	265
1 0	浄化槽清掃補助事業	合併後速やかに、相模原市の制度に統合する。 なお、受益者負担の均衡を図る方向で、 新市における手数料体系の見直しを行う。	266

都市部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 1 ページ
1	地理情報システム開発 事業	合併後5年以内に相模原市の制度に統合 する。	267
2	都市計画基本図作成事業	合併後5年以内に相模原市の制度に統合 する。	2 6 8
3	バス対策事業	合併後5年を目途に相模原市の制度に統 合する。	2 6 9
4	総合交通計画関連事業	合併後5年を目途に新市において検討する。	270
5	開発行為等指導事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	272
6	放置自転車対策事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	274

教育総務部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 1 ページ
1	幼稚園就園奨励補助金	公立幼稚園の国庫補助分については、現 行のまま新市に引き継ぐ。 私立幼稚園の単独補助分については、合併 時に相模原市の制度に統合する。	2 7 5
2	公立幼稚園に関すること	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、入園料、保育料、送迎バス及び 給食については、合併後の新市において均 衡が図れるよう必要な調整を行う。	276
3	学校給食事業の取扱い	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、相模原市の中学校給食のあり方 については、合併後3年間で新市において 検討する。	2 7 8

生涯学習部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 1 ページ
1	文化財保護管理事業	合併後、文化財の研究、保存団体及びその補助金・交付金対応の調整を図りながら、3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。 なお、公開施設については、市立博物館を核にネットワーク化を検討する。	279
2	文化財調査事業	合併後速やかに相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、文化財の現況 調査を実施する。	281
3	遺跡保存整備事業	合併後、3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。城山町の現行事業は継続するが、遺跡の基本計画・整備計画等の整合を図る。	282
4	埋蔵文化財の保護と開 発事業との調整	合併後速やかに相模原市の制度に統合す る。	284
5	はたちのつどい開催事 業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、開催場所等の事業のあり方につい ては、合併後新市において検討する。	286

調整方針一覧(Cランク)

企画部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1	民間活力導入促進事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	1
2	ふるさと創生事業	合併時に廃止する。なお、城山町の基金の 取扱いについては、その設立の趣旨に配慮 し、調整する。	2
3	市町村合併を除く広域行 政に関する事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	3
4	パブリックコメントの実 施	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、パブリックコメントに関する条例の 必要性については、新市において検討する。	5
5	都市経営ビジョン推進事 業	合併時に相模原市の制度を適用する。	6
6	行政評価	合併時に相模原市の制度に統合する。	7
7	東京事務所の運営	現行のまま新市に引き継ぐ。	8
8	パートナーシップ推進事 業	合併時に相模原市の制度を適用する。	9
9	さがみはら市民活動サポートセンター管理運営事 業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、津久井地域への活動の場の設置につ いては、合併後新市において検討する。	1 0
1 0	大学機能活用方策調査研 究事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 1
1 1	公共用地対策の調整	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 2
1 2	公有地の拡大の推進に関 する法律に関する事務	中核市事務により、合併時に相模原市の制 度に統合する。	1 3
1 3	国土利用計画法に関する 事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 4
1 4	特定地域土地利用計画に 関すること	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 5

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
15	地籍調査事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、合併時は休止して、国が実施した 平成16年度、平成17年度の都市再生街区 基本調査の結果を踏まえ、合併後新市におい て検討する。	1 6
1 6	県土地利用調整条例に関 する事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 7
1 7	生産緑地法に関する事務	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 8
1 8	広報紙発行事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 9
1 9	ビデオ・テレビ・ラジオ 広報	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 0
2 0	点字・声の広報発行事務	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 1
2 1	新聞広告による広報	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 2
2 2	インターネット広報	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 3
2 3	市政紹介冊子等作成事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 4
2 4	電子計算組織等の維持管 理	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 5
2 5	行政事務情報化事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 6
2 6	地域情報化事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、施設予約システムについては、合 併後速やかに相模原市の制度を適用する。	2 7
2 7	統計解析事務	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、データの一元化作業については、 時間と労力を要する作業のため、合併後速や かに統合する。	2 8
2 8	統計グラフコンクール事 業	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 9
2 9	国委託統計調査	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 0
3 0	県委託統計調査及び登録 調査員事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 2

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
3 1	文化行政推進事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	3 3
3 2	相模原市民文化財団経費	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 4
3 3	文化施設管理運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 6
3 4	国際交流事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	3 8
3 5	国際交流ラウンジ管理事 業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 9
3 6	銀河連邦サガミハラ共和 国事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	4 0
3 7	国際交流基金の運用管理	現行のまま新市に引き継ぐ。	4 1
3 8	男女共同参画に関する事 業	合併時に相模原市の制度に統合する。	4 2
3 9	男女共同参画推進センタ ー管理運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	4 3
4 0	平和思想普及啓発事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	4 4
4 1	基地対策事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	4 5

総務部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1	褒賞及び表彰事業 (職員 表彰を除く)	合併時に相模原市の制度に統合する。	4 7
2	私学振興に関する事務	合併時に相模原市の制度を適用する。	4 9
3	情報公開に関する事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	5 0
4	個人情報の保護に関する 事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	5 1
5	行政資料の収集、管理及 び提供事務	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、城山町の保有する配架資料は、現相 模原市行政資料コーナーで配架するととも に、城山町の行政資料コーナーにおいても、 新市としての主要な行政資料の配架及び有 償刊行物の販売を行う。	5 2
6	市史編さん事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	5 3
7	(財) 相模原市都市整備 公社補助金	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、公益法人そのものの調整方針につい ては、別途、協議事項「一部事務組合等の取 扱い」の中で決定する。	1 2 2
8	外部監査に関する事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	5 6
9	市民ロビー相模大野負担 金に関する事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	5 7
1 0	職員定数の管理	新市における職員定数管理計画について は、合併後速やかに新市において策定する。	5 8
1 1	事務改善制度	合併時に相模原市の制度に統合する。	5 9
1 2	研修所研修事業(階層・ 特別・国内・海外・自己 啓発・交流)	合併時に相模原市の制度に統合する。	6 0
1 3	職員の公務災害及び通勤 災害	合併時に相模原市の制度に統合する。	6 2
1 4	職員の福利厚生	合併時に相模原市の制度に統合する。	6 3

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1 5	職員会館の維持管理	現行のまま新市に引き継ぐ。	6 4
1 6	職員の健康管理	合併時に相模原市の制度に統合する。	6 5

財務部会

网伤叩五			
番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1	固定資産評価審査委員 会	委員報酬については、合併時に相模原市 の制度に統合する。	6 6
2	財政状況の公表	合併時に相模原市の制度に統合する。	6 7
3	財政調整基金及び減債 基金の運用管理	合併時に相模原市の制度に統合する。	6 8
4	指定金融機関等	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、城山町の収納代理金融機関については、現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、統合にあたって、城山町の指定金融機関である津久井郡農業協同組合については、新市において収納代理金融機関とする。	6 9
5	電源立地地域対策交付 金	合併時に相模原市の制度に統合する。	7 0
6	相模川ダム周辺地域振 興協力基金交付金	合併時に相模原市の制度に統合する。	7 1
7	土地開発基金の運用管 理	合併時に相模原市の制度に統合する。	7 2
8	契約業者の登録及び指 定	合併時に相模原市の制度に統合する。 当該事務は、県及び県下各自治体と共同 運営の「電子入札システム」の中で、一体 で行われており、平成18年度に平成19~20 年度の登録事務が一斉に行われる。このた め城山町の登録業者の内、相模原市に登録 のない業者に対しては、相模原市に登録す るよう誘導を行い、合併時に相模原市の登 録業者に一本化するもの。	7 3
9	用品調達基金の運用管 理	現行のまま新市に引き継ぐ。	7 4
1 0	納税貯蓄組合	現行のまま新市に引き継ぐ。	7 5

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1 1	原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の 取扱い	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、城山町で交付した標識については、 廃車するまで引き続き使えるよう、経過措 置を設ける。	7 6
1 2	土地価格等縦覧帳簿及 び家屋価格等縦覧帳簿 の縦覧	現行のまま新市に引き継ぐ。	7 7

保健福祉部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1	社会福祉審議会事務	中核市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	7 8
2	社会福祉統計調査事業	中核市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	7 9
3	民間社会福祉施設賠償 責任保険負担金	中核市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	8 0
4	防災資機材の整備事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	8 1
5	さがみはら健康都市宣 言普及事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	8 2
6	保健福祉センター	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、保健福祉圏域における保健福祉センターのあり方については、合併後新市に おいて検討する。	8 3
7	社会福祉法人、社会福祉 施設等に係る認可、指導 等	中核市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	8 4
8	支援費制度における指 定事業者・施設等指導監 査	中核市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	8 5
9	民生委員審査専門分科 会事務	中核市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	8 6
1 0	民生(児童)委員活動事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、法定協議会の設置数については、 現行のまま新市に引き継ぐ。	8 7
1 1	人権啓発事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	8 9
1 2	市民福祉の集い開催事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	9 0
1 3	社会福祉功労者、福祉作 文等入賞者表彰事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	9 1
1 4	社会福祉協議会運営助 成事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、市町の社会福祉協議会の合併につ いては、法人間で協議中である。	9 2
1 5	社会福祉事業振興資金 補助金	中核市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	9 4

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1 6	地区社会福祉協議会育 成推進事業補助金	合併時に相模原市の制度を適用する。	9 5
1 7	地域福祉計画策定事業	合併後速やかに相模原市の制度を適用する。 なお、計画の運用にあたっては、城山町 の地域性などを尊重する。	9 6
1 8	社会福祉基金運用事業 補助金	合併時に相模原市の制度を適用する。	9 7
1 9	社会福祉基金積立金	合併時に相模原市の制度に統合する。	98
2 0	福祉機器展示室運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	9 9
2 1	人命救助者等見舞金	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 0 0
2 2	在宅福祉サービス供給 事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 0 1
2 3	低所得者等援護事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	103
2 4	災害援護事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 0 5
2 5	行事等災害見舞金	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 0 9
2 6	ボランティア活動指導 者等災害保障保険料	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 1 0
2 7	慰霊塔の維持管理	現行のまま新市に引き継ぐ。	111
2 8	慰霊祭開催事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 1 2
2 9	戦争犠牲者援護事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、補助金額については、合併後新市に おいて検討する。	113
3 0	行旅病人・死亡人の取扱 い	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、納骨場所については、合併後新市 において検討する。	1 1 4

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
3 1	各種社会福祉団体補助	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、補助金額については、合併後新市 において検討する。	1 1 5
3 2	防災ボランティア推進 事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 1 6
3 3	生活保護施設運営費補 助金	中核市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	1 1 7
3 4	生活保護法に規定する 医療機関及び介護機関 の指定、指導及び施術機 関の登録	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	1 1 8
3 5	生活保護法に規定する 保護施設等	中核市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	1 1 9
3 6	市民福祉会館の管理運 営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 2 0
3 7	保健福祉総合相談事業	合併時に相模原市の制度を適用する。 なお、適用にあたっては、保健福祉総合 相談システムの設置や保健福祉総合相談窓 口のあり方も併せて検討する。	1 2 1
3 8	保健及び福祉に係る相 談並びにサービスの決 定(福祉事務所の主管に 属するものを除く)	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 2 2
3 9	保健福祉サービス調整 機構の運営	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 2 3
4 0	重度障害者医療費助成 事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 2 4
4 1	障害者歯科診療事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 2 5
4 2	ひとり親家庭等医療費 助成事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 2 7
4 3	老人保健医療給付費	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 2 8
4 4	老人保健医療審査支払 手数料	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 3 0
4 5	地域保健医療審議会事 務	合併後速やかに相模原市の制度を適用す る。	1 3 1

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
4 6	急病診療事業	合併時に相模原市の制度を適用する。 なお、そのあり方については、合併後新 市において検討する。	1 3 2
4 7	災害時医療救護体制整 備事業	災害時医療救護検討会については、合併 後速やかに相模原市の制度を適用する。 なお、災害時医薬品の更新については、 新たな地域防災計画の策定状況を見ながら 検討する。	1 4 2
4 8	地域医療事業	保健衛生思想啓発普及事業及び高度医療機器共同利用事業については、合併時に相模原市の制度を適用する。 地域医療協力事業補助金及び津久井地域診療所維持管理費については、現行のまま新市に引き継ぐ。	1 4 3
4 9	看護職員確保対策事業	「看護の心」啓発普及事業、院内保育施設運営費補助金及び看護師等修学資金貸付事業については、合併時に相模原市の制度を適用する。 ナースセンター運営費補助金、相模原看護専門学校運営費補助金、相模原准看護学院運営費補助金及び看護職員養成施設維持管理費については、現行のまま新市に引き継ぐ。	1 4 5
5 0	各種医療関係団体補助 金	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、そのあり方については、合併後新 市において検討する。	1 4 9
5 1	高齢者入所判定委員会 運営事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 5 0
5 2	高齢者保健福祉計画推 進事業	合併時に新市において検討する。	1 5 1
5 3	高齢者大学運営事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 5 2
5 4	生きがい農園運営事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 5 3
5 5	シルバー人材センター 育成事業	速やかに相模原市の制度に統合する。ただし、相模原市のシルバー人材センターと 城山町の生きがい事業団が合併することが 前提となる。	154
5 6	老人クラブ補助金	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 5 5
5 7	老人いこいの家の維持 管理	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 5 6

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
5 8	福祉施策紹介冊子作成 事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 5 7
5 9	敬老会開催事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、敬老会のあり方については、合併 後新市において検討する。	1 5 8
6 0	敬老訪問事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 5 9
6 1	敬老祝金等支給事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、敬老訪問事業との統合や事業見直 しについては、合併後新市において検討す る。	1 6 0
6 2	高齢者能力活用施設運 営事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	161
6 3	れんげの里あらいその 管理運営	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 6 2
6 4	高齢者住宅設備改善費 助成事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 6 3
6 5	慰問品支給事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、事業内容については、合併後新市 において見直しを行う。	1 6 4
6 6	日常生活用具給付事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	165
6 7	はり、きゅう、マッサー ジ施術料助成事業	合併時に相模原市の制度を適用する。 なお、事業内容については、合併後新市 において見直しを行う。	166
6 8	老人ホーム入所措置事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	167
6 9	在日外国人高齢者等福 祉給付金支給事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 6 8
7 0	特別養護老人ホーム等 建設費補助金	中核市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	1 6 9
7 1	軽費老人ホーム事務費 補助金	中核市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	1 7 0
7 2	高齢者福祉施設運営費 補助金	中核市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	171

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
7 3	施設入所高齢者福祉給付金支給事業	中核市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	172
7 4	老人福祉センターの管 理運営	現行のまま新市に引き継ぐ。	173
7 5	介護老人保健施設建設 費補助金	中核市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	174
7 6	市立高齢者デイサービ スセンター等の管理運 営	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 7 5
7 7	ゲートボール場維持管 理	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 7 6
7 8	特別養護老人ホーム等 建設費借入償還金補助 金	合併時に相模原市の制度を適用する。	177
7 9	介護老人保健施設建設 費借入償還金補助金	合併時に相模原市の制度を適用する。	178
8 0	生きがい対策事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 7 9
8 1	高齢者入浴サービス事 業	現行のまま新市に引き継ぐ。	181
8 2	津久井地域福祉センタ 一の維持管理	現行のまま新市に引き継ぐ。	182
8 3	ひとり暮らし老人対策 事業	合併時に廃止する。	183
8 4	特別養護老人ホーム等 改修費補助金	合併時に相模原市の制度を適用する。	184
8 5	ねたきり高齢者等移送 サービス利用助成事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、移送サービス事業のあり方につい ては、合併後新市において検討する。	185
8 6	寝具消毒乾燥事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	186
8 7	家事援助事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	187
8 8	住宅改修相談事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、相談員の配置場所については、合 併後新市において検討する。	188
8 9	ねたきり高齢者出張理 美容サービス助成事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	189

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
9 0	生きがいデイサービス 事業	合併後3年間で段階的に相模原市の制度 に統合する。	190
9 1	緊急一時入所事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	192
9 2	生活援助員派遣事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	193
9 3	緊急通報システム運営 事業	合併後3年間で段階的に相模原市の制度 に統合する。	194
9 4	電話貸与事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 9 5
9 5	高齢者・障害者虐待防止 体制	合併時に相模原市の制度を適用する。	196
9 6	ねたきり高齢者等おむ つ支給事業	合併後3年を目途に相模原市の制度に統 合する。	197
9 7	閉じこもり予防事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	198
9 8	社会福祉審議会児童福 祉専門分科会	中核市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	199
9 9	婦人保護事業	一般市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。 なお、相談員の配置等については、庁内 調整が必要となる。	200
1 0 0	幼児養育費の助成	合併時に相模原市の制度を適用する。 なお、平成18年度に事業のあり方につ いて検討する。	2 0 1
1 0 1	児童手当・特例給付事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	202
1 0 2	助産施設母子生活支援 施設入所委託事業	一般市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	2 0 3
1 0 3	(仮称)子どもの権利条 例制定事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 0 4
104	次世代育成支援行動計 画進行管理事業	合併後速やかに相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、相模原市の計画を基本とし、城山町の計画との整合を図る。	2 0 5

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1 0 5	ファミリー・サポート・ センター推進事業	合併後速やかに相模原市の制度を適用す る。	2 0 6
106	児童扶養手当の認定及 び支給事務	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、認定及び支給事務については、 一般市事務により、合併時に相模原市の制 度に統合する。	208
107	母子·父子家庭等援護事 業	母子・父子家庭等福祉手当については、 合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、支給対象者の 範囲が変わることから、町民への周知等に ついて検討する。 母子・父子家庭等高校進学・就職支度金 については、合併時に相模原市の制度を適 用する。 母子福祉資金等利子補給については、合 併時に相模原市の制度を適用する。	209
1 0 8	母子相談事業	一般市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、相談員の配置等については、庁内 調整が必要となる。	2 1 0
1 0 9	母子家庭等自立支援事 業	中核市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	2 1 1
1 1 0	母子家庭等日常生活支 援事業	中核市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	2 1 3
1 1 1	ひとり親家庭生活支援 事業	中核市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	2 1 4
1 1 2	母親クラブ育成事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 1 5
1 1 3	母子福祉資金貸付事業	中核市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	2 1 6
1 1 4	特別児童扶養手当の調 整事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 1 7
1 1 5	ひとり親家庭等証明書 等発行事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 1 8
1 1 6	子育て広場事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 1 9
1 1 7	要保護事業対策地域協 議会事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 2 0

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1 1 8	家庭児童相談事業	一般市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、相談員の配置等については、庁内調整が必要となる。	2 2 1
1 1 9	児童虐待防止事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 2 2
1 2 0	育児支援家庭訪問事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 2 3
1 2 1	児童遊園維持管理事業	3年以内に相模原市の制度に統合する。	2 2 4
1 2 2	子どもの広場助成事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 2 5
1 2 3	児童館管理運営事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 2 6
1 2 4	児童クラブ管理運営事 業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 2 7
1 2 5	民間児童クラブ運営費 補助金	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 2 9
1 2 6	児童クラブ整備事業	合併時に相模原市の制度を適用する。 なお、児童クラブの設置基準については、 合併後新市において検討する。	2 3 0
1 2 7	こどもセンター管理運 営事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 3 1
1 2 8	こどもセンター建設事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 3 3
1 2 9	保育料	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 3 4
1 3 0	公立保育所の管理運営	合併後3年間で段階的に相模原市の制度 に統合する。	2 3 5
1 3 1	認定保育室補助金	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 3 6
1 3 2	コミュニティ保育推進 事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 3 7

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1 3 3	児童福祉関係団体補助 金	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 3 8
1 3 4	入所児童災害見舞金	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 3 9
1 3 5	民間保育所入所児童保 育委託	合併時に相模原市の制度に適用する。	2 4 0
1 3 6	民間保育所助成費	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 4 1
1 3 7	家庭保育福祉員委託事業	合併後3年以内に廃止の方向で検討する。なお、廃止にあたっては、地域の保育 需用の実情等を踏まえ検討を進める。	2 4 2
1 3 8	保育所施設整備事業	合併後3年間で段階的に相模原市の制度 を適用する。	2 4 3
1 3 9	公立保育所民営化推進 事業	合併時に相模原市の制度を適用する。 なお、公立保育園の運営のあり方につい ては、合併後新市において検討する。	2 4 4
1 4 0	保育所の設置認可等	中核市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	2 4 5
1 4 1	認可外保育施設支援事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 4 6
1 4 2	社会福祉審議会身体障 害者福祉専門分科会·審 査部会	中核市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	2 4 7
1 4 3	社会福祉協議会補助金 (障害者・高齢者財産保 全管理センター運営費)	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 4 8
1 4 4	福祉バス提供事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 4 9
1 4 5	障害者福祉団体補助金	合併後速やかに相模原市の制度に統合す る。	2 5 0
1 4 6	障害者自立支援制度経 費	合併時に相模原市の制度に統合する。	251
1 4 7	障害福祉相談事業	中核市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	252
1 4 8	身体障害者福祉車両等 運行事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、事業のあり方については、合併後 新市において検討する。	2 5 3

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1 4 9	障害児者入浴サービス 事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	254
1 5 0	重症心身障害児者通園 事業	中核市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	255
1 5 1	手話・要約筆記通訳者養 成・派遣事業	合併後3年間で段階的に相模原市の制度 に統合する。	256
1 5 2	身体障害者スポーツ・レ クリエーション等事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	258
153	身体障害児者介護給付 費	合併時に相模原市の制度に統合する。	259
154	身体障害児者補装具·日 常生活用具給付事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	261
1 5 5	自立支援医療給付(更生 医療)	合併時に相模原市の制度に統合する。	263
1 5 6	障害者手帳交付診断料 助成事業	合併時に廃止する。	264
1 5 7	住宅設備改善費助成事 業	中核市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	265
1 5 8	自動車運転訓練費助成 事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	266
1 5 9	自動車改造費助成事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	267
1 6 0	自動車燃料費助成事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、合併時に城山町で対象としている 身体障害者手帳3級、リウマチ患者及び精 神通院公費負担医療の適用を受けている者 については、経過措置として、合併後1年 間に限り、支給の対象とする。	268
1 6 1	障害児者宿泊費助成事 業	合併時に相模原市の制度を適用する。	269
1 6 2	更生訓練費等支給事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	270
1 6 3	特別障害者等福祉手当 支給事業	一般市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	271
1 6 4	在日外国人障害者等福 祉給付金支給事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	272

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
165	身体障害者ケア付住宅 設置運営事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 7 3
1 6 6	身体障害者ケア付住宅 家賃助成事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	274
1 6 7	重症心身障害児施設建 設資金借入償還金補助 事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 7 5
1 6 8	民営鉄道駅舎垂直移動 施設整備事業補助金	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 7 6
169	身体障害者手帳交付事 務	中核市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	277
1 7 0	在宅障害者家庭内作業 指導運営事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 7 8
171	障害者地域作業所運営 事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、合併時までに指定管理者制度及び 障害者自立支援法のサービス体系に向けた 整理を行う。	2 7 9
1 7 2	障害者小規模通所授産 施設運営事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 8 1
1 7 3	障害者地域活動センタ 一設置運営事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	282
1 7 4	精神障害者地域生活支 援センター運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。なお、城山 町の施設については、その位置付けについ て3年を目途に検討を進める。	283
1 7 5	知的障害者スポーツ・レ クリエーション等事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	284
1 7 6	知的障害児者介護給付 費	合併時に相模原市の制度に統合する。	285
177	生活ホーム等設置運営 事業	中核市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	287
1 7 8	生活ホーム等家賃助成 事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	288
1 7 9	更生施設等通園·通所者 交通費助成事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 8 9
180	施設入所医療費等経費	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 9 0
181	障害者福祉的就労協力 事業所奨励事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 9 1

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
182	障害者地域作業所等健 康診断事業補助金	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 9 2
183	障害者一時ケア事業補 助金	合併時に相模原市の制度を適用する。	293
184	障害福祉施設運営費補 助金	中核市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	294
185	知的障害者援護施設建 設資金借入償還金補助 事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	295
186	社会福祉事業団経費	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 9 6
187	保育支援検討委員会運 営事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	297
188	障害者福祉計画	合併後速やかに相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、城山町の計画の内容、期間、指標の設定等を考慮し、新市全域を対象とする計画を策定する。それまでの間は、現行の計画を地域別計画とする。	298
189	身体障害者福祉法に規 定する売店設置に係る 協議等	現行のまま新市に引き継ぐ。	299
190	指定居宅支援事業者、指 定施設等の指定	中核市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	300
191	障害者支援センターの 管理運営	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 0 1
1 9 2	けやき体育館の管理運 営	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 0 2
193	市立身体障害者デイサ ービスセンターの管理 運営	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 0 3
194	進行性筋萎縮症療養給付	合併時に相模原市の制度を適用する。	3 0 4
1 9 5	障害者地域作業所指導 監査	合併時に相模原市の制度を適用する。	3 0 5
196	在宅重度身体障害児者 訪問審査事業	合併時に廃止する。	3 0 6

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1 9 7	老人福祉法に規定する 福祉の措置	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 0 7
198	児童福祉法に規定する 福祉の措置及び保育の 実施	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 0 8
199	母子及び寡婦福祉法に 規定する福祉の措置	一般市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	3 0 9
200	身体障害者福祉法に規 定する福祉の措置	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 1 0
2 0 1	知的障害者福祉法に規 定する福祉の措置	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 1 2
202	生活保護法に規定する 保護の決定、実施その他 生活保護法の施行に関 する事務	一般市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	3 1 3
203	婦人保護事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 1 4
2 0 4	老人福祉施設入所者費 用の決定	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 1 5
2 0 5	児童福祉施設入所者費 用の決定	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 1 6
206	身体及び知的の障害児 者に対する介護給付費 及び訓練等給付費の支 給要否決定並びに施設 訓練等支援費の支給決 定	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 1 7
207	身体障害者更生援護施 設入所者費用の決定	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 1 8
2 0 8	知的障害者援護施設入 所者費用の決定	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 1 9
2 0 9	特別児童扶養手当の認 定請求事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 2 0
2 1 0	障害児福祉手当、特別障 害者手当等の決定	一般市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	3 2 1

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
2 1 1	重度心身障害者等福祉 手当の決定	合併時に相模原市の制度を適用する。	3 2 3
2 1 2	高齢者に対する在宅福祉サービス(保健福祉総合相談課、高齢者福祉課、津久井福祉課及び相模湖福祉課の主管に属するものを除く)の決定	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 2 4
2 1 3	身体及び知的の障害児者に対する在宅福祉サービス(保健福祉総合相談課、障害福祉課、津久井福祉課及び相模湖福祉課の主管に属するものを除く)の決定	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 2 5
2 1 4	母子・父子相談、女性相 談、家庭児童相談その他 福祉相談事業	一般市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	3 2 7
2 1 5	法外援護事務	合併時に相模原市の制度を適用する。	3 2 8
2 1 6	陽光園管理運営事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、第一陽光園、第二陽光園及び第 三陽光園については、現行のまま新市に引 き継ぐ。	3 2 9

市民部会

中区即至	7		
番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1	地域市民まつり助成事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、城山町については、合併後に対象 となる地域規模等の交付基準の見直しを行 い事業を推進する。	3 3 1
2	ふれあい広場事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、城山町への設置については、合併 後に設置基準の見直しを行い設置を進め る。	3 3 2
3	防災資機材整備事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	3 3 3
4	出張所維持管理事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 3 4
5	市民健康文化センター の管理運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 3 5
6	斎場の管理運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 3 7
7	地域センター管理運営 事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 3 8
8	広場設置費補助事業	合併時は現行どおりとし、合併後3年を 目途に見直すものとする。	3 3 9
9	相談事業(市民相談)	合併後3年を目途に相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、城山町で相談 需要の測定を行い、相談場所、相談日、相談 体制を確定する。	3 4 0
1 0	相談事業(法律相談)	合併後3年を目途に相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、城山町で相談需要の測定を行い、開催回数、委託先の見直しを行う。	3 4 1
1 1	相談事業(特設相談)	合併後3年を目途に相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、城山町で相談 需要の測定を行い、相談項目の見直しを行う。	3 4 2
1 2	人権擁護委員	城山町にある連絡会は、合併時に廃止し、 相模原人権擁護委員協議会と一本化する。	3 4 4
1 3	行政相談委員	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、城山町の行政相談委員は、相模原 市行政相談委員連絡会に合流する。	3 4 5
	1		

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1 4	地域市政懇談会	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 4 6
1 5	市政世論調査	合併時に相模原市の制度を適用する。	3 4 7
1 6	市政モニター	合併時に相模原市の制度を適用する。	3 4 8
1 7	市内施設めぐり	合併時に相模原市の制度を適用する。	3 4 9
1 8	市民と市長が語る会	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 5 0
1 9	こども議会	合併時に相模原市の制度を適用する。	3 5 1
2 0	わたしの提案(市長への 手紙)、陳情等に関する事 務	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 5 2
2 1	戸籍住民課連絡所維持 管理事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 5 3
2 2	日直代行員経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 5 4
2 3	住居表示整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 5 5
2 4	戸籍、住民基本台帳及び 印鑑登録事務(統計、総 括及び指導を含む)	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 5 6
2 5	外国人登録事務	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、原票管理は本庁での一元管理とし、 城山町で取扱う各種申請については、現行 のサービス水準を維持する方向で調整す る。	3 5 7
2 6	住民基本台帳カードの 発行	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 5 8
2 7	公的個人認証事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 5 9

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
2 8	埋火葬許可及び改葬許 可並びに斎場火葬炉使 用承認事務(身体の一部 に係るものを除く)	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 6 0
2 9	死体解剖保存法第 13 条 に規定する死体交付証 明書の交付	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 6 1
3 0	相続税法第 58 条に規定 する通知事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 6 2
3 1	破産者、禁治産者、準禁 治産者、成年被後見人及 び犯罪人名簿に関する 事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	363
3 2	公職選挙法第 11 条第 3 項及び第 29 条第 1 項に 規定する通知事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 6 4
3 3	人口動態調査	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 6 5
3 4	住民実態調査	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 6 6
3 5	自動車臨時運行許可	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 6 7
3 6	自衛官募集	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 6 8
3 7	児童手当に係る認定請 求書等の受理	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 6 9
3 8	国民年金に係る資格取 得届書等の受理	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 7 0
3 9	介護保険に係る資格者 証の作成交付及び認定 申請書等の受付	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 7 1
4 0	国民健康保険に係る被保険者証及び高齢受給者証の作成交付並びに出産育児一時金及び葬祭費の支給申請書の受付	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 7 2

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
4 1	妊娠届出書の受付及び 母子健康手帳の交付	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 7 3
4 2	し尿の処理に係る届出 書の受付	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 7 4
4 3	学齢児童及び生徒に係 る入学期日の通知及び 就学すべき学校の指定	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 7 5
4 4	証明書自動交付機シス テム維持管理事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、城山町への設置については、新市 において検討する。	3 7 6
4 5	住民基本台帳ネットワ ークシステム維持管理 事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 7 7
4 6	住民基本台帳事務オペ レーション委託業務	合併時に相模原市の制度を適用する。	3 7 8
4 7	地番整理事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 7 9
4 8	国民年金事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 8 0
4 9	防犯活動等推進事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 8 1
5 0	連合防犯協会補助金	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 8 2
5 1	交通安全思想普及啓発 事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、交通整理員の取扱いについては、 「学童通学路安全指導員」(相模原市学務課 所管)へ移管する。	3 8 3
5 2	交通安全教室事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、事業実施にあたっては、現行の交 通安全指導員数で行う。	3 8 4
5 3	交通安全団体補助金	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 8 5

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
5 4	交通指導隊事業	合併後、3年以内に廃止の方向で調整する。 なお、当制度が交通安全に果たしてきた役割、また、その歴史等から、直ちに廃止することは困難であるため、合併後、3年間で交通安全協会の交通安全指導員制度に移行する。	386
5 5	安全・安心まちづくり推 進協議会補助金	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 8 7
5 6	消費者啓発事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 8 8
5 7	消費者保護事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 8 9
5 8	消費生活推進事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	3 9 0
5 9	計量検査等事業	中核市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	3 9 1
6 0	家庭用品品質表示法及 び消費生活用製品安全 法に規定する表示監視	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 9 2
6 1	窓口業務の取扱い	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 9 3
6 2	出張所の維持管理及び 秩序保持	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 9 5

経済部会

番号 事務事業名 調整方針 別冊3ページ 1 産業振興ビジョン推進 事業 現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、「さがみはも産業振興ビジョン」等 については、合併後新市において見直しを 行う。 1 2 商工団体等補助金 現行のまま新市に引き継ぐ。 2 3 工業団体育成事業 合併時に相模原市の制度を適用する。 4 4 素振興課分 合併時に相模原市の制度を適用する。 6 5 青年起業家育成基金積 立金 合併時に相模原市の制度を適用する。 7 6 工業集積促進事業(産業 事業 合併時に相模原市の制度を適用する。 7 7 中小企業経営安定対策 事業 合併時に相模原市の制度を適用する。 1 0 9 相模原市産業振興財団 補助金 現行のまま新市に引き継ぐ。 1 1 1 0 産業会館の管理運営 現行のまま新市に引き継ぐ。 1 2 1 1 事業協同組合等の設立 認可等 現行のまま新市に引き継ぐ。 1 3 1 2 工業地域等における住 宅開発の指導 合併時に相模原市の制度を適用する。 1 4 1 3 工業立地法に規定する 扇出、勧告等 合併時に相模原市の制度を適用する。 1 6 1 4 事業 合併時に相模原市の制度を適用する。 1 6 1 5 立地推進事分 合併時に相模原市の制度に統合する。 1 7	在对即云	•		
1 産業振興ビジョン推進 事業 なお、「さがみはら産業振興ビジョン」等については、合併後新市において見直しを行う。 1 2 商工団体等補助金 現行のまま新市に引き継ぐ。 2 3 工業団体育成事業 合併時に相模原市の制度を適用する。 3 4 新事業創出促進事業(産業振興課分) 合併時に相模原市の制度を適用する。 4 5 青年起業家育成基金積立金 合併時に相模原市の制度を適用する。 6 6 工業集積促進事業(産業振興課分) 合併時に相模原市の制度を適用する。 7 7 中小企業経営安定対策事業 合併時に相模原市の制度を適用する。 10 8 中小企業景気対策事業 合併時に相模原市の制度を適用する。 10 9 相核原市産業振興財団補助金 現行のまま新市に引き継ぐ。 12 10 産業会館の管理運営 現行のまま新市に引き継ぐ。 12 11 事業協同組合等の設立認可等 自併時に相模原市の制度を適用する。 14 12 工業地域等における住宅開発の指導 合併時に相模原市の制度を適用する。 15 14 中小企業経営革新支援事業と標準のまま新市に引き継ぐ。 15 15 工業集積促進事業(企業会議会議会議会議会議会議会議会議会議会議会議会議会議会議会議会 17	番号	事務事業名	調整方針	
3 工業団体育成事業 合併時に相模原市の制度を適用する。 3 4 新事業創出促進事業(産業振興課分) 合併時に相模原市の制度を適用する。 4 5 青年起業家育成基金積立金 合併時に相模原市の制度を適用する。 6 6 工業集積促進事業(産業振興課分) 合併時に相模原市の制度を適用する。 7 7 中小企業経営安定対策事業 合併時に相模原市の制度を適用する。 10 8 中小企業最気対策事業 合併時に相模原市の制度を適用する。 10 9 相模原市産業振興財団相助金 現行のまま新市に引き継ぐ。 11 10 産業会館の管理運営 現行のまま新市に引き継ぐ。 12 11 事業協同組合等の設立認可等 現行のまま新市に引き継ぐ。 13 12 工業地域等における住宅開発の指導 合併時に相模原市の制度を適用する。 14 13 工業地域等における住宅開発の指導 現行のまま新市に引き継ぐ。 15 14 中小企業経営革新支援事業合併時に相模原市の制度を適用する。 16 15 工業集積促進事業(企業 合併時に相模原市の制度を適用する。 16	1	1 211 111 2	なお、「さがみはら産業振興ビジョン」等 については、合併後新市において見直しを	1
4 新事業創出促進事業(産業振興課分) 合併時に相模原市の制度を適用する。 4 5 青年起業家育成基金積 立金 合併時に相模原市の制度を適用する。 6 6 工業集積促進事業(産業振興課分) 合併時に相模原市の制度を適用する。 7 7 中小企業経営安定対策事業 合併時に相模原市の制度を適用する。 8 8 中小企業景気対策事業 合併時に相模原市の制度を適用する。 10 9 相模原市産業振興財団補助金 現行のまま新市に引き継ぐ。 11 10 産業会館の管理運営 現行のまま新市に引き継ぐ。 12 11 事業協同組合等の設立認可等 現行のまま新市に引き継ぐ。 13 12 工業地域等における住宅開発の指導 合併時に相模原市の制度を適用する。 14 13 工業立地法に規定する届出、勧告等 現行のまま新市に引き継ぐ。 15 14 中小企業経営革新支援事業 合併時に相模原市の制度を適用する。 16 15 工業集積促進事業(企業 合併時に相模原市の制度を適用する。 16	2	 商工団体等補助金 	現行のまま新市に引き継ぐ。	2
4 業振興課分) 合併時に相模原市の制度を適用する。 4 5 青年起業家育成基金積 立金 合併時に相模原市の制度を適用する。 6 6 工業集積促進事業(産業 振興課分) 合併時に相模原市の制度を適用する。 7 7 中小企業経営安定対策 寄業 合併時に相模原市の制度を適用する。 8 8 中小企業景気対策事業 合併時に相模原市の制度を適用する。 10 9 相模原市産業振興財団 視行のまま新市に引き継ぐ。 11 10 産業会館の管理運営 現行のまま新市に引き継ぐ。 12 11 事業協同組合等の設立 認可等 現行のまま新市に引き継ぐ。 13 12 工業地域等における住 宅開発の指導 合併時に相模原市の制度を適用する。 14 13 工業立地法に規定する 届出、勧告等 現行のまま新市に引き継ぐ。 15 14 中小企業経営革新支援 合併時に相模原市の制度を適用する。 16 15 工業集積促進事業(企業 合併時に相模原市の制度を適用する。 16 15 工業集積促進事業(企業 合併時に相模原市の制度を適用する。 17	3	工業団体育成事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	3
5 立金 合併時に相模原市の制度を適用する。 6 6 工業集積促進事業(産業振興課分) 合併時に相模原市の制度を適用する。 7 7 中小企業経営安定対策事業 合併時に相模原市の制度を適用する。 8 8 中小企業景気対策事業 合併時に相模原市の制度を適用する。 10 9 相模原市産業振興財団補助金 現行のまま新市に引き継ぐ。 11 10 産業会館の管理運営 現行のまま新市に引き継ぐ。 12 11 事業協同組合等の設立認可等 現行のまま新市に引き継ぐ。 13 12 工業地域等における住宅開発の指導 合併時に相模原市の制度を適用する。 14 13 工業立地法に規定する届出、勧告等 現行のまま新市に引き継ぐ。 15 14 中小企業経営革新支援事業 合併時に相模原市の制度を適用する。 16 15 工業集積促進事業(企業 会併時に相模原市の制度を適用する。 16	4		合併時に相模原市の制度を適用する。	4
6 振興課分) 合併時に相模原市の制度を適用する。 7 7 中小企業経営安定対策 事業 合併時に相模原市の制度を適用する。 8 8 中小企業景気対策事業 合併時に相模原市の制度を適用する。 10 9 相模原市産業振興財団 補助金 現行のまま新市に引き継ぐ。 12 1 0 産業会館の管理運営 現行のまま新市に引き継ぐ。 12 1 1 事業協同組合等の設立 認可等 現行のまま新市に引き継ぐ。 13 1 2 工業地域等における住宅開発の指導 合併時に相模原市の制度を適用する。 14 1 3 工業立地法に規定する 届出、勧告等 現行のまま新市に引き継ぐ。 15 1 4 中小企業経営革新支援事業 合併時に相模原市の制度を適用する。 16 1 5 工業集積促進事業(企業 合併時に相模原市の制度に統合する。 17	5		合併時に相模原市の制度を適用する。	6
7 事業 合併時に相模原市の制度に統合する。 8 8 中小企業景気対策事業 合併時に相模原市の制度を適用する。 10 9 相模原市産業振興財団 補助金 現行のまま新市に引き継ぐ。 11 10 産業会館の管理運営 現行のまま新市に引き継ぐ。 12 11 事業協同組合等の設立 認可等 現行のまま新市に引き継ぐ。 13 12 工業地域等における住 宅開発の指導 合併時に相模原市の制度を適用する。 14 13 工業立地法に規定する 届出、勧告等 現行のまま新市に引き継ぐ。 15 14 中小企業経営革新支援 事業 合併時に相模原市の制度を適用する。 16 15 工業集積促進事業(企業 事業 会併時に相模原市の制度を適用する。 17	6		合併時に相模原市の制度を適用する。	7
9 相模原市産業振興財団 補助金 現行のまま新市に引き継ぐ。 11 1 0 産業会館の管理運営 現行のまま新市に引き継ぐ。 12 1 1 事業協同組合等の設立 認可等 現行のまま新市に引き継ぐ。 13 1 2 工業地域等における住 宅開発の指導 合併時に相模原市の制度を適用する。 14 1 3 工業立地法に規定する 届出、勧告等 現行のまま新市に引き継ぐ。 15 1 4 中小企業経営革新支援 事業 合併時に相模原市の制度を適用する。 16 1 5 工業集積促進事業(企業 会併時に相模原市の制度に統合する。 17	7		合併時に相模原市の制度に統合する。	8
9 補助金 現行のまま新市に引き継ぐ。 11 1 0 産業会館の管理運営 現行のまま新市に引き継ぐ。 12 1 1 事業協同組合等の設立 認可等 現行のまま新市に引き継ぐ。 13 1 2 工業地域等における住宅開発の指導 合併時に相模原市の制度を適用する。 14 1 3 工業立地法に規定する届出、勧告等 現行のまま新市に引き継ぐ。 15 1 4 中小企業経営革新支援事業 合併時に相模原市の制度を適用する。 16 1 5 工業集積促進事業(企業 会併時に相模原市の制度に統合する。 17	8	中小企業景気対策事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 0
11 事業協同組合等の設立 認可等 現行のまま新市に引き継ぐ。 13 12 工業地域等における住宅開発の指導 合併時に相模原市の制度を適用する。 14 13 工業立地法に規定する届出、勧告等 現行のまま新市に引き継ぐ。 15 14 中小企業経営革新支援事業(企業事業(企業事業) 合併時に相模原市の制度を適用する。 16 15 工業集積促進事業(企業 会併時に相模原市の制度に統合する。 17	9		現行のまま新市に引き継ぐ。	1 1
11 認可等 現行のまま新市に引き継く。 13 1 2 工業地域等における住宅開発の指導 合併時に相模原市の制度を適用する。 14 1 3 工業立地法に規定する届出、勧告等 現行のまま新市に引き継ぐ。 15 1 4 中小企業経営革新支援事業 合併時に相模原市の制度を適用する。 16 1 5 工業集積促進事業(企業 会併時に相模原市の制度に統合する 17	1 0	産業会館の管理運営	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 2
12 宅開発の指導 合併時に相模原市の制度を適用する。 14 13 工業立地法に規定する 届出、勧告等 現行のまま新市に引き継ぐ。 15 14 中小企業経営革新支援 事業 合併時に相模原市の制度を適用する。 16 15 工業集積促進事業(企業 会併時に相模原市の制度に統合する 17	1 1		現行のまま新市に引き継ぐ。	1 3
13 届出、勧告等 現行のまま新市に引き継ぐ。 14 中小企業経営革新支援 事業 合併時に相模原市の制度を適用する。 16 15 工業集積促進事業(企業 合併時に相模原市の制度に統合する 17	1 2		合併時に相模原市の制度を適用する。	1 4
14 事業 合併時に相模原巾の制度を適用する。 16 15 工業集積促進事業(企業 会併時に相模原巾の制度を適用する。 17	1 3		現行のまま新市に引き継ぐ。	1 5
1 1 5 1	1 4		合併時に相模原市の制度を適用する。	1 6
	1 5		合併時に相模原市の制度に統合する。	1 7

番号	事務事業名	調整方針	別冊 3 ページ
1 6	商業地形成事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 9
1 7	中心市街地活性化推進 事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 0
1 8	商店街振興支援事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 1
1 9	商店街活性化事業補助 金	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 2
2 0	商業実態調査事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 3
2 1	買物公園道路維持管理 事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 4
2 2	商業団体育成事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 5
2 3	新事業創出促進事業(商 業サービス業課分)	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 6
2 4	市民まつり開催事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、城山町のまつりは「相模原市観光 振興計画」に基づき位置付けを行う。	2 7
2 5	観光宣伝事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 8
2 6	キャンプ場管理運営事 業	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 9
2 7	観光事業補助金	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、城山町の観光事業は「相模原市観 光振興計画」に基づき位置付けを行う。	3 1
2 8	地域活性化イベント事 業補助金	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、城山町のイベントは「相模原市観 光振興計画」に基づき位置付けを行う。	3 3
2 9	市観光協会補助金	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 5
3 0	相模の大凧センター経 費	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 6

番号	事務事業名	調整方針	別冊 3 ページ
3 1	たてしな自然の村管理 運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 7
3 2	相模川自然の村管理運 営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 8
3 3	観光施設維持管理事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 9
3 4	東海·首都圏自然歩道管 理受託事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	4 0
3 5	道志川流域振興事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	4 1
3 6	ダム対策に関すること	合併時に相模原市の制度に統合する。	4 2
3 7	森林ミュージアムの推 進に関すること	現行のまま新市に引き継ぐ。	4 3
3 8	北丹沢文化の森の推進 に関すること	現行のまま新市に引き継ぐ。	4 4
3 9	宮ヶ瀬湖鳥居原周辺整 備に関すること	現行のまま新市に引き継ぐ。	4 5
4 0	交流の里づくり事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	4 6
4 1	青野原道志川の家の管 理運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	4 7
4 2	緑の休暇村センターの 管理運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	4 8
4 3	ふるさとの森運営・育成 指導	現行のまま新市に引き継ぐ。	4 9
4 4	市立相模湖記念館運営 事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	5 0
4 5	自然公園法に関する事 務	現行のまま新市に引き継ぐ。	5 1
4 6	フィルムコミッション 事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、合併時までに新市全体の制度のあ り方を検討する。	5 2
4 7	温泉管理事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	5 3

番号	事務事業名	調整方針	別冊 3 ページ
4 8	観光振興計画策定事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、合併後速やかに新市全体の制度の あり方を検討する。	5 4
4 9	雇用促進事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	5 5
5 0	就職面接会等開催事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	5 6
5 1	技能功労者表彰事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	5 7
5 2	勤労者福祉事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	5 8
5 3	勤労者総合福祉センタ 一管理運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	5 9
5 4	各種労働関係団体補助	合併時に相模原市の制度に統合する。	6 0
5 5	中小企業勤労者福祉サ ービスセンター補助金	現行のまま新市に引き継ぐ。	6 1
5 6	無料職業紹介事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	6 2
5 7	伝統技能チャレンジャ 一事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	6 3
5 8	ニートフリーター就労 支援事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	6 4
5 9	子ども商業体験事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	6 5
6 0	経営·生産対策推進会議	合併時に廃止の方向で検討する。	6 6
6 1	営農センター助成事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、事業内容については、合併後新市 において見直しを行う。	6 7
6 2	認定農業者育成事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	6 8
6 3	米の数量調整実施事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、水田農業ビジョンについては、 合併後新市において速やかに見直しを行 う。	6 9
6 4	環境保全型農業導入支 援事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	7 0

番号	事務事業名	調整方針	別冊 3 ページ
6 5	農産物振興対策事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	7 1
6 6	営農対策事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、有害鳥獣対策事業については、 町の実施状況を踏まえ、合併後速やかに統 合する。	7 3
6 7	農業後継者・担い手確保 対策事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	7 4
6 8	地場農産物ブランド化 促進事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、ブランド名称等については、合併 後新市において検討する。	7 5
6 9	農産物流通対策事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、新市において出荷等の実態調査を 行う。	7 6
7 0	都市農業ふれあい事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	7 7
7 1	市民農園整備事業	合併後、3年以内に段階的に相模原市の 制度に統合する。	7 9
7 2	㈱神奈川食肉センター 食肉流通施設整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	8 0
7 3	農道等維持管理補修事 業	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、台帳等の整備については、合併 後速やかに統合する。	8 1
7 4	農道·用水路等整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	8 2
7 5	農道等調査測量設計委 託事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	8 3
7 6	各種農業団体補助金	現行のまま新市に引き継ぐ。	8 4
7 7	農業振興地域整備計画	合併後速やかに新たな計画を策定する。	8 5
7 8	生産緑地に係る営農指 導	現行のまま新市に引き継ぐ。	8 6
7 9	農産物の生産、経営技術 等の指導事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	8 7
8 0	農産・園芸団体の指導及 び連絡事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	8 8

番号	事務事業名	調整方針	別冊 3 ページ
8 1	水田農業推進協議会事 務	合併時に相模原市の制度に統合する。	8 9
8 2	農作物の病虫害防除	現行のまま新市に引き継ぐ。	9 0
8 3	土地改良事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	9 1
8 4	漁業及び林業	現行のまま新市に引き継ぐ。	9 2
8 5	家畜の防疫	合併後速やかに相模原市の制度に統合す る。	9 4
8 6	農業者年金基金法	合併時に相模原市の制度に統合する。	9 5
8 7	荒廃農地対策等活動事 業	合併時に相模原市の制度に統合する。	9 6
8 8	林道整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、合併後管理区分の明確化及び管理 台帳の調製を実施する。	9 7
8 9	鳥居原ふれあいの館の 管理運営に関すること	現行のまま新市に引き継ぐ。	9 8
9 0	農とみどりの整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	99
9 1	共進会に関すること	合併後3年以内に段階的に相模原市の制 度に統合する。	1 0 0
9 2	有害鳥獣対策事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、事業内容については、合併後速 やかに統合する。	101
9 3	相模原市森林整備計画	合併後速やかに新市全体を対象とする計 画を策定する。	102
9 4	神奈川県地域森林計画 対象森林における届出 事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	103
9 5	松くい虫の防除	合併時に相模原市の制度に統合する。	104
9 6	自然保護奨励金の委託 事務に関すること	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 0 5
9 7	林地開発に関すること	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 0 6

番号	事務事業名	調整方針	別冊 3 ページ
9 8	岩石採取に関すること	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 0 7
9 9	治山・治水事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 0 8
1 0 0	保安林に関すること	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 0 9
1 0 1	水源の森林づくり事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 1 0
1 0 2	市有林管理審議会に関すること	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 1 1
103	新都市農業推進事業	合併後速やかに相模原市の制度を適用す る。	1 1 2

環境保全部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 3 ページ
1	環境審議会経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 1 4
2	自然環境観察員事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 1 5
3	自然エネルギー等利用 設備補助事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 1 7
4	環境保全啓発事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 1 8
5	環境月間事業開催経費	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 1 9
6	環境基本計画	合併後速やかに新市において新たな環境 基本計画の策定に着手する。	1 2 0
7	環境基本法に規定する 公害防止計画	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 2 2
8	環境影響評価事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 2 3
9	ほたるの里づくり推進 事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 2 4
1 0	城山自然の家管理運営 事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 2 5
1 1	相模原市特殊建築物等 設置に伴う環境保全に 係る指導指針	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 2 6
1 2	相模原の環境をよくす る会負担金	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 2 7
1 3	桂川·相模川流域協議会 負担金	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 2 8
1 4	環境管理システム推進 事業	合併後速やかに相模原市の制度を適用す る。	1 2 9
1 5	地域新エネルギー事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 3 1
1 6	新エネルギー導入促進 事業	「城山町地域新エネルギービジョン」は 現行のまま新市に引継ぎ、新市において新 たな環境基本計画を策定する際に内容を反 映させる。	1 3 2
1 7	環境情報センター管理 運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 3 3

番号	事務事業名	調整方針	別冊 3 ページ
1 8	環境指導啓発事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 3 4
1 9	環境監視測定事業	中核市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	1 3 5
2 0	常時監視測定局管理運 営事業	中核市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	1 3 7
2 1	環境監視情報システム 管理事業	中核市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	1 3 8
2 2	公害監視設備整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 3 9
2 3	合併処理浄化槽設置補 助事業	合併後5年以内に事業見直しを含め相模 原市の制度に統合する。	1 4 0
2 4	低公害自動車普及促進 事業	新市において検討する。	1 4 1
2 5	大気の汚染、水質の汚 濁、悪臭、土壌の汚染、騒 音及び振動に係る規制 及び指導事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 4 2
2 6	大気汚染等に係る苦情 の処理	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 4 3
2 7	土砂等による盛土及び 土地の埋立て並びに切 土の規制事務	合併後3年以内に事業見直しを含め相模 原市の制度に統合する。	1 4 4
2 8	浄化槽の設置届出等に 関する事務	中核市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	1 4 5
2 9	浄化槽保守点検業者の 登録	中核市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	1 4 6
3 0	集中浄化槽維持管理補助金	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、今後の方針については、合併後新 市において検討する。	1 4 7
3 1	環境保全に関する条例 に基づく事務	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、土地埋立等規制事業及び公共の 場所等の清潔保持等事業については、合併 後3年以内に事業の見直しを含め統合する。	1 4 8

番号	事務事業名	調整方針	別冊 3 ページ
3 2	緑地保全活用事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 5 0
3 3	(財)相模原市みどりの 協会補助金	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 5 1
3 4	緑地等維持管理事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 5 2
3 5	緑地保全用地購入事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	153
3 6	相模川等保全活用事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 5 4
3 7	みどりの基本計画及び 相模川計画	合併後速やかに新市において新たな計画 の策定に着手する。	1 5 5
3 8	みどりのまちづくり基 金及び緑地保全基金の 運用管理	合併時に相模原市の制度に統合する。	156
3 9	首都圏近郊緑地保全法 及び都市緑地法に関す る事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	157
4 0	鳥獣の保護及び狩猟の 適正化に関する法律に 関する事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	158
4 1	相模原市相模川ふれあ い科学館の管理運営事 業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 5 9
4 2	猟区事務に関すること	現行のまま新市に引き継ぐ。	160
4 3	生垣設置費補助事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 6 1
4 4	里山支援モデル事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 6 2
4 5	ヒートアイランド対策 緑化啓発事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 6 3
4 6	川のトイレ整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 6 4
4 7	公園の管理運営事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 6 5

番号	事務事業名	調整方針	別冊 3 ページ
4 8	霊園管理運営事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 6 6
4 9	公園整備事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 6 7
5 0	霊園整備事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 6 8
5 1	公園用地購入事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	169

環境事業部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊3
. Ш. ()		B/N 正. / J 平 I	ページ
1	廃棄物減量等推進審議会等 経費	合併時に相模原市の制度を適用する。	170
2	ごみ収集車両購入事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	171
3	し尿収集車両購入事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	172
4	一般廃棄物処理計画改定事 業	合併後、現行の一般廃棄物処理基本計画 の見直しを行う。	173
5	一般廃棄物処理業許可等申 請手数料	合併時に相模原市の制度に統合する。	174
6	産業廃棄物処理業許可等申 請手数料	保健所政令市事務により、合併時に相模 原市の制度に統合する。	175
7	自動車リサイクル法登録申 請手数料	保健所政令市事務により、合併時に相模 原市の制度に統合する。	176
8	自動車リサイクル法許可申 請手数料	保健所政令市事務により、合併時に相模 原市の制度に統合する。	177
9	一般廃棄物処理業の許可及 び指導監督	合併時に相模原市の制度に統合する。	178
1 0	産業廃棄物処理業の許可及 び指導監督	保健所政令市事務により、合併時に相模 原市の制度に統合する。	179
1 1	一般廃棄物処理施設の設置 許可及び指導監督	保健所政令市事務により、合併時に相模 原市の制度に統合する。	180
1 2	産業廃棄物処理施設の設置 許可及び指導監督	保健所政令市事務により、合併時に相模 原市の制度に統合する。	181
1 3	産業廃棄物排出事業者の指 導監督	保健所政令市事務により、合併時に相模 原市の制度に統合する。	182
1 4	建設リサイクル法に関する 事務	保健所政令市事務により、合併時に相模 原市の制度に統合する。	183
1 5	自動車リサイクル法に関す る事務	保健所政令市事務により、合併時に相模 原市の制度に統合する。	184
1 6	PCB 特措法に関する事務	保健所政令市事務により、合併時に相模 原市の制度に統合する。	185

番号	事務事業名	調整方針	別冊3ページ
1 7	浄化槽清掃業許可申請手数 料	合併時に相模原市の制度に統合する。	186
1 8	浄化槽清掃業の許可及び指 導監督	合併時に相模原市の制度に統合する。	187
1 9	リサイクル週間事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	188
2 0	美化推進事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、事業内容については、地域特性 を配慮し調整する。	189
2 1	美化運動推進事業補助金	合併時に相模原市の制度を適用する。 ただし、事業内容については、地域特性 を配慮し調整する。	190
2 2	循環型社会普及啓発事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	191
2 3	生ごみ処理容器助成事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	192
2 4	大型生ごみ処理機導入モデ ル事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	193
2 5	リサイクルスクエア運営事 業	現行のまま新市に引き継ぐ。	194
2 6	不法投棄対策事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、地域特性を踏まえた不法投棄対 策を調整する。	195
2 7	剪定枝資源化事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	196
2 8	事業系ごみ減量化等促進事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	197
2 9	一般ごみ夜間収集事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	198
3 0	一般廃棄物排出事業者に対 する減量化、資源化及び適 正処理に係る指導	合併時に相模原市の制度に統合する。	199

番号	事務事業名	調整方針	別冊3 ページ
3 1	南清掃工場建設事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	200
3 2	公衆トイレ維持管理事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 0 1
3 3	一般廃棄物最終処分場整備 事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	202
3 4	し尿処理施設の維持管理	現行のまま新市に引き継ぐ。	203
3 5	し尿処理施設に係る大気、 水質等の測定及び分析	現行のまま新市に引き継ぐ。	204
3 6	清掃工場使用料	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 0 5
3 7	ごみ処理手数料	現行のまま新市に引き継ぐ。	206
3 8	粗大ごみ処理手数料	現行のまま新市に引き継ぐ。	207
3 9	清掃工場ごみ処理施設の管 理運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	208
4 0	一般廃棄物最終処分場の管 理運営事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	209
4 1	発電所に関する事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 1 0
4 2	動物死体処理委託事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 1 1
4 3	収集車の運行及び維持管理 事業	合併後3年を目途に、段階的に相模原市 の制度を基本に統合する。	2 1 2
4 4	廃棄物の不法投棄事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 1 3
4 5	収集事務所施設維持管理事 務	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 1 4

番号	事務事業名	調整方針	別冊3 ページ
4 6	し尿処理手数料	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 1 5
4 7	ごみ箱設置費補助事業	合併後3年を目途に、廃止の方向で調整 する。	2 1 6
4 8	収集車の運行及び維持管理 事業(し尿収集)	合併後速やかに、新市におけるし尿・浄 化槽汚泥収集体制の見直しを行う。	2 1 7
4 9	収集事務所施設維持管理事 務(し尿収集)	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 1 8
5 0	雑排水処分事業費	合併後3年を目途に、廃止の方向で調整 する。	2 1 9

都市部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 3 ページ
1	都市計画審議会経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 2 0
2	区域区分界等調査測量 事業	合併後速やかに相模原市の制度に統合す る。	2 2 1
3	都市計画提案制度推進事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 2 2
4	都市計画施設の区域又 は市街地開発事業の施 行区域内における建築 の許可及び指導	一般市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	2 2 3
5	都市防災に係る基盤整 備計画	合併後3年以内に新市において策定す る。	2 2 4
6	生産緑地地区内の建築 行為等の許可	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 2 5
7	市民参加型まちづくり 推進事業	合併後速やかに相模原市の制度を適用す る。	2 2 6
8	地区計画推進経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 2 7
9	相模原市地区計画等の案 の作成手続に関する条例	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 2 8
1 0	地区計画等の区域内にお ける建築行為等の届出	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 2 9
1 1	鉄道対策事業	合併後速やかに相模原市の制度に統合す る。	2 3 0
1 2	新しい交通システム検 討事業	合併後5年を目途に新市において検討する。 なお、検討にあたっては、総合都市交通 計画と整合を図る。	2 3 2
1 3	駅舎自由通路等維持管 理事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 3 3
1 4	交通バリアフリー基本 構想推進事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 3 4

番号	事務事業名	調整方針	別冊 3 ページ
1 5	都市計画法に規定する 開発行為に伴う公共施 設管理者の同意及び協 議の調整	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 3 5
1 6	開発審査会経費	中核市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	2 3 6
1 7	都市計画法に規定する 開発行為及び建築等の 制限の許可、証明及び承 認	一般市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	2 3 7
1 8	開発行為等の違反防止	一般市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	2 3 8
1 9	地域整備推進事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 3 9
2 0	駅周辺施設維持管理事 業	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 4 0
2 1	安全で快適な歩行者空 間創出事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 4 1
2 2	市街地整備基金積立金	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 4 2
2 3	アドバイザー派遣事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 4 3
2 4	優良建築物等整備事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 4 4
2 5	土地区画整理事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 4 5
2 6	市街地開発・再開発事業 (補助事業を含む)	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 4 6
2 7	個人施行及び組合施行 の土地区画整理事業に 係る促進、指導及び許可 等	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	2 4 7
2 8	土地区画整理法第 76 条 に規定する土地区画整 理事業施行地区内にお ける建築行為等の許可	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 4 8

番号	事務事業名	調整方針	別冊 3 ページ
2 9	都市計画法第 53 条に規 定する土地区画整理事 業施行区域内における 建築行為等の許可	一般市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	2 4 9
3 0	土地区画整理組合が行った土地区画整理法に 基づく処分に係る審査 請求	中核市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	250
3 1	市街地再開発事業の施 行地区内における建築 行為等の許可	中核市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	2 5 1
3 2	民間自動車駐車場整備 促進事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 5 2
3 3	自転車整理指導事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	253
3 4	自転車駐車場管理運営 事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 5 4
3 5	民間自転車駐車場助成 事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 5 5
3 6	自転車駐車場整備事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	256
3 7	自動車駐車場管理運営 事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 5 7
3 8	駐車場整備地区におけ る駐車場整備計画	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 5 8
3 9	路外駐車場の設置等の 届出	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 5 9
4 0	相模原市建築物における駐車施設の附置に関 する条例に関する事務	合併時に相模原市の制度を適用する。	260

建築部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 3 ページ
1	建築審査会経費	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 6 1
2	都市デザイン推進事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 6 2
3	屋外広告物許可等経費	中核市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。	2 6 4
4	相模原市建築基準条例	合併時に相模原市の制度を適用する。	265
5	建築基準法に規定する許可、認定及び認可並びに指定(道路に関するものを除く)	特定行政庁事務により、合併後速やか に相模原市の制度に統合する。	266
6	建築基準法 (第9条を除 く)に規定する意見の聴取	合併時に相模原市の制度を適用する。	267
7	租税特別措置法に規定す る優良な住宅及び良質な 住宅の認定	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 6 8
8	建築基準法第16条の規 定に基づく国土交通大臣 又は県知事への報告	合併時に相模原市の制度を適用する。	269
9	用途地域の指定のない区域における建築形態制限 について	現行のまま新市に引き継ぐ。	270
1 0	マンション管理対策推進事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 7 1
1 1	建築に係る総合相談	合併時に相模原市の制度に統合する。	272
1 2	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する 法律に関する事務	合併時に相模原市の制度を適用する。	273
1 3	神奈川県福祉の街づくり 条例に関する事務	合併時に相模原市の制度を適用する。	274
1 4	建設リサイクル法に関す る事務	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 7 5

番号	事務事業名	調整方針	別冊 3 ページ
1 5	ワンルーム形式集合建築 物に関する指導基準に関 する事務	合併後速やかに相模原市の制度に統合 する。	276
1 6	相模原市特定建築物の建 築に係る自動車の保管場 所の確保に関する条例に 関する事務	合併後速やかに相模原市の制度に統合 する。	277
1 7	ホテル等建築の適正化に 関する条例に関する事務	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 7 8
1 8	中高層建築物の建築に係 る紛争の予防と調整に関 する条例に関する事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 7 9
1 9	相模原市斎場の設置に関 する指導基準に関する事 務	合併時に相模原市の制度を適用する。	280
2 0	既存木造住宅耐震化促進 事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	281
2 1	既存建築物等総合防災対 策事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	282
2 2	建築審査等の事務	合併時に相模原市の制度を適用する。	283
2 3	建築基準法に規定する道 路	特定行政庁事務により、合併後速やか に相模原市の制度に統合する。	284
2 4	建築基準法第9条に規定 する意見の聴取	特定行政庁事務により、合併後速やか に相模原市の制度に統合する。	285
2 5	違反建築物の予防、是正指 導及び措置に関する事務	特定行政庁事務により、合併後速やか に相模原市の制度に統合する。	286
2 6	建築物、建築設備等の定期 報告	特定行政庁事務により、合併後速やか に相模原市の制度に統合する。	287
2 7	住宅金融公庫受託業務に 係る受付、審査及び報告	合併時に相模原市の制度を適用する。	288
2 8	高齢者、身体障害者等が円 滑に利用できる特定建築 物の建築の促進に関する 法律事務	合併時に相模原市の制度を適用する。	289

番号	事務事業名	調整方針	別冊 3 ページ
2 9	エネルギーの使用の合理 化に関する法律事務	合併時に相模原市の制度を適用する。	290
3 0	建築物安全安心実施計画 の推進事務	合併時に相模原市の制度を適用する。	291
3 1	自然災害回避行政の事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 9 2
3 2	建築物の耐震改修の促進 に関する法律に係る受付、 審査、立入検査及び認定に 関する事務	合併時に相模原市の制度を適用する。	293
3 3	被災建築物応急危険度判 定事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	294
3 4	住宅審議会経費	合併時に相模原市の制度を適用する。	295
3 5	市営住宅維持管理補修事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 9 6
3 6	市営住宅ストック総合改 善事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	297
3 7	市営住宅整備事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	298
3 8	住宅に係る相談及び高齢 者等の民間賃貸住宅入居 支援	合併時に相模原市の制度を適用する。	299
3 9	市営住宅の入居者募集並 びに入居及び退去	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 0 0
4 0	特定優良賃貸住宅の供給 の促進に関する法律事務	中核市事務により、合併時に相模原市 の制度に統合する。	3 0 1
4 1	高齢者の居住の安定確保 に関する法律事務	合併時に相模原市の制度を適用する。	3 0 2
4 2	魅力ある公共建築づくり 推進事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	3 0 3
4 3	公共施設の調査・設計・施 工監督業務	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 0 4
4 4	公共建築物の維持保全計 画	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 0 5

土木部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 3 ページ
1	相模原市みちの協会補助金	合併時に相模原市の制度を適用する。	3 0 6
2	道路交通量調査委託	合併時に相模原市の制度を適用する。 なお、適用にあたっては、道路交通量調 査については、5年毎に行っており、次回 は平成21年度に予定しているため、城山 町の必要箇所を検討し、実施する。	3 0 7
3	開発行為(開発行為に準 ずるものを含む)におけ る道路及び下水道に係 る協議、指導及び検査	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、整備すべき道路等の基準に若干の 差異が見受けられるため、これらは都市部 会が所管する「開発行為等指導事務」で新 市において検討する。	308
4	土木工事積算事務電算 処理経費	合併後速やかに相模原市の制度に統合す る。	3 0 9
5	公共工事に伴う発生残 材の有効利用の推進	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 1 0
6	公共建設発生土の処理 処分対策	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 1 1
7	路線再編成基準に基づ く路線の編成	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 1 2
8	道路情報管理システム 業務委託	合併後5年間で段階的に相模原市の制度 を適用する。	3 1 3
9	首都圏中央連絡自動車 道(さがみ縦貫道路)の 整備促進	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 1 4
1 0	広域幹線道路整備構想 の推進の要請	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 1 5
1 1	国県道の整備促進	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、市町が単独で加入している協議 会等については、現行のまま新市に引き継 ぐ。	3 1 6
1 2	公共工事安全点検パト ロール経費	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 1 8
1 3	路上違反広告物撤去事 業	中核市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	3 1 9

番号	事務事業名	調整方針	別冊 3 ページ
1 4	道路認定路線網図作成 委託	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 2 0
1 5	道路境界整備事業	合併後5年間で段階的に相模原市の制度 に統合する。	3 2 1
1 6	国有財産取得事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 2 2
1 7	道路境界確定事業	合併後5年間で段階的に相模原市の制度 に統合する。	3 2 3
1 8	廃道路敷等測量委託	合併時に相模原市の制度を適用する。	3 2 4
1 9	路上放置自動車等撤去 委託	合併時に相模原市の制度を適用する。	3 2 5
2 0	道路の認定、区域決定、 供用開始等	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 2 6
2 1	廃道路敷の処分	合併後3年間で段階的に相模原市の制度 に統合する。	3 2 7
2 2	未登記道路の取得	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 2 8
2 3	道路の通行禁止及び車 両制限	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 2 9
2 4	都市基準点の管理	合併後5年間で段階的に相模原市の制度 に統合する。	3 3 0
2 5	道路台帳の整備、保管及 び閲覧	合併後5年を目途に相模原市の制度に統 合する。	3 3 1
2 6	道路に係る不服申立て、 訴訟等	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 3 2
2 7	道路の占用許可	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 3 3
2 8	道路管理者以外の者が 行う道路工事の承認、監 督、検査	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 3 4

番号	事務事業名	調整方針	別冊 3 ページ
2 9	道路改良事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、道路整備計画を合併後速やかに策 定する必要がある。	3 3 5
3 0	踏切改良関連事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 3 6
3 1	都市計画道路事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、道路整備計画を合併後速やかに策 定する必要がある。	3 3 7
3 2	駅前等交通広場の整備 事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、道路整備計画を合併後速やかに策 定する必要がある。	3 3 8
3 3	魅力あるみちづくり事 業等	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、道路整備計画を合併後速やかに策 定する必要がある。	3 3 9
3 4	道路の用地取得に係る 残地の管理及び処分	合併後速やかに相模原市の制度に統合する。ただし、管理については現状のまま行っていく。	3 4 0
3 5	道路用地維持管理費	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 4 1
3 6	道路点検パトロール経 費	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 4 2
3 7	道路維持補修事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、生活道路の除雪については、合併 時までに検討する。	3 4 3
3 8	街路樹維持管理事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、シルバー人材 センター及び相模原市みちの協会との調整 が必要になる。	3 4 4
3 9	交通安全施設整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 4 5
4 0	交通安全施設維持管理 事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 4 6
4 1	狭あい道路拡幅整備事 業	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 4 7
4 2	私道路整備事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	3 4 8

番号	事務事業名	調整方針	別冊 3 ページ
4 3	橋りよう維持補修事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 4 9
4 4	寄附道路整備事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 5 0
4 5	歩道整備事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、歩道整備計画については、合併後 速やかに策定する必要がある。	3 5 1
4 6	交通バリアフリー道路 特定事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 5 2
4 7	河川維持管理補修事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 5 3
4 8	河川安全施設整備事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 5 4
4 9	水位観測施設管理事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 5 5
5 0	水路維持管理補修事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 5 6
5 1	河川改修事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、合併後に雨水対策における整備方 針(公共下水道(雨水)、河川等)を定める 必要がある。	3 5 7
5 2	河川に係る整備計画の 策定、認可及び変更	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 5 8
5 3	廃水路敷の処分	合併後3年間で段階的に相模原市の制度 に統合する。	3 5 9
5 4	河川及び水路の指定	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 6 0
5 5	河川・湖に係る急傾斜地の崩壊防止	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 6 1

教育総務部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 4 ページ
1	教育委員会運営事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1
2	日直代行員等経費	日直代行員制度については、合併後5年間で段階的に相模原市の制度を適用する。 学校管理業務については、合併後5年間で段階的に相模原市の制度に統合する。	2
3	私立幼稚園教育振興補 助金	合併時に相模原市の制度に統合する。	3
4	私立幼稚園運営助成事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	4
5	私立幼稚園障害児教育 助成金	合併時に相模原市の制度を適用する。	5
6	奨学金貸付金	合併時に相模原市の制度を適用する。	6
7	奨学基金積立金	合併時に相模原市の制度を適用する。	7
8	中学校課外活動助成金	合併時に相模原市の制度に統合する。	8
9	各種教育研究団体補助金	合併時に相模原市の制度に統合する。	9
1 0	各種教育研究大会等分 担金	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 0
1 1	児童生徒指導対策助成 金	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 1
1 2	進路指導対策助成金	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 2

番号	事務事業名	調整方針	別冊 4 ページ
1 3	学童及び生徒の通学安 全事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、合併後5年間で新市において事 業内容の検討を行う。	1 3
1 4	小·中学校維持管理補修 費	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 4
1 5	小・中学校運営費	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 8
1 6	小·中学校教材等整備事 業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 0
1 7	小・中学校教科書等購入 費	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 3
1 8	校外活動助成費	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 4
1 9	要保護及び準要保護児 童生徒就学援助費	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 6
2 0	障害児学級児童生徒就 学奨励費	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 8
2 1	児童及び生徒の就学	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 9
2 2	学級編制	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 0
2 3	通学区域	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 1
2 4	学校規模の適正化	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 2

番号	事務事業名	調整方針	別冊 4 ページ
2 5	学校医等公務災害補償 費	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 3
2 6	児童生徒等災害見舞金	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 4
2 7	各種教育研究団体補助 金	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 5
2 8	給食センター施設管理 運営事業	合併後3年以内に相模原市の制度に統合 する。	3 6
2 9	学校医等報酬	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 7
3 0	児童生徒等健康診断事 業	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 8
3 1	学校歯科保健事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	3 9
3 2	学校環境衛生経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	4 0
3 3	保健室管理運営費	合併時に相模原市の制度に統合する。	4 1
3 4	児童生徒等災害共済負 担金等経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	4 2
3 5	ランチルーム整備事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	4 3
3 6	学校給食施設·設備整備 事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	4 4
3 7	小・中学校、幼稚園維持 管理補修事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	4 5
3 8	小·中学校屋内運動場改 修事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	4 6
3 9	小·中学校校舎耐震補強 事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	4 7

番号	事務事業名	調整方針	別冊 4 ページ
4 0	小·中学校校舎等整備事 業	合併時に相模原市の制度に統合する。	4 8
4 1	小・中学校環境対策事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	4 9
4 2	総合学習センター施設 利用承認事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	5 0
4 3	総合学習センター施設 運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	5 1
4 4	市民大学実施事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	5 2
4 5	教育の調査研究事業	合併後速やかに相模原市の制度を適用する。	5 3
4 6	生涯学習活動の支援事 業	現行のまま新市に引き継ぐ。	5 4
4 7	情報活用推進事業	合併後段階的に相模原市の制度を適用す る。	5 6
4 8	教材作成事業	合併後3年間で段階的に相模原市の制度 に統合する。	5 7
4 9	教育図書資料の収集整 理活用事業	合併後3年間で段階的に相模原市の制度 を適用する。	5 8
5 0	教育研究所連盟	合併時に相模原市の制度を適用する。	5 9
5 1	教職員研修(基本研修)	中核市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	6 0
5 2	学習相談事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	6 1
5 3	学社融合推進事業	合併後3年間で段階的に相模原市の制度 を適用する。 なお、適用にあたっては、地域性を尊重 する。	6 2
5 4	出前講座事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	6 3
5 5	生涯学習情報化推進事業	合併後段階的に相模原市の制度を適用す る。	6 4
5 6	教職員研修(基本研修以 外)	合併時に相模原市の制度に統合する。	6 5
5 7	学校教育相談事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	6 7
5 8	教職員研修事業	中核市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	6 8

番号	事務事業名	調整方針	別冊 4 ページ
5 9	学校情報教育推進事業	合併後速やかに相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、機器の設置・ 整備の進捗状況が異なっているため、設 置・整備の開始時期や内容については十分 に検討する。	6 9
6 0	職能研修	合併時に相模原市の制度に統合する。	7 0

学校教育部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 4 ページ
1	学校教育研究事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	7 1
2	児童生徒指導推進事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	7 2
3	障害児教育推進事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	7 3
4	水泳授業指導協力者派 遣事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	7 4
5	部活動技術指導者派遣 事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	7 5
6	図書整理員経費	合併後速やかに相模原市の制度に統合する。 なお、図書整理員の配置については、巡 回派遣、ボランティア対応等配置方法の調 整を行う。	7 6
7	障害児学級設備整備事 業	合併時に相模原市の制度に統合する。	7 7
8	教育課程推進事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	7 8
9	地域教育力活用事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	7 9
1 0	学校評議員事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	8 0
11	外国人英語指導助手活 用事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	8 1
1 2	国際交流教育支援事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、城山町が実施しているアーンス クールとの交流については、相手方の意向を 確認し、新市に引き継ぐ。	8 2

番号	事務事業名	調整方針	別冊 4 ページ
1 3	海外帰国及び外国人児 童生徒教育支援事業	合併後速やかに相模原市の制度に統合す る。	8 3
1 4	福祉教育推進事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	8 4
1 5	さがみ風っ子文化祭事業	合併後3年以内に相模原市の制度に統合 する。	8 5
1 6	人権教育事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	8 6
1 7	各種相談・指導・訪問事 業	合併時に相模原市の制度に統合する。	8 7
1 8	学校支援ボランティア 制度	合併時に相模原市の制度に統合する。	8 9
1 9	障害児就学指導事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	9 0
2 0	介助員(臨時的任用職 員)派遣事業	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、派遣学級については、地域の特性を 配慮し調整する。	9 1
2 1	 学力向上支援事業 	合併時に相模原市の制度を適用する。	9 2
2 2	学校安全教育推進事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	9 3
2 3	八木重吉文学賞事業	現行のまま新市に引継ぐ。	9 4
2 4	少人数指導等支援事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	9 5
2 5	教職員互助団体補助	合併時に相模原市の制度に統合する。	9 6
2 6	教職員表彰事務(市表 彰)	合併時に相模原市の制度に統合する。	9 7

番号	事務事業名	調整方針	別冊 4 ページ
2 7	教職員健康診断	合併時に相模原市の制度に統合する。	98
2 8	教職員の任免その他の 人事の内申	合併時に相模原市の制度に統合する。	9 9
2 9	教職員の昇給、昇格、特 別昇給等給与の内申	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 0 0
3 0	教職員の服務監督	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 0 1
3 1	教職員定数の内申	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 0 2
3 2	教職員褒賞・表彰事務 (国・県表彰)	合併時に相模原市の制度に統合する。	103
3 3	教職員の公務(通勤)災 害	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 0 4
3 4	教職員組合に関する事 務	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 0 5
3 5	市費負担による非常勤 講師の任用	合併時に相模原市の制度を適用する。	106
3 6	教職員互助団体に関する事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 0 7
3 7	教職員衛生管理	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 0 8
3 8	教職員被服貸与	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 0 9
3 9	野外体験教室活動事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 1 0
4 0	野外体験教室管理運営 事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 1 1
4 1	青少年・教育相談事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 1 2

番号	事務事業名	調整方針	別冊 4 ページ
4 2	ヤングテレホン事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 1 3
4 3	青少年街頭指導·相談事 業	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 1 4
4 4	青少年相談員経費	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 1 5
4 5	青少年相談センター運 営協議会経費	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 1 6
4 6	適応指導教室事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 1 7
4 7	施設維持管理補修事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 1 8

生涯学習部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 4 ページ
1	社会教育委員経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 1 9
2	生涯学習ルーム運営費 (小中学校余裕教室)	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 2 0
3	社会教育関係団体事務 室利用者協議会補助金	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 2 1
4	人権教育事業	合併後3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、地域性を尊重する。	1 2 2
5	美術品等収集事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 2 3
6	J R 相模原駅駅ビル公 共施設維持管理事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 2 4
7	家庭教育啓発事業	合併後3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、地域性を尊重する。	1 2 5
8	市民文化祭経費	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 2 6
9	音楽等振興事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 2 7
1 0	相模原市民ギャラリー 運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 2 9
1 1	公民館館長等経費	合併後3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、地域性を尊重する。	1 3 0
1 2	公民館運営協議会等経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	131
1 3	公民館非常勤職員等経費	合併後3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、地域性を尊重 する。	132

番号	事務事業名	調整方針	別冊 4 ページ
1 4	公民館活動事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	134
1 5	公民館施設維持管理補 修事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 3 5
1 6	彫刻のあるまちづくり 事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 3 6
1 7	県立相模湖交流センタ ーの管理・運営に関する こと	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 3 7
1 8	PTA育成費	合併後3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、過去の経緯や 地域性、団体の意向を尊重する。	139
1 9	地域婦人団体育成費	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 4 0
2 0	女性グループ育成費	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 4 1
2 1	文化団体育成費	合併後3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、過去の経緯や 地域性、団体の意向を尊重する。	1 4 2
2 2	音楽関係団体等補助金	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 4 3
2 3	生涯学習推進事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 4 4
2 4	公民館に関する調査研 究・研修	合併後3年間で段階的に相模原市の制度 を適用する。 なお、適用にあたっては、地域性を尊重 する。	1 4 6
2 5	津久井生涯学習センタ 一施設利用承認事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 4 7
2 6	津久井生涯学習センタ 一施設運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 4 8
2 7	文化財保護審議会経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 4 9

番号	事務事業名	調整方針	別冊 4 ページ
2 8	文化財普及事業	合併後3年間で段階的に相模原市の制度 に統合する。	1 5 0
2 9	スポーツ振興審議会経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 5 2
3 0	体育指導委員活動推進 事業	合併後3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、地域住民の意向や地域性を尊重する。	153
3 1	スポーツ振興に関する 事業	合併後3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、地域性を尊重する。	154
3 2	各種体育大会等実施事業	合併後3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、地域性を尊重する。	155
3 3	(財)相模原市体育協会 補助金	合併後3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、過去の経緯や 地域性、団体の意向を尊重する。	157
3 4	スポーツ施設管理事業	合併後3年間で段階的に相模原市の制度 に統合する。	1 5 9
3 5	スポーツ施設の整備	現行のまま新市に引き継ぐ。	160
3 6	学校施設開放事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、料金、減免措置については、合併 後新市において検討する。	1 6 1
3 7	県立相模湖漕艇場の管 理・運営に関すること	現行のまま新市に引き継ぐ。	162
3 8	青少年問題協議会経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 6 3
3 9	青少年健全育成環境づ くり事業	合併後3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、地域住民の意向や地域性を尊重する。	164
4 0	青少年指導員活動推進 事業	合併後3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、地域住民の意向や地域性を尊重する。	166

番号	事務事業名	調整方針	別冊 4 ページ
4 1	青少年関係団体補助金	合併後3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、過去の経緯や 地域性、団体の意向を尊重する。	167
4 2	青少年学習センター施 設維持管理事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	168
4 3	青年海外派遣基金の運 用管理	合併時に相模原市の制度を適用する。	169
4 4	青少年学習センター活 動自主事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	170
4 5	青少年学習センター活 動団体委託事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	171
4 6	図書館協議会経費	現行のまま新市に引き継ぐ。	172
4 7	図書館施設維持管理 費·施設維持補修費	現行のまま新市に引き継ぐ。	173
4 8	視聴覚ライブラリー自 主事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	174
4 9	図書資料充実経費	合併後速やかに相模原市の制度に統合す る。	1 7 5
5 0	図書館サービス経費	合併後速やかに相模原市の制度に統合す る。	1 7 6
5 1	図書館施設運営費	合併後速やかに相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、利用相談員の 配置の必要性、配送業務方法(コース等) を検討する。	1 7 7
5 2	図書等複写費用	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 7 8
5 3	図書館システム経費	合併後速やかに相模原市の制度を適用す る。	179
5 4	視聴覚ライブラリー施 設運営費	合併時に相模原市の制度を適用する。	181

番号	事務事業名	調整方針	別冊 4 ページ
5 5	子どもの読書活動推進 事業	合併後、3年間で段階的に相模原市の制度 に統合する。	182
5 6	博物館協議会	現行のまま新市に引き継ぐ。	183
5 7	資料収集保存事業	合併後、3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、資料の収蔵施設の独自性や設立経過、住民活動などを考慮し、協議する期間を設け検討する。	184
5 8	資料調査研究事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	185
5 9	展示・教育普及事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	186
6 0	プラネタリウム事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	187
6 1	博物館施設維持管理運 営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	188
6 2	尾崎咢堂記念館の管理 運営に関すること	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、管理運営方法等については、施設 の独自性や設立経過、住民活動などを尊重 し、協議する期間を設け、検討する。	189
6 3	エコミュージアム推進 事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	190

議会部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 4 ページ
1	議員報酬等	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 9 1
2	政務調査費	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 9 2
3	議会国際交流	合併時に相模原市の制度を適用する。	193
4	請願及び陳情	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 9 4
5	議会報の発行	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 9 5
6	本会議	合併時に相模原市の制度に統合する。	196
7	常任委員会	合併時に相模原市の制度に統合する。	198
8	特別委員会	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、新たに設置する委員会について は、合併後に決定する。	2 0 0
9	議会運営委員会	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 0 1
1 0	任意の協議組織	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 0 3
1 1	委任専決事項	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 0 4
1 2	議会刊行物	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 0 5

選挙管理委員会部会

	: 女 只女叩女		別冊 4
番号	事務事業名	調整方針 	ページ
1	選挙管理委員会運営費	合併時に相模原市の制度に統合する。	207
2	選挙啓発経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	208
3	投票事務費	合併時に相模原市の制度に統合する。	209
4	開票事務費	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 1 1
5	選挙公報発行費	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 1 3
6	ポスター掲示場経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 1 4
7	選挙啓発費	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 1 5
8	その他選挙執行経費	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、従来から行われてきた財産区 等の選挙については、現行のまま新市に 引き継ぐ。	2 1 6
9	条例、規則等の取扱い	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 1 7
1 0	諸証明の発行	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 1 8
1 1	選挙人名簿等の調製並び に縦覧及び閲覧	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 1 9
1 2	投票及び開票区域	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 2 0
1 3	期日前投票及び不在者投票	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 2 1
1 4	直接請求	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 2 3
1 5	検察審査員候補者	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 2 4

監査委員部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 4 ページ
1	監査委員費	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 2 5
2	条例、規則等の取扱い	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 2 6
3	職員の人事及び給与	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 2 7
4	監査計画	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 2 8
5	定期監査	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 2 9
6	随時監査	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 3 0
7	出納検査	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 3 1
8	決算審査	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 3 2
9	請求監査	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 3 3
1 0	要求監査	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 3 4
1 1	報告の徴収等	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 3 5
1 2	外部監査	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 3 6

農業委員会部会

	LANA		
番号	事務事業名	調整方針	別冊 4 ページ
1	農地転用受理済等証明交 付に関する事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 3 7
2	農地基本台帳の整備	合併後、速やかに相模原市の制度に統 合する。	2 3 9
3	農地違反転用対策に関す る事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 4 0
4	国有農地等の維持管理及 び登記事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 4 1
5	農業者年金事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 4 2
6	農業委員会広報誌の発行	合併時に相模原市の制度を適用する。 なお、配布方法は郵送により行う。	2 4 3
7	選挙人名簿登載申請書の 受理及び審査に関する事 務	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、申請書の配布・回収方法につ いては、郵便による方法に合併後速やか に統合する。	2 4 4
8	委員会の権限に属する各 種の建議及び答申	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 4 5
9	農地等の権利移動の許可 及び農地転用許可に関す る事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 4 6
1 0	農地等の交換分合に関す る事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 4 7
1 1	農地等の相隣関係の紛争 の調停に関する事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 4 8
1 2	農業経営基盤強化促進法 に関する事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 4 9
1 3	農業生産法人に関する事 務	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 5 0
1 4	生産緑地法に関する事務	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 5 1

番号	事務事業名	調整方針	別冊 4 ページ
1 5	農業委員会委員報酬	引き続き在任する選挙による委員の報酬については、現行のとおりとする。 ただし、会長、会長職務代理者及び選任による委員は相模原市の制度による報酬とする。市町村の合併の特例等に関する法律の適用期間経過後については、相模原市の制度に統合する。	252
1 6	農業委員会委員活動(視察、研修等)	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 5 3
1 7	農業委員会会議	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 5 4
1 8	小作地に関する事務	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、標準小作料の見直し時期につ いては、合併後3年以内に統合する。	2 5 5
1 9	農地造成に関する事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 5 6
2 0	他法令に基づく農地の現 況照会等に関する事務	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、現地調査については、事務局 職員、地区農業委員が行うことに統合す る。	2 5 7
2 1	市民農園に関する事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 5 8

消防部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊4 ページ
1	開発事業の協議	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 5 9
2	消防水利維持管理整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。なお、新市 の消防力整備計画の策定と併せ、消防水利 の整備計画等を検討する。	260
3	各種催事に係る警備	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 6 1

会計部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 4 ページ
1	収入事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 6 2
2	支出事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	263
3	指定金融機関等	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 6 4
4	公共料金支払基金の運用 管理	合併時に相模原市の制度を適用する。	265

報告第9号

合併まちづくり計画 (案) について

合併まちづくり計画(案)について、別紙のとおり報告する。

平成18年4月24日提出

相模原市・城山町合併協議会会長 小川 勇夫

(1) 神奈川県から移管される事務について

合併に伴い神奈川県から移管される事務について

1 移管される事務の概要

相模原市は中核市であるため、城山町の区域において神奈川県が実施している事務のうち、中核市が処理するとされている事務は、合併時に移管されることとなる。

移管される事務は、平成18年3月20日の相模原市、旧津久井町、旧相模湖町の合併に伴い移管された事務と同様の事務となるが、主な事務としては、精神保健、感染症予防等の対人保健サービスや、飲食店や旅館業、美容業等の営業許可、医事・薬事関係事務、食品衛生検査業務などの保健所事務のほか、生活保護に係る事務や身体障害者手帳の交付、社会福祉法人の設立認可などの福祉関係事務、産業廃棄物等に係る事務、大気汚染や騒音、振動、悪臭の防止などの規制・指導や環境測定に関する事務、建築許可や屋外広告物の規制に関する事務などがある。

2 事務の移管にあたっての基本方針

- (1) 神奈川県が行っている現行の行政サービスの内容を踏まえ、住民福祉の向上を目指して、相模原市の制度を基準に調整を図るものとする。
- (2) 現行の神奈川県の組織体制や地域特性を踏まえ、住民サービスの効果的、効率的な提供の観点から必要な組織を設置するものとする。

なお、組織の設置にあたっては、相模原市の津久井総合事務所、相模湖総合事務所の 組織を踏まえて検討するものとする。

3 神奈川県との調整について

神奈川県から移管される事務は、法令や県がその権限に基づき実施している事務である ため、基本的には現行内容と相違なく、新市に引き継がれることとなる。

今後、神奈川県とは、合併に向けて、移管される事務を確定するとともに、財政支援や 県職員の支援体制、研修・交流等の調整等を図ることとなる。

なお、引き継がれる事務に対応する具体的な執行方法や組織体制については、基本方針に基づき、新市全体の行政組織のあり方を具現化する中で検討するものとする。

(2) 相模原市・城山町合併市町村基本計画(素案)の公表及び意見募集要領(案)

1 目 的

この要領は、相模原市・城山町合併市町村基本計画(以下「基本計画」という。)の素案の公表及び意見募集に関し必要な事項を定めることにより、基本計画の作成にあたり広く住民の意見を反映することを目的とする。

2 素案の公表の方法

素案の公表は、次の方法により行う。

- (1) 相模原市・城山町合併協議会(以下「合併協議会」という。) ホームページへの掲載
- (2) 合併協議会が発行する広報紙への概要の掲載
- (3) 次の場所での閲覧及び配布

ア 相模原市・城山町合併協議会事務局(広域行政推進課)、行政資料コーナー、各総合事務所庶務課、各出張所、各公民館、津久井文化福祉会館、相模湖交流センター

イ 城 山 町 合併推進課、情報コーナー、公民館図書室、保健福祉センター

ウ 藤 野 町 合併推進課、各支所

3 意見を提出できるもの

意見を提出できるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 相模原市、城山町又は藤野町の区域内に住所を有する者
- (2) 相模原市、城山町又は藤野町の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 上記のほか、素案に対して意見を有するもの

4 意見の受付期間

意見の受付期間は、平成18年5月1日から同年5月22日までとする。

5 意見の提出方法

意見を提出しようとするものは、住所、氏名、連絡先を明らかにし、次の方法により意見を提出しなければならない。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 次の場所への書面の提出

ア 相模原市 相模原市・城山町合併協議会事務局(広域行政推進課)

- イ 城 山 町 合併推進課
- ウ 藤 野 町 合併推進課

6 提出された意見の取扱

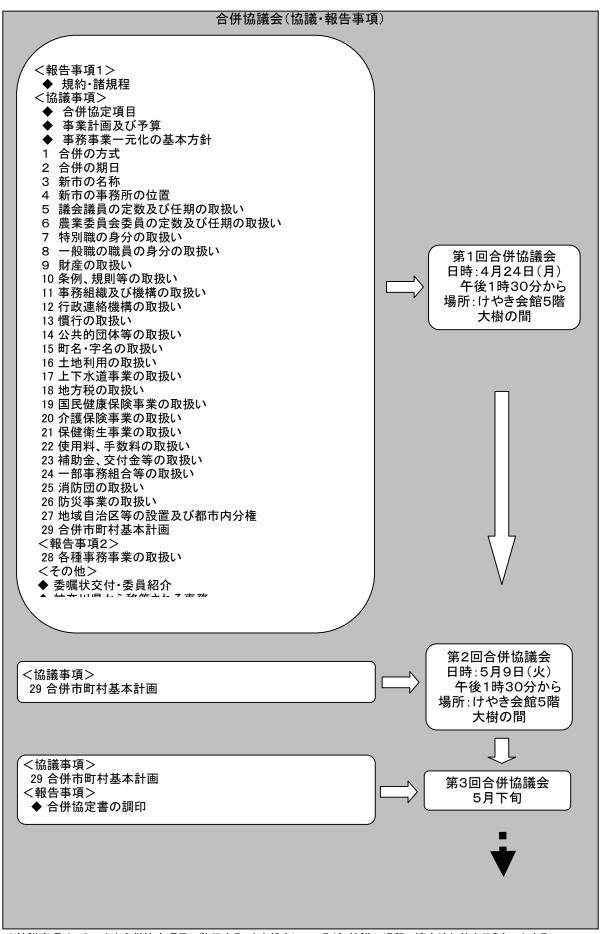
- (1)提出された意見は、事務局でその概要をとりまとめ、基本計画の協議にあたって参考とするため合併協議会に提出する。
- (2) 合併協議会は、提出された意見を考慮して基本計画を作成するものとし、決定した基本計画並びに提出された意見の概要及び意見に対する合併協議会の考え方について、素案と同様の方法により公表する。

7 附 則

この要領は、平成18年4月24日から施行する。

(3)相模原市・城山町合併協議会協議スケジュール(案)について

相模原市・城山町合併協議会協議スケジュール(案)



※協議事項は、そのまま合併協定項目に移行することを想定しているが、協議の過程で適宜追加等を行うものとする。 ※協議会において、協議事項の協議が整わなかった場合には、継続協議として次回会議に改めて諮るものとする。

(4) 今後の協議会開催日程(案) について

第2回相模原市·城山町合併協議会(予定)

◇ 日 時:平成18年5月9日(火)午後1時30分から◇ 場 所:けやき会館 5階 大樹の間

